

秩父別町史

続二卷



町花「バラ」



町章

秩父別町章は、昭和28年に設定された紋章の綯を十字に配し、米作地秩父別を表していたものを現代的に表現したもので、きびしい風雪に耐えながら千古不替の大密林を開拓された先人の屯田魂と理想に向かって雄々しく伸びる秩父別の未来を表徴したものである。三角形は秩父別の地形を象り、町民の安定と飛躍的發展を表し、綯は屯田魂と郷土愛を意味し、全体の形を秩父別の「チ」とする。旗の地色は白とし町民の清純を、青（紺）は、不屈の精神と安定、黄（きだいだい）は、郷土愛と發展を表徴する。



町木「さくら」



町花木「つつじ」



秩父別町長 神藪 武

発刊の辞

本町は、明治二八・二九年の両年にわたる屯田兵の開拓以来、脈々と一一五年の歴史を重ね、本年二年九月一日には北いぶき農業協同組合本所におきまして、秩父別町開基一一五年・町制施行五〇周年さらに綾川町との姉妹町締結三〇周年記念式典を、町内外多数の皆様のご来臨を賜りまして、全町民の喜びの中に挙行することができました。

開拓以来の歴史をとどめるため、過去に秩父別村史（昭和二九年）や、秩父別町史（昭和三九年・六二年・平成六年）を数度にわたり発行しております。

今般は町制施行五〇周年を記念いたしましたして、平成七年から二一年に至る期間の一五年間について収録編纂し「続二巻」として、この過程を後世に伝えることといたしました。

先人が不撓不屈の開拓精神をもって、艱難辛苦を乗り越え、



副町長 岡崎 稔

町長 神薙 武

教育長 伊藤 廣

広遠な歲月の中で築き上げられてきた本町の歴史と文化を大切に、町民の皆様とともに英知を結集し、創意工夫を重ね「安全安心で活気に満ちたまち」実現に向けて一層の努力を重ねてまいります。

「故郷秩父別」を、深い郷土愛のうえに営々と守り発展させていく決意を新たに、これからの町政を担当させていただきますことは、私にとりまして大きな喜びであるとともに、大きな責任を感じているところであります。

本史の編集に携わられました各位に心から謝意を申し上げ、
発刊の辞といたします。

平成二十二年一月

北海道秩父別町長 神 薙 武



議長 早川正剛



副議長 寺迫公裕



町議会議員

歴代首長



第5代町長
松本徳一



第4代町長
後藤義博

歴代議長



第12代議長
大西章允



第11代議長
吉澤國太郎



秩父別町市街全景





ローズガーデンちっぷべつ



交流体験農園なつみの里



秩父別温泉 1 階大浴場改修事業



ふわふわ館



開基115年・町制施行50周年・綾川町姉妹町締結30周年記念式典（平成21年9月1日）

北いぶき農業協同組合本所で行われた式典では、はじめに本町の発展のために尽力された先人に対し、黙とうを捧げました。

神薙町長の式辞では、「先人が不撓不屈の開拓精神をもって、艱難辛苦を乗り越え、広大な歳月の中で築き上げられてきた本町の歴史と文化を大切にし、町民の皆さまとともに英知を結集し、創意工夫を重ね『安全安心で活気に満ちたまち』実現に向けて、一層の努力をします。

また、綾川町との姉妹町締結三十周年を迎えられましたことに、大きな慶びを感じているとともに、今後、五〇年、一〇〇年と親交を深め、両町の発展を念願するものであります」と決意が述べられました。

続いて、来賓を代表し、藤井賢綾川町長、村瀬秀則綾川町議会議長、早川町議会議長から「秩父別・綾川両町のさらなる発展を期待します」などの祝辞がありました。

記念式典終了後には、アトラクションとして陸上自衛隊第二音楽隊（旭川市）の吹奏楽演奏と秩父別小学校富樫淳一教諭のエレクトーン演奏が行われ、「NHK大河ドラマ『天地人』メインテーマ」や「千の風になって」などの演奏が披露されました。



産業後継者新規就業支援金の贈呈



特産品ブロッコリー



秩父別産米
産米ランキング最高位



稲刈り風景



田植え風景

凡 例

一、本町史は、秩父別町開基一一五年・町制施行五〇周年・香川県綾川町姉妹町締結三〇周年記念事業の一環として編集・出版したものである。

一、本町史は、『秩父別町史 続巻』（平成八年三月発行）で記述されている内容以降の、おおむね平成七年度から平成二一年度までの一五年間について、主な行政・民間の出来事を収録したものである。

一、本町史の構成・文体・用語などは原則として前町史続巻に準じた扱いとしたが、「常用漢字」「現代かなづかい」を徹底し、さらに旧漢字をそのまま使う場合は、ルビ（ふりがな）を付した。

一、資料の引用は、本文中はかぎかっこ（「」）で示し、長文の場合は改行の上、二字下げにして区別した。

一、本文の和数字は「万」「億」を単位として使い、四けたの表記とした。ただし統計表は算用数字を採用している。

一、前町史続巻においては、前町史と同続巻の目次を併記していたが、全体的に複雑な表記になるため、本町史においては続二巻のみの目次にとどめた。

一、文中の人名は、他の史書の前例にならい敬称を省略した。人名の表記は、原則として戸籍登録の漢字を使用した。

一、本町史執筆に参考として使用した資料は、巻末に一括して掲載している。

秩父別町史 続二卷 目次

発刊の辞

口 絵

凡 例

秩父別町長 神 薙 武

第一編 概 説

第一章 道政と道内の動き……………三

第一節 道政の動き……………三

第二節 北海道経済の推移……………五

第二章 空知支庁管内の概況……………七

第一節 進行する過疎化……………七

第二節 地方自治の推移……………九

第三節 産業構造の変化……………一〇

第四節 北海道空知支庁……………一一

目次

第二編 行財政・町議会・選挙

第一章 地域構造と町民生活の変化……………一五

第一節 自然と環境……………一五

第二節 世帯数・人口の変遷……………一六

第三節 産業構造の変化……………二〇

第四節 町民生活の変化……………二一

第二章 行 政……………二三

第一節 歴代町長の足跡……………二三

一 歴代三役……………二三

二 第三期後藤町政（平成七年三月～一一年三月）……………二四

三 第一期松本町政（平成一一年三月～一四年三月）……………二五

四 第二期松本町政（平成一五年～一八年）……………二七

五 第一期神数町政（平成一九年三月～現在）……………二九

第二節 まちづくりの推進……………三一

一 秩父別町総合計画……………三一

二 秩父別町過疎地域活性化振興・自立促進計画……………三四

三 秩父別町21世紀への提言……………三六

四 まちづくり協働隊の発足……………三七

五	自治基本条例の施行	三八
六	広域行政の推進	三九
七	行財政改革の推進	四二
八	住民基本台帳ネットワークシステム	四四
九	広報・広聴	四五
一〇	姉妹町交流	四八
一一	町内会の活動	五一
一二	公社	五三
一三	行政委員会	五五
第三節	財政	五八
一	一般会計	五八
二	特別会計と事業会計	七二
三	町税・国民健康保険料等の収納状況	八六
四	町有財産	九一
第三章	町議会	九五
第一節	町議会の役割	九五
第二節	町議会の開催と議員の活動	九六
第四章	選挙	一〇三

目次

第一節	選挙制度の改正	一〇三
第二節	選挙管理委員会	一〇五
第三節	選挙の執行状況	一〇七
第四節	各種選挙の投票状況	一〇八
第五節	有権者数	一〇九
第五章	記念式典と顕彰	一一一
第一節	記念式典	一一一
第二節	叙勲と褒章	一一四
一	叙勲	一一四
二	褒章	一一五
第三節	名誉町民	一一六
第四節	町政功労者	一一八
第六章	生活基盤の整備	一二一
第一節	上水道事業	一二一
第二節	下水道事業	一二四
一	農業集落排水事業	一二四
二	合併処理浄化槽	一二七
第三節	ごみ処理	一二八

第四節 町営住宅と分譲住宅団地……………一三二

一 町営住宅……………一三二

二 分譲住宅団地……………一三三

三 定住促進宅地取得奨励金と空家情報……………一三四

第三編 産業経済と労働

第一章 農 業……………一三七

第一節 農政概況……………一三七

第二節 農業経営と就業者の推移……………一三八

第三節 農業振興事業……………一四二

一 農業・農村づくり……………一四二

二 振興施策……………一四四

三 地域農業基盤確立農業構造改善事業……………一五三

四 山村・新山村振興等農林漁業特別対策事業……………一五四

五 道営経営体育成基盤事業……………一五六

六 農業振興基金……………一五八

七 農業機械の個人所有と共同利用……………一五九

第四節 稲 作……………一六〇

目次

一	北海道と秩父別町の米対策	一六〇
二	作付けと収量	一六一
三	産米改良	一六三
第五節	畑作と果樹	一七五
一	畑作	一七五
二	野菜	一七九
三	花き	一八三
第六節	畜産	一八七
第七節	農産物加工	一八八
第八節	農業気象と農業災害	一八九
第九節	農業関係機関と団体	一九一
一	農業委員会	一九一
二	農業協同組合	一九三
三	その他の農業関係団体	一九九
第二章	林業	二〇五
第一節	概要	二〇五
第二節	現状	二〇五
第三章	商工業	二〇七

第一節	商工業を取り巻く現状と課題	二〇七
第二節	商工業の振興	二〇八
第三節	商 業	二一一
第四節	工 業	二一一
第五節	金 融	二二三
第六節	秩父別町商工会	二二四
第七節	関係団体	二二八
第四章	観光・レジャーと物産	二三二
第一節	観光概要	二三二
第二節	秩父別町の観光振興策	二三二
第三節	観光施設	二三五
一	秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」	二三五
二	ばらの庭園「ローズガーデンちっぶべつ」	二三七
三	滞在型交流体験農園「なつみの里」	二三九
四	秩父別町観光体験牧場「めえーめえーランド」	二三〇
五	道の駅「鐘のなるまち・ちっぶべつ」	二三一
六	開基百年記念塔と世界の鐘	二三二
七	こども冒険の森公園	二三三

目次

八	日本庭園「百禄園」	二二三
九	滝の上自然公園	二三四
一〇	その他の公園	二三四
第四節	観光・レジャーイベント	二三五
一	秩父別とんでんまつり	二三五
二	ちっぷフェスティバル in ローズガーデン	二三六
三	ちっぷ納涼盆踊り大会	二三七
四	産業まつり	二三七
五	青少年ふるさと雪んこまつり	二三八
六	田植え・稲刈り体験ツアー	二三九
第五節	物産	二三九
一	秩父別町の特産品	二三九
二	特産品の研究開発	二四一
三	販売促進	二四二
第六節	観光入り込み客数	二四二
第七節	秩父別町観光協会	二四三
第五章	労働	二四四
第一節	労働関係法令の変遷	二四四

第二節 最低賃金の保証	二四五
第三節 労働組合	二四六

第四編 教 育

第一章 教育行政	二四九
----------	-----

第一節 教育制度の変遷	二四九
-------------	-----

第二節 教育委員会と教育振興	二五二
----------------	-----

一 教育委員会	二五二
---------	-----

二 教育振興	二五三
--------	-----

第二章 学校教育	二五九
----------	-----

第一節 秩父別小学校	二五九
------------	-----

第二節 秩父別中学校	二六三
------------	-----

第三節 特殊教育から特殊支援教育へ	二六七
-------------------	-----

第四節 学校給食	二六八
----------	-----

第五節 北海道秩父別高等学校	二六九
----------------	-----

第六節 教育関係機関・団体	二七一
---------------	-----

第三章 社会教育	二七三
----------	-----

第一節 社会教育委員	二七三
------------	-----

目次

第二節	社会教育推進計画の策定	二七五
第三節	生涯学習	二七七
一	生涯学習事業の推進	二七七
二	生涯学習施設の整備と活用	二八二
三	生涯学習関係の機関・団体	二八五
第四節	体育・スポーツ	二八九
一	体育・スポーツ振興事業の推進	二八九
二	体育・スポーツ大会の開催・支援	二九〇
1	運動会・スポーツ大会	二九〇
2	陸上競技	二九二
3	球 技	二九四
4	ウインタースポーツ	二九六
5	武 道	二九七
三	体育・スポーツ施設の整備	二九七
四	体育・スポーツ関係機関・団体	三〇四
第五節	文 化	三〇六
一	文化事業の推進	三〇六
二	文化施設の整備と事業推進	三〇七

三	文化財の保護	三二〇
四	文化関係団体と文化活動	三二二
1	文化連盟	三二二
2	町民の文化活動	三二五

第五編 社会福祉

第一章	概説	三二九
-----	----	-----

第一節	福祉制度	三二九
-----	------	-----

第二節	町の福祉政策	三三二
-----	--------	-----

第二章	福祉事業の推進	三三五
-----	---------	-----

第一節	福祉事業	三三五
-----	------	-----

一	生活保護と生活福祉資金	三三五
---	-------------	-----

二	児童福祉	三三七
---	------	-----

三	母子福祉	三三八
---	------	-----

四	障害児(者)福祉	三三二
---	----------	-----

五	高齢者福祉	三三六
---	-------	-----

第二節	国民年金	三四〇
-----	------	-----

第三章	福祉施設	三四一
-----	------	-----

目次

第一節	児童施設	三三一
第二節	高齢者福祉施設	三三三
第四章	福祉関係機関・団体	三四七
第六編	保健衛生と環境保全	
第一章	医療機関と保健予防	三五五
第一節	医療制度の危機と医療施設	三五五
第二節	疾病の状況	三五六
第三節	保健・予防活動	三五八
第四節	機関・団体	三六四
第二章	国民健康保険	三六六
第一節	取り巻く状況	三六六
第三章	生活環境衛生	三七七
第一節	上・下水道の整備	三七七
第二節	ごみ処理	三七八
第四章	墓地と火葬	三七九
第五章	環境の美化と保全	三八〇
第一節	生活環境の緑化と美化	三八〇

第二節 環境保全……………三八二

第七編 治安と防災

第一章 警 察……………三八七

第一節 司法にかかわる法改正……………三八七

第二節 機構・組織……………三八九

第三節 犯罪と防犯活動……………三九〇

第四節 交通安全……………三九三

第二章 消 防……………三九八

第一節 消防法の変遷……………三九八

第二節 深川地区消防組合秩父別支署……………三九九

第三節 秩父別消防団……………四〇〇

第四節 火災と救急……………四〇二

第五節 防火施設と消防機械設備……………四〇五

第六節 自然災害……………四〇六

第七節 関係団体……………四〇九

目次

第八編 交通・運輸と通信

第一章 交通・運輸……………四一三

第一節 鉄道……………四一三

第二節 バスとハイヤー……………四一四

第三節 自動車……………四一六

第二章 道路……………四一七

第一節 道路の概況……………四一七

第二節 町道……………四一八

第三節 国道……………四二一

第四節 国道……………四二三

第五節 橋梁……………四二五

第六節 除排雪……………四二六

第三章 通信……………四二九

第一節 郵便……………四二九

第二節 電気通信……………四三〇

第九編 宗 教

第一章 神社と教会

..... 四三五

第一節 神 社

..... 四三五

第二節 教 会

..... 四三八

第二章 寺院と祠堂

..... 四三九

第一節 寺 院

..... 四三九

秩父別町年表（平成七年一月一日以降）

年 表

..... 四四五

主な参考文献

..... 四六九

あとがき

..... 四七〇

秩父別町史 続二巻 校閲・担当者一覧

..... 四七一

第一編
概
說

第一章 道政と道内の動き

第一節 道政の動き

堀道政から高橋道政へ

旧社会党の公認、あるいは同党推薦の北海道知事として三期一二年務めた横路孝弘の後継候補は、堀達也前北海道副知事であった。平成七年四月の知事選挙に出馬して当選した堀は、就任直後から職員による構造的な不正問題の処理にほん弄されたが、それらの反省に立って全国トップレベルの透明度を確保した情報公開制度を制定した。また、当時として先進的な事業評価制度の「時のアセスメント」を全国に先駆けて断行した。一二年四月の選挙では民主党、自民党、公明党の推薦を受け再選され、とかく問題の多かった入札制度の改善、全国初の「行政基本条例」制定への準備、民間の翼「エア・ドゥ」（北海道国際航空）の設立支援などに取り組んだ。

しかし、一五年四月の知事選挙は堀知事の三選断念により、新人候補九人が乱立するという知事選挙史上初めての乱戦となった。結局、自民党推薦、保守党・公明党支持の高橋はるみ前北海道経済産業局長が初当選した。これは道政史上初、全国でも四人目の女性知事の誕生であった。高橋知事は一九年四月の選挙で再選され、「北海道新生プラン」「北海道ブランドの強化」「環境重視社会づくり」「観光のくにづくり」などの新しい施策を策定・推進した。特に北海道新幹線新青森〜新函館間の着工、知床の世界自然遺産登録実現、北海道洞爺湖サミットの誘致・開催、大胆な道庁の行財政改革断行、大手自動車製造企業の誘致によるものづくり産業の集積などに足跡を残している。

政権交代と道政

自民党・公明党を与党とする安倍晋三内閣時代の平成一九年七月に行われた参議院議員選挙で、自民党は民主党など野党に大敗、与野党逆転のねじれ国会を許し、自民党の政権運営に影を落とし始めた。その上、歴代内閣の政権投げ出しや与野党対決の焦点になっていた「消えた年金」、「道路特定財源存廃」、「官僚の天下り禁止」などの問題により、自民党に対する政治不信がかつてないほど高まった。

そのような政治状況の中、二二年八月三〇日に執行された第四五回衆議院議員選挙で民主党が大勝した。民主党が一举に三〇八議席を獲得したのに対し、自民党は三〇〇議席を一〇九議席まで大幅に減らし、政治上歴史的な大敗を喫した。

民主党は国民新党、社民党との連立に合意し、九月一六日に民主党代表を首班とする鳩山由紀夫三党連立内閣をスタートさせた。実は、これまでも自民党、社会党による、「五五体制」の崩壊に伴い、自民党が細川護熙内閣（五年）、羽田孜内閣（六年）に政権を奪われて下野したことがあるが、第一党の座を他党に明け渡したのはこれが初めてであった。

脱官僚、政治主導などを前面に掲げた新内閣の政策は、新しい政治手法により地方自治体にも大きな変化を求めるもので、特に厳しい国家財政事情を反映し、国と地方関係、公共事業、地方交付税などのあり方を見直すなど、大きな課題を投げかけている。

こうした情勢を受けて、かつて自民党、公明党の推薦を受けて当選した高橋道知事も「道民党」の立場から、市町村とも連携して民主党を中心とする新政権に対して、懸案事項などの解決に積極的に要請しているが、市町村自身にとっても新政権の舵取りがどうなるか、今後の動向が注目されている。

市町村合併の推進

究極の地方分権推進・地方主権確立を目指す取り組みとして、市町村合併、支庁制度の改革、道州制特区の推進が注目された。市町村合併では広域分散型の北海道において他府県に比べ進まなかったが、それでも平成一六年一月現在で二二市町村（三四市、一五四町、二四村）あったのが、一八年四月には一八〇市町村（三五市、一三〇町、一五村）へと三三市町村も減った。つまり五三の市町村が合併し、二一の市町に再編されたのである。

第二節 北海道経済の推移

人口の推移

全国の人口がほぼ横ばいで推移している中、北海道では平成九年の約五七〇万二〇〇〇人をピークとして減少傾向に転じ、二〇年三月末には約五五七万二〇〇〇人に落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所は、今後とも北海道の人口が全国平均を上回るペースで減少すると推計している。しかも、その中で札幌一極集中がさらに加速するという。すでに全道民の三分の一が札幌市に在住し、その他の市町村は人口減少に悩まされている。

経済規模と成長率

北海道総生産額は、約二〇兆四〇〇〇億円でピークとなった平成八年度まで比較的順調に増加していたが、その後は増減を繰り返したのち一三年度から減少の一途をたどり、一四年度以降は二〇兆円の大台を割り込んでいる。北海道開拓以来、北海道経済を金融面から支えてきた道内唯一の都市銀行であった北海道拓殖銀行が、巨額の不良債権を抱えて九年一月二七日に経営破たんし、北海道経済に大きな打撃を与えた。

結局は第二地方銀行である北洋銀行などに営業譲渡したが、倒産や経営悪化という事態に直面する企業が相次いだ。しかも、二〇年秋以降に顕在化したアメリカの金融崩壊に端を発した実体経済の世界同時危機は、日本はもとより北海道の経済をも襲い、企業倒産、企業業績と雇用の悪化を招き、先行きに大きな不安が広がっている。

第二章 空知支庁管内の概況

第一節 進行する過疎化

人口と世帯数の推移

国勢調査によると、空知支庁管内人口は平成七年四〇万四八〇八人、一二年三八万六六五七人、一七年三六万五五九四人と減り続け、この一〇年間に四万人近く、実に九・七割も減っている。これに対し世帯数は七年一五万七〇八、一二年一五万九四五、一七年一四万八六一五と推移し、この間の減少は二〇九三世帯、一・四割にとどまっており、核家族化の進行が著しい。全道では七年と一七年の対比で人口が一・一割減少し、逆に世帯数では八・八割増加しており、特に空知管内の過疎化が際立っている。二〇年三月末の住民基本台帳によると三五万二六四二人、一六万二二五四世帯と過疎化・核家族化が一層加速している。

少子・高齢化と 年齢別の人口構成をみると、平成七年は年少人口（〇歳～一四歳）が五万七四〇六人（人口比一七・一％）、生産年齢人口（一五歳～六四歳）が二六万五五五五人（同六五・六％）、高齢人口（六五歳以上）が八万一九四〇人（同二〇・二％）であった。これが二二年に年少人口四万九二五五人（同一二・七％）、生産年齢人口二四万二七五二人（同六二・八％）、高齢人口九万四六三二人（同二四・五％）へ、さらに一七年には年少人口四万二四四人（同一一・五％）、生産年齢人口二万九四三五人（同六〇・〇％）、高齢人口一〇万四〇一二人（同二八・五％）へとそれぞれ推移している。結局、この一〇年間で年少人口が二六・六割減少したのに対

空知支庁管内の世帯数と人口の推移

年度	世帯数	人 口	摘 要
H 7	150,708	404,808	第16回国政調査
8	161,945	405,347	住民基本台帳
9	160,720	401,284	〃
10	161,095	397,480	〃
11	161,707	394,070	〃
12	150,945	386,657	第17回国勢調査
13	162,607	386,201	住民基本台帳
14	163,027	382,267	〃
15	163,091	377,854	〃
16	162,775	372,915	〃
17	148,615	365,594	第18回国勢調査
18	163,651	365,056	住民基本台帳
19	163,005	358,920	〃
20	162,254	352,642	〃

※住民基本台帳による戸数、人口は平成8年が9月末、
その他は3月末現在

し、高齢人口が二六・九割も増加、少子・高齢化の現象が浮き彫りになった。これに伴い地域経済を支える生産年齢人口も一七・三割減り、多くの経済・行政課題を残している。特に管内人口に占める六五歳以上の高齢化率は、七年の二〇・二割（全道平均一四・八割）が一七年には二八・〇割（同一一・一割）へと七・八割もアップ、一四支庁の中で檜山支庁に次いで二番目に高い率を記録している。

第二節 地方自治の推移

管内の市町村合併

「平成の大合併」が叫ばれる中で、空知支庁管内で合併が実現したのは、岩見沢市に北村、栗沢町を編入して新しい岩見沢市が誕生した一件だけである。合併したのは平成一八年三月二七日であった。秩父別町の関連では、北空知一市四町法定合併協議会（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、幌加内町）が一六年六月三〇日に設置されたものの、一七年三月三十一日に解散し合併協議は不調に終わった。

地方自治体の衰退

地域の過疎化や経済の停滞・後退に加え、政府の公共投資抑制や三位一体改革などにより、地方自治体の財政は悪化の一途をたどっている。こうした中で夕張市が平成一九年三月六日、財政再建団体に指定された。夕張市の負債は約五四〇億円に上り、自主再建を断念したものである。財政再建団体は、実質収支の赤字額が標準財政規模の二〇割以上になった場合に対象となる。夕張市は全国有数の産炭地であったが、平成二年には最後の炭鉱が閉山し、人口は昭和三五年の約一七万七〇〇〇人をピークに、平成一七年には約一万三〇〇〇人と九分の一にまで激減した。国際映画祭や夕張メロンで売り出した観光・物産も、客足は思うように伸びなかった。このため、徹底的な行財政の改革により、平成一八年度を基準年として三六年度までに再建を図ることになっている。

第三節 産業構造の変化

農 業

国勢調査によると、専業農家、兼業農家を合わせた農家数は平成七年に一万四七四七戸を数えたが、一七年には一万一〇二二戸と二五・三割減少している。これに伴い農業従事者も三万八三四一人から二万六八〇一人へと三〇・一割も減った。また、耕地面積は全体で一萬三二八二畝から一萬一八九〇畝へやや減少した。このうち田は減反政策により九万三五四二畝から九万二一七二畝へ微減、畑は一万九二五四畝から一万九三一二畝へと微増している。七年と一五年との比較で生産額を見ると、一二二四億八〇〇〇万円から一一五〇億二〇〇〇万円へと七四億六〇〇〇万円（六・一割）下回り、悩める農業の実態を映し出している。

商 工 業

平成七年の工業統計では七六九事業所があり、従業者は二万一九五人であったが、一六年には六五二事業所、一万四三八二人と事業所で一五・二割、従業者で二八・八割も減少した。これにより製造品出荷額も三五四一億六〇五七万円（全道の五・九割）から二六八三億八一〇〇万円（同五・一割）へ縮小し、一層厳しい状況を迎えている。一方、商業統計（卸し・小売り合計）では七年に事業所が五四五九、従業員が三万七七一、販売額が九六三二億三三三二万円であった。これが一六年には四〇八〇事業所、二万五七〇〇人、七三九〇億九四〇〇万円とそれぞれ二五・六割、一六・五割、二三・三割も減っている。地域力の減退が、この面でも顕著である。

第四節 北海道空知支庁

機構・組織

平成二〇年四月一日現在、空知支庁は地域振興部（総務課・課税課・納税課・地域政策課・環境生活課）、産業振興部（商工労働観光課・農務課・調整課・整備課・林務課・建設指導課）、参事（地域調整）、空知保健福祉事務所（保健福祉部・滝川地域保健部・深川地域保健部・児童相談部）から成り、このほか出先機関として深川道税事務所、空知農業改良普及センター、空知家畜保健衛生所、東部耕地出張所、南部耕地出張所、空知森づくりセンターを所管している。

平成七年以降の空知支庁長は、次の通りである。

今哲也（平 6・4・1） \setminus 7・5・31）、村本進（7・6・1） \setminus 9・5・31）、渡部弘文（9・6・1） \setminus 11・5・24）、水元秀彰（11・5・25） \setminus 14・3・31）、佐藤隆（14・4・1） \setminus 16・3・31）、石川久紀（16・4・1） \setminus 18・3・31）、赤岡洋（18・4・1） \setminus 20・3・31）、東修二（20・4・1） \setminus 21・3・31）、坂井秀利（21・4・1） \setminus 現在）

第二編
行財政・町議会・選挙

第一章 地域構造と町民生活の変化

第一節 自然と環境

自然条件

秩父別町は、道央地域空知支庁管内の北部に位置し、四七・二六平方キロの面積を有している。町域には東部に標高一二〇㍎の丘陵地帯があるもの、おおむね平坦である。北部から西部は雨竜川に囲まれ、純農村の秩父別町らしく農地が七〇㍎を占めている。

気象

気象は内陸型で、夏季は高温多湿、冬季は一〇〇㍎ほどの積雪がみられる。地球の温暖化が問題視されているが、平成七年度以降のデータだけではその傾向を断定することはできない。

年次別気象状況

年	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	年間降雪量 (cm)	最大積雪深 (cm)	年間日照時間 (h)
	平均	最高	最低				
平7	5.8	29.4	-30.1	953.5	1,173	105	1,453.6
8	4.6	30.1	-29.0	725.0	1,969	138	1,241.2
9	5.9	30.7	-25.7	978.5	1,557	108	1,340.7
10	6.5	30.5	-32.0	1,099.5	1,773	117	1,427.5
11	6.6	32.5	-24.5	1,091.0	1,635	147	1,427.1
12	6.0	32.5	-32.0	1,341.0	1,711	139	1,525.9
13	5.4	28.9	-30.7	1,308.0	1,191	156	1,623.6
14	6.2	28.6	-28.5	927.5	1,273	117	1,568.5
15	5.9	29.4	-28.7	855.5	918	126	1,766.3
16	6.9	32.9	-25.9	1,064.0	1,359	109	1,643.2
17	5.9	30.9	-27.8	1,219.5	1,468	162	1,679.6
18	6.4	32.0	-23.7	1,038.5	1,417	156	欠測
19	6.5	32.8	-24.2	966.5	1,498	128	欠測
20	6.6	30.9	-29.7	915.0	761	114	欠測

土地利用

平成一七年までの一六年の間、農地は土地全体のほぼ七〇割を占め、面積も多少の増減はあるものの横ばい状態である。林地が減少傾向にある反面、宅地面積はやや増加したが、一二年以来変化はない。林地が減った分、原野が微増している。

第二節 世帯数・人口の変遷

過疎化の進行

住民基本台帳によると、秩父別町人口のピークは昭和三二年の七二二三人で

あったが、その後は減少の一途をたどっている。平成七年（国勢調査）は三五六人と最高時の約半数に落ち込み、一八年の住民基本台帳調べでは二九八四人とついに三〇〇〇人の大台を割った。これは昭和三〇年に比べ、五七・七割の大幅減少である。平成二〇年は一八年よりさらに一八人減っている。

人口動態で分析すると、この人口減は出生が死亡を、転入が転出をそれぞれほぼ毎年下回っていたことによる。自然動態における出生は、昭和年代まで常に死亡を上回っていたが、平成二年以降は逆転して死亡が出生を超え、その差も年々大きくなった。社会動態でも戦後の経済高度成長期から一部の年度を除きほぼ一貫して、町外から町内への転入が町内から町外への転出より少なく、人口減に拍車をかけた。結局、六年度から二〇年度までの間に自然動態、

土地利用別面積の推移
(単位：ha、%)

利用状況		年度		
		平7	12	17
総面積	実数	4,726	4,726	4,726
	比率	100.0	100.0	100.0
農用地	実数	3,225	3,342	3,334
	比率	68.2	70.8	70.5
林地	実数	405	361	356
	比率	8.6	7.6	7.5
宅地	実数	143	161	161
	比率	3.0	3.4	3.4
沼・原野	実数	131	158	159
	比率	2.8	3.4	3.4
その他	実数	822	699	716
	比率	17.4	14.8	15.2

※土地に関する概要調査報告書による

社会動態合わせて七二八人が減少したことになる。

過疎化の原因は、地元産業の停滞・衰退による労働者の受け皿が小さくなってきたことや、少子・高齢化などに求められるが、全国・全道的な傾向として価値観の多様化、産業構造の変化などによる都市と地方とのあらゆる分野の地域間格差が、都市への一極集中を生み出した結果によるともみられる。

核家族化

住宅事情の好転などを背景に、親子の四世代・三世代同居などが減少してきた結果、二世帯、あるいは一世代の核家族化が急速に進行している。秩父別町の人口統計によると、戦後からしばらくは一世帯あたりの平均人口が六人前後であったが、昭和三〇年代後半には五人台に減り、さらに四〇年代に四人台、五〇年代に三人台へと急激に減少している。別表の通り平成七年には二・九九人となり、その後も下降線をたどり続け、一九年から二・四人台へと減少している。

これは人口が急減している反面、多少の増減を繰り返しながらも世帯数が昭和二〇年以来ほぼ一〇〇〇〜一二〇〇の間で安定していることにも、核家族化の現象が端的に示されている。

少子・高齢化

国勢調査の五歳ずつ年齢別人口構成の推移をたどると、秩父別町においても少子・高齢化、労働人口の減少傾向が顕著に表れている。例えば〇〜四歳について平成七年、一二年、一七年の推移をみると一四三人、一〇五人、七七人と確実に減少、一四歳までの年少人口をみても五〇一人（全人口の割合一四・一割）、四〇九人（同二二・五割）、三二七人（同二〇・九割）と減っている。

それに比べ六五歳以上の高齢者は、全人口の大幅減少にもかかわらず実数でも人口構成比でも増加している。七年

世帯数と人口の推移

年度	世帯数	人 口			1戸 平均 人口	摘 要
		総数	男	女		
H 7	1,186	3,546	1,691	1,855	2.99	第16回国政調査
8	1,187	3,524	1,691	1,833	2.97	住民基本台帳
9	1,201	3,488	1,685	1,803	2.90	〃
10	1,198	3,421	1,636	1,785	2.86	〃
11	1,203	3,360	1,619	1,741	2.79	〃
12	1,199	3,312	1,587	1,725	2.76	第17回国勢調査
13	1,198	3,253	1,560	1,693	2.72	住民基本台帳
14	1,209	3,195	1,533	1,662	2.64	〃
15	1,211	3,150	1,517	1,633	2.60	〃
16	1,220	3,132	1,506	1,626	2.57	〃
17	1,204	3,052	1,471	1,581	2.53	第18回国勢調査
18	1,187	2,984	1,427	1,557	2.51	住民基本台帳
19	1,187	2,943	1,404	1,539	2.48	〃
20	1,176	2,866	1,371	1,495	2.44	〃

※町内の住民基本台帳による戸数、人口は10月1日現在

人口動態の推移

年度	自然動態			社会動態			増減 人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
H 7	20	50	△30	119	134	△15	△45
8	33	48	△15	113	113	0	△15
9	15	53	△38	126	157	△31	△69
10	18	52	△34	103	122	△19	△53
11	23	52	△29	109	123	△14	△43
12	20	46	△26	88	130	△42	△68
13	11	47	△36	105	104	△ 1	△35
14	16	45	△29	84	142	△58	△87
15	16	49	△33	124	112	12	△21
16	20	41	△21	96	94	2	△19
17	6	57	△51	72	119	△47	△90
18	19	48	△29	79	107	△28	△57
19	9	51	△42	95	112	△17	△59
20	21	50	△29	71	109	△38	△67

※住民基本台帳月報調べ（4月～翌年3月）

八三三人（同二三・五割）、一二年九六五人（同二九・五割）、一七年一〇二人（同三三・七割）と推移し、現在では全町民の三分の一が六五歳以上に達している。こうした中で、一五歳から六四歳までの労働力人口が、七年の二二一〇人（同六一・四割）から一七年の一六六四人（同五五・四割）まで落ち込んでいる。

年齢（5歳）別男女人口構成の推移

年齢 構成	H 7			12			17		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4	69	74	143	58	47	105	42	35	77
5～9	89	83	172	66	69	135	65	52	117
10～14	99	87	186	89	80	169	68	65	133
小計	257	244	501 (14.1)	213	196	409 (12.5)	175	152	327 (10.9)
15～19	99	90	189	74	75	149	68	63	131
20～24	77	70	147	60	65	125	57	51	108
25～29	77	86	163	75	65	140	64	60	124
30～34	79	95	174	75	79	154	72	63	135
35～39	116	90	206	78	88	166	75	78	153
40～44	124	104	228	102	88	190	75	85	160
45～49	117	132	249	109	98	207	96	80	176
50～54	131	141	272	118	132	250	111	97	208
55～59	124	138	262	127	140	267	105	128	233
60～64	163	157	320	115	131	246	112	124	236
小計	1,107	1,103	2,210 (62.4)	933	961	1,894 (58.0)	835	829	1,664 (55.4)
65～69	121	142	263	156	155	311	104	131	235
70～74	92	108	200	111	132	243	146	142	288
75～79	63	100	163	75	100	175	87	122	209
80～84	37	70	107	41	76	117	51	88	139
85～89	31	37	68	20	48	68	23	60	83
90～94	9	15	24	14	29	43	8	36	44
95～99	1	7	8	2	6	8	3	10	13
100～	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小計	354	479	833 (23.5)	419	546	965 (29.5)	422	590	1,012 (33.7)
総計	1,718	1,826	3,544 (100)	1,565	1,703	3,268 (100)	1,432	1,571	3,003 (100)

※カッコ内は全体の人口に占める割合（％）

第三節 産業構造の変化

業種別事業所と 総務省の事業所・企業統計調査に
従業員の推移 よると、秩父別町の事業所数、従業員数とも調査年によって増減がみられる。しかし、

全体として減少傾向にあることは否めない。業種別では平成八年に比べ一八年には、農林業が一事業所の増加で、従業員が七五人も増えたのに対し、建設業は三事業所・一七五人、サービス業は二三事業所・一〇五人それぞれ減っている。農林業の従業員の増加は一・六倍にもなるが、逆に減少率は建設業従業員で五〇％を超え、サービス業事業所で五三・五％に達している。運輸業は事業所、従業員ともほぼ横ばいであるが、製造業は事業所数でほとんど変わらなかったものの従業員は半減し、卸売・小売業は逆に事業所が一、二六・八割減少したのに対し、従業員はわずか二人減にとどまっている。

事業所の状況

年度・事業所 職種	平 8		11		13		16		18	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
農林業	5	47	5	76	5	45	5	51	6	122
鉱業	2	22	2	15	1	3	1	2	1	7
建設業	16	349	16	321	15	331	18	189	13	174
製造業	8	141	7	103	6	99	4	21	7	71
電・ガ・熱・水業	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0
運輸・通信業	7	72	5	61	7	93	7	57	7	63
卸売・小売業	41	130	41	159	44	138	42	225	30	128
金融・保険業	2	6	2	5	2	5	3	8	3	6
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	7	92	8	95
サービス業	43	361	36	279	43	370	31	191	20	256
公務	8	73	—	—	9	112	—	—	—	—
総数	133	1,204	114	1,019	133	1,199	118	836	125	922

※ 事業所・企業統計調査による※「電・ガ・熱・水業」は「電気・ガス・熱供給・水道業」

※ 11年、16年、18年は民間のみ

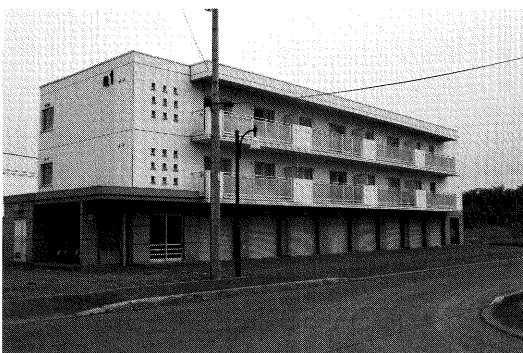
第四節 町民生活の変化

生活改善

町社会福祉協議会が中心になって進めていた新生活改善運動は、高度成長経済以降の町民生活の安定により町民の関心が薄れてきたため、昭和六十一年に生活改善実践目標を設定、推進運動を進めてきた。それは結婚祝賀会会費四〇〇〇円以内、葬儀香典・出産祝い・病気見舞い各三〇〇〇円以内、入学・進学・就職祝い廃止などというものであったが、時代の経過とともに有名無実となっているのが実態である。食生活について言えば、町民らで組織する食生活改善推進協議会を中心に、家庭料理や健康料理の普及、地場農作物の利用促進（地産地消の推進）、食の安全・安心の推進などについて活発な活動が展開されている。

住宅事情の推移

国勢調査によると秩父別町の一般世帯数は、平成七年一一一、一二年一一三六、一七年一一一三とはほぼ横ばいで、このうち住宅に住む世帯は七年と一二年は一一〇二と変わらなかったのに、一七年になって一〇九二に増えた。このうち間借り生活世帯は一二、六、一五といずれの年も一・四割以下、民営借家世帯は二一、一六、一四と同一・九割以下で都市部に比べ極めて少ない。これに対して、持ち家世帯は八一七、八三二、七九二と七〇割台を維持、一〇世帯のうち七、八世帯が持ち家住宅に住んでいる。



駅前団地

る。公営の住宅を借りている世帯も比較的多く、二二九、二二七、二五〇と各年とも二〇割前後の割合を示している。

町内会別世帯 平成八年三月と一七年三月を比較すると、この九年間で世帯数、人口とも増加したのは中央西だ
数・人口の推移 けで、二二六世帯・六四二人から二七五世帯・六九八人へと四九世帯数（二二・七割）、五六人（八・七割）も増加した。このほか中央東（九六から一〇七へ）、旭（一八三から一九七へ）で世帯数が増加したが、人口は中央東が五人、旭が六人減少した。このほかの町内会はいずれも世帯数、人口とも減り、その中でもその割合が最も高かったのが東である。世帯数（二六から一五へ）で四二・三割、人口（一〇二人から四六人へ）で五四・九割も減少した。

第二章 行 政

第一節 歴代町長の足跡

一 歴代三役

歴代三役と収入 平成七年度から二〇年度にかけて町長は三人、助役・副町長は四人、収入役は一人がそれぞれ就役制度の廃止 任じた。助役の呼称は地方自治法の改正によって平成一九年四月から副町長となった。収入役は一五年一二月に制度を廃止し、新たに出納室を設置して対応することになった。

歴代三役と任期

町長	助役・副町長	収入役
後藤 義博 (昭62・3・26～平11・3・25)	松本 徳一 (平6・9・19～10・12・8)	早川 正雄 (平4・12・25～15・12・24)
松本 徳一 (11・3・26～19・3・25)	佐々木 弘 (11・4・11～18・3・16)	
神薙 武 (19・3・26～現在)	神薙 武 (18・3・17～18・12・21)	
	岡崎 稔 (19・4・2～現在)	

二 第三期後藤町政（平成七年三月～一一年三月）

町政執行の基本方針

後藤義博町長は、二期八年の実績が評価され、前回に引き続き無投票で三選を果たした。

「緑と活力に満ちた未来（あした）が見えるまちづくり」をキャッチフレーズに、「活力を興す農村リーダーの育成」「みんなで安心して暮らせる環境づくり」など一〇項目の公約を掲げた。また、就任最初の臨時町議会では町政執行方針を述べ、「将来、都市との交流型農村として、新しい形の農村を創出したい。そのために豊かな緑の空間を保ち、健康で安全な食料を生産し、訪れる人たちに安らぎと明日への活力を生む環境と機能を持つよう努める」と決意を語った。

主な事業の推進

平成七年三月、かねてから建設を進めていた町デイサービスセンターをオープンさせ、新年度の六月からは独居老人に対する宅配給食を開始した。また、四月一日から五年計画の過疎地域活性化後期計画をスタートさせ、その事業の推進に取り組んだ。関係者の関心を集めた農産加工施設を備えた「町婦人家」は、一二月一八日に喜びの落成式を挙げた。翌八年一月には初の単身者向け公営住宅一棟一二戸に入居者を受け入れた。

八年四月からは第四次町総合計画（一〇年間）がスタート、その事業実現に全力を挙げた。前年から取り掛かっていた町役場の増改築工事が終わり、六月から全面使用となった。この工事は約六億六〇〇〇万円をかけて、鉄筋コンクリート二階建て、延べ約一五五五平方メートルを増築、約一四〇〇平方メートルを改修したものである。増築によって町ファミ

リースポーツセンターに事務所があった教育委員会が入ったほか、ゆったりした町民ホールなどが設けられ、旧庁舎の約二倍の広さになった。全道で注目を浴びたのは、秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」の温泉廃湯を活用した消雪溝の設置である。国道233号に並行して南側を走る町道市街12号線で一二月に完成、沿線住民に感謝された。

三年目の九年度から町母子保健計画「ちっぶ・すくすくプラン」の推進に取り組み、町と道に分散していた乳幼児健診などの窓口を一本化し、子育て支援対策を本格化させた。六月には町在宅介護支援センターを役場庁舎内に開設して事業を開始した。一二月に完成・オープンした町多目的研修施設「おとり」（鵬）も町民待望の施設であった。任期最後の一〇年度は四月一日から機構改革を行い、総合窓口班や高齢福祉課を新設したのをはじめインターネット上に町のホームページを開設、積極的に町の情報を発信するなど時代の要請に応えた。関係市町村とともに建設を急いでいた北空知衛生施設組合廃棄物最終処理場が供用を開始、可燃ごみを除くごみ処分の能力が大きくアップした。明暗が交差した出来事もあった。懸案となっていた深川・留萌自動車道の深川西インターチェンジと秩父別インターチェンジ間が七月二三日に開通した。しかし、九月一日の道教委発表で道立秩父別高等学校が新年度から生徒募集を停止、一二年三月をもって閉校となることが明らかになった。

三 第一期松本町政（平成十一年三月～十四年三月）

町政執行の基本方針

松本徳一町長は、後藤義博前町長の勇退に伴うその後継候補として前助役から町長選に出馬、対立候補がなく無投票で初当選した。「快適で融和な、活力ある秩父別町」をスローガンと

して、まちづくりの方針では、「活力ある田園のまち」「笑顔あふれる快適なまち」「心ふれあう明るい町」「明日の発

展につながる地域づくり」の四つの柱を掲げた。また、農業経営の安定化、Uターン・Iターンの促進による新規就農問題を含めた後継者問題の解決、さらに介護保険法施行に備えた対策の具体化などを強調した。

主な事業の推進

任期初年度は四月一日に「地域子育て支援センター」を開設して相談業務を開始したほか、七月から「子育てサロン」の事業をスタートさせた。高齢者対策では一月九日に高齢者グループハウス「らいふ」(一〇戸)を建築・落成し、翌年度もさらに一〇戸完成させた。ユニークな取り組みとしては、情報公開パンフレット『なるほどなっとくことしの仕事』の発刊がある。予算の内容や財政状況を詳しく町民に知ってもらうため全戸配布され、「開かれた町政」を目指す試みとして注目された。全道でも有数の面積、植栽本数を誇る見どころ満載の「ローズガーデンちっぷべつ」が七月一日にオープン、町の代表的な観光・レジャー施設としてデビューした。

一二年度に入って四月一日、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定した活性化計画を実行段階に移し、その施策の実現に努めた。また、「ちっぷべつ子ふれあいスクール」を開設したのもこの年である。誘致企業の(株)ファッシュン赤坂が経営不振のため事業を閉鎖するという残念な結果を招いたが、前年開園した「ローズガーデンちっぷべつ」の整備充実を積極的に進めたほか、都市との交流を促進する農村体験事業「週末体験ツアー」を開始、さらに「秩父別担い手検討委員会」や「21世紀まちづくり委員会」の提言を受けて、その具体策の検討・実行を目指した。翌年二月一日、町農協とともに「秩父別農業を守る宣言」を出し、基幹産業の危機を訴えた。また、三月三日をもって道立秩父別高等学校が閉校するという厳しい年度の締めくくりとなった。

一三年度は、竜巻被害などがあったが、町政の停滞は許されず四月一日から情報公開条例、廃棄物処理・清掃に関

する条例などを施行、町役場町民生活課の新設など町民サービスの向上を図った。また、六月六日には空知支庁管内では初めての町職員倫理規定を制定、業者との旅行やゴルフ、釣りなど疑義行為を一切禁止、違反者には懲戒処分の規定も設けた。翌一四年二月一日に町生涯学習センター「生き生き館」が開館し、生涯学習宣言の町にふさわしい施設が誕生した。

任期最終の一四年度は、前年度から進めていた補助金交付の見直しに基づいて、国や道の制度や町の一部補助以外の補助について公募制を採用、これを審査して交付団体や補助金額を決定することとした。また、小中学校で完全週五日制への移行、障害者などに対するホームヘルプ制の導入（以上四月一日）、秩父別小学校全面改築新校舎落成（九月二一日）、町議会議員、町特別職の報酬・給与の引き下げ決定（二一月二五日）、などもこの年度の実績である。また、町の情報公開条例を四月一日に施行し、住民の知る権利の保障と開かれた町政実現に大きく踏み出した。

四 第二期松本町政（平成一五年～一八年）

町政執行の基本方針

一期目の実績が評価され、二度目の選挙も無投票で当選した松本徳一町長は、「快適で融和な、活力ある秩父別町」というスローガンを継承し、「基幹産業である農業と商・工業の安定」「少子高齢化対策の充実」「行財政の事務事業の見直し」「市町村合併問題への対応」の四つを重点として、住みやすいまちづくりを努めることを訴えた。

主な事業の推進

平成一五年四月から新山村振興等農林漁業特別対策事業計画の推進に着手し、七月一日から大型ごみ以外のごみ処理有料化に踏み切った。八月二五日には住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼動により、町民もそのサービスを受けられるようになった。収入役廃止と出納室新設などの機構改革についてはすでに記したが、この年から市町村合併に向けた関係市町村との協議に入った。一市五町による任意合併協議会「北空知地域づくり検討会」が設置されたのは八月一三日であった。また、翌年三月には町のシンボルとなる花（バラ）、木（桜）、花木（ツツジ）を決定した。

一六年度は行財政改革の一環として、特別職給与と町議会議員報酬の引き下げを断行したのに続き、六月には町行政改革推進会議を設置、中間答申を受けて本格的に取り組んだ。一方、沼田町を除く一市四町による法定北空知合併協議会が六月一日に発足したが、結局は翌一七年一月に秩父別町をはじめ妹背牛、北竜、幌加内各町が自立の道を選んだ結果、合併は成らず協議会は解散した。この間、五月一五日に開基一〇〇年記念式典を盛大に開催、開拓に血と汗を流した先人たちに感謝の気持ちを捧げるとともに、将来の発展を願う新たな決意を表明した。

一七年度の最大の目玉事業は、四月二九日に開園した滞在型交流体験農園「なつみの里」である。都市との交流を目指して五年前から農村体験ツアーのイベントを積み重ね、実現した。新たな「過疎地域自立促進計画」と「次世代育成支援行動計画」をスタートさせたのもこの年度である。このほか管内四番目となる道の駅「鐘のなるまち・ちっぷべつ」のオープン（八月二〇日）、「町青少年育成ネットワーク会議」の設置（一月二二日）、西栄コミュニティ会館の改築落成（二月四日）、健康管理システム「ちっぷべつ生き生きネット」の運用開始（二月二二日）など多彩な事業を展開した。

二期八年で勇退を決意した松本町長にとって文字通り最後の任期となった一八年度は、第五次町総合計画の初年度

に当たり、しかも、町行財政集中改革プランと町温室ガス削減プランがスタートした年度でもあった。このため、町職員に対しても厳しい対応を求めた。特に社会問題化していた酒酔い運転について処分基準の厳格化に踏み切り、従来の減給から懲戒免職へと変更した。また、住民が自主的にまちづくりに参加する「まちづくり協働隊」も一〇月二七日に発足した。この年、世界の羊が観られる観光牧場「めえーめえーランド」がオープン、ファミリースポーツセンターの大規模改修工事も完了した。

五 第一期神薙町政（平成一九年三月～現在）

町政執行の基本方針

二〇年ぶりに投票が実施された町長選挙で、神薙武前助役が新町長に当選した。就任のあいさつで、「私に課せられた使命はあくまでも町民サービスと健全財政を維持し、すべての町民が幸せになること」と決意を述べた。その上で、「真に町民が何を求め、次世代に引き継ぐものは何かを町民とともに考え、町民と行政の信頼関係を構築して、効率的・効果的な施策を展開していきたい」と強調し、まちづくりのスローガンとして「安全安心で活気に満ちたまち」を掲げた。

主な事業の推進

一年目の一九年度は、町長就任直前に策定された「町民保護計画」の推進と四月一日からスタートした定住促進宅地取得奨励金制度の普及が最初の仕事となった。新しい試みとして六月から八月にかけて役場各部署でクールビズを実施した。また、開基百年塔展望室に「しあわせの鐘」を設置、観光スポットとした。この冬は原油の高騰で灯油の値上がり著しく、高齢者らを対象に福祉灯油を実施して喜ばれた。注目され

たのは七月一日に施行した町の憲法とも言うべき「町自治基本条例」である。町民主体のまちづくりを目指して町民・議会・町の役割をしっかりと定め、協働社会創造の精神を高らかにうたった。また、農業後継者奨学金・商工業活性化対策交付金と商業振興店舗建設等補助金、高齢者世帯火災警報器貸与事業などの創設、町道二丁目線交通安全施設整備、小学校社会科副読本の発行などにも意欲的に取り組んだ。

二年目の二〇年度は、農業生産法人設立支援貸付金、農村女性活動交付金、結婚祝い金の創設、スポーツセンター大規模改修、デイサービス・観光牧場・育苗施設の指定管理者制度導入、町史編さんなどの新規事業に積極的に取り組んだ。ユニークな試みとしては、五月から町内会やボランティアの活動に対して公用車を貸し出しする事業を導入した。また、福祉センターの椅子、テーブルを購入し、従来の長寿を祝う会を椅子席で開催したことで高齢者に大変喜ばれた。

前年度に設置した「町新エネルギービジョン策定会議」の答申を得て、新エネルギービジョンを策定、地域社会のクリーンな未来づくりに一歩踏み出した。

三年目に当たる二一年度の最重要取り組みは、開基一十五年・町制施行五〇周年・綾川町姉妹町締結三〇周年記念事業であった。主なものは、四月に全世帯へ温泉優待券を配付し、九月一日に記念式典を挙行、先人の労苦をしのびながら、安全安心で明るく活力のある将来のまちづくりと、姉妹町綾川町との交流拡大への決意を新たにした。



結婚祝い金第1号となった原田夫妻

このほか、四月一日に役場の機構改革を実施、グループ制とし、産業後継者新規就業支援金を創設し、後継者育成を図った。一〇月には、幼児期（小学校就学時前）の子どもを扶養する家庭に対して、「子育て応援特別手当」を子ども一人当たり三万六〇〇〇円支給することに決定し、全道はもとより全国的に注目を集めた。一二月、秩父別温泉一階大浴場を大改修し、町民の更なる健康増進を図った。

第二節 まちづくりの推進

一 秩父別町総合計画

計画の経過

秩父別町がまちづくりの基本として位置付けているのは、昭和四五年度に制定した町民憲章であり、その精神を具現化するのが総合計画の役割である。最初に策定された総合振興計画（昭和四六年度～五〇年度）が、いわば第一次計画で、その後第二次総合開発計画（五一年度～六〇年度）、第三次総合計画（昭和六一年度～平成七年度）に引き継がれた。七年度まで続いた第三次計画では、まちづくりの基本目標に「基幹産業の活性化」「地域産業の創造と就労の場の確保」「地域イメージの向上」「人づくりと地域文化の再興」を掲げた。その具体的な施策の大綱として、①調和ある発展のための基盤整備②風土に根ざした農林業の振興③町の活力を高める商業の振興④郷土の魅力を活かすための観光開発⑤安全で快適に暮らすための生活環境の整備⑥健やかで生きがいのある暮らしのための医療・福祉の充実⑦ゆとりある教育の推進と個性的な文化の創造―を挙げた。

第四次総合計画

第三次計画が、好景気をおう歌したバブル経済期からバブル経済崩壊後の景気低迷と混乱の時期であったのに対し、第四次計画（八年度～一七年度）は経済・社会の再生に向けた構造改革路線上にあり、しかも少子・高齢化、国際化、高度情報化、地球環境問題深刻化、地方分権推進というさまざまな課題を抱えていた。

計画の概要は、次の通りである。（カッコ内は基本施策）

一、町の将来像 「鐘のなるまち ちっぶべつ」みどりと活力に満ちた未来が見えるまちづくり

二、まちづくりの目標 ①活力ある田園のまちづくり（農林業の活性化、商業・商店街の振興、企業誘致と工業の振興、地場産業の創造と育成、観光産業の充実）②笑顔あふれる快適なまちづくり（安全な環境づくり、快適な住環境の整備、機能的な交通体系の整備、衛生環境の向上とごみ処理体制の確立、公害のないまちづくり）③心うるおう心かよいあうまちづくり（生涯学習の推進、地域福祉の充実、保健・医療体制の確立）

④未来がみえる活力ある地域づくり（地域を支える人材の育成、広域的活動の推進、効果的・効率的な行政の運営）

三、基礎指標 ①人口 三五五三人（八年一月末）から三三五〇人（一七年度）へ②生産人口 二二〇〇人（八年

一月末）から一九四三人（一七年度）へ。その比率は六二・〇割から五八・〇割へ③高齢人口 八五七人（八年一月末）から一〇〇五人（一七年度）へ。その人口比率は二四・〇割から三〇・〇割へ④就業人口 第一次産業九五四人、第二次産業四一人、第三次産業七一〇人（以上二年）から第一次産業七四〇人、第二次産業三五九人、第三次産業六一一人（以上一七年度）へ。それぞれの構成比は第二次産業が一九・八割から二一・〇割へ、第三次産業が三四・二割から三五・七割へと上昇すると想定しているのに対し、第一次産業は四六・

〇割から四三・三割へと低下するとみている。

第五次総合計画

この計画期間（一八年度～二七年度）は、前計画期における社会・経済状況が一層加速する一方、社会構造の変化、成熟社会への移行、住民意識の変化も加わり、地域社会は変革期の真つただ中に置かれた。その上、農業をはじめとする産業の低迷、過疎化の進行、財政の悪化、住民生活のひっ迫、安全・安心の危機など解決すべき課題が山積している。

計画の概要は、次の通りである。（カッコ内は基本施策）

- 一、町の将来像 〃 快適で融和な活力あるまち・ちっぷべつ〃
- 二、まちづくりの基本目標 ①緑豊かな活力ある田園のまちづくり（農林業の振興、商業の振興、工業の振興と地域産業の創造・育成、観光の振興）②心かよいあう福祉のまちづくり（社会福祉の充実、保健・医療の充実、安心・安定した生活）③安全で安心して暮らせるまちづくり（安全で利便性を高める道路整備、生活環境の整備、安全な環境づくり）④豊かな心を育む生涯学習のまちづくり（生涯学習の推進、学校教育の充実、社会教育・社会体育の充実、郷土文化の創造と継承）⑤輝く未来へ活力あるまちづくり（地域を支える人材の育成、広域的交流の推進、効果的・効率的な行財政の運営）
- 三、基礎指標 ①人口 三〇一〇人（一七年）から二四五一人（二七年）へ一八・五割の減少と推計②生産人口 一六八六人（一七年）から一一七七人（二七年）へ三〇・二割減少と想定③高齢人口 九九四人（一七年）から一〇七三人（二七年）へ七・九割増加と予想している。

二 秩父別町過疎地域活性化振興・自立促進計画

計画の経過

平成二年四月に過疎地域活性化特別措置法が施行された。これに基づき秩父別町は過疎地域の指定を受け、「秩父別町過疎地域活性化振興計画」（二年度～六年度）を前期計画として策定し、交通推進体系・産業基盤・生活基盤の整備など過疎対策事業を推進した。

過疎地域活性化振

「秩父別町過疎地域活性化振興計画」（後期）は、七年度～一一年度の五年計画として策定さ

興後期計画の概要

れた。その基本的な施策として、①主要路線を中心に道路改修など、調和ある発展のための基

盤整備を推進する②地元における雇用機会の拡大を図り、若年層にとって魅力ある就業の場となるよう既存企業の育成や企業の誘致に努め、さらに地場資源活用型工業の育成を目指し、町の活力を高める商工業の振興を促進する③安全で快適に暮らすための生活環境の整備、特に若者の定住を目指した生活環境の整備を進め、ゆとりと活力に満ちた居住・定住の場として魅力的な生活空間を創造する④農用地を整備開発し、畜産・畑作を含めた複合経営類型を確立し、足腰の強い安定した農業経営を目指す⑤ゆとりのある教育環境の中で、幼児から高齢者に至るまでの生涯学習の推進と地域を担う人づくり、芸術・文化イベントの開催などにより、個性的な文化を創造する一を掲げた。

具体的には、農産物加工研修施設、高齢者ケアハウス、保健センター、コミュニティ会館、パークゴルフ場、スポーツ合宿場などの建設、秩父別小学校校舎の新築、農家住宅合併処理浄化槽の設置、町道・農道、一般廃棄物最終処分場などの整備が取り上げられた。このうち合併処理浄化槽は、農村部各戸の台所・風呂の雑排水やし尿を一括に貯蔵

し、その排水を浄化槽の中で微生物を使って分解・消毒して汚れを取り除き、排水路や河川などに流す施設である。

過疎地域自立促進計画

過疎地域自立促進特別措置法に基づく、前期計画（平成二二年度～一六年度）の基本的施策は、八つの柱を掲げた。そのうちこれまでの活性化振興後期計画の五項目をそのまま引き継いだほか、「少子・高齢社会に対応した健やかで、生きがいのある福祉を充実させるための施設整備、人的配置に努める」「住民の参画でできるまちづくり体制の推進に努める」「地域活性化のため、都市との交流体制と施設の整備充実を推進する」の三項目を追加した。

また、後期計画（一七年度～二一年度）もこれらの基本施策を受け継ぎながら、さらに「米政策改革大綱による売れる米づくりを図るため、ハーブを取り入れたクリーン米生産地の確立を推進する」「滞在型市民農園など、都市と農村の交流施設の充実を図り、これらの施設を複合的に利用できる体制整備に努め、地域の活性化を図る」「総合行政ネットワークなどの情報環境の整備充実を図り、電子自治体に向けた取り組みを進めるとともに、町のホームページなどを利用した情報提供により行政サービスの向上に努める」「NPOを活用した行政パートナーシップに取り組める分野について、検討を進める」などの項目を付け加えた。

具体的な事業では、前期・後期計画を通じて道路、橋梁、上下水道、公営住宅などの整備のほか、観光・レジャー体験施設、高齢者グループハウス、保健センター、こども冒険の森公園、ローズガーデン、農村体験交流施設「滞在型市民農園」などの建設・整備などが取り上げられた。

三 秩父別町21世紀への提言

21世紀まちづくり委員会 「21世紀まちづくり委員会」は平成十一年一月、松本徳一町長から委嘱を受けた三〇人の委員で**づくり委員会** 設置された。メンバーは各町内会、団体から推薦された有識者の人たちで、会長に北垣威史を選出した。委員会は第四次秩父別町総合計画を指針として、①活力のある田園のまちづくり②笑顔あふれる快適なまちづくり③心うるおう心かよいあうまちづくり④未来がみえる活力あるまちづくりの四つの目標をテーマに、提言書の検討を進めた。その結果、提言書は翌一二年一二月に松本町長に手渡された。

施策の主な内容については、①に関して農業の人材派遣会社設立や機械銀行設立、農地移動状況の公開、企業誘致の推進、観光土産・特産品の充実、ローズガーデンの充実などが挙げられた。②ではキャンプ場の整備、パークゴルフ場のナイター設備設置、生ごみ還元制度の確立、電気式生ごみ処理機導入補助制度の拡充、遊休町有地の有効活用（公営住宅建設・分譲宅地の造成など）、③では定期巡回バスの運行、親子体験学習の実施、託児付公民講座・各種大会の開催、グレードの高いステージの建設、バリアフリー社会の構築、高齢者グループハウスと高齢者専用二戸建て賃貸住宅の建設、最後の④では姉妹都市や一般都市との交流拡大、国際交流の組織・制度の構築、町による補助金制度の



21世紀まちづくり委員会のメンバー

見直し、利用者負担の検討などをそれぞれ提言している。

四 まちづくり協働隊の発足

自治基本条例の先駆け

「まちづくり協働隊」は平成一八年一〇月に結成され、二七日の進発式から活動を開始した。その目的は、自治基本条例の理念を先取りしたものであった。町民の自主的な行動の下、町民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことを目指した。町は行政課題のさまざまな分野ごと、隊員として町民に参加するよう呼びかけた。

提言から行動へ

公募に応じて一六人のメンバーが決定、代表に北部町内の峠勝寛を選出、四つのグループに分けて課題を検討し、「批判から提言へ、提言から行動へ」をモットーに活動を開始した。松本徳一町長は、「町民の能力を社会に生かし、新しい公共サービスを考える時であり、役場依存から脱却して自らが考え行動し、町民一丸となって地域を支えるシステムを構築してほしい」と期待を表明していた。



まちづくり座談会の様子

五 自治基本条例の施行

町民主体の 秩父別町自治基本条例は、平成一九年七月一日に施行された。地方分権時代を迎え、「地域のことまちづくりへ は、地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任の重要性が叫ばれるようになった。町民が行政と対等な立場で協力し、新しい公共のあり方を模索し実行するため、町民・町議会・町が役割を分担しながら英知を結集し協働のまちづくりを推進するのが、この基本条例の目的である。

条例の概要

大きく分けて六項目から成っている。その概要は、①町は、自立するためのあらゆる施策を講じ、人口減少に歯止めをかけ、協働社会の創造を目指す②町民みんなが安全で安心して暮らすことができるまちづくりに努める③秩父別町総合計画に基づき、まちづくりを推進する④町民・議会・町の役割と相互関係を定める⑤健全財政を堅持し、人件費や経費を削減しつつ町民サービスの向上に努める⑥町民の不断の努力と連携することにより、魅力あるまちづくりを推進する―というものである。このうち、④については、町民は町政に参加する権利を有し、まちづくりに参加すること、町議会は町民と情報を共有して町民の信託に応えた議会活動すること、町は町民の視点に立った業務の遂行によって町民の信託に応える町政を運営することを、それぞれの役割であると明記した。

六 広域行政の推進

広域行政機構のあゆみ

昭和四〇年代から広域市町村圏制度が提唱されて、全国的に広域行政体制の整備と広域市町村圏計画の推進が重要視されてきた。その中心となったのが広域行政機構（一部事務組合など）である。このような法的に基づく広域行政機構として、北空知圏には昭和三十一年から既に北空知伝染病隔離病舎組合が設立されていた。六三年に秩父別町も参加したが、平成一年に伝染病予防法の廃止に伴い、この組合は解散した。平成二〇年四月現在、六つの組合・協議会・企業団がある。

このほか、空知支庁管内の全市町村で構成する空知地方総合開発期成会が、必要に応じて全管内的にかかわる行政課題について意見を調整した上、取りまとめで道や国など関係機関に対して意見具申や要望活動を行っている。また、空知地域連携会議の中に北空知ブロック会議を設け、広域振興策などを研究・提案している。さらに北空知の各市町村による広域的な介護認定審査会、視聴覚協議会、行政改革懇談会、連携自治研究会なども設置されている。全空知支庁管内の組織としては、共同して教職員の研修、研修と教育理論と実践・調査研究を進める空知教育研修センターにも加わっている。

北空知圏振興協議会

北空知圏振興協議会は、昭和四六年に自治省から「北空知地区広域市町村圏」の指定を受け、深川、秩父別、妹背牛、北竜、沼田、幌加内の一市五町で設立（事務局・深川市）された。

関係市町の首長を委員として、圏域の発展と住民の生活・福祉の向上を目指し、五五年度を初年度とする「第一次北

「空知市町村圏振興計画」を策定して以来、第四次計画（平成一〇年度～一九年度）を終了し、二〇年度から第五次計画に移行している。これらはいずれも関係市町村の総合計画はもちろんのこと、国の北海道総合開発計画や北海道の長期総合計画などの整合性を図って策定してきた。また、北空知元気村スタンプリーの実施、公共温泉施設共通券の発行や青年の海外派遣などの事業も展開している。さらに平成五年から「北育ち元気村」構想を立ち上げ、市町村単独ではできない事業を取り上げ、圏域の活性化を図った。一一年一月には「北育ち元気村」構想推進協議会を設立し、地域ブランドの多彩なプロモーション展開、美しい農村景観づくり、都市との交流ステージづくりなどに取り組んでいる。

北空知衛生 現存する機構では最も早く、昭和四一年に設立された。深川市、秩父別町を含む一市五町が加盟し**センター組合** しており、事務所は深川市にある。事業は、生ごみを含むごみ処理とし尿・浄化槽汚泥の処理だが、生ごみはバイオガス化施設で処理、メタンガスを回収して、電気や熱エネルギーとして再利用している。

北空知衛生施設組合 衛生センター組合と同じようにごみ処分とし尿・汚泥処理を実施しているが、秩父別、妹背牛、北竜、沼田の四町で構成し、秩父別町は可燃ごみ（生ごみを含む）を除くごみを処理している。事務所は妹背牛町に置かれている。平成一〇年には、埋め立て式のごみなど廃棄物の最終処分場が完成した。

北空知学校給食組合 北空知学校給食組合が設立されたのは、昭和四二年と比較的早い。しかし、秩父別町が参加したのは平成一四年一月からである。それまでは町独自の学校給食センターで賄っていたが、

財政負担の軽減など効率的な運営を目指して切り替えた。

深川地区消防組合

北空知圏の一市五町が加盟、深川市に消防本部を置いて、圏域の防火、防災、消防、救急活動の任に当たっている。秩父別には消防支署が設置され、消防団とともに活動している。

北空知葬祭組合

火葬場を設置して管理運営する北空知葬祭組合は、昭和四八年に深川、秩父別、妹背牛、北竜一市三町で設立され、現在まで続いている。事務所は深川市に置かれている。

北空知広域水道企業団

昭和五三年に深川、秩父別、沼田、北竜一市三町で設立、五六年から妹背牛町も加わった。北空知広域浄水場を建設して、実際に水道用水を供給開始したのは六〇年六月からである。

沼田町に事務所がある。

市町村合併問題

市町村合併に向けた北空知地区の取り組みは、平成一五年八月四日に秩父別、妹背牛、北竜、沼田、幌加内五町の町長会議で「合併研究会」の設立を決定したことに始まる。同月一三日には深川市も加えた一市五町で実質的には任意合併協議会とも言える「北空知地域づくり検討会」を設置した。しかし、翌一六年五月一〇日に沼田町が抜けて「北空知一市四町合併協議会」となり、これが六月一日に法定合併協議会に移行した。同年一月一九日には新市名を「深川市」と決定して合併協議を終えたものの、翌一七年一月二五日の協議会で秩父別町を含む四町が、いずれも合併せずに自立の道を歩むという選択をしたことを表明、結局、合併に至らず協

議会は解散した。

七 行財政改革の推進

補助金検討委員会と行財 秩父別町は平成一三年度を改革元年と位置付け、補助金検討委員会、行財政改革推進班
政改革推進会議の設置 の設置などにより、補助金、職員数、報酬、給与の削減を中心として健全財政の確立を
目指して積極的に取り組んできた。補助金検討委員会（渡邊慎二委員長）は、財政難の中において一度交付するとや
がて固定化してしまうケースが多い補助金のあり方を根本的に見直し、補助金を整理して適正化を図るものであり、
その提言に基づいて翌一四年度から交付する補助の公募制を導入した。しかし、国からの補助金・交付金の削減、健
康・福祉施策費や一部事務組合負担金、公債費の増加などにより、秩父別町の財政がかつてない危機に直面していた。
そのため、一六年には学識経験者らによる行財政改革推進会議（竹内勇委員長）を設置、中間答申を得た。これに基
づき、庁内に助役を本部長とする行財政改革本部を設置して改革に取り組んだ。

町行財政集中 この行財政改革をさらに加速させるため、平成一八年度から二一年度までの「秩父別町行財政集中
改革プラン 改革プラン」を策定、五つの基本項目ごとに実施計画を定め、集中的にその実現に取り組んでいる。
「行政のスリム化」では効率的な組織・機構の見直し、公用車の一元管理、定数管理の適正化、給与の見直し、職
員資質の向上、週四〇時間制の導入、非常勤特別職の報酬見直し、議員定数・報酬の見直し、特別職給料の見直しな
どを取り上げた。「事務事業の再構築」では経常的な経費節減、物品発注の見直し、補助金・負担金の見直し、指定

管理者制度の活用、委託事業の見直し、各種施設運営・管理の見直し、普通建設事業の見直し、公社・地方公営企業の経営健全化、イベントなどの廃止に重点を置いた。また、「協働によるまちづくり」においては、住民の意見を聴くための行政情報の公開・提供、意見交換の場の充実、「行政サービス」に関しては、サービス内容の見直し、水道・下水道料金の見直し、各種使用料・手数料の見直し、滞納整理の強化をそれぞれ掲げ、「広域行政の推進」では新たな可能性の追求による、事務効率の向上と経費削減を実現するとした。

組織機構の改革と 平成七年度からの主な機構改革をみると、まず一〇年四月から住民課内に総合窓口班を新設、

職員定数の適正化 従来各課に分かれていた申請書類の受け付けや交付など諸手続きの業務窓口を一元化した。また、高齢福祉課を新たに設け、高齢者対策に本腰を入れる体制を整備した。次いで一三年四月には振興課、高齢福祉課、住民課、産業課を再編成し、地域振興、商工業部門を扱う企画振興課、戸籍、年金、福祉のほか、ごみ処理など環境問題を担当する町民生活課、保険、医療部門を一括して扱う保険介護課、基幹産業の農業部門を専門に受け持つ農業振興課を新設した。従来、町三役の一人であった収入役を廃止して、会計管理者を置く出納室を設置したのは一五年一二月からである。さらに一七年四月から総務課、企画振興課、保険介護課、町民生活課、農業振興課、建設課の六課を、総務企画課、町民生活課、産業振興課、建設課の四課に集約する機構改革を行っている。二一年四月からは新たにグループ制を導入した。各係を廃止してグループでの横断的な事務の推進を図ることとし、各課の名称も総務課、住民課、産業課、建設課と変更した。

これらの組織機構改革に伴って、一四年四月のピーク時の職員数は七五人であったが、一九年四月には五六人と一人（二五・三割）減員した。行財政集中改革プランでは、これをさらに五五人まで減らす計画になっている。一方、

国家公務員の給与水準を一〇〇とした場合の地方公務員給与水準を示すラスパイルズ指数では、秩父別町の職員給与は一七年度で九七・一であったものが、一七年度には九六・五に低下、人件費抑制に努めた成果が表れている。

町特別職の給与削減

町三役の給与、期末手当では町議会議員の報酬とともに平成八年まで引き上げが続いたが、行財政改革の一環として一三年から削減の方向に転換、一八年まで毎年改定した。

八 住民基本台帳ネットワークシステム

運用開始

住民基本台帳ネットワークシステムは、平成一四年八月五日から全国一斉に運用が開始された。これにより住民票コード（一一けたの数字）が住民一人ひとりに付けられ、デジタル・ネットワーク処理によって行政の高度情報化が図られた。この時点ではまだ一部稼動であったため、国が実施している給付、資格などにかかわる手続きのみであったが、住所確認などのための住民票の写しが必要なくなった。

二次稼働

住民に向けた直接サービスに関する部分の稼働は、平成一五年八月二五日から開始された。それまで住民基本台帳カードか運転免許証などを提示すれば、交付が受けられるようになった。また、引っ越しなどの際、元の市町村で転出届を出し、新しい市町村でも転入届の手続きをしなければならなかったのが、引っ越し先の市町村だけの手続きで済むことになった。さらに、現在は選挙人名簿の作成、国民健康保険や国民年金の被保険者資格の管

理をはじめ、町が行う各種サービスの効率的運用に大きく貢献している。

公的個人認証サービス

平成一六年度からは住民基本台帳カードによって一定の手続きを終えると、インターネットを通じてさまざまな行政手続きがネット上でできるようになった。しかし、これらのサービスの基になっている住民基本台帳には、住民個人の氏名、住所、生年月日、性別、続柄、本籍などの情報が記載されており、個人情報の保護に万全を期すため、住民基本台帳に関する個人情報の保護条例を定めて厳格に対応している。

九 広報・広聴

広 報

主な広報手段として『広報ちっぷべつ』『町勢要覧』『なるほどページ』の開設がある。

『広報ちっぷべつ』『広報ちっぷべつ』は毎月一回発行され、平成二〇年一二月号でちょうど四六〇号を数えた。A四判二色刷りで月によって一四ページから二四ページの編集になっている。一七年五月号から年四回、従来単独で発行していた『議会だより』を統合し、掲載している。毎年四月号は町長の行政執行方針、教育長の教育行政方針を掲載しているほか、予算・決算などの財政、市政推進



秩父別町の歴史とともに歩んできた広報誌

に関する事業概要などを載せている。また、各号とも案内、お知らせ、町内の出来事など多彩な内容を盛り込んでおり、写真やイラストなどを豊富に使い、読みやすい誌面づくりを心掛けている。

『町勢要覧』 町の魅力的な姿について写真を中心に生き生きと紹介する『町勢要覧』は、いずれも具体的なデータを収録した資料編を添えて数年に一度の割合で発行されている。町民ばかりでなく、町外に對する広報を主要な目的としている。平成六年に開基一〇〇年記念として『耳をすましてごらん』という特別版の要覧を出しているが、その後は一二年三月、一三年二月、二〇年一月に発行している。毎回A四判の多色刷りで、一目で町の内容が分かるようになってきているが、このうち一三年版は八六の要約版であった。一二年と二〇年の要覧は三三六で、資料編も一六六と盛りだくさんである。「安全安心で活気にみちたまちづくり」を表紙にうたった二〇年版は、「緑豊かな活力ある田園のまち」「心かよいあう福祉のまち」「安全で安心して暮らせるまち」「豊かな心を育む生涯学習のまち」「輝く未来へ活力あるまち」の各項目に分けて、町民と行政の協働によるまちづくりの様子を分かりやすい文章とカラー写真で伝え、観光・レジャーなどの施設・イベントも紹介している。

『なるほど・なっとくことしの仕事』 分かりやすい予算説明書でもある『なるほど・なっとくことしの仕事』は、平成一一年度から発行し、全戸に配布している。A四判で八〇〇〜一〇〇〇ページにその年度の当初予算の概要を新規事業、継続事業を含めて予算額を示して説明している。写真や図表も使い、誰でも理解できるように編集され、補正予算については広報誌で追加



町民によく読まれている
「なるほど・なっとくことしの仕事」

説明している。これほどきめ細かな行政サービスは全道でも珍しいという。第一回発行の後に行った町民アンケートでも、全部読んだ人が五六・七割、半分くらい読んだ人が三一・三割で、全く読まなかった人の四・五割を大きく上回った。しかも、八八割以上の人たちが「分かりやすい」、あるいは「ほぼ分かりやすい」と答え、八〇割近くの人「発行を続けてほしい」と望んでいた。

「ホームページ」 町がインターネット上に「ホームページ」を開設したのは、平成一〇年四月一日からである。毎月更新しながら町の紹介、町からのお知らせ、暮らしに役立つ情報、『広報ちっぷべつ』の内容、行事・イベント案内、観光・公共施設ガイドなど幅広い情報を発信している。クイズによるプレゼントを企画したり、さまざまな工夫を凝らし、毎年二万件前後のアクセスがあり、二〇年七月現在の訪問者は二二万件を超えている。また、ネットを通じてさまざまな意見や要望も寄せられ、広報ばかりでなく、広聴の役割も果たしている。

広 聴

住民の意見・要望を聴く場として、古くから町政懇談会が設けられ、毎年一〇月から一一月にかけて町内会ごとと地区コミュニティ会館を会場に開かれている。町長と役場の実務担当者が出席、地域住民に町の施策について説明するとともに、住民から要望・意見を聴取し、翌年度の予算編成や将来のまちづくり施策に反映させている。出される意見は、道路など生活基盤の整備や生活環境の改善、社会福祉、衛生・医療、教育などと幅



町政懇談会

広いが、町民生活に身近な問題が多い。

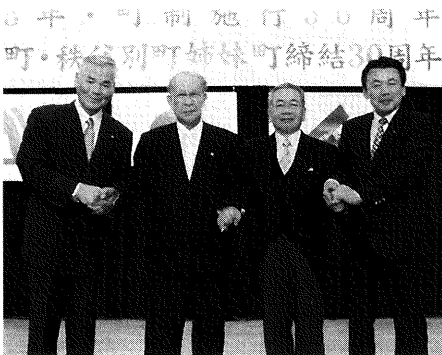
一〇 姉妹町交流

綾南町との交流

昭和五四年に姉妹町を提携した香川県綾南町は、秩父別開拓の祖でもある屯田兵のふるさとである。活発な交流は平成の時代に入っても続き、一年間で相互訪問を八回も重ねる年もあった。町長ら役場の幹部、町議会議員ばかりでなく、小中学生、青年、婦人、老人クラブ、産業関係者ら往来する階層も幅広く、その目的も親善交流にとどまらず研修、ホームステイ、災害時の見舞い、記念式典などへの出席、物産交流と多彩であった。

綾川町の姉妹町再提携

綾南町は平成一八年三月、隣接の綾上町と合併し綾川町に生まれ変わった。旧綾南町が合併して新しい綾川町になったため、一八年七月一日に藤井賢綾川町長が秩父別町を来訪、改めて松本徳一町長と姉妹町提携書に調印、さらに活発な交流推進への再スタートを切った。二〇年には綾南町以来、交流三〇周年を迎え、町の開基一一五年・町制施行五〇周年と併せて盛大に記念式典を挙げている。



開基115年・町制施行50周年・綾川町姉妹町締結30周年記念式典において、左から早川秩父別町議長・藤井綾川町長・神数秩父別町長・村瀬綾川町議長

秩父別町と綾川町（旧綾南町）との交流の歩み

年	区分	綾川町から秩父別町への訪問	秩父別町から綾川町への訪問
第二章 行政	昭54	▶ 4月 綾南町から最初の訪問（村山町長、大野議長他2人） ▶ 9月 姉妹町締結調印	▶ 5月 秩父別町梅澤町長・議員一行、表敬訪問 ▶ 9月 秩父別町議会議員一行、表敬・行政視察
	55	▶ 5月 綾南町農業委員会委員一行、農業状況視察	
	56	▶ 1月 綾南町児童生徒教育使節団訪問	▶ 3月 秩父別町農業委員一行、農業状況視察 ▶ 7月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
	57	▶ 9月 村山綾南町長、開基88年記念式典参列	▶ 8月 熊、鹿はく製を寄贈 ▶ 11月 秩父別町農業青年後継者一行、体験学習
	58	▶ 2月 綾南町教育委員・老人会・婦人会代表一行、活動状況視察 ▶ 8月 萱原用水土地改良区役員一行、実情視察 ▶ 9月 綾歌郡町内会一行、行政視察	
	59	▶ 9月 綾南町長・議会議員一行、行政視察	▶ 6月 秩父別町梅澤町長・議会議員一行、行政視察
	63		▶ 4月 ちくし神楽獅子一行、瀬戸大橋開通記念行事参加
	平2		▶ 5月 秩父別町教育委員会・生涯学習計画委員、行政視察 ▶ 7月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
	3	▶ 1月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 ▶ 10月 綾南町ふるさと資料館文化財を郷土館に展示	▶ 10月 郷土館文化財を綾南町ふるさと資料館に展示 ▶ 11月 秩父別高等学校生徒代表、香川県立農業経営高校視察交流
	4	▶ 8月 綾南町スポーツ交流団一行、とんでんまつり参加	▶ 7月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
	5		▶ 2月 秩父別町愛郷会一行、農業・経済状況視察
	6	▶ 2月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 ▶ 6月 綾南町藤井町長・議員一行、開基100年記念式典参列、綾南町より彫刻家福家靖夫作「楯」寄贈 ▶ 8月 綾南町親子獅子・白鳥太鼓・芸能文化交流団、とんでんまつりに出演	▶ 2月 秩父別町スポーツ親善交流団一行、綾南町梅の里フェスティバル綱引大会出場 ▶ 7月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問 ▶ 8月 秩父別町教育委員会一行、生涯学習状況視察 ▶ 9月 秩父別町後藤町長・吉澤議長ら3人、町制40周年記念式典参列
	7	▶ 2月 綾南町児童生徒教育使節団訪問	

8	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月 綾南町老人クラブ連合会代表、ゲートボール親善交流 ▶ 10月 綾南町藤井町長・宮本議長・うどん研究会一行、収穫祭に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問 ▶ 9月 秩父別町後藤町長・大西議長・門間教育長・秩父別太鼓・綾南町総合運動公園記念行事参加 ▶ 11月 秩父別土地改良区役員一行、萱原用水視察
9	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月 秩父別町議会・議員一行、表敬訪問
10	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月 綾南町藤井町長・議員一行、行政視察 ▶ 11月 綾南町農業委員会委員一行、農業状況視察 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
11	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月 秩父別町議会・議員一行、表敬訪問
12		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
13	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 	
14	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月 綾南町藤井町長・議員一行、行政視察 ▶ 8月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10月 綾南町藤井町長、収穫祭参列 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月 秩父別町松本町長・議員一行、表敬訪問 ▶ 8月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
16	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 綾南町児童生徒教育使節団訪問 ▶ 10月 綾南町老人クラブ連合会代表、親善交流 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月 秩父別町神薙町長・早川議長・久保氏・秩父別太鼓一行、綾南町町制施行50周年記念式典参列
17	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月 綾南町農業委員会委員一行、農業状況視察 ▶ 8月 綾南町職員OB会、とんでんまつり参加 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
18	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 11月 綾川町姉妹町締結調印 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 11月 綾川町との姉妹町締結調印
19	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 綾川町児童生徒教育使節団訪問 ▶ 10月 綾川町民生委員一行、行政視察 ▶ 11月 綾川町農業委員会委員一行、農業視察 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月 秩父別町神薙町長・議会議員一行、表敬訪問 ▶ 8月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問
20	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 綾川町児童生徒教育使節団訪問 	
21	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9月 綾川町藤井町長・村瀬議長、秩父別町開基115年・町制施行50周年姉妹町締結30周年記念式典参列 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月 秩父別町児童生徒教育使節団訪問

一一 町内会の活動

住民自治の推進

本来、町内会は地域住民による任意組織・団体であるが、住民自治の推進という観点から行政と連携して行政広報、防災・防犯、交通安全、環境美化、福祉など幅広い活動を展開している。また、町政に対して積極的に意見や要望も出している。近年は特に地域コミュニティの重要性が認識され、平成一三年の地方自治法改正で「地縁による団体」と規定され、市町村長の認可を得て法人格を取得し、団体名義で不動産登記などもできるようになった。さらに、一四年には中間法人法の施行により、同窓会、サークルなど非公益・非営利目的の中間法人格を取得する道も開けた。

平成7年度以降の歴代町会長

	日の出	東	協栄	南	屯田	新盛	北部
平7	飯沼貞雄	池川 豊	稲沢 博	向井守正	宮本光男	岡島秀雄	岡内貞頼
8	香川光男	〃	〃	〃	松井修一郎	谷田孝夫	〃
9	〃	大石高一	〃	上野信広	〃	〃	河瀬智宣
10	山本明生	〃	杉山國男	〃	高橋行一	高崎順助	〃
11	飯沼 肇	木川田良昭	〃	柴田茂男	〃	西田義雄	河原秀之
12	中村昭夫	〃	桃野輝義	〃	小西梅太郎	小西杉雄	〃
13	〃	吉澤邦世	〃	広瀬鉄男	〃	高崎進夫	上ヶ島恒雄
14	佐々木征夫	〃	宮本征夫	〃	山田貴門	板垣徳一	〃
15	〃	〃	〃	山森 武	〃	小西 実	松永 勝
16	小山 明	〃	〃	〃	得能政一	前川忠英	〃
17	〃	〃	〃	鬼頭 健	〃	番場勇治	峠勝 寛
18	田村 進	〃	杉本公利	〃	佐々木義一	板垣徳一	〃
19	〃	〃	〃	山森勝美	小笠原喜一	小西 実	宮森 勝
20	〃	〃	岡田隆俊	〃	〃	前川忠英	西谷 章
21	渡部俊英	〃	〃	齊藤雅博	〃	山田憲正	五島勝司

	西栄	中央西	中央東	筑紫	旭	駅前	連合
平7	飛谷 博	森久 夫	栗岡 初	内田一成	渡邊慎二	坂本 勉	栗岡 初
8	出口金蔵	〃	〃	〃	〃	早川欽一	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	堺谷朋於	〃	高崎正義	〃	〃	〃	渡邊慎二
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12	榊原信雪	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	大坂博文	〃	〃	〃
14	前田和夫	畑 満朗	〃	〃	〃	坂本 勉	〃
15	広田一征	〃	〃	〃	畑 清人	早川欽一	大坂博文
16	〃	稲沢 勉	田中常夫	〃	〃	〃	〃
17	前田春美	〃	〃	〃	〃	〃	〃
18	〃	〃	〃	〃	〃	飯尾一男	〃
19	得能敏幸	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20	〃	〃	四十坊尚	〃	〃	〃	得能敏幸
21	〃	山下英樹	〃	鈴木 清	早川正雄	〃	〃

地域コミュニティ 各町内会のコミュニティ会館は、昭和五三年度から平成七年度までに西栄、協栄、日の出、南、
ティ会館の整備 中央、屯田、新盛、北部、東、筑紫に建設された。その後改修改築などの工事が続けられ、さら
に中央地区には生涯学習センターなどさまざまな公共施設が整備された。

一一一 公 社

土地開発公社

秩父別町土地開発公社は昭和四八年、第三セクターとして発足した。現在の基本財産は五〇〇万円である。地域の秩序ある開発・整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に公共用地、公用地の先行取得・管理処分などを行っているが、平成七年度以降の事業は、宅地分譲用地の購入・整備・販売、道路用地の販売が中心であった。歴代役員のうち理事長は助役、理事は町議会の副議長、総務常任委員長、経済常任委員長、町の収入役、総務課長、産業課長らが務め、事務局長は産業課長が兼ね、監事には代表監査委員が就任した。各年度の事業内容は、次の通りである。

土地開發公社事業一覽

年 度	平 7	8		9		10	11
区 分		造成	販売	整地	販売	販売	購入
件 数	0	1	11	1	8	1	1
地 籍 (㎡)		8,518.90	4,235.67		3,172.72	356.95	492.00
金 額 (千円)		43,777	25,023	116	15,982	2,096	836
摘 要		宅地分譲 用地購入・ 整備	宅地分譲 販売	宅地分譲 地測量	宅地分譲 用地販売	宅地分譲 用地販売	道路用地 購入

年 度	12	13		14			
区 分	販売	造成	販売	購入	販売	販売	販売
件 数	2	1	9	2	4	1	1
地 籍 (㎡)	753.56	3,495.10	3,495.10	954.67	4,041.77	193.67	595.08
金 額 (千円)	4,478	35,856	19,675	7,410	7,940	1,888	3,780
摘 要	宅地分譲 地販売	宅地分譲 用地購入	宅地分譲 用地販売	宅地分譲 用地購入・ 整備	宅地分譲 用地販売	道路用地 販売	道路用地 残販売

年 度	15	16	17			18	19	20
区 分			販売	販売	販売		販売	販売
件 数	0	0	1	3	1	0	1	4
地 籍 (㎡)			129.97	742.78	396.62		396.61	1586.44
金 額 (千円)			221	3,115	2,208		2,208	8,832
摘 要			道路用地 販売	道路用地 残販売	宅地分譲 用地販売		宅地分譲 用地販売	宅地分譲 用地販売

株式会社秩父 第三セクターの振興公社は、土地開発公社と同じ昭和四八年に株式会社として設立された。産業基別町振興公社 盤と生活環境の整備を促進し、町民生活の向上に寄与することを目的としている。主に、①公共のために必要な土地の取得、貸借、あつ旋、管理②住宅の建設、工場の立地に必要な土地の取得、造成、分譲、売却、あつ旋③住宅、店舗、事務所とそれに関する施設の建設、分譲、売却、賃貸④観光事業の経営として、電気自動車コース、自転車コース、原動機付自転車コース、乗馬・幌馬車コース、遊覧、遊具の貸し付け⑤畜産事業の経営として、家畜の売買、施設の建設⑥農産物等の販売、直売店の設置⑦保養施設、公共公園の美装管理・運営などの事業を行っている。現在は、地元特産のトマトジュース「あかずきんちゃん」の製造・販売や、秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」の管理運営を中心に事業を展開している。

歴代役員は代表取締役社長に町長、専務取締役、助役・副町長、常務同に産業課長、取締役、収入役、町議会議員・副議長・総務常任委員長、監査役に町議会経済常任委員長、町商工会長がそれぞれ就任している。

一三 行政委員会

監査委員

監査委員は、地方自治法によって設置が定められている執行機関で、町の財務に関する事務の執行や、経営にかかわる事業の管理、事務の監査を職務としている。町の行政サービスが適法であるか、能率的であるか、不正がないかなど幅広い観点から監査を実施、その結果を公表するなど極めて重要な役割を果たしている。監査委員は、一人ひとりが単独で監査することを原則としているが、監査の執行計画の策定や監査結果の公表は合議で運用される。定員は二人で、任期は四年である。有識者と町議会議員から一人ずつ、町長の推薦により町議会

が同意して選任する。

監査には一般監査、特別監査、例月出納監査、公金収納監査、基金運用状況審査、住民監査請求に基づく監査、職員賠償責任に関する監査などがある。このうち特別監査には、住民直接請求、議会請求、町長要求によるものなどがある。

平成7年度以降の歴代委員長・委員

委員長		委員	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
森 久夫	平5・4・1～13・3・31	篠田 章	平3・4・2～7・3・30
松永 勝	13・4・1～21・3・31	上田 實	7・3・31～11・3・30
戸田 保	21・4・1～現在	大山 勇	11・3・31～15・3・30
		植田顕治	15・4・1～19・9・30
		柴田壹隆	19・3・31～現在

公平委員会

公平委員会は地方自治法、地方公務員法に基づき人口一五万人未満の市町村に設置される行政委員会である。職員の任免、懲戒などの人事権の行使を適正に遂行するため、各任命権者から独立した専門的機関でもある。地方公務員の労働基本権が制限されている代償措置の一つとして、設けられているという側面もある。その権限は、職員の給与や、勤務時間などの労働条件に関する不服申し立てに対する裁定、職員の苦情処理などを行うが、行政委員会と位置付けられながら、一定の事項については司法に準ずる機能を持っている。定数は三

人で、任期は四年である。委員選任については町議会議員や町職員は除かれ、町議会の同意を得て町長が選任するが、三人のうち二人が同一政党に属することを禁じている。

平成7年度以降の歴代委員長・委員

委員長		委員	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
宮森 茂	平6・3・22～10・3・21	惣伊田勇作	平6・3・22～14・3・21
杉山国男	10・3・22～18・3・21	青木貞良	5・12・20～13・12・19
山森勝美	18・3・22～現在	山森勝美	13・12・20～18・3・21
		山本道子	14・3・22～20・10・20
		山田憲正	18・3・22～現在
		東 恵美	20・12・11～現在

固定資産税評 固定資産税評価審査委員会は、地方自治法、地方税法によって町に置かれている行政委員会である。
評価審査委員会 町長から独立した中立的・専門的立場から、固定資産税台帳に登録されている事項に関して、不服の審査・決定を行うことを職務としている。審査が必要な場合、審査の申請者や町長の出席を求め、公開の口頭審理もできる。委員は、町内在住で徴税の納税義務を負う者の中から町議会の同意を得て、町長が選任する。定数は三人、任期は三年である。

平成7年度以降の歴代委員長・委員

委員長		委員	
氏名	任期	氏名	任期
澁谷政人	平7・3・23～10・3・22	木島耕平	平1・9・13～12・9・25
広田一征	10・3・23～現在	稲沢 博	5・9・22～14・9・21
		上ヶ島恒雄	12・9・26～19・9・20
		北守公子	14・9・22～現在
		山田貴門	19・9・26～現在

第三節 財 政

一 一般会計

財政規模

一般的に経理する一般会計は産業、福祉、教育、衛生、人件費など町民や町職員などに広くかかわる事業や管理における歳入・歳出の会計である。平成七年度以降の決算によると、その総額は一〇年度まで四〇億円台であったが、一一年度に過去最高の約五八億円を記録したものの、一二年には約四七億円台に落ち、一三年度になると再び約五一億円と増加した。しかし、一四年度からは一挙に約三四億円まで下がり、その後も縮小が続いた。一八年度は七年度に比べ二五・一割、一一年度に比べ四四・二割の減少率である。

歳入

歳入科目の中で飛び抜けて多いのは地方交付税で、歳入全体の常に三、四〇割台を示し、最低でも三
四・五割（一一年度）、最高だと四九・五割（一四年度）に達している。国庫支出金、道支出金はそ
れぞれ年度によってばらつきが多いが、歳入における構成費は国庫支出金が一・三割（一八年度）〜一五・四割（一
三年度）、道支出金が二・三割（一八年度）〜一四・六割（一一年度）となっている。いずれにしてもこれら依存財
源が占める割合は非常に高い。これに対して自主財源の柱である町税は、微増減を繰り返しながらも金額では全体的
に減少傾向をたどっている。これは人口減や地域経済の停滞などが影響していると思われるが、歳入における構成比
では一三年度まで三・八割（一一年度）〜五・一割（七年度）であったのが、一四年度以降は一五年度を除き六割台
を維持、一八年度は六・五割に上昇した。しかし、その要因は歳入規模全体の縮減に負うところが多い。しかも、歳
入不足を補うため町の借金である町債は、町税だけでなく国庫支出金、道支出金を上回る額を発行しており、その構
成費は一・〇割（一四年度）〜二五・一割（一八年度）の間で推移している。

歳出

主な科目の歳出に対する構成費を見ると、基幹産業の農業にかかわる農林水産費は七・七割（九年度）
〜二九・七割（一一年度）であった。福祉などに関連する民生費は五・八割（一六年度）〜一四・五
割（一〇年度）、中小企業や商店街振興を図る商工費はほとんどの年度で五〜八割台で推移したが、一七年度は一・二・
二割と突出した。このほか土木費は比較的高く二年度の二四・七割は別として、一五年度まで一〇割台を維持した
が、公共土木事業の抑制で一六年度以降その大台を割り込み、一八年度はわずか四・九割にとどまった。教育費は年
度による増減が激しく最低三・二割（一一年度）、最高三三・〇割（一三年度）だが、ほとんどが一けた台の割合で
ある。目立つのは町の借金を返す公債費である。実際の金額は六〜八億円台ではほぼ一定しているが、構成費に換算す

るとむしろ増加傾向にある。一三年度までは一〇割台に収めていたものの、その翌年度から二〇割を突破、一七年度には過去最高の二五・二割に及んだ。また、職員費については、金額で一三年度まで増高が続いたが、一四年度から行財政改革の推進に伴って減少傾向をたどっている。最高だった一三年度に比べ一八年度の金額は、二四・八割の減少である。構成比で見ると、一八年度の一四・〇割は最高時の一七・三割（一四年度）より三・三割低く、最低時の九・九割（一一年度）より七・四割高い。

差引残高

歳入から歳出を引いた差引残高は、各年度ともプラスで黒字会計となっている。最低の七年度でも約五〇九〇万円、最高の一六年度は一億円を超えた。しかし、歳入において常に差引残高を大幅に超える町債を発行、さらに歳出では町債を上回る公債費を計上しており、町財政の厳しさをうかがわせている。

町の借金と貯金

地方債の一つである町債は、道路や施設の整備・建設など単年度に多額の経費を必要とする場合、その財源を確保するために町が借り入れる借金である。社会資本整備の立ち遅れ、自主財源の不足に悩む地方自治体にとって、欠かせない財源となっている。町は社会資本整備や福祉の充実のため、積極的な投資を行ってきた結果、平成一九年度末の見込みでは一般会計の借金（町債）総額は五四億四四九万円になっている。この借金返済に対し国が負担する地方交付税が三三億七八〇二万円あり、これを差し引くと借金は二〇億六六四七万円である。一方、町の各種積み立てによる貯金は一九年度末見込みで総額一二億八万円ある。その内訳は減債基金二億四八七五万円、特定目的基金三億九七六〇万円、災害などに備える備荒資金組合超過納付金一億八四九万円となっている。これをさらに差し引くと、実質的な町の借金は八億六六三九万円である。

義務的経費と 歳出において支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費を義務的経費といい、人件投資的経費 費、扶助費、公債費で構成されている。その増加傾向は、財政構造の硬直化につながると懸念されている。これに比べ投資的経費は、建設事業費や災害復旧事業費などを称し、物件費、維持補修費、補助費、積立金、投資・出資・貸付金、繰出金などは、その他経費に分類されている。

經常収支比率 歳出のうち人件費や公債費などの経常的な支出に、町税などの経常的な収入がどれだけ充当されたと公債費比率 いるかを示す指標が經常収支比率である。夕張市の財政破たんを機に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、地方自治体の財政に対する関心が高まっているが、これにより財政構造の弾力性を判断することができない。一般的に比率が八〇割を超えると、弾力性が失われつつあるとされている。秩父別町の場合、平成一八年度決算による經常収支比率は前年度と同じ八九・七割で全道平均の九一・九割を下回っているものの、財政硬直化が進んでいることは否定できない。

一方、公債費比率は、財政構造の健全性、あるいは長期安定性を見る指標である。標準財政規模（市町村の一般財源必要額を全国統一ルールで計算し算出したもの）に対して、返済額がどの程度であるか明らかにするのが目的で、この比率が高いほど後年度負担が大きくなり、財政構造の不健全性が際立つとされる。三年間の平均値により財政の健全度を示すが、一般的に一〇割以下の比率であることが求められており、一五割超は黄色信号、二〇割超は赤信号とされている。秩父別町では一八年度決算で前年度より二・四割増の一四・〇割となったが、全道平均の一六・九割を下回っている。

財政力指数

財政力指数とは、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の額に対する税収の割合を示す数字である。この値が大きいほど自主財源が多く、財政基盤が安定していることになる。この数字が一を超えると普通交付税が交付されない。秩父別町の場合、平成一八年度決算において前年度より〇・〇〇三増の〇・一五九であった。全道平均は〇・四五二で、これを大きく下回っており、自主財源が乏しい実態が明らかになっている。

一般会計の推移

(単位：千円)

年度	科目	歳入	歳出	残額	基金積立等	
平7		4,305,497	4,254,625	50,872	翌年度繰越し 65	財政調整基金積立 50,807
8		4,474,423	4,414,667	59,756		財政調整基金積立 59,756
9		4,499,990	4,433,571	66,419		財政調整基金積立 66,419
10		4,242,037	4,156,138	85,899	翌年度繰越し 29,926	財政調整基金積立 55,973
11		5,779,517	5,718,285	61,232	翌年度繰越し 11,630	財政調整基金積立 49,602
12		4,734,588	4,675,729	58,859	翌年度繰越し 8,046	財政調整基金積立 50,813
13		5,084,703	5,017,252	67,451	翌年度繰越し 7,236	財政調整基金積立 60,215
14		3,394,556	3,326,187	68,369	翌年度繰越し 169	財政調整基金積立 68,200
15		3,493,529	3,431,028	62,501	翌年度繰越し 1,036	財政調整基金積立 61,465
16		3,197,514	3,096,451	101,063	翌年度繰越し 603	財政調整基金積立 100,460
17		3,123,628	3,049,297	74,331	翌年度繰越し 488	財政調整基金積立 73,843
18		3,225,429	3,158,487	66,942	翌年度繰越し 191	財政調整基金積立 66,751
19		2,575,572	2,508,238	67,334	翌年度繰越し 1,271	財政調整基金積立 66,063
20		2,660,364	2,603,838	56,526	翌年度繰越し 6,084	財政調整基金積立 50,442

一般会計款別歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度	平 7	8	9	10
歳入	1. 町 税	221,197,539	213,946,493	211,391,198	206,131,519
	2. 地方譲与税	66,754,000	67,680,000	57,075,817	51,907,000
	3. 利子割交付金	6,023,000	3,317,000	2,860,000	2,187,000
	4. 配当割交付金				
	5. 株式等譲渡所得割交付金				
	6. 地方消費税交付金			7,851,000	32,362,000
	7. ゴルフ場利用税交付金	9,779,855	7,679,615	6,354,741	5,572,318
	8. 自動車取得税交付金	27,456,000	32,703,000	23,873,000	23,853,000
	9. 地方特例交付金				
	10. 地方交付税	1,848,548,000	1,883,116,000	1,996,869,000	2,050,723,000
	11. 交通安全対策特別交付金	1,490,000	1,344,000	1,211,000	1,284,000
	12. 分担金及び負担金	27,581,250	29,951,179	29,647,342	27,977,697
	13. 使用料及び手数料	200,216,169	215,223,611	210,230,195	206,939,895
	14. 国庫支出金	327,539,084	445,072,549	277,863,358	307,953,272
	15. 道 支 出 金	250,236,784	452,710,617	436,015,381	367,463,515
	16. 財 産 収 入	47,278,500	20,124,713	29,362,811	28,499,882
	17. 寄 付 金	22,121,000	30,320,000	29,620,000	31,400,000
	18. 繰 入 金	612,652,087	437,176,720	286,832,781	145,536,400
	19. 諸 収 入	109,371,538	136,092,201	130,932,360	134,346,753
	20. 町 債 金	495,900,000	497,900,000	762,000,000	617,900,000
	21. 繰 越 金	31,352,000	65,000		
	歳入合計	4,305,496,806	4,474,422,698	4,499,989,984	4,242,037,251
歳出	1. 議 会 費	61,221,810	58,538,021	61,749,958	58,081,366
	2. 総 務 費	919,918,754	725,916,211	316,751,203	818,022,392
	3. 民 生 費	369,364,090	406,393,157	395,429,517	601,472,052
	4. 衛 生 費	175,504,362	128,633,718	152,424,831	135,499,033
	5. 労 働 費	377,160	391,000	325,800	337,000
	6. 農林水産業費	437,727,186	524,570,762	340,774,670	344,040,796
	7. 商 工 費	219,212,506	245,867,442	249,685,618	297,486,940
	8. 土 木 費	651,116,393	869,740,596	664,559,740	520,980,621
	9. 消 防 費	78,740,000	73,274,000	81,570,000	107,193,000
	10. 教 育 費	179,663,526	173,998,819	732,452,870	198,181,952
	11. 災害復旧費	5,076,964	18,651,625	41,400	7,320
	12. 公 債 費	657,473,898	663,048,991	869,012,984	514,266,598
	13. 職 員 費	499,227,871	525,642,623	568,792,828	560,568,735
	歳出合計	4,254,624,520	4,414,666,965	4,433,571,419	4,156,137,805
	差引残高	50,872,286	59,755,733	66,418,565	85,899,446

一般会計款別歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度			
	11	12	13	14
1. 町 税	220,429,452	211,747,020	200,846,380	204,289,662
2. 地方譲与税	53,179,000	54,421,000	54,389,000	54,975,000
3. 利子割交付金	2,146,000	9,785,000	9,091,000	2,792,000
4. 配当割交付金				
5. 株式等譲渡所得割交付金				
6. 地方消費税交付金	30,513,000	31,467,000	29,967,000	25,762,000
7. ゴルフ場利用税交付金	4,353,018	2,216,374	2,121,838	2,304,416
8. 自動車取得税交付金	20,952,000	21,030,000	22,582,000	17,819,000
9. 地方特例交付金	5,413,000	7,687,000	7,539,000	6,964,000
10. 地方交付税	1,995,323,000	1,942,719,000	1,817,563,000	1,678,904,000
11. 交通安全対策特別交付金	1,215,000	1,086,000	997,000	909,000
12. 分担金及び負担金	33,121,394	10,673,290	15,878,716	26,122,563
13. 使用料及び手数料	218,667,452	217,862,242	216,889,842	207,626,368
14. 国庫支出金	289,446,459	420,750,901	782,644,008	179,450,163
15. 道 支 出 金	842,713,238	390,070,802	156,850,874	134,267,489
16. 財 産 収 入	24,147,663	20,154,021	20,463,237	14,771,302
17. 寄 付 金	51,565,000	24,300,000	20,880,072	35,994,066
18. 繰 入 金	375,034,130	193,654,361	315,352,776	253,739,000
19. 諸 収 入	167,172,016	191,933,767	358,201,756	166,930,118
20. 町 債 金	1,414,200,000	971,400,000	1,044,400,000	373,700,000
21. 繰 越 金	29,926,000	11,630,000	8,046,000	7,236,000
歳入合計	5,779,516,822	4,734,587,778	5,084,703,499	3,394,556,147
1. 議 会 費	61,064,059	57,910,142	58,164,234	56,486,837
2. 総 務 費	590,772,676	308,066,358	251,242,706	224,009,691
3. 民 生 費	730,098,035	439,203,762	310,417,968	191,635,559
4. 衛 生 費	141,481,691	148,562,069	164,329,074	149,302,979
5. 労 働 費	184,500	275,000	183,500	119,000
6. 農林水産業費	1,697,821,128	587,756,847	317,917,620	326,168,411
7. 商 工 費	311,532,237	371,989,056	282,823,832	264,402,250
8. 土 木 費	595,884,222	1,155,492,457	615,041,234	501,505,520
9. 消 防 費	93,145,000	86,258,000	92,205,000	91,218,000
10. 教 育 費	182,292,250	263,041,643	1,606,845,631	255,572,792
11. 災 害 復 旧 費				
12. 公 債 費	746,669,317	684,488,704	731,424,560	690,101,284
13. 職 員 費	567,339,376	572,684,532	586,657,095	575,664,302
歳出合計	5,718,284,491	4,675,728,570	5,017,252,454	3,326,186,625
差引残高	61,232,331	58,859,208	67,451,045	68,369,522

一般会計款別歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度	15	16	17	18
歳入	1. 町 税	196,397,141	202,288,641	188,934,435	209,223,649
	2. 地方譲与税	59,029,000	67,833,000	73,499,000	80,708,584
	3. 利子割交付金	1,866,000	1,849,000	1,189,000	816,000
	4. 配当割交付金		151,000	294,000	445,000
	5. 株式等譲渡所得割交付金		150,000	390,000	323,000
	6. 地方消費税交付金	29,166,000	32,073,000	29,884,000	31,243,000
	7. ゴルフ場利用税交付金	2,169,886	2,245,288	2,193,864	2,181,918
	8. 自動車取得税交付金	19,172,000	18,147,000	18,708,000	17,635,000
	9. 地方特例交付金	7,132,000	6,225,000	6,062,000	3,562,000
	10. 地方交付税	1,583,488,000	1,511,992,000	1,534,400,000	1,534,888,000
	11. 交通安全対策特別交付金	1,044,000	921,000	931,000	962,000
	12. 分担金及び負担金	22,357,710	24,161,235	24,015,930	23,109,772
	13. 使用料及び手数料	208,335,829	197,316,369	189,862,124	170,560,735
	14. 国庫支出金	166,009,369	95,352,609	90,235,434	42,261,681
	15. 道 支 出 金	242,385,689	228,446,589	151,688,979	73,655,540
	16. 財 産 収 入	16,512,260	14,685,804	20,368,369	28,285,202
	17. 寄 付 金	8,535,020	25,291,827	13,000,000	16,100,000
	18. 繰 入 金	282,962,410	176,444,468	204,577,137	89,805,589
	19. 諸 収 入	106,097,743	90,004,788	138,392,147	88,474,064
	20. 町 債 金	540,700,000	500,900,000	434,400,000	810,700,000
	21. 繰 越 金	169,000	1,036,000	603,000	488,000
	歳入合計	3,493,529,057	3,197,514,618	3,123,628,419	3,225,428,734
歳出	1. 議 会 費	50,330,221	47,795,692	46,339,159	41,651,297
	2. 総 務 費	194,026,903	111,362,532	187,075,136	193,769,318
	3. 民 生 費	226,334,354	180,216,706	229,268,043	209,311,417
	4. 衛 生 費	156,214,985	152,332,916	148,226,842	136,777,667
	5. 労 働 費	129,420	86,960	40,000	0
	6. 農林水産業費	546,535,309	557,491,201	372,509,286	799,842,539
	7. 商 工 費	259,757,466	303,941,865	395,848,891	265,151,512
	8. 土 木 費	435,977,676	280,858,908	208,638,661	156,237,366
	9. 消 防 費	87,108,000	77,018,000	77,308,000	69,533,000
	10. 教 育 費	168,206,563	170,654,486	149,907,542	174,533,565
	11. 災 害復旧費		8,609,618	2,735,000	5,000
	12. 公 債 費	767,599,437	700,338,793	768,930,954	670,505,136
	13. 職 員 費	538,807,805	505,743,712	462,470,117	441,169,123
	歳出合計	3,431,028,139	3,096,451,389	3,049,297,631	3,158,486,940
	差引残高	62,500,918	101,063,229	74,330,788	66,941,794

一般會計款別歳入歳出決算状況

(単位：円)

	科目	年度	
		19	20
歳入	1. 町 税	232,274,089	240,426,969
	2. 地方譲与税	61,655,000	59,055,000
	3. 利子割交付金	1,005,000	932,000
	4. 配当割交付金	533,000	182,000
	5. 株式等譲渡所得割交付金	286,000	131,000
	6. 地方消費税交付金	29,767,000	26,922,000
	7. ゴルフ場利用税交付金	2,020,291	1,945,754
	8. 自動車取得税交付金	18,100,000	14,430,000
	9. 地方特例交付金	1,319,000	2,649,000
	10. 地方交付税	1,525,423,000	1,563,476,000
	11. 交通安全対策特別交付金	835,000	750,000
	12. 分担金及び負担金	23,271,544	21,266,579
	13. 使用料及び手数料	74,959,367	73,635,874
	14. 国庫支出金	55,764,455	110,955,827
	15. 道支出金	81,027,313	81,558,879
	16. 財産収入	24,302,735	18,339,319
	17. 寄付金	15,600,000	29,019,600
	18. 繰入金	129,911,546	87,989,622
	19. 諸収入	85,006,102	97,923,314
	20. 町債金	212,320,000	227,504,000
	21. 繰越金	191,000	1,271,000
	歳入合計	2,575,571,442	2,660,363,737
歳出	1. 議会費	33,312,499	31,410,673
	2. 総務費	133,929,130	244,187,837
	3. 民生費	241,295,753	262,967,389
	4. 衛生費	129,395,767	122,055,093
	5. 労働費	0	6,890
	6. 農林水産業費	297,039,098	235,354,025
	7. 商工費	140,002,699	147,359,532
	8. 土木費	176,273,128	190,999,790
	9. 消防費	100,364,000	71,173,000
	10. 教育費	138,131,861	197,384,644
	11. 災害復旧費	5,000	5,000
	12. 公債費	692,180,900	666,784,434
	13. 職員費	426,307,985	434,149,014
	歳出合計	2,508,237,820	2,603,837,321
	差引残高	67,333,622	56,526,416

町債の状況

(単位：千円)

科目	年度				
	平7	8	9	10	11
歳入総額	4,305,497	4,474,423	4,499,990	4,242,037	5,779,517
歳出総額	4,254,625	4,414,667	4,433,571	4,156,138	5,718,285
歳入上の地方債額	495,900	497,900	762,000	617,900	1,414,200
地方債の歳入に占める割合	11.52%	11.13%	16.93%	14.57%	24.47%
歳出上の公債費額	657,474	663,049	869,013	514,267	746,669
公債費比率	14.1%	14.3%	13.6%	11.7%	12.3%
年度末総現債額	3,960,356	3,984,066	4,056,578	4,319,110	5,146,508

科目	年度				
	12	13	14	15	16
歳入総額	4,734,588	5,084,703	3,394,556	3,493,529	3,197,514
歳出総額	4,675,729	5,017,252	3,326,187	3,431,028	3,096,451
歳入上の地方債額	971,400	1,044,400	373,700	540,700	500,900
地方債の歳入に占める割合	20.52%	20.54%	11.01%	15.48%	15.67%
歳出上の公債費額	684,489	731,425	690,101	767,599	700,339
公債費比率	12.8%	12.8%	13.9%	15.2%	17.3%
年度末総現債額	5,597,534	6,072,458	5,913,324	5,831,396	5,765,930

科目	年度			
	17	18	19	20
歳入総額	3,123,628	3,225,429	2,575,572	2,660,364
歳出総額	3,049,297	3,158,487	2,508,238	2,603,838
歳入上の地方債額	434,400	810,700	212,320	227,504
地方債の歳入に占める割合	13.91%	25.13%	8.24%	8.55%
歳出上の公債費額	768,931	670,505	692,181	666,784
公債費比率	19.8%	17.6%	16.9%	15.5%
年度末総現債額	5,555,042	5,810,308	5,443,790	5,107,859

※歳入上の地方債額には、借換債含む

目的別地方債借入状況

科目	年度	平 7	8	9	10	11
	1 一般会計					
一普通債		1,203,752	1,290,701	1,283,488	1,304,947	2,054,329
総務		10,131	6,892	3,517		
民生		2,240	1,680	1,120	560	
保健衛生		353,209	345,587	337,453	328,869	319,802
農林		10,709	9,496	11,660	16,286	647,825
土木		267,854	282,405	326,808	377,334	480,508
公営住宅		453,898	551,766	539,599	530,070	576,451
教育		105,711	92,875	63,331	51,828	29,743
二災害復旧		15,405	14,761	11,500	8,084	6,797
土木		15,405	14,761	11,500	8,084	6,797
三その他		2,741,199	2,678,604	2,761,590	3,006,079	3,085,382
過疎債		1,405,623	1,548,637	1,584,473	1,561,720	1,693,222
財源対策債		10,808	20,549	33,574	44,545	67,452
調整債		24,441	17,049	13,271	10,386	7,360
地域総合整備事業債		979,822	713,040	742,120	917,200	746,680
臨時財政特例債		17,405	13,731	11,149	8,443	5,606
公共事業等臨時特例債		18,000	16,398	14,403	12,320	10,145
臨時公共事業債		285,100	349,200	340,500	416,165	474,017
臨時税収補てん債				22,100	22,100	22,100
減税補てん債					13,200	16,000
臨時経済対策債						42,800
臨時特例借換債						
臨時財政対策債						
地域再生事業債						
小 計		3,960,356	3,984,066	4,056,578	4,319,110	5,146,508
2 特別会計						
一簡易水道		59,994	56,675	53,008	49,125	51,796
二農業集落排水		424,110	424,699	411,655	433,318	482,152
三介護保険						
小 計		484,104	481,374	464,663	482,443	533,948
合 計		4,444,460	4,465,440	4,521,241	4,801,553	5,680,456

目的別地方債借入状況

科目 \ 年度	12	13	14	15	16
1 一般会計					
一普通債	2,398,534	2,784,700	2,818,969	2,764,865	2,638,907
総務					
民生					
保健衛生	310,222	300,093	290,818	280,917	270,348
農林	775,203	787,567	762,776	738,315	695,696
土木	548,149	543,915	576,580	527,731	484,995
公営住宅	747,511	779,875	821,172	853,042	816,168
教育	17,449	373,250	367,623	364,860	371,700
二災害復旧	5,461	4,076	2,638	1,705	2,298
土木	5,461	4,076	2,638	1,705	2,298
三その他	3,193,539	3,283,682	3,091,717	3,064,826	3,124,725
過疎債	1,828,762	1,951,110	1,861,789	1,776,714	1,792,495
財源対策債	92,892	690,621	678,947	659,045	625,251
調整債	5,584	4,702	3,777	2,807	2,439
地域総合整備事業債	626,360	432,840	254,114	205,419	154,293
臨時財政特例債	4,003	3,010	1,969	880	
公共事業等臨時特例債	7,874	5,502	3,026	441	
臨時公共事業債	470,962				
臨時税収補てん債	22,100	20,997	19,871	18,723	17,552
減税補てん債	19,100	22,200	24,324	26,197	27,695
臨時経済対策債	107,000	96,300	71,200	7,000	6,300
臨時特例借換債	8,902				
臨時財政対策債		56,400	172,700	367,600	498,700
地域再生事業債					
小 計	5,597,534	6,072,458	5,913,324	5,831,396	5,765,930
2 特別会計					
一簡易水道	48,341	111,393	151,163	149,549	148,123
二農業集落排水	578,075	577,211	552,451	518,320	477,423
三介護保険			15,567	6,415	5,132
小 計	626,416	688,604	719,181	674,284	630,678
合 計	6,223,950	6,761,062	6,632,505	6,505,680	6,396,608

目的別地方債借入状況

科目	年度	17	18	19	20
1 一般会計					
一普通債		2,482,803	2,334,955	2,118,304	1,925,815
総務					
民生		9,000	9,000	7,537	6,059
保健衛生		259,065	247,021	234,163	220,437
農林		635,261	568,441	499,512	427,637
土木		488,119	447,643	377,243	343,045
公営住宅		771,832	724,426	673,860	623,221
教育		319,526	338,424	325,989	305,416
二災害復旧		4,505	4,000	3,843	3,367
土木		4,505	4,000	3,843	3,367
三その他		3,067,734	3,471,353	3,321,643	3,178,677
過疎債		1,778,142	2,200,562	2,097,935	2,028,190
財源対策債		563,541	482,271	390,245	318,032
調整債		2,054	1,650	1,227	1,046
地域総合整備事業債		108,726	84,399	73,482	62,567
臨時財政特例債					
公共事業等臨時特例債					
臨時公共事業債					
臨時税収補てん債		16,358	15,139	13,895	12,626
減税補てん債		29,113	29,154	27,633	25,955
臨時経済対策債		5,600	4,900	4,200	3,500
臨時特例借換債					
臨時財政対策債		543,500	614,678	666,526	698,561
地域再生事業債		20,700	38,600	46,500	28,200
小計		5,555,042	5,810,308	5,443,790	5,107,859
2 特別会計					
一簡易水道		142,981	136,589	127,874	97,532
二農業集落排水		434,278	420,016	405,766	391,481
三介護保険		3,849	2,566	1,283	0
小計		581,108	559,171	534,923	489,013
合計		6,136,150	6,369,479	5,978,713	5,596,872

二 特別会計と事業会計

特別会計

特別な事情や必要に応じて一般会計とは別に歳入・歳出を経理する会計が、特別会計である。秩父別町には国民健康保険事業、老人保健、介護保険、農業集落排水事業、後期高齢者医療という五つの企業会計があるが、このうち介護保険特別会計は平成二二年度から、後期高齢者医療特別会計は二〇年度からそれぞれスタートしている。いずれの会計とも単一予算・経理主義を原則としているが、歳入には一般会計からの繰入金や町債が充てられる場合もある。いずれの会計も歳入・歳出の残額がマイナスになったことはない。

特別会計の推移調

(単位：円)

第二章
行政

年度	国民健康保険事業特別会計			老人保健特別会計		
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出	残額
平7	320,250,846	302,183,522	18,067,324	567,329,283	566,600,388	728,895
8	344,018,984	336,047,452	7,971,532	599,328,790	584,897,371	14,431,419
9	343,062,321	325,916,234	17,146,087	599,512,002	584,884,056	14,627,946
10	383,654,303	365,086,552	18,567,751	577,378,581	570,460,967	6,917,614
11	331,067,340	324,183,088	6,884,252	542,367,827	525,433,397	16,934,430
12	337,853,088	310,940,063	26,913,025	494,773,850	489,741,463	5,032,387
13	331,449,704	289,348,458	42,101,246	566,467,732	566,268,970	198,762
14	343,017,567	319,019,951	23,997,616	577,050,231	576,938,944	111,287
15	367,667,797	344,404,037	23,263,760	555,697,059	555,259,511	437,548
16	354,682,066	352,926,849	1,755,217	512,206,386	502,994,060	9,212,326
17	369,432,197	359,241,401	10,190,796	531,872,628	526,415,173	5,457,455
18	394,669,013	367,249,968	27,419,045	501,169,609	495,740,421	5,429,188
19	423,261,732	417,500,446	5,761,286	519,029,554	517,643,630	1,385,924
20	454,471,738	418,546,850	35,924,888	43,687,296	43,687,296	0

年度	介護保険特別会計			農業集落排水事業特別会計		
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出	残額
平7	/			67,004,014	67,004,014	0
8				73,108,970	73,100,340	8,630
9				59,016,063	59,016,063	0
10				208,442,350	208,159,027	283,323
11				216,143,723	215,875,501	268,222
12	224,680,691	217,083,439	7,597,252	449,998,354	449,841,566	156,788
13	255,231,690	252,766,704	2,464,986	149,697,525	149,237,612	459,913
14	272,768,145	267,417,442	5,350,703	94,611,471	94,281,502	329,969
15	278,959,779	276,778,438	2,181,341	94,251,158	94,017,182	233,976
16	268,232,611	264,071,974	4,160,637	98,883,291	98,358,324	524,967
17	284,479,861	274,849,412	9,630,449	99,069,867	98,430,864	639,003
18	284,358,711	275,277,539	9,081,172	103,355,351	102,854,321	501,030
19	283,440,675	278,195,921	5,244,754	105,842,260	104,328,794	1,513,466
20	291,078,777	288,911,319	2,167,458	145,184,198	144,798,239	385,959

三七

特別会計の推移調 (単位：円)

会計別 年度	後期高齢者医療特別会計		
	歳入	歳出	残額
平20	37,851,152	37,842,952	8,200

※平成20年度からスタート

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度	平7	8	9	10	11
国民健康保険料		128,014,500	117,952,640	116,818,800	112,937,900	114,748,500
一部負担金						
国庫支出金		140,762,068	161,851,597	166,260,471	176,282,431	138,552,440
療養給付費等交付金		10,342,000	9,823,183	11,187,312	16,164,384	22,290,776
道支出金		783,000	1,193,000	949,000	912,000	803,000
連合会支出金						
共同事業交付金		4,726,358	8,491,990	8,332,493	8,099,769	2,641,521
財産収入		3,970,160	1,338,596	1,069,545	1,118,144	772,371
繰入金		29,711,020	25,246,600	29,413,100	50,992,790	32,669,550
繰越金		1,826,244	18,067,324	7,971,532	17,146,087	18,567,751
諸収入		115,496	54,054	1,060,068	798	21,431
歳入合計		320,250,846	344,018,984	343,062,321	383,654,303	331,067,340
総務費		3,959,017	9,172,228	5,087,478	4,794,677	8,975,944
保険給付費		199,094,554	237,943,882	213,234,264	216,950,504	190,934,198
老人保健拠出金		83,100,175	78,952,257	88,517,835	100,474,559	113,757,629
介護納付金						
共同事業拠出金		3,709,319	5,080,899	4,848,637	4,843,578	4,770,000
保険施設費		5,553,818	3,408,690			
保健事業費				12,045,225	6,630,128	4,803,746
基金積立金		3,970,160	1,338,596	1,069,545	1,118,144	772,371
公債費				19,726		
諸支出金		2,796,479	150,900	1,093,524	30,274,962	169,200
歳出合計		302,183,522	336,047,452	325,916,234	365,086,552	324,183,088
差引残額		18,067,324	7,971,532	17,146,087	18,567,751	6,884,252
基金繰入		0	0	0	0	0

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度	12	13	14	15	16
国民健康保険料		118,041,500	122,981,800	119,936,510	121,668,962	125,126,565
一部負担金						
国庫支出金		134,377,185	124,218,956	113,901,876	141,443,822	139,619,741
療養給付費等交付金		34,708,844	24,610,000	38,448,545	40,737,746	32,740,000
道支出金		363,000	277,000	303,000	2,494,382	2,510,776
連合会支出金		1,447,000	755,000	1,000,000	56,955	62,274
共同事業交付金		7,190,619	4,789,415	3,316,947	7,998,763	4,212,396
財産収入		420,900	565,976	233,972	146,066	46,496
繰入金		33,914,820	25,552,970	22,892,820	28,960,777	27,088,246
繰越金		6,884,252	26,913,025	42,101,246	23,997,616	23,263,760
諸収入		504,968	785,562	882,651	162,708	11,812
歳入合計		337,853,088	331,449,704	343,017,567	367,667,797	354,682,066
総務費		6,181,686	6,506,709	4,898,338	4,883,490	4,611,148
保険給付費		207,650,612	174,976,472	162,644,519	192,848,994	207,796,596
老人保健拠出金		75,198,533	78,986,407	102,695,897	119,136,129	105,749,412
介護納付金		11,103,360	15,110,050	16,140,570	15,024,085	17,938,678
共同事業拠出金		5,155,652	4,881,722	4,389,693	8,845,642	8,827,197
保険施設費						
保健事業費		5,217,720	5,169,351	6,873,642	3,483,831	5,418,969
基金積立金		420,900	565,976	16,981,972	146,066	46,496
公債費						
諸支出金		11,600	3,151,771	4,395,320	35,800	2,538,353
歳出合計		310,940,063	289,348,458	319,019,951	344,404,037	352,926,849
差引残額		26,913,025	42,101,246	23,997,616	23,263,760	1,755,217
基金繰入		0	0	0	0	2,000,000

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	17	18	19	20
国民健康保険料	119,654,705	119,238,592	122,033,264	103,490,111
一部負担金				
国庫支出金	143,405,493	129,267,920	125,198,884	67,418,960
療養給付費等交付金	50,376,992	57,613,000	55,307,000	40,564,182
道支出金	16,854,819	22,474,097	22,033,333	14,762,050
連合会支出金				
共同事業交付金	6,444,124	27,009,108	41,431,539	51,521,305
財産収入	393,207	245,033	691,917	808,036
繰入金	30,343,283	27,405,468	29,066,359	18,872,292
繰越金	1,755,217	10,190,796	27,419,045	5,761,286
諸収入	204,357	1,224,999	80,391	84,745
歳入合計	369,432,197	394,669,013	423,261,732	454,471,738
総務費	4,412,708	4,430,737	15,605,828	3,542,996
保険給付費	242,924,849	246,609,276	261,036,099	296,182,025
老人保健拠出金	79,166,269	61,547,308	64,951,877	10,573,565
介護納付金	19,599,661	19,739,065	19,619,774	17,377,315
共同事業拠出金	8,607,278	23,604,307	44,406,909	43,197,925
保険施設費				
保健事業費	4,312,184	9,871,547	5,787,414	4,306,273
基金積立金	165,201	245,033	205,773	808,036
公債費				
諸支出金	53,251	1,202,695	5,886,772	1,962,093
歳出合計	359,241,401	367,249,968	417,500,446	418,546,850
差引残額	10,190,796	27,419,045	5,761,286	35,924,888
基金繰入	0	0	0	0

老人保健特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

第二章
行政

科目 \ 年度	平 7	8	9	10	11
支払基金交付金	372,414,000	393,390,000	381,375,000	367,126,028	340,199,000
国庫支出金	125,046,000	138,847,069	135,479,000	129,030,000	133,391,823
道支出金	31,738,000	32,772,000	34,720,583	33,426,000	30,679,000
繰入金	32,056,000	33,579,000	33,506,000	33,168,607	30,539,480
繰越金	4,558,999	728,895	14,431,419	14,627,946	6,917,614
諸収入	1,516,284	11,826			640,910
歳入合計	567,329,283	599,328,790	599,512,002	577,378,581	542,367,827
総務費	736,076	553,021	763,189	642,887	782,466
医療諸費	561,305,313	582,927,857	569,393,287	555,124,206	516,673,494
諸支出金	4,558,999	1,416,493	14,727,580	14,693,874	7,977,437
繰出金					
歳出合計	566,600,388	584,897,371	584,884,056	570,460,967	525,433,397
差引残額	728,895	14,431,419	14,627,946	6,917,614	16,934,430
翌年度繰越	728,895	14,431,419	14,627,946	6,917,614	16,934,430

七七

科目 \ 年度	12	13	14	15	16
支払基金交付金	334,419,000	387,949,000	397,828,000	347,455,647	318,790,944
国庫支出金	88,177,000	110,684,778	122,781,175	120,175,348	140,911,472
道支出金	22,454,000	26,358,239	33,214,574	29,913,000	33,137,901
繰入金	25,334,930	33,116,000	19,635,000	52,525,000	16,025,000
繰越金	16,934,430	5,032,387	198,762	111,287	437,548
諸収入	7,454,490	3,327,328	3,392,720	5,516,777	2,903,521
歳入合計	494,773,850	566,467,732	577,050,231	555,697,059	512,206,386
総務費	764,765	821,521	1,019,292	1,236,875	1,025,593
医療諸費	472,042,268	555,181,900	574,734,949	547,024,955	501,874,460
諸支出金	16,934,430	10,265,549	1,184,703	6,997,681	94,007
繰出金					
歳出合計	489,741,463	566,268,970	576,938,944	555,259,511	502,994,060
差引残額	5,032,387	198,762	111,287	437,548	9,212,326
翌年度繰越	5,032,387	198,762	111,287	437,548	9,212,326

老人保健特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目 \ 年度	17	18	19	20
支払基金交付金	296,993,000	263,927,000	256,052,000	23,574,551
国庫支出金	143,233,000	147,813,047	169,950,821	14,520,353
道支出金	37,181,523	37,968,000	42,624,000	3,149,000
繰入金	43,666,346	46,004,107	44,826,737	620,942
繰越金	9,212,326	5,457,455	5,429,188	1,385,924
諸収入	1,586,433		146,808	436,526
歳入合計	531,872,628	501,169,609	519,029,554	43,687,296
総務費	996,488	959,069	937,243	192,398
医療諸費	512,850,452	486,190,850	504,176,378	39,452,994
諸支出金	12,149,710	5,457,455	5,436,635	1,393,973
繰出金	418,523	3,133,047	7,093,374	2,647,931
歳出合計	526,415,173	495,740,421	517,643,630	43,687,296
差引残額	5,457,455	5,429,188	1,385,924	0
翌年度繰越	5,457,455	5,429,188	1,385,924	0

介護保険特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

第一章
行政

科目	年度	平12	13	14	15	16
介護保険料		9,498,454	27,891,763	36,983,911	47,605,639	47,606,361
国庫支出金		56,530,627	64,304,292	65,448,725	74,230,217	69,952,643
支払基金交付金		73,485,000	80,403,000	83,865,000	83,824,670	81,402,629
道支出金		26,871,321	30,171,739	32,333,560	33,271,491	32,595,154
財産収入		65,279	45,175	34	2,615	4,499
繰入金		58,230,010	44,818,469	36,075,850	34,502,134	34,489,984
繰越金			7,597,252	2,464,986	5,350,703	2,181,341
諸収入				29,079	172,310	
町債				15,567,000		
歳入合計		224,680,691	255,231,690	272,768,145	278,959,779	268,232,611
総務費		4,479,767	5,622,182	5,133,938	3,025,699	2,726,830
保険給付費		209,299,344	239,282,771	256,040,200	262,130,526	254,105,239
地域支援事業費						
財政安定化基金拠出金		1,124,460	1,124,459	1,124,459	284,041	284,041
基金積立金		2,179,868	45,175	2,700,034	1,794,615	5,059,499
公債費					9,152,000	1,283,000
諸支出金			6,692,117	2,418,811	391,557	613,365
歳出合計		217,083,439	252,766,704	267,417,442	276,778,438	264,071,974
差引残額		7,597,252	2,464,986	5,350,703	2,181,341	4,160,637
基金繰入		29,280,000	12,804,358	602,897	0	0

介護保険特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目 \ 年度	17	18	19	20
介護保険料	46,462,438	44,727,186	45,831,998	46,516,919
国庫支出金	77,176,000	65,846,350	62,901,000	70,038,736
支払基金交付金	87,062,676	77,055,000	77,034,081	83,087,200
道支出金	33,518,750	40,751,823	40,717,497	43,387,417
財産収入	4,818	11,756	17,957	71,918
繰入金	36,094,542	46,336,147	47,856,970	42,719,533
繰越金	4,160,637	9,630,449	9,081,172	5,244,754
諸収入				12,300
町債				
歳入合計	284,479,861	284,358,711	283,440,675	291,078,777
総務費	3,893,418	3,833,792	6,025,965	5,845,705
保険給付費	263,720,994	244,370,180	246,055,038	265,975,048
地域支援事業費		15,867,235	16,920,578	10,924,763
財政安定化基金拠出金	284,041	255,465	255,464	255,464
基金積立金	3,505,006	1,262,495	811,000	2,410,289
公債費	1,283,000	1,283,000	1,283,000	1,283,000
諸支出金	2,162,953	8,405,372	6,844,876	2,217,050
歳出合計	274,849,412	275,277,539	278,195,921	288,911,319
差引残額	9,630,449	9,081,172	5,244,754	2,167,458
基金繰入	0	0	0	0

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目 \ 年度	平7	8	9	10	11
使用料及び手数料	30,959,490	32,364,010	33,313,610	32,667,350	32,654,480
道支出金				108,375,000	78,905,500
財産収入					40,500
繰入金	35,924,716	27,804,960	25,693,823	32,000,000	39,700,000
繰越金	22,808		8,630		283,323
諸収入	97,000	40,000			1,259,920
町債		12,900,000		35,400,000	63,300,000
歳入合計	67,004,014	73,108,970	59,016,063	208,442,350	216,143,723
農業集落排水事業費	26,488,036	39,089,978	24,646,097	173,606,258	180,933,093
基金積立金					
公債費	40,515,978	34,010,362	34,369,966	34,552,769	34,942,408
歳出合計	67,004,014	73,100,340	59,016,063	208,159,027	215,875,501
差引残額	0	8,630	0	283,323	268,222
翌年度繰越	0	8,630	0	283,323	268,222

科目 \ 年度	12	13	14	15	16
使用料及び手数料	32,917,330	32,310,991	32,467,890	32,670,689	32,158,815
道支出金	151,030,000	50,520,000	3,600,000		
財産収入	54,883	78,694	40,831	40,500	40,500
繰入金	48,264,383	43,137,904	57,100,621	61,210,000	66,450,000
繰越金	268,222	156,788	459,913	329,969	233,976
諸収入	105,663,536	5,193,148	942,216		
町債	111,800,000	18,300,000			
歳入合計	449,998,354	149,697,525	94,611,471	94,251,158	98,883,291
農業集落排水事業費	391,027,498	69,792,866	44,601,116	39,593,340	38,327,725
基金積立金	21,764,383	38,438,194	3,600,331		
公債費	37,049,685	41,006,552	46,080,055	54,423,842	60,030,599
歳出合計	449,841,566	149,237,612	94,281,502	94,017,182	98,358,324
差引残額	156,788	459,913	329,969	233,976	524,967
翌年度繰越	156,788	459,913	329,969	233,976	524,967

※町債は、借換債含む

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度	17	18	19	20
使用料及び手数料		31,986,300	39,134,348	38,983,730	37,735,400
道 支 出 金					
財 産 収 入		258,600	282,000	300,900	219,900
繰 入 金		64,300,000	33,100,000	34,200,000	34,000,000
繰 越 金		524,967	639,003	501,030	1,513,466
諸 収 入				156,600	3,015,432
町 債		2,000,000	30,200,000	31,700,000	68,700,000
歳 入 合 計		99,069,867	103,355,351	105,842,260	145,184,198
農業集落排水事業費		35,473,457	41,931,169	42,851,499	47,205,427
基 金 積 立 金					
公 債 費		62,957,407	60,923,152	61,477,295	97,592,812
歳 出 合 計		98,430,864	102,854,321	104,328,794	144,798,239
差 引 残 額		639,003	501,030	1,513,466	385,959
翌 年 度 繰 越		639,003	501,030	1,513,466	385,959

※町債は、借換債含む

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度	平20
後期高齢者医療保険料		22,272,100
繰 入 金		12,659,376
諸 収 入		0
広 域 連 合 支 出 金		107,776
国 庫 支 出 金		2,811,900
歳 入 合 計		37,851,152
総 務 費		3,149,887
後期高齢者医療広域連合納付金		34,594,368
諸 支 出 金		0
繰 出 金		98,697
歳 出 合 計		37,842,952
差 引 残 高		8,200
翌 年 度 繰 越		8,200

企業会計

企業会計は、町が直接経営する事業について、その成績を取引記録に基づいて明らかにし、歳入・歳出を
 経理する会計である。秩父別町には簡易水道事業会計があり、やはり単一予算・経理主義を原則として

いる。歳入・歳出のバランスは厳しく、平成一三年度以降は慢性的な赤字に陥っていたが、一九年度は黒字に転換した。

簡易水道事業会計決算状況

(単位：円)

科目		年度	平 7	8	9	10	11	
収 入	収益的 収入	水道事業収益	90,500,335	96,486,579	119,754,798	123,382,303	101,474,649	
		営業収益	71,338,380	85,543,900	101,772,505	111,273,849	90,387,837	
		営業外収益	19,161,955	10,942,679	17,982,293	12,108,454	11,086,812	
		他会計補助金						
	資本的 収入	資本的収入	6,545,514	9,459,528	1,833,628	1,941,326	8,158,475	
		企業債		5,200,000			6,200,000	
		国庫補助金						
		負担金					193,887	
		出資金	6,545,514	4,259,528	1,833,628	1,941,326	1,764,588	
		その他収入						
	支 出	収益的 支出	水道事業費用	90,484,609	96,437,431	119,648,766	122,937,153	100,569,295
			営業費用	84,112,319	92,187,616	115,402,733	118,240,849	97,232,699
			営業外費用	6,372,290	4,249,815	4,246,033	4,696,304	3,336,596
資本的 支出		資本的支出	22,709,271	23,179,356	15,687,761	13,958,032	20,468,049	
		建設改良費	9,618,243	14,660,299	12,020,505	10,075,380	16,938,873	
		企業債償還金	13,091,028	8,519,057	3,667,256	3,882,652	3,529,176	
		資産購入費						
		その他支出						
当年度純利益(純損失)		15,726	49,148	106,032	△34,630	98,741		

簡易水道事業会計決算状況

(単位：円)

科目		年度					
		12	13	14	15	16	
収 入	収益的 収入	水道事業収益	103,135,276	93,390,339	87,615,347	89,064,273	87,016,415
		営業収益	99,831,608	73,008,499	76,342,972	75,323,863	71,629,450
		営業外収益	3,303,668	20,381,840	11,272,375	13,740,410	15,386,965
		他会計補助金					
	資本的 収入	資本的収入	1,727,364	89,732,795	44,015,364	806,916	712,935
		企業債		66,200,000	42,600,000		
		国庫補助金		21,959,000			
		負担金					
		出資金	1,727,364	1,573,795	1,415,364	806,916	712,935
		その他収入					
支 出	収益的 支出	水道事業費用	102,631,408	91,465,002	92,048,987	95,204,758	90,875,906
		営業費用	99,051,374	88,865,417	88,553,495	90,655,134	86,227,760
		営業外費用	3,580,034	2,599,585	3,495,492	4,549,624	4,648,146
	資本的 支出	資本的支出	13,916,403	98,715,495	54,764,576	8,163,733	6,693,930
		建設改良費	10,461,675	94,465,606	51,529,599	6,549,900	5,268,060
		企業債償還金	3,454,728	3,147,590	2,830,727	1,613,833	1,425,870
		資産購入費		1,102,299	404,250		
		その他支出					
	当年度純利益(純損失)		5,693	△1,986,678	△5,521,363	△6,452,385	△4,110,351

簡易水道事業会計決算状況

(単位：円)

科目		年度				
		17	18	19	20	
収 入	収益的 収入	水道事業収益	71,514,266	67,538,996	67,113,139	66,233,650
		営業収益	68,377,338	63,646,684	65,024,430	64,309,519
		営業外収益	3,136,928	3,892,312	2,088,709	1,924,131
		他会計補助金				
	資本的 収入	資本的収入	2,571,072	3,195,950	0	4,855,600
		企業債				
		国庫補助金				
		負担金				
		出資金	2,571,072	3,195,950	0	4,855,600
		その他収入				
支 出	収益的 支出	水道事業費用	87,368,208	73,885,086	66,910,082	69,200,588
		営業費用	83,125,008	69,342,815	62,169,855	65,323,277
		営業外費用	4,243,200	4,542,271	4,740,227	3,877,311
	資本的 支出	資本的支出	8,853,579	10,186,328	12,351,898	42,813,305
		建設改良費	3,711,435	3,794,429	3,637,305	5,436,249
		企業債償還金	5,142,144	6,391,899	8,714,593	30,342,056
		資産購入費				7,035,000
		その他支出				
		当年度純利益(純損失)	△16,030,677	△6,526,777	29,852	△3,539,507

三 町税・国民健康保険料等の収納状況

収納状況の推移

町税には町民税、固定資産税、軽自動車税がある。平成七年度からの納入状況をみると、九九・四割以上の高い収納率となっている。このほか国民健康保険料は九八〇九九割、公営住宅料、保育料についても九九割以上の高い収納率を維持している。

町税等徴収率の推移

(単位：円)

年度・収納状況 科目		平13			14		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	69,124,498	68,318,614	98.83%	73,880,430	73,766,482	99.84%
	滞納分	185,890	70,991	38.18%	920,783	115,579	12.55%
法人税	現年度分	14,812,700	14,812,700	100.00%	12,458,300	12,458,300	100.00%
	滞納分	156,000	0	0.00%	156,000	0	0.00%
固定 資産税	現年度分	92,319,100	92,049,800	99.70%	93,433,500	93,095,600	99.63%
	滞納分	46,300	18,000	38.87%	297,600	13,000	4.36%
軽自動 車税	現年度分	6,300,700	6,284,500	99.74%	6,312,400	6,292,000	99.67%
	滞納分	25,200	13,000	51.58%	28,400	11,900	41.90%
町税の 合計	現年度分	182,556,998	181,465,614	99.40%	186,084,630	185,612,382	99.74%
	滞納分	413,390	101,991	24.67%	1,402,783	140,479	10.01%
保育料		9,996,910	9,898,760	99.01%	10,628,756	10,615,256	99.87%
住宅料		62,821,367	62,770,767	99.91%	62,378,547	62,142,547	99.62%
国保料	現年度分	123,818,800	122,840,400	99.20%	121,239,300	119,868,910	98.86%
	滞納分	1,903,500	141,400	7.42%	2,740,500	67,600	2.46%
国保料 内一般分	現年度分	115,300,964	114,322,564	99.15%	112,344,498	110,990,558	98.79%
	滞納分	1,903,500	141,400	7.42%	2,740,500	67,600	2.46%
国保料 内退職分	現年度分	8,517,836	8,517,836	100.00%	8,894,802	8,878,352	99.81%
	滞納分	0			0		
水道料	現年度分	63,941,278	63,831,226	99.82%	63,965,892	63,822,651	99.77%
	滞納分	111,110	60,500	54.45%	160,662	121,651	75.71%
下水道料	現年度分	32,263,419	32,242,751	99.93%	32,364,025	32,329,492	99.89%
	滞納分	32,770	5,850	17.85%	47,588	28,298	59.46%

町税等徴収率の推移

(単位：円)

年度・収納状況 科目		15			16		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	68,305,250	68,253,545	99.92%	70,738,611	70,738,611	100.00%
	滞納分	919,152	117,360	12.76%	801,100	10,026	1.25%
法人税	現年度分	10,419,000	10,359,000	99.42%	9,746,700	9,746,700	100.00%
	滞納分	156,000	0	0.00%	60,000	60,000	100.00%
固定 資産税	現年度分	90,865,800	90,613,700	99.72%	94,087,600	94,087,600	100.00%
	滞納分	622,500	5,000	0.80%	869,600	6,000	0.68%
軽自動 車税	現年度分	6,550,300	6,520,700	99.54%	6,605,300	6,605,300	100.00%
	滞納分	36,900	7,200	19.51%	55,300	16,200	29.29%
町税の 合計	現年度分	176,140,350	175,746,945	99.77%	181,178,211	181,178,211	100.00%
	滞納分	1,734,552	129,560	7.46%	1,786,000	92,226	5.16%
保育料		8,230,150	8,216,650	99.83%	11,137,530	11,137,530	100.00%
住宅料		62,268,502	62,050,102	99.64%	62,864,138	62,612,338	99.59%
国保料	現年度分	122,662,800	121,317,262	98.90%	125,747,300	124,918,565	99.34%
	滞納分	4,043,290	351,700	8.69%	4,266,828	194,600	4.56%
国保料 内一般分	現年度分	111,310,672	109,965,134	98.79%	117,088,171	116,259,436	99.29%
	滞納分	4,026,840	351,700	8.73%	4,250,378	186,600	4.39%
国保料 内退職分	現年度分	11,352,128	11,352,128	100.00%	8,659,129	8,659,129	100.00%
	滞納分	16,450	0	0.00%	16,450	8,000	48.63%
水道料	現年度分	64,992,249	64,697,920	99.54%	64,802,267	64,581,485	99.65%
下水道料	現年度分	32,629,251	32,586,454	99.86%	32,193,725	32,125,785	99.78%
	滞納分	53,823	25,515	47.40%	71,105	51,815	72.87%

町税等徴収率の推移

(単位：円)

第二章
行政

年度・収納状況 科目		17			18		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	54,098,275	54,098,275	100.00%	59,737,751	59,504,111	99.60%
	滞納分	240,948	195,041	80.94%	19,685	0	0.00%
法人税	現年度分	12,514,600	12,514,600	100.00%	11,246,600	11,246,600	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	95,161,000	95,059,900	99.89%	90,400,600	90,275,400	99.86%
	滞納分	863,600	268,400	31.07%	638,000	38,400	6.01%
軽自動 車税	現年度分	6,831,500	6,831,500	100.00%	6,918,000	6,914,000	99.94%
	滞納分	39,100	12,500	31.96%	26,600	1,220	45.86%
町税の 合計	現年度分	168,605,375	168,504,275	99.94%	168,302,951	167,940,111	99.78%
	滞納分	1,143,648	475,941	41.61%	684,285	50,600	7.39%
保育料		10,675,570	10,675,570	100.00%	10,460,810	10,460,810	100.00%
住宅料		61,151,784	60,729,882	99.31%	58,986,341	58,454,541	99.09%
国保料	現年度分	121,058,100	119,322,520	98.56%	120,868,200	118,623,292	98.14%
	滞納分	4,651,163	332,185	7.14%	3,466,418	615,300	17.75%
国保料 内一般分	現年度分	106,547,290	104,811,710	98.37%	106,346,883	104,407,175	98.17%
	滞納分	4,642,713	323,735	6.97%	3,466,418	615,300	17.75%
国保料 内退職分	現年度分	14,510,810	14,510,810	100.00%	14,521,317	14,216,117	97.89%
	滞納分	8,450	8,450	100.00%	0	0	
水道料	現年度分	64,328,550	63,970,399	99.44%	63,342,815	62,977,206	99.42%
下水道料	現年度分	31,963,520	31,908,290	99.82%	39,171,328	39,060,768	99.71%
	滞納分	67,940	48,650	71.60%	74,520	55,230	74.11%

町税等徴収率の推移

(単位：円)

年度・収納状況 科目		19			20		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	82,886,379	82,700,255	99.77%	95,886,286	95,473,806	99.56%
	滞納分	253,325	127,683	50.40%	318,600	171,306	53.76%
法人税	現年度分	10,048,500	10,048,500	100.00%	9,853,700	9,853,700	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	92,029,500	91,902,700	99.86%	91,311,600	89,392,188	97.89%
	滞納分	724,800	42,000	5.79%	809,600	160,800	19.86%
軽自動 車税	現年度分	7,201,800	7,200,800	99.98%	7,259,500	7,243,600	99.78%
	滞納分	18,400	11,200	60.86%	8,200	1,000	12.19%
町税の 合計	現年度分	192,166,179	191,852,255	99.83%	204,311,086	201,963,294	98.85%
	滞納分	996,525	180,883	18.15%	1,136,400	333,106	29.31%
保育料		11,497,280	11,497,280	100.00%	10,249,120	10,249,120	100.00%
住宅料		59,392,253	58,825,453	99.04%	59,195,184	58,628,084	99.04%
国保料	現年度分	122,773,300	121,362,142	98.85%	103,991,800	102,972,183	99.01%
	滞納分	5,096,026	671,122	13.16%	5,836,062	517,928	8.87%
国保料 内一般分	現年度分	109,351,017	108,006,659	98.77%	98,321,846	97,302,229	98.96%
	滞納分	4,790,826	671,122	14.00%	5,464,062	507,928	9.29%
国保料 内退職分	現年度分	13,422,283	13,355,483	99.50%	5,669,954	5,669,954	100.00%
	滞納分	305,200	0	0.00%	372,000	10,000	2.68%
水道料	現年度分	64,873,829	64,558,958	99.51%	60,720,440	60,418,980	99.50%
下水道料	現年度分	38,979,080	38,882,900	99.75%	37,692,800	37,617,200	99.79%
	滞納分	129,850	93,490	71.99%	113,250	96,180	84.92%

四 町有財産

町有財産の種類

秩父別町の町有財産には、土地、建物、有価証券、出資による権利、物品（車両）、基金がある。このうち基金は、公共施設の建設や財政調整、減債、災害などに備えて積み立てている。

財産の推移

平成七年三月と一九年三月とを比較すると、一般会計においては基金が一・一倍強に増加したほか、いずれの項目も増えている。国民健康保険事業会計では基金が増え、出資による権利は一時ゼロから二万八〇〇〇円になったが、またゼロに戻った。介護保険会計は七年度から基金を設け、しばらくは現金ゼロの運営が続いたが、一・二年度に三一四万七〇〇〇円を確保し、その後一四三二万六〇〇〇円まで増額した。農業集落排水事業会計については全く所有していなかった土地を一万三三七八平方メートル、建物を六六八八平方メートル確保、簡易水道事業会計でも新たに建物と車両を所有するようになった。

公有財産の状況

科目		年度		7		8	
		平 6		増減	年度末	増減	年度末
会計	項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
一般会計	土地 (㎡)	8,833	1,181,364	-2,473	1,178,891	59,785	1,238,676
	建物 (㎡)	2,577	45,224	4,337	49,561	1,013	50,574
	有価証券 (千円)	0	2,100	0	2,100	0	2,100
	出資 (千円)	3,364	112,526	3,005	115,531	2,563	117,994
	車両 (台)	-2	27	0	27	1	28
	現金 (千円)	76,565	1,592,106	-290,095	1,302,011	-171,107	1,130,904
国保会計	出資 (千円)	0	228	0	228	0	228
	現金 (千円)	3,778	162,183	-12,029	150,154	6,338	156,492
農排会計	土地 (㎡)	0	13,378	0	13,378	0	13,378
	建物 (㎡)	0	668	0	668	0	668
水道会計	建物 (㎡)	0	446	0	446	0	446
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1

科目		年度		10		11	
		9		増減	年度末	増減	年度末
会計	項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
一般会計	土地 (㎡)	62,569	1,301,245	39,177	1,340,422	1,684	1,342,006
	建物 (㎡)	1,188	51,762	574	52,336	1,466	53,802
	有価証券 (千円)	0	2,100	500	2,600	0	2,600
	出資 (千円)	257,708	375,402	157,808	533,210	10,250	543,460
	車両 (台)	4	32	5	37	1	38
	現金 (千円)	-53,403	1,077,501	57,038	1,134,539	-29,682	1,104,857
国保会計	出資 (千円)	0	228	0	228	0	228
	現金 (千円)	1,070	157,562	-22,882	134,680	9,472	144,152
農排会計	土地 (㎡)	0	13,378	0	13,378	0	13,378
	建物 (㎡)	0	668	0	668	0	668
水道会計	建物 (㎡)	0	446	0	446	0	446
	車両 (台)	0	1	0	1		

公有財産の状況

第二章
行政

科目		年度		12		13		14	
		項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	
一般会計	土地 (㎡)	10,590	1,352,696	32,536	1,385,232	635	1,385,860		
	建物 (㎡)	5,993	59,795	4,095	63,890	715	64,605		
	有価証券 (千円)	0	2,600	500	3,100	-1,000	2,100		
	出資 (千円)	8,260	551,720	6,878	558,598	-267,498	291,100		
	車両 (台)	2	40	2	42	2	44		
	現金 (千円)	324,675	1,389,065	-236,738	1,152,327	-30,047	1,122,280		
国保会計	出資 (千円)	0	228	0	228	0	228		
	現金 (千円)	483	144,635	504	145,139	234	145,373		
介護会計	現金 (千円)	3,147	3,147	1	3,148	-3,143	5		
農排会計	土地 (㎡)	0	13,378	0	13,378	0	13,378		
	建物 (㎡)	0	668	0	668	0	668		
水道会計	建物 (㎡)	-143	303	0	303	0	303		
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1		

九三

科目		年度		15		16		17	
		項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	
一般会計	土地 (㎡)	41,670	1,407,217	86,995	1,494,212	-20,828	1,448,354		
	建物 (㎡)	788	65,393	1,014	66,407	826	67,233		
	有価証券 (千円)	0	2,100	0	2,100	0	2,100		
	出資 (千円)	2,762	293,862	-6,383	287,479	-3,112	284,367		
	車両 (台)	0	44	-1	43	0	43		
	現金 (千円)	-109,554	1,012,726	-56,913	955,813	-57,306	898,507		
国保会計	出資 (千円)	0	228	-228	0	0	0		
	現金 (千円)	16,894	162,267	46	162,313	-1,835	160,478		
介護会計	現金 (千円)	2,699	2,704	1,795	4,499	5,064	9,563		
農排会計	土地 (㎡)	0	13,378	0	13,378	0	13,378		
	建物 (㎡)	0	668	0	668	0	668		
水道会計	建物 (㎡)	0	303	0	303	0	303		
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1		

公有財産の状況

科目		年度		18		19		20	
		増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末		
一般会計	土地 (㎡)	-1,351	1,450,007	-1,376	1,449,963	-920	1,448,569		
	建物 (㎡)	-715	66,518	0	66,518	81	66,599		
	有価証券 (千円)	7,600	9,700	0	9,700	0	9,700		
	出資 (千円)	2,563	287,267	1,457	288,724	104,002	392,726		
	車両 (台)	-1	42	-1	41	0	41		
	現金 (千円)	-33,275	865,232	182,788	1,048,020	27,408	1,075,428		
国保会計	出資 (千円)	0	0	0	0	0	0		
	現金 (千円)	246	160,724	0	160,724	0	160,724		
介護会計	現金 (千円)	4,673	14,326	18	14,344	0	14,344		
農排会計	土地 (㎡)	0	13,326	0	13,326	0	13,326		
	建物 (㎡)	0	668	0	668	0	668		
水道会計	建物 (㎡)	0	303	0	303	0	303		
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1		

第三章 町議会 会

第一節 町議会の役割

町議会の設置と権能

町議会は憲法と地方自治法の規定により設置され、議会を構成する議員は町民の直接選挙によって選出される。議会には、さまざまな権限と行政に対するチェック機能が与えられている。その最も重要なものは、議決権である。町民生活に直接かかわる自治体の具体的政策を最終決定するとともに、行政事務執行が適正に行われているかどうかを監督するのである。議決権の主なものには条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、法律・政令規定以外の地方税賦課徴収、分担金・使用料・加入金・手数料の徴収決定、契約締結、財産の取得・処分、予算の修正・検閲・検査・監査の請求などが挙げられる。平成一八年の地方自治法改正で、地方議会の活性化を図るため、議長に臨時議会招集権、委員会に議案提案権がそれぞれ与えられるようになった。

議員定数の改正

過疎化による有権者数の減少と厳しい町財政を背景にして、平成一五年の町議会議員選挙から一四であった定数が一三へと一減された。さらに、一九年の選挙では四減を断行し九となった。これらには一一年の地方自治法改正により、定数法定主義を改めて人口規模によって議員数の上限を設け、その範囲内でより弾力的に定数を条例で決定できるようになったという背景もある。

第二節 町議会の開催と議員の活動

定例会と臨時会

定例会と臨時会は、町長が招集する。平成一八年度から臨時会は議長も招集権を持つようになった。定例会は毎年三月、六月、九月、二月の四回、臨時会は必要に応じてそれぞれ開催される。

これまで年間で最も多かったのは開催が一三年度の一二回、日数では一〇年度の一九日、付議事件延べ件数では一七年度の一二〇件であった。

平成七年度以降の定例会・臨時会の開催状況は、次の通りである。

年 度	定例会			臨時会		
	開 催 回 数	開 催 日 数	付 議 事 件 延 べ 件 数	開 催 回 数	開 催 日 数	付 議 事 件 延 べ 件 数
平7	4	7	52	6	6	12
8	4	6	54	6	6	10
9	4	7	65	3	3	9
10	4	6	61	7	7	13
11	4	8	56	6	6	24
12	4	7	71	5	5	16
13	4	6	79	8	8	16
14	4	6	51	3	3	21
15	4	7	60	5	5	16
16	4	6	59	5	5	9
17	4	8	106	7	7	14
18	4	6	67	1	1	2
19	4	4	56	3	3	25
20	4	6	96	3	3	5

正副議長の選任

町議会議長・副議長は、町議會議員選挙後初の臨時町議会で、全議員の無記名投票によって選任される。議長は平成七年三月に大西章允が就任、一期半ばで退任した。その後任として一〇年四月、副議長であった早川正剛が選任され、さらに一一年三月から三期連続務めている。これに対し、副議長は早川正剛の残任期間を大山勇が就任し、その後は各期入れ替わった。

平成七年度以降の歴代議長・副議長は、次の通りである。

議長		副議長	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
大西 章允	平7・3・31～10・4・27	早川 正剛	平7・3・31～10・4・27
早川 正剛	10・4・27～現在	大山 勇	10・4・27～11・3・30
		竹内 勇	11・3・31～15・3・30
		得能 敏幸	15・3・31～19・3・30
		寺迫 公裕	19・4・2～現在

常任委員会

常任委員会の設置は、条例によって定められている。それぞれ規定された所管事項の調査、議会から付託された議案・請願・陳情などを審査する。平成一九年の町議会議員選挙以降、議員定数が一三から九へと大幅に削減されたため、それまでの総務と経済の二常任委員会が総務経済常任委員会に統合された。各常任委員会の定数は七年四月～一五年三月が総務委員会七、経済委員会六、一五年四月～一九年三月が総務委員会六、経済委員会六であったが、総務経済委員会に一本化してからは九人全員が所属することになった。年間の常任委員会開催延

べ回数と所管事務調査日数は、四・九回・日とほぼ一致しているが、一・二年度だけ六回・七日と調査日が一日多くなつた。回数・日数とも最多だったのは八年の九回・九日である。

議会運営委員会

議会運営委員会は、定例会や臨時会の会期決定など議会の円滑な運営、議会の会議規則や委員会の条例、議長からの諮問、各会派の調整などに関することを所管している。町議会委員会条例に基づいて常設されるため、事実上常任委員会と同様の機関であるが、制度上では別個の委員会と位置付けられている。

特別委員会

特定の事案を審査するため、必要に応じて町議会の議決によって設置されるのが特別委員会である。秩父別町議会の場合、毎年度の当初予算審議や決算認定のために予算審査特別委員会、決算審査特別委員会のほか、議会だより編さんを担当する広報特別委員会が設けられている。また、一・二年度に「議員定数審査特別委員会」（竹内勇委員長）と「秩父別高等学校施設活用対策特別委員会」（田中祥司委員長）、一六年度には「合併等・まちづくり調査特別委員会」（得能敏幸委員長）、一七年度には「議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会」（斉藤雅博委員長）がそれぞれ設置され、緊急を要する行政課題について集中的に審議した。広報特別委員会を除いた各特別委員会の開催延べ日数は、合併問題などを調査・検討した一六年度が最も多く一〇日間に及び、次いで議員定数・報酬問題を取り扱ったその翌年は八日間となった。ほかの年度は四、五日間であった。

平成七年度以降の各議員の常任委員会・特別委員会所属は、次の通りである。

第28回選出議員



第29回選出議員



第28回（7年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
井上 國弘	総務
植田 顕治	総務、議運
斉藤 雅博	経済
得能 敏幸	総務
梶澤 信弘	経済
川上 徹	経済
竹内 勇	◎経済、議運
萩野 正晴	◎総務、議運
田中 祥司	◎議運、○総務
上田 實	総務
◇大山 勇 <10.4から>	経済
宇野 幸助	○経済、○議運
◇☆早川 正剛 <☆10.4から>	総務
☆大西 章允 <☆10.3まで>	

第29回（11年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
近藤 幸仁	総務
岡田 隆俊	経済
河瀬 智宣	経済
斉藤 雅博	◎経済、議運
植田 顕治	◎議運
井上 國弘	総務
大山 勇	経済
川上 徹	総務
田中 祥司	◎総務、議運
宇野 幸助	総務
得能 敏幸	○総務、○議運
梶澤 信弘	○経済、議運
◇竹内 勇	総務
☆早川 正剛	経済



第30回選出議員



第31回選出議員

第30回（15年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
畑田 寿	経済
土井 亨	経済
柴田 壹隆	○総務 (18・11・1～)
寺迫 公裕	総務
北垣 一弘	経済
岡田 隆俊	○経済、○議運 (18・11・1～)
河瀬 智宣	◎議運、経済
近藤 幸仁	○総務、○議運 (～18・10・31)
斉藤 雅博	◎総務
植田 顕治	総務
枇澤 信弘	◎経済、議運
◇得能 敏幸	総務
☆早川 正剛	経済

第31回（19年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
◇寺迫 公裕	総務経済、議運
北垣 一弘	総務経済
柴田 壹隆	○総務経済、○議運
土井 亨	◎総務経済、議運
畑田 寿	◎議運、総務経済
中西 伴浩	総務経済
本村 修二	総務経済
速見 章一	総務経済
☆早川 正剛	総務経済、議運

議員協議会

常任委員会の枠を超え、町政全般にわたる案件が提出された場合、全議員が出席する議員協議会が開かれる。形式的には本会議と同じだが、議決権はない。議員協議会の開催延べ日数は、その年度によって大きく変わり、最多の一五年度は二〇回に達したのに対し、八年度、一八年度は二日だけであった。

一部事務組合議会議員

平成七年当時は深川地区消防組合、北空知衛生センター組合議会、北空知葬祭組合議会、北空知伝染病舎組合、北空知水道企業団、北空知衛生施設組合にそれぞれ組合議会が設置され、秩父別町議会から議員各一人を出していたが、このうち葬祭組合は一一年三月に解散し、その後北空知学校給食組合、空知教育センター組合が新設され、二〇年現在では七つの一部事務組合議会に一人ずつ議員を送り込んでいる。

各種委員の選出

町が設置している各種機関の委員に、規定により町議会から委員を選出している。監査委員をはじめ、国民健康保険運営協議会、表彰審議会、地域水田農業推進会議、農業振興基金運営委員会に一〜五人の議員を委員として出している。

『議会だより』の発行

広報特別委員会が編集している『ちっぷべつ議会だより』は、毎年四回の定例議会開催の翌月に発行されていた。従って毎年の発行は、一月、四月、七月、一〇月の四回であった。八年一月の第二八号まではB五判八分の二色刷りであったが、同年四月の第二九号からA四判八分の一色刷りに変更、このうち一月の表紙だけ多色刷りとし、一月発行以外の号も一三年から二色刷りとした。しかし、予算削減のため単

独発行は一七年二月の第六四号をもって中止となり、第六五号以降は町発行の広報誌『広報ちっぶべつ』の二月、五月、八月、十一月の各号に四〜八ページの範囲で掲載することになった。掲載される議会だよりの記事は、一般質問の質疑や議案の内容、議決の可否、意見書・決議、行政報告、議会の動きなど多彩な内容を盛り込んでいる。二一年二月で第八〇号を迎えた。

議会事務局

事務分掌は庶務と議事に分かれている。庶務は、①文書の收受、発送、保管②公印の保管③議員の身分④議員の出欠席⑤議会に属する予算・経理事務⑥職員の人事・服務⑦関係条例・規則等⑧官公署団体の連絡⑨議長会⑩議員共済・公務災害・互助⑪議員会⑫議場等の管理取り締まり・傍聴人⑬その他庶務一般に関すること―を担当する。一方、議事は、①本会議委員会②議案・請願・陳情・決議・意見書等③議事日程の作成・諸般の報告④議決・決定事項の通知報告⑤会議録、その他の会議記録⑥議員協議会⑦議場の整理、図書の整理⑧法令の調査研究⑨議事の広報⑩その他議会の議事に関すること―を所管している。議会事務局には事務局長と書記が配置されている。

平成七年度以降の歴代議会事務局長は、次の通りである。

伊藤廣（平6・11・10〜8・9・30）、辻村成光（8・10・1〜10・3・31）、竹内茂樹（10・4・1〜16・3・31）、澁谷信人（16・4・1〜18・3・31）、藁口隆則（18・4・1〜19・4・8）、西田康二（19・4・9〜現在）

第四章 選挙

第一節 選挙制度の改正

投票時間と期日前投票

平成九年の公職選挙法改正に伴い、午前七時～午後六時とされていた一般選挙の投票時間は、二時間延長され午後八時までとなった。また、一五年に改正された公職選挙法により、不在者投票の要件が緩和され選挙期日前投票の手続きも簡素化された。主な改正点は、①名簿登録地の市町村選挙管理委員会における不在者投票は、原則として期日前に移行して直接投票箱に入れる②名簿登録地以外の市町村選挙管理委員会は従来通りとする③要件緩和策として、買い物やレジャーによる不在者投票が認められ、投票締め切り時間も午後五時から同八時に繰り下げる―などである。

郵便投票と代理投票

郵便投票は身体障害者手帳、または戦傷病者手帳を持つ身体に重度の障害がある有権者で一定の要件を満たす場合、投票所に行かずに自宅のまま郵便による投票ができる制度である。平



投票の様子

成一五年の公職選挙法の改正に伴い、介護保険法に定める要介護五と認定された者に郵便投票が、また身体障害者で上肢・視聴覚障害の程度が一級の者について、自ら記載できない場合は代理投票がそれぞれ認められた。

衆議院議員選挙小選 衆議院議員選挙は従来、中選挙区制の下で実施されてきたが、平成六年の公職選挙法改正で

挙区比例代表並立制 小選挙区制に変わった。総定数を五〇〇とし、このうち三〇〇を小選挙区（各選挙区定数二）から、二〇〇を比例代表（全国一一の選挙区ごと）に定められた定数に基づき、得票率に応じて各政党に当選者を配分）として選出するもので、北海道の場合は従来の五選挙区から一三選挙区と増えたが、北海道全体の総定数は比例代表（定数一〇）も含め二三と同じであった。新制度は八年一〇月二〇日執行の衆議院議員選挙から適用された。一二年の法改正で比例代表選出議員定数が一八〇に削減されたほか、一五年には小選挙区の区割りの変更され、道内は一二選挙区に再編された。これらによる北海道の総定数は小選挙区一二、比例代表八の計二〇と三減となった。

参議院議員選 参議院議員選挙は、昭和五八年の通常選挙から従来の全国区に替えて比例代表制が導入され、従来

挙比例代表制 の地方区は選挙区と改められた。この制度は最初、拘束名簿式が採用された。各党があらかじめ候補者の順位を付した候補者名簿を提出し、有権者は政党名で投票するものであった。その結果、各党には得票数に比例した数の議席が配分され、当選者は各党の登載名簿順位によって決定された。しかし、平成一二年の法改正で非拘束名簿式に改められ、政党は候補者に順位を付けず名簿を提出、有権者は名簿登載の候補者か政党に投票し、それを合算した総得票数に比例して各党に配分される議席数に応じて、各党の当選者が得票の多い順から当選を決定する仕組みとなった。

投票所の統合

各級選挙における秩父別町の投票所は、平成一七年九月一日執行の衆議院議員選挙まで五カ所であったが、秩父別町選挙管理委員会は一八年になって一カ所に統合することを決め、一九年二月二八日執行の秩父別町長選挙・町議会議員選挙から実施した。従来の投票所は町役場庁舎（対象町内会は日の出、南、屯田、新盛、中央西、中央東、筑紫、旭、駅前）、協栄コミュニティ会館（同共栄）、西栄コミュニティ会館（同西栄）、東コミュニティ会館（同東）、北部コミュニティ会館（同北部）であった。これをすべて町役場庁舎に集約、開票作業などの効率化を図った。

第二節 選挙管理委員会

選挙管理委員会の使命

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき行政庁から独立した機関として設置されている。それは公正で明るい選挙を執行するためである。委員は有権者の中から「人格が高潔で、政治や選挙に関し公正な識見を有する者」を、町議会で選出することになっている。定員は四人で、任期は四年である。万一のため、委員と同数の補充員も選ばれ、欠員が生じた時は、あらかじめ決められた順に従って前任者の残余期間を務める。

平成七年度以降の歴代選挙管理委員は、次の通りである。

氏名	在任期間	委員長在籍
○東 正	昭58・11・9～平7・11・8	平5・10・13～7・11・8

金山 徳美	昭54・11・9 平7・11・8	
高橋 俊男	昭3・11・19 平7・11・8	
○真島 光雄	平5・10・13 11・11・8	平7・11・9 11・11・8
○飛谷 博	7・11・9 19・11・8	15・11・9 19・11・8
○内田 忠孝	7・11・9 15・11・8	11・11・9 15・11・9
稲沢 弘子	7・11・9 19・11・8	
○鈴木 利博	11・11・9 19・11・8	19・11・9 現在
山下恵美子	11・11・9 20・4・21	
松本 勉	19・3・22 現在	
東 晴基	19・11・9 現在	
遠藤 正幸	20・4・22 現在	

※○印は委員長

選挙管理委員会 事務局の役割は、選挙管理委員会の職務を補助・執行することである。公職選挙法関連では秩父
事務局の役割 別町長選挙、秩父別町議会議員、北海道知事、北海道議会議員、衆議院議員（小選挙区・比例代
 表）、参議院議員（北海道選挙区・比例代表）など各級選挙の執行・管理などがある。地方自治法関連では直接請求
 に必要な署名数の確認や効力の告示、農業委員会委員選挙の執行・管理、最高裁判所裁判官国民審査事務などがそ
 ぞれ課せられている。このほか、選挙人名簿の調製をはじめ、選挙の公正確保、投票の促進などの選挙啓発事務も重
 要である。選挙人名簿は年に四回調製し登録しているが、選挙の執行時に選挙時登録も行っている。

第三節 選挙の執行状況

首長・議員選 統一地方選挙は、「地方公共団体の議会及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」によって、**首長の繰り上げ** 四月を中心に全国的に執行されてきた。最近では市町村合併などに伴って、選挙日が統一地方選挙から外れるケースが多く、統一地方選挙に合わせて実施する市町村は三〇割程度に下がっている。秩父別町ではすでに村政時代の昭和三四年の村長選挙、村議会議員選挙において三月三十一日に繰り上げ、町制施行後の同三八年の町長選挙、町議会議員選挙以来、町政の円滑な運営のため二月二十八日に執行している。

特に三四年の選挙は四月三〇日に予定されていたが、農民たちから「四月下旬は温床播種期はし。に当たり、農業経営にとって困る。三月に早めてほしい」という陳情が村議会に出され、これが採択されたのである。こうした理由によって選挙日が変更されたのは全国的にも珍しく、村議会の英断として語り継がれている。

各級選挙の執行

平成七年から一九九一年にかけて執行された選挙は、町長選挙、町議会議員選挙、北海道知事選挙、員選挙が五回、町農業委員会委員選挙が四回である。この一三年間に選挙がなかったのは九年、一四年、一八年の三年間だけである。このうち農業委員会委員の公選定数は一〇（その他町議会選任四）だが、四回とも無投票に終わっている。町長選挙の当選者は「第二章 行政」の「第一節 歴代町長」に、町議会議員の当選者は「第三章 町議会」の「第二節 町議会の開催と議員の活動」にそれぞれ掲載している。

第四節 各種選挙の投票状況

投票率の推移

各級選挙における投票率は、比較的町民に身近な町長選挙、町議会議員選挙が高いという傾向を示している。その他では参議院議員選挙の投票率の低さがやや目立つ。北海道知事選挙、北海道議会議員選挙はほぼ同じ率で推移している。これに対し、衆議院議員選挙は国政選挙の中でも参議院議員選挙よりかなり高く、知事、道議会議員、参議院議員各選挙では見られない八〇割台の投票率を二度も記録している。もちろん投票率は、その選挙の時代背景、選挙情勢、投票日の天候などにも左右されるが、政治不信の高まり、無党派層や選挙無関心層の拡大などにより、全体として投票率が低下傾向にあることは否めない。

町長・町議会議員選挙

町長選挙
は、四回

のうち三回までが無投票となった。投票となったのはたったの一回であるが、八九割を超える高率であった。町議会議員選挙は四回のうち無投票が平成七年の一回のみで、投票となった三回は、回を追うごとに低下、九

平成7年度以降の各級選挙投票率

各級選挙	執行日	投票率(%)
町長	7・2・28	無投票
	11・2・28	無投票
	15・2・28	無投票
	19・2・28	89.37
町議会	7・2・28	無投票
	11・22・28	94.02
	15・2・28	93.60
	19・2・28	89.63
道知事	7・4・9	78.32
	11・4・11	76.48
	15・4・13	72.14
	19・4・8	73.71
道議会	7・4・9	78.32
	11・4・11	76.52
	15・4・13	72.14
	19・4・8	73.50
衆議院	8・10・20	77.05
	12・6・25	81.50
	15・11・9	78.06
	17・9・11	80.45
参議院	7・7・26	59.97
	10・7・12	72.66
	13・7・29	70.59
	16・7・12	73.71
	19・7・29	70.88

四割台から八九割台へと落ち込んだ。

北海道知事・北海 両選挙はほぼ同じ傾向を示し、平成七年、一一年、一五年と投票率が七八割台から七二割台へ
道議会議員選挙 低下したが、一九年にはやや持ち直し七三割台に上昇した。激戦の選挙状況が投票率を押し上
げたと言える。

衆議院議員・ 衆議院議員選挙の方が歴然として投票率が高い。地域に密着した衆議院議員の方が身近に感じる
参議院議員選挙 有権者が多いためと見られるが、最低でも七七割台（平成八年）を維持、最高だと八一割台（一
二年）に達している。これに対し参議院議員選挙は最低で六〇割を割り込み、最高でも七三割台にとどまっている。

第五節 有権者数

選挙人登録制度の改正

選挙人（有権者）名簿定
時登録は公職選挙法の改
正により、平成一〇月から三月、六月、九月、一二
月各一日付の年四回となった。それ以前は九月一日
付の一回だけであった。

選挙人名簿登録者数の推移

年度	男	女	合計
平7	1,327	1,517	2,844
8	1,283	1,450	2,733
9	1,337	1,504	2,841
10	1,290	1,485	2,755
11	1,308	1,467	2,775
12	1,291	1,465	2,756
13	1,276	1,437	2,713
14	1,264	1,418	2,682
15	1,257	1,387	2,644
16	1,242	1,379	2,621
17	1,228	1,364	2,592
18	1,209	1,342	2,551
19	1,182	1,331	2,513

（各年度とも基準日9月1日）

選挙人登録数の推移

九月の定時登録の推移を見ると、全体的に人口減の影響を受けて減少傾向に歯止めがかかっていない。七年と一九年を比較すると、一一・六割も減っている。

第五章 記念式典と顕彰

第一節 記念式典

開基一一〇年記念式典

秩父別町開基一一〇年記念式典は、屯田兵の子孫や名誉町民、町政功労者、来賓ら関係者約一〇〇人が出席して平成一六年五月一五日に町交流会館で開かれ、先人たちの労苦に感謝し将来の町の発展へ新たな決意を誓った。秩父別は明治二八年に屯田兵約二〇〇人とその家族約一六五〇人が入植し、北方防衛と蝦夷地開発に尽くし、血と汗を流して秩父別の基礎を築いた。

式典に先立ち秩父別神社境内の開村記念碑前で開町記念式典を執り行い、参列者がお祈りと玉ぐしを捧げて先人たちの遺業に感謝した。会場を移した記念式典では、松本徳一町長が式辞、早川正剛町議会議長と柴田壹隆商工会会長が祝辞をそれぞれ述べたが、口々に「生死をかけた先人の不撓不屈の開拓精神に学び、難局を乗り越えて素晴らしい郷土を築き、次代を担う子どもたちに伝えていこう」と固い決意を語った。

開基一一五年・町制施行五〇周年・明治二八年に屯田兵が入植し、秩父別に開拓のクワを下ろしてから一一五年、綾川町姉妹町締結三〇周年記念式典 昭和三四年に町制を施行してから五〇周年、さらに香川県綾南町（現綾川町）と昭和五四年に姉妹町を提携してから三〇周年という歴史の節目を迎えた町は、平成二二年九月一日午前一一時から北いぶき農業協同組合本所大ホールで記念式典を開いた。町政功労者など町の関係者や綾川町の町長、町議会議長ら

約二二〇人が出席、記念すべき年を盛大に祝うとともに、先人たちに感謝を捧げながら、地域の更なる発展を誓い合った。

式典では、町の発展に尽くした先人物故者に対する黙とうを捧げた後、神数武秩父別町長が「先人が不撓不屈の開拓精神で艱難辛苦を乗り越え、長い歲月の中で築き上げてきた本町の歴史と文化を大切に、町民の英知を結集して総意と工夫を重ね、『安全安心で活気に満ちた町』の実現に向けて一層努力していく。姉妹町の綾川町とは今後五〇年、一〇〇年に向けて親交を深めていきたい」と式辞を述べた。引き続き、来賓を代表して早川正剛秩父別町議会議長、藤井賢綾川町長、村瀬秀則綾川町議会議長が祝辞を述べ、「この式典を契機に秩父別、綾川両町の絆を強め、将来の発展に努めよう」と呼びかけた。

式典終了後には、アトラクションとして陸上自衛隊第二音楽隊（旭川）の吹奏楽と、富樫淳一秩父別小学校教諭のエレクトーンの演奏が披露され、NHK大河ドラマ「天地人」のオープニングテーマや大流行した「千の風になって」などおなじみの曲に大きな拍手が沸いていた。祝賀会では、和やかに歓談しながら町の歴史などを振り返り、まちづくりへの決意を新たにしていた。

会場には「広報写真五〇年」「綾川町との交流写真展」のほか、秩父別町出身の作家で今売り出しの「黒木亮氏作品展」などのコーナーが設けられ、出席者の目を引いていた。



未来への飛躍を誓った開基115年・町制施行50周年・綾川町姉妹町締結30周年記念式典

また、町制施行五〇周年記念事業として、「ちっぶ・ゆう&ゆ」の特別優待券（一世帯につき五〇〇〇円分）を全戸に配布した。さらに、八月九日に町営陸上競技場・ふれあいプラザなどを主会場に開かれた「第三二回秩父別とんでんまつり」を記念事業とし、人気歌手の水森かおりらが出演したHBCラジオ公開録音の歌謡コンサートや伝統のむかで競走大会をはじめ、道警音楽隊交通安全コンサート、騎馬戦、お楽しみ大抽選会、牛羊肉まつり、本町産トマトジュース特売、JA北いぶきもちまきなどの多彩なプログラムで大いにぎわった。

開町記念式

初めて秩父別に開拓のクワが下ろされた明治二八年五月一五日にちなみ、秩父別神社境内の開村記念碑前で開町記念式典が毎年五月一五日に欠かさず行われている。先人の労苦をしのび、町の発展を目指すして新たな決意を銘記するもので、歴史の節目となる重要な年以外でも町長、町議会議員、屯田兵子孫、関係機関の代表者らが五、六〇人参列する。平成一九年の式典には五〇人が出席、宮司による祝詞奏上に続いて神薙武町長が「町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組みます」と誓い、出席者全員が玉ぐしを捧げて町の発展を祈った。

第二節 叙勲と褒章

一 叙 勲

旭日章と瑞宝 終戦後の叙勲は昭和三九年春から始まった。毎年春（四月二十九日）と秋（十一月三日）の二回、授章と受章者 与式が行われている。旭日章は国家に対して功績があった者、瑞宝章は社会、公共に多年尽くした者が対象で、いずれも勲一等から勲八等まで順位が付けられていた。しかし、一五年の改正で等級を廃止し、旭日章、瑞宝章とも大綬章、重光章、中綬章、小綬章、双光章、单光章の六つの種類に改められた。その一方、旭日章は顕著な功績を挙げた民間人、瑞宝章は公務など長年にわたり従事し功績を残した人とするなど、功勞の質的な違いを明確にした。

平成七年以降の叙勲受章者は、次の通りである。

- 〔平成 七年〕▽勲五等双光旭日章 松本義正（地方自治功勞）▽勲五等瑞宝章 阿部行男（消防功勞）
- 〔平成 八年〕▽勲六等瑞宝章 高崎常雄（地方自治功勞）
- 〔平成 九年〕▽勲六等瑞宝章 境谷照男（地方自治功勞）
- 〔平成一〇年〕▽勲五等瑞宝章 宮崎武一（地方自治功勞）
- 〔平成一一年〕▽勲五等双光旭日章 後藤義博（地方自治功勞）
- 〔平成一二年〕▽勲五等瑞宝章 高松保一（保護司活動功勞）▽勲六等瑞宝章 小出恰子（保育士功勞）

〔平成一四年〕▽勲五等瑞宝章 高鶴光雄（土地改良事業功労）

〔平成一五年〕▽勲六等瑞宝章 吉岡小三郎（地方自治功労）

〔平成一七年〕▽瑞宝単光章 藁口公夫（消防功労）

〔平成一八年〕▽瑞宝単光章 内田弘司（消防功労）▽旭日単光章 山本常信（地方自治功労）

〔平成一九年〕▽旭日単光章 宮本光男（自治功労）、松木和雄（自治功労）

〔平成二〇年〕▽旭日単光章 萩野正晴（地方自治功労）、森保男（地方自治功労）

一一 褒章

褒章の種類と受章者

褒章には黄綬（仕事に励んだ功績）、紅綬（危険・困難を冒して人命救助をした功績）、紺綬（公益のため自分の財産を寄付した功績）、紫綬（学問、芸術の上での功績）、藍綬（教育、社会事業、産業の分野での功績）、緑綬（善行や事業を通じて社会に貢献した功績）の六種がある。いずれも職場や専門分野における長年の活動を通じて社会に貢献した人に贈られる。

平成七年以降の褒章受章者は、次の通りである。

〔平成一二年〕▽紺綬褒章 北垣和雄（高額寄付）

〔平成一五年〕▽紺綬褒章 原田森成・千代子夫妻（高額寄付）

第三節 名誉町民

名誉町民に関する条例

秩父別町名誉町民に関する条例は、昭和三二年に制定された。名誉町民の称号は、秩父別町に居住し、または居住したことのある者か、町に深い縁のある者（故人を含む）の中で、町の行政・産業・経済・文化の交流に寄与して功績があり、町民が広く郷土の誇りとし、深く尊敬に値すると認められた者に贈られる。名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、名誉町民章を授与するとともに必要な特典と待遇をもって遇する。



丸木 俊

一人目の名誉町民だが、初めての町外在住者（埼玉県東松山市）の栄誉である。平成十一年一月二十九日に名誉町民の称号が贈られた。丸木俊は秩父別出身の著名な画家で、夫の丸木位里とともに終戦直後から反戦・反核をテーマとした絵画制作に打ち込み、代表作の「原爆の図」は広く知られている。生まれ故郷を忘れることなく町や学校などに計一二点の作品を寄贈、町民とも交流を深めた。生家でもある善性寺には丸木美術室が開設されている。しかし、名誉町民になってからわずか一年足らずで二十二年一月一三日に亡くなった。享年八七歳であった。



後藤 義博

名誉町民として平成一一年六月四日に称号を受けている。前町長であったため、松本徳一町長から称号とともに町からの感謝状も授与された。大正一四年生まれの生粋の秩父別っ子で、終戦後秩父別役場に奉職し、社会課長、産業課長、総務課長・収入役職務代理、助役などを経て、ちょうどバブル景気とバブル景気の崩壊など動乱と変革の時期に当たる昭和六二年三月から町長に就任、平成一一年三月の任期満了まで三期二年にわたり町政の発展、町民福祉の向上などに努めた。後藤前町長は二人目の名誉町民である。



原田 森成

昭和五〇年三月、町議会議員に初当選していきなり副議長に抜てきされ、わずか二期務めて勇退したが、その政治手腕は高く評価された。このほか消防団長、交通安全協会会長、商工会長、体育協会会長など幅広い分野で長年活躍し、町のリーダーとして手腕を振るった。また、町に対して土地一二万五〇〇〇平方メートルをはじめ、夫婦で人材育成基金として一〇〇〇万円を寄贈するなど、町の振興発展に多大な貢献を果たした。一三人目となる名誉町民の称号は平成一六年四月二四日、農協大ホールで開かれた称号付与・推戴祝賀会の席上で贈られた。

第四節 町政功労者

秩父別表彰 町政功労者は、町表彰条例の規定に基づいて表彰されている。表彰には自治功労賞（町政一般、教
条例と功労者 育文化、体育の振興に貢献した者）、産業功労賞（産業経済の振興発展に貢献した者）、社会功労賞
（社会福祉、保健衛生、交通、通信、納税、貯蓄、防災に貢献した者）、公益功労賞（公益のため受益を伴わない多額
の寄付した者）、善行賞（善行が著しく町民の模範となると認められた者）の五種類がある。表彰式では表彰状、功
労章または功労楯を贈る。

平成七年度以降の歴代町政功労者は、別表の通りである。

平成7年度以降の町政功労者

受章 年度	受章 番号	功労の 種類	氏名	生年月日	職業
平7	178	自治功労	川口 弘	12・3・26	元会社員
	179	自治功労	吉澤國太郎	昭5・11・30	農業
	180	自治功労	松木 和男	昭5・4・25	会社役員
	181	産業功労	澁谷 政人	大13・4・1	元団体職員
	182	社会功労	藁口 知夫	大14・3・14	元団体職員
	183	公益功労	小林 ウメ	大4・11・20	農業
8	184	自治功労	高崎 正義	昭5・4・8	元公務員
	185	自治功労	金山 徳美	昭2・11・15	宮司
	186	自治功労	渡邊 慎二	昭5・1・12	元公務員
	187	産業功労	畑 昇	大12・6・18	元団体職員
	188	産業功労	得能 正義	大10・2・22	農業
	189	公益功労	原田 森成	昭3・8・2	会社役員
9	190	自治功労	高鶴 光雄	昭7・2・27	元団体職員
	191	自治功労	篠田 章	昭7・10・27	農業
	192	自治功労	門間 悟	昭7・5・9	元公務員
	193	公益功労	原田 森成	昭3・8・2	会社役員
	194	公益功労	吉田 新一	大11・1・1	農業
10	195	自治功労	坂本 博	昭4・5・17	元公務員
	196	公益功労	米坂 京子	昭21・5・13	会社役員
11	197	自治功労	上田 實	昭3・4・18	農業
	198	自治功労	福島 正春	昭6・1・4	農業
	199	公益功労	後藤 義博	大14・1・13	元町長
	200	公益功労	小出 怜子	昭9・9・15	元公務員
12	201	社会功労	香川 光男	昭9・10・20	農業
	202	公益功労	北垣 和雄	昭2・2・18	会社役員
13	203	自治功労	小玉 直幸	昭16・3・21	元公務員
	204	自治功労	森 久夫	昭5・11・13	元公務員
	205	産業功労	畑 満朗	昭8・3・24	元団体職員

受章年度	受章番号	功勞の種類	氏名	生年月日	職業
14	206	産業功勞	阿部 逸夫	昭8・3・3	農業
	207	公益功勞	原田森成・千代子	昭3・8・2	会社役員
	208	公益功勞	出淵 静子	大10・1・12	商業
15	209	自治功勞	宇野 幸助	昭6・3・19	会社役員
	210	自治功勞	大山 勇	昭7・7・1	農業
	211	自治功勞	井上 國弘	昭3・5・22	会社役員
16	212	自治功勞	田中 祥司	昭17・3・3	元団体職員
	213	自治功勞	大西 章允	昭14・10・4	農業
	214	自治功勞	内田 忠孝	昭4・10・11	元団体職員
	215	社会功勞	沼田 次雄	昭3・1・29	農業
	216	公益功勞	原田 森成	昭3・8・2	会社役員
	217	公益功勞	宇野 幸助	昭6・3・19	会社役員
17	218	自治功勞	竹内 勇	昭15・9・17	農業
	219	社会功勞	内田 てい	昭9・9・24	主婦
18	220	自治功勞	早川 正雄	昭16・5・10	元公務員
	221	自治功勞	川上 徹	昭16・11・21	農業
	222	自治功勞	内田 弘司	昭10・7・5	元公務員
19	223	自治功勞	松本 徳一	昭16・9・16	前町長
	224	自治功勞	河瀬 智宣	昭14・10・21	農業
	225	自治功勞	椛澤 信弘	昭15・11・14	農業
	226	自治功勞	得能 敏幸	昭16・1・3	農業
	227	自治功勞	齊藤 雅博	昭17・3・14	農業
	228	自治功勞	飛谷 博	昭8・1・13	農業
	229	自治功勞	山下 英樹	昭17・11・1	元公務員
20	230	自治功勞	萩野 正晴	昭19・1・22	会社役員
21	231	自治功勞	篠原 裕治	昭16・5・17	農業
	232	自治功勞	松永 勝	昭18・3・14	農業
	233	自治功勞	佐々木 弘	昭19・1・29	元公務員

※生年月日の「大」は大正、「昭」は昭和

第六章 生活基盤の整備

第一節 上水道事業

広域水道事業のあゆみ

秩父別町の上水道は、昭和三四年ごろから地区別に独自の簡易水道施設を設置し、私水道組合を結成して飲料水を確保していた。一方、町営簡易水道は、昭和七年に地下水をくみ上げて給水を開始したが、水源確保が次第に困難になり、恒久的な水の安定供給が緊急の課題となっていた。こうした状況の中で北空知広域水道企業団（事務所・沼田町）が、昭和五年に深川市・秩父別町・沼田町・北竜町の一市三町によって地方公営事業として設立された。共通した水事情の悪化と、将来の水需要の増加に対処するためであった。その後、企業団に妹背牛町も参加した。六〇年には沼田町に建設していた浄水場「北空知広域浄水場」が完成、暫定的に河川から取水して秩父別町を含む関係市町に水道用水供給を開始した。この間、秩父別町では簡易水道給水区域の拡大、老朽化して有収率が低下していた既設配水管の更新・改良に努めた。水源となる建設中の沼田ダム（通称・ホロピリ湖）が平成四年度に試験たん水を終えて完成し、恒常的な水源も確保され、企業団の創設事業はすべて完了した。

平成七年度以降、企業組合議員定数改定、二度の水利権更新、水道整備計画の一部改定、供給水量・建設事業費・経費負担に関する基本協定締結などのほか、一〇年七月には企業団設立二〇周年記念式典を迎えている。ちなみに簡易水道とは、給水人口が一〇一〜五〇〇〇人の小規模水道のことだが、実質的には上水道と同じ水質を確保して供給

している。

水道の整備

年次的に水道管の新設・移設・

修繕などの工事、流量計やメー

ター器の更新・新設などの工事が実施されている。このうち新設工事は水道管の延長であり、移設工事は道路改良工事などに伴うものが多い。平成一三年度には、それまで使用していた秩父別町配水池の電気計装設備（配水池水計、流量計、監視制御装置、遠隔測定装置など）が老朽化したため、約六二〇〇万円をかけテレメーター計器盤、残留塩素系なども含めた新しい電気計装設備に更新した。

給水状況

計画最大給水量の一日一三三

三立方公尺は現在まで変わらな

いが、一日最大給水量と年間給水量の実績は、給水人口の減少にもかかわらず、住民一人当

水道用水供給状況（毎年3月末現在）

状況 年度	給水人口	計画1日 最大給水量 (m^3)	実績1日 最大給水量 (m^3)	実績年間 給水量 (m^3)	実績年間 有収水量 (m^3)	有収率 (%)	配管延長 (m)
平7	3,176	1,333	980	291,603	228,012	78.19	83,970
8	3,205	〃	1,137	288,488	253,328	81.57	84,534
9	3,127	〃	1,376	300,078	234,149	78.03	84,788
10	3,080	〃	950	296,535	236,283	79.68	84,788
11	3,113	〃	1,113	302,792	233,868	77.24	85,231
12	3,097	〃	1,096	312,295	243,911	78.10	85,265
13	3,063	〃	1,043	296,051	233,976	79.03	86,075
14	3,009	〃	1,099	314,088	231,162	73.60	86,930
15	3,004	〃	1,095	305,123	229,129	75.09	87,006
16	2,900	〃	1,005	285,614	229,638	80.40	87,186
17	2,924	〃	971	272,763	227,716	83.48	87,186
18	2,879	〃	1,006	269,451	224,329	83.25	87,277
19	2,830	〃	1,002	267,484	228,576	85.45	87,302
20	2,773	〃	841	255,348	214,806	84.12	87,418

たりの使用量が増えているほか、気象などの影響もあって年度によって増減がある。しかし、効率的に無駄なく水道用水を供給する有収率は順調に高まっているほか、配管延長も着実に延びている。平成一九年三月末現在の水道の加入戸数は一三二二戸で、普及率は九四・八一割である。また、二〇年三月末の給水人口は二八三〇人で給水区域内人口二八六三人の九八・八割に達している。給水有収率を高めるため平成元年から漏水調査を専門業者に民間委託して実施、漏水とともに水道本管、引込管の老朽化・亀裂・破損の発見に努めている。また、水道水の水質検査も毎年行い、安全・安心の飲料水供給に万全を期している。

上水道料金

水道料金は平成三年四月に改定されて以来、一〇年間も据え置かれていたが、この間公共料金をはじめとする諸物価の値上げや消費税率のアップなどがあり、また一三年四月から北空知広域水道企業団の水道用水供給料金が引き上げられることになった。このため、秩父別町としても七月一日から水道料金の引き上げ改定に踏み切った。平成元年度からは水道料金システムのOA化を図り、毎月の水道メーター検針による使用水量・使用料金の計算とその保存、さらに各戸の水道に関するデータを電算化して管理している。

平成7年度以降水道料金の推移

(単位：円)

区分 改定年月日	基本水量と基本料金（1カ月）					
	6 m ³ まで		10 m ³ まで		超過 1 m ³ につき	
	一般 家庭用	臨時用	一般 家庭用	臨時用	一般 家庭用	臨時用
3. 4. 1	1,440	—	2,400	8,000	250	800
13. 7. 1	1,543	—	2,562	10,500	278	1,050

※13年の数字は外税を含めた料金

第二節 下水道事業

一 農業集落排水事業

事業のあゆみ

秩父別町の農業集落排水事業は、農業用水・公共用水域の水質保全と生活環境保全の改善を図り、し尿や生活雑排水を適正に処理するための事業である。昭和五六年に事業認可（処理方式…オキシデーションデイツチ、処理計画人口…二二五〇人、計画処理水量…一日六〇八立方メートル）を受け、五七年度から平成三年度までの一〇年計画で鉄筋コンクリート二階建て、延べ六六八・八平方メートルの終末処理場「秩父別町浄化センター」（二条三丁目）をはじめ、区域内の管路、中継ポンプ施設などを整備した。事業費は用地・補償・設計費などを含め約一五億七〇〇万円（町負担は約七億六四〇〇万円、その他国庫補助）を投じている。農業用水・公共用水と生活雑排水の分離を図るだけでなく、し尿の処理も行うもので、市街地を中心に整備した。町は各戸の雑排水施設と下水道本管を接続する工事の助成制度や、トイレの水洗化などに要する費用の無利子融資制度を設け、事業の推進に努めた。浄化センターが完成した昭和六三年から一部供用を開始、平成元年四月から本格的に稼動したが、この年には四三三戸が利用していた。平成一九年度の処理人口は一九七五人、処理水量は一日四一六立方メートルである。

一方、この農業集落排水や後に記述する合併処理浄化槽の事業が始まる以前は、深川市にある北空知衛生センター組合（構成…深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町、幌加内町）に分担金を負担し、同センターでし尿の処理を行っていた。その後も農業集落排水・合併処理浄化槽の事業に入っていない世帯のし尿は、引き続き同センター

で処理している。

利用状況 区域内の事業加入率とトイレ水洗化率は年々上昇し、

加入率は一七年度以降一〇〇割を達成、水洗化率も最初は七〇割台であったのが、一〇年度に八〇割、一三年度に九〇割の壁を突破し、一〇〇割に近づきつつある。

施設設備の整備 現在に至るまで随時、下水道管の新設・移設・

改修、マンホールの改修、人工ます・公共ますの修復などの工事を実施しているが、この間、平成一〇年度から四年計画で補助事業として機能強化対策事業を導入、五億八〇〇〇万円をかけ浄化センターの機器類更新、管理棟屋根防水工事のほか、公共汚水ます・電気設備・コンポスト施設建設と外構などの整備を進めた。

コンポスト施設の併設

浄化センターに併設する形で、平成一二年度にコンポスト施設が建設された。汚水の処理により発生した汚泥を衛生的に処理するための施設で、汚泥（水分含有率八五割）を熱処理・脱臭処理をして発酵させ、窒素やリンなどを含む土壌改良剤に加工し、取り扱いが容易で衛生的な袋詰めまで処理

平成7年度以降の利用状況

年度	区域内戸数	加入		水洗化	
		戸数	率	戸数	率
平7	818	814	99.5	640	78.9
8	831	827	99.5	656	78.9
9	846	843	99.6	673	79.6
10	842	840	99.6	682	81.0
11	854	852	99.8	708	82.9
12	873	872	99.9	758	86.8
13	844	843	99.9	771	91.4
14	846	845	99.9	795	94.0
15	846	845	99.9	795	94.0
16	869	868	99.9	820	94.4
17	872	872	100.0	830	95.2
18	855	855	100.0	819	95.8
19	834	834	100.0	799	95.8
20	836	836	100.0	807	96.5

※率は%

理するものである。それまでの汚泥は、土壌改良剤（堆肥）として町内農家に引き取ってもらっていたが、「悪臭がひどい」「扱いにくい」という問題点が指摘されていた。計画処理汚泥量は一日〇・五四ト（年間二〇〇ト）、計画製品生産量は年間二二ト（一五袋、一四五〇袋）であった。一九年度の年間処理汚泥量は一九〇ト、製品生産量は年間一七トである。

デイスポーター デイスポーターは、家庭用生ごみ粉碎処理機のことである。先進地の**導入促進**を調査した結果、下水道管の詰まり、終末処理場の過負荷、汚泥の増加などについてほとんど問題がないことが分かり、平成一六年度から導入に踏み切った。家庭で設置するデイスポーターは町が指定する機種に限られ、台所に設置したこのデイスポーターで生ごみを粉碎したあと、排水管を通じて公共ますへ流す仕組みになっている。初年度だけで二〇四戸に二一六台が取り付けられ、導入率も年々高まって一九年度末で三〇割に迫り、生ごみの排出削減に大きな効果を示している。

使用料の推移

平成七年度当時、一般用は六立方メートルまで一一三〇円、一般用と営業団体用一〇立方メートルまで一八五〇円、超過料金一立方メートルあたり一八〇円であったが、その後二度にわたり改定され、引き上げられている。

デイスポーター導入状況

年度	導入実績	処理区域内戸数	公共施設等を除く戸数	導入率(%)
平16	216台 (204戸)	868戸	789戸	25.9
17	225台 (213戸)	872戸	811戸	26.3
18	241台 (229戸)	855戸	799戸	28.7
19	241台 (229戸)	834戸	765戸	29.9

二 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽

秩父別町が北空知地方のトップを切っ

設置整備事業

平成六年度から開始した合併処理浄化槽設置整備事業は、農業集落排水事業の区域外にあっ

て、それまで下水道の恩恵を受けられなかった農村地区

の居住環境向上対策として、画期的な取り組みであった。

合併処理浄化槽（五人〜八人槽）は、「嫌気性ろ床接触

ばっ気方式」と言われるシステムで、台所や風呂などの

生活雑水、トイレ

のし尿をいったん

一緒に貯蔵し、排

水がいくつかに仕

切った浄化槽を通

過する過程で化学

物質や微生物によ

り汚れを分解し消



合併処理浄化槽

平成7年度以降排水料の推移（1カ月、単位：円）

区分 改定 年月日	一般家庭用			営業・団体用		
	6㎡まで	10㎡まで	超過1㎡ につき	6㎡まで	10㎡まで	超過1㎡ につき
4.4.1	1,130	1,850	180	—	1,850	180
13.7.1	1,150	1,890	180	—	1,890	180
18.4.1	1,400	2,310	230	—	2,310	230

※平成13年7月1日から消費税が外税とされたが、表示は税込みである。16年度の改定で再び内税として表示された

※臨時用は別途

合併処理浄化槽補助・融資基準（単位：円）

区 分	5人槽 (30坪以下)	6人槽 (39坪以下)	7人槽 (48坪以下)	8人槽 (57坪以下)
地中部分工事費補助金	774,000	855,000	999,000	1,161,000
地上部分工事費融資額	400,000	400,000	400,000	400,000
浄化槽維持管理補助金	20,000	20,000	20,000	20,000

毒して、排水路や河川に流す方式になっている。下水道と同等以上の処理性能を持っているばかりでなく、トイレの水洗化も可能で短期間に設置できるため、河川の汚濁防止などの有力な手段として期待された。また、生ごみの減量化にも一役買った。町は設置促進を図るため、別表のような補助制度を設け、設置世帯の負担を大幅に軽減した。

槽浄化処理処理併合
年度別設置状況

年度	設置戸数
平6	65
7	63
8	52
9	17
10	14
11	—
12	7

※11年度は事業休止

事業の歩み

当初計画では一〇年間で対象約二三〇戸のうち約一八〇戸に導入することになっていたが、初年度は計画の二倍に当たる六八戸が七一台を設置、順調な滑り出しをみせた。三年目には目標の一八〇戸を達成したが、一〇年度まで事業を継続し設置世帯は合計二二二戸に達した。これで一応事業を終了したものの、住民の強い要望に応じて二二年度に限り事業を再開した。

第三節 ごみ処理

ごみの収集と

町内のごみ処理は、昭和三〇年代から地域ごとに結成されていた衛生組合や、個人の責任において、**捨場のあゆみ** 実施してきたが、三五年からゴミ捨場を指定し集中投棄していた。四六年からは民間業者に委託して、月一回のごみ収集を実施するとともに、中山の民有地を選定して新たなゴミ捨場を指定した。ごみの収集も四八年から市街地は毎週一回（四月～十一月）、農業地区は毎月一回（五月～十一月）としたが、ごみの量が年々増加しごみ捨場探しが難しくなってきた。

北空知衛生施設 以上のような状況の中で昭和四五年に北竜町、沼田町、妹背牛町が北空知衛生施設組合を設立、組合への加入 ごみ処理施設を建設して三町の共同広域処理に乗り出した。このため、秩父別町も五七年四月からこの施設組合に加入した。六〇年までは埋立処理だけであったが、その翌年から可燃ごみ、不燃ごみに分けて処理するようになった。しかし、埋立地が狭くなったことから、最終処分場を妹背牛町に建設することになり、平成一〇年三月に完成した。建設費は約六億九四〇〇万円で、埋立面積一万三九五〇平方メートル、埋立容積五万五四〇〇立方メートルの一般廃棄物・産業廃棄物埋立処分場と侵出水処理施設・管理処置棟などを設置し、厳冬期でも安定して処理できる施設・設備を備えた。しかし、国のダイオキシン規制対策が打ち出されたため、北空知衛生施設組合の焼却炉が一年一月から使用禁止となり、可燃ごみについては歌志内市の㈱エコバレー歌志内に全量搬入して焼却処分することになった。

北空知衛生センター 資源処理型社会の形成を目指したごみの広域処理化を目指して、深川市一己町で建設が進め
ごみ処理施設の建設 られていた北空知衛生センターごみ処理施設が、平成一五年三月に完成した。深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町の一市四町が建設費を負担、鉄骨二階建て、延べ一七八六平方メートルの可燃ごみ中継施設と管理棟、鉄骨一部コンクリート造り一部地下一階地上二階、延べ一五六五平方メートルの生ごみバイオガス化施設を建設した。事業費は両施設で約一九億七三〇〇万円であった。中継施設は可燃ごみを関係市町から歌志内市の民間処理施設「エコバレー歌志内」に搬入するためのもので、一日の処理能力は五時間で最大二三ト、年間五七五三トである。生ごみバイオ施設はメタンガス発酵処理により一日で最大一六ト、年間四〇三三トを処理する能力を有している。この完成に伴って秩父別町の生ごみも、安定的に処理できる体制が整った。

秩父別町での取り組み

町のごみ収集は可燃ごみと不燃ごみの二種類に分けて実施していたが、平成九年度から「容器包装リサイクル法」が施行されるのを前に、八年一月から空き缶の分別回収を始めた。また、一二年七月からびん・ペットボトルの分別収集、さらに従来から実施していた大型ごみの収集は春秋の二回だけであったが、一三年度から年五回に増やした。それとともに大型ごみ一個当たり三〇〇〇円の処理料金を定め有料化したほか、戸別収集に切り替えた。その後、ごみ収集の効率化を図るため、農村地区におけるごみステーション設置費の助成なども実施した。

六分別一二種類の新しいごみ分別収集に乗り出したのは、一四年一月からである。ごみの減量化、再資源化、環境の保全、処理経費の節減などに役立てようというもので、分別は従来の燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ(三種類)・粗大ごみの四分別六種類から生ごみを新たに分別したほか、資源ごみを容器と紙等(五種類)に分けたもので、分別内容については『秩父別町のごみ処理読本Ⅱ』を発行、全戸に配布して徹底した。また、一五年七月からごみ処理の全般的有料化を実施、ごみ処理手数料として町指定のごみ袋を購入してもらうことになった。ただし、大型ごみの一個三〇〇円は従来通りで、資源ごみ(容器・紙・乾電池など)は無料とした。深川市の北空知衛生センターや妹背牛町の北空知衛生施設組合に、直接持ち込むごみについても有料化した。手数料は燃えないごみ、燃えるごみ、生ごみ、大型ごみとも一〇キにつき一〇〇円で、資源ごみはやはり無料とした。

収集ごみ処理手数料
(ごみステーションに出す場合)

区分	指定ごみ袋代金 (各10枚入り)
燃えるごみ	40ℓ袋 800円
	20ℓ袋 400円
燃えないごみ	40ℓ袋 800円
	20ℓ袋 400円
	10ℓ袋 200円
生ごみ	14ℓ袋 800円
	7ℓ袋 400円

電気式ごみ処理機 秩父別町は、平成一一年度から家庭の生ごみ減量化と衛生的処理のため、北空知管内で初めて購入に対する助成 電気式生ごみ処理機を購入した者に対する助成制度を導入した。この処理機は細菌の入った培土（おがくず）を電気で保温し、この中に生ごみを入れて分解するもので、家庭から出る野菜・肉・魚・果物・お菓子・卵の殻・魚の骨、穀物・茶かすなどの生ごみをほとんど分解できる能力がある。助成は一世帯一台とし、購入処理機一個四万円以上のもについて二万円であった。助成台数は一一年度一三台、一二年度一五台、一三年度二六台、一四年度二〇台、一五年度一〇台などであった。

ごみ不法投棄の防止

平成一四年に町内の山林で、ごみの大量不法投棄が発見された。毎年春先に多少の不法投棄がみられるが、この時はタイヤ、バッテリー、家具、自転車など投棄物も大型で、しかも多岐にわたり、何度も捨てていたことをうかがわせていた。捨てた人物が特定できなかったため、町はこれらの不法投棄物件を回収して処理したが、不法投棄が廃棄物処理及び清掃に関する法律により個人の場合三年以下の懲役か、もしくは三〇〇万円以下の罰金、法人の場合五年以下の懲役か、もしくは一〇〇〇万円の罰金に処せられることを町の広報誌などで紹介し、町民に周知徹底を図るとともに、「不法投棄は犯罪」であるとして発見した時には厳正に対処する方針を明らかにし、不法投棄の防止を訴えた。

第四節 町営住宅と分譲住宅団地

一 町営住宅

町営住宅の現状

平成二〇年一月一日現在の町営住宅の状況は、別表の通りである。かつてあった中央東、旭B団地は住宅の老朽化による取り壊しなどで姿を消し、平成七年度以降に単身者住宅専用にあさひ、駅前、旭A（単身者含む）、中央東の各団地が新たに誕生している。管理している町営住宅は一〇団地で一般二〇五戸、単身者三三戸の合計二三八戸であるが、このほか町有住宅は三二戸を有している。

町営住宅の建設

平成七年度以降に建設された町営住宅は、中央西C団地の四戸（七、八年度）、中央東B団地の八戸（一四年度）、旭A団地の三四戸（一一、一二、一三、一五年度）、駅前団地の八戸（二二年度）、あさひ団地の二〇戸（七、八年度）の七四戸になっている。このうちあさひ団地二〇戸と旭A団地の三戸は単身者用であ

公営住宅の現況

団地	建設年次	現在戸数
兵村	昭51	8
中央西A	昭62、63	12
中央西B	昭47	8
中央西C	平2～8	72
中央東A	昭42、60～62	22
中央東B	平14	8
旭A	平11～15	31
旭A（単身）	平11	3
旭C	昭44、51、平1	36
駅前	平12	8
あさひ（単身）	平7、8	20
計		228

る。あさひ団地の単身者用町営住宅は、「恵明荘」と呼ばれている。プレキャストコンクリート版組立構造の三階建てで、初年度の一棟一二戸、翌年度に一棟八戸を増築した。一階は車庫で二、三階は一LDK（延べ三七・五平方メートル）の居室とし、トイレと浴室が別々になっているほか、オール電化を採用している。一八歳以上四〇歳未満の町内居住者か町内の職場勤務者が対象であった。

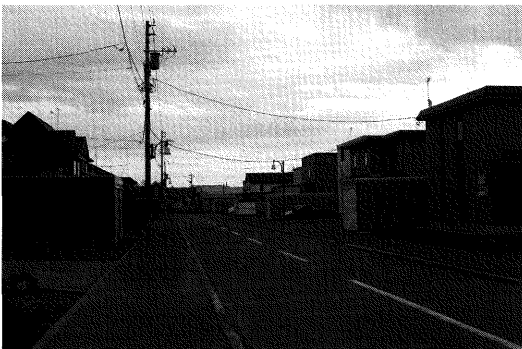
二 分譲住宅団地

青葉団地

町土地開発公社は町内三条二丁目に「青葉団地」を造成、平成八年八月から宅地分譲を開始した。一九画（一区画三五六・八一平方メートル四二五・八三平方メートル）の宅地を用意、一区画二〇九万五二〇〇円〜二五〇万二六〇〇円で分譲した。申し込み資格は、宅地を購入してから三年内に住宅を建設する人であった。

紅葉団地

町土地開発公社が平成二三年度に町内一五三七番地の六で造成・分譲した「紅葉団地」は、一九画のうち一七区画の売買契約が成立した。



紅葉団地

三 定住促進宅地取得奨励金と空家情報

定住促進宅地取

町内に永住することを目的に、平成一九年四月一日から二三年三月末までの間に一〇〇平方以

得奨励金の支給

上の宅地を購入し、一年以内に広さ六五平方以上の住宅を新築した人に対して、定住促進住宅

取得奨励金を支給している。奨励金額は宅地取得代金の二分の一（ただし上限一〇〇万円）だが、申請者が三九歳以下の人の場合、奨励金が二〇割増額することになっている。同時に、土地開発公社の分譲住宅団地のPRにも努めている。

空家情報の提供

秩父別町では定住促進を目的に、インターネット上のホームページで空家物件を紹介している。

物件の写真をクリックすると、各種データの詳細が表示される仕組みである。さらに、町が空家情報の窓口となり、家主と定住希望者との橋渡しを行っている。また、宅地を有する地主の紹介も実施している。

第三編

産業経済と労働

第一章 農 業

第一節 農政概況

現 状

肥沃な土壌と恵まれた自然条件により、秩父別農業は水稲単作地帯として経営規模の拡大や近代化施設の早期導入を進め、生産性を高めて全道屈指の良質米産地として発展してきた。また、農業関係者の努力により栽培技術の向上を図り、高品質でおいしい米づくりやハーブの植栽、無人操縦ヘリコプターによる適期防除に取り組み、消費者が求める安心・安全なクリーン米づくりを目指し、成果を挙げている。一方では、生産者相互による生産技術の向上により、冷涼な気候を生かした高品質で高収益作物の生産にも努めている。販売・流通面においては、各施設の整備を推進し、高品質米としてのブランドづくりや、道内外市場で定着した野菜の安定供給と販路拡大に並行して、農産物の広域出荷体制の拡充などに積極的に取り組んできた。

しかし、昨今の農業情勢は、米をはじめ畑作物や野菜などの価格の低迷に加え肥料や燃油の高騰が著しく、後継者難の中、高齢化の進行による担い手不足の深刻化など非常に厳しい状況下であり、農家戸数・農業従事者が減少を続けている。



田植え風景

平成一一年に新農業基本法ともいうべき「食料・農業・農村基本法」が制定されたが、中山間地域の振興対策として、秩父別町においても一二年度から中山間地域等支払制度が実施され、東農業共同作業組合（二〇戸）、協栄共同作業組合（二二戸）の計二二戸を対象に約三五〇万円が交付された。その後、対象が変わり一九九九年の場合は、東農業共同作業組合（二二戸）、東方宮農組合（二五戸）、協栄組合（三四戸）、日の出共同作業組合（二四戸）の計九四戸を対象に約二七〇六万円が交付された。

課 題

このような状況の中、秩父別農業の振興・発展を目指し、担い手の育成を強化するため、農地の集積や高収益作物を取り入れた複合経営体の育成・奨励を進めることが必要である。また、農業生産法人などの育成を図り、農業を魅力ある職業として選択し得る、やりがいのあるものとすることが求められている。そのため、農業経営の発展の基礎となる安定的な所得の確保などができるよう、足腰の強い農業構造を確立することが喫緊の課題となっている。将来の農業を担う若年農業経営者・後継者、地域の担い手の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者や関係団体が行う地域の農業振興を図るための自助努力を助長し、意欲のある者が目指す農業を支援するための施策を総合的に実施する必要がある。

第二節 農業経営と就業者の推移

農家数と農家人口

農家戸数、世帯員数とも全体的に減少している。農家戸数は、平成七年度に比べ一七年度は七二戸、二二・七割も減った。このうち専業農家は三三二戸（三一・四割）、兼業農家は四〇戸

(一七・四割) 減少し、農家戸数に占める専業農家の割合は三〇・七割から二六・九割に低下している。

農家数・農家人口の推移

年度	農家戸数			世帯員数
	総数	専業	兼業	
平7	332	102	230	1,407
8	339	126	213	1,416
9	334	124	210	1,383
10	318	99	219	1,295
11	317	101	216	1,303
12	302	71	231	1,212
17	260	70	190	—

※平成7、12、17年は世界農林業センサス調べ

※平成8～11年は北海道農業基本調査調べ

経営規模別農家数

平成七年度と一七年度を比較すると、五畝未満の農家は六八戸(二〇・五割)から三四戸(一五・〇割)へ、五畝～一〇畝未満の農家は一四三戸(四三・一割)から五六戸(二四・七割)へ、それぞれ実数・割合とも大幅に減少している。その反面、一〇畝以上の農家は七七戸(二三・二割)から一三五戸(五九・五割)へと実数・割合とも大きく伸びている。これは離農者が増える中、経営の安定に向け農業経営の規模拡大が進んでいることを示している。

経営規模別農家数の推移

年度	総数	例外規定	0.1～0.49	0.5～0.99	1.0～2.99	3.0～4.99	5.0～7.49	7.5～9.99	10.0～14.99	15.0以上
平7	332	4	18	21	29	66	77	76	41	
8	339		33	5	20	25	60	73	79	44
9	333		37	4	17	25	55	67	85	43
10	318		30	6	17	25	49	58	90	43
11	317		41	17	20	43	57	91	48	
12	302	4	43	11	21	31	44	85	63	
17	227		7	13	14	56	105	30		

※規模別の数字はha

※平成17年の「10.0～14.99」の数値は「10.0～19.99」、「15.0以上」は「20.0以上」

※平成7、12、17年は世界農林業センサス、平成8～11年は北海道農業基本調査調べ

農業従事者

離農の増加
と農家数の

減少に伴い、農業従事者も減っている。平成七年度に九四四人を数えていたが、一七年度には六五六人と三〇・五割減少した。この間

の男女別減少率は、男性二八・一割、女性三三・〇割と女性の方が高い。

農業粗生産額と農家・

農業従事者所得の推移

農業粗生産額は、平成七年度をピークに右肩下がりです。一四年度からは一五年度を除き三〇億円を割り込んでいます。農家戸数の減少も影響しているが、厳しい農業経営の実態をのぞかせている。農家と農業従事者の所得にしても、年度によって増減があるものの、全体として減少している。

農業従事者数の推移

年度	総数	男	女
平7	944	487	457
12	787	417	370
17	656	350	306

※世界農林業センサス調べ

農業粗生産額・生産農業所得額の推移

(単位：7～11年は百万円、12年以降は千万円)

項目		年度												
		平7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
農業粗生産額	耕種	米	3,644	3,501	2,848	3,002	2,570	265	266	227	244	195	217	206
		麦類	0	2	17	52	67	4	5	8	14	13	8	5
		穀物豆類	46	70	59	86	44	7	4	6	8	6	8	10
		いも類	7	4	7	6	3	1	1	1	1	1	1	0
		野菜類	183	209	220	254	242	21	25	23	23	21	20	28
		花き	129	76	81	222	97	15	16	17	18	16	12	16
		その他	1	6	8	7	2	0	0	0	0	0	0	1
	計	4,010	3,868	3,240	3,629	3,025	313	317	282	308	252	266	266	
	畜産	肉用牛	9	8	10	10	6	1	1	1	0	0	0	1
		乳用牛	16	11	11	11	8	1	1	0	0	0	0	0
にわとり		3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		3	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	31	23	22	23	15	2	2	1	0	0	0	0		
粗生産額合計		4,041	3,891	3,262	3,652	3,040	315	319	283	308	252	266		
生産農業所得	生産農業所得	2,027	1,551	1,150	1,203	1,038	107	135	112	131	99	110		
	農業一戸当たり所得(千円)	6,105	4,672	3,464	3,623	3,125	3,540	4,480	3,722	4,338	3,262	4,215		
	農業従事者一人当たり所得(千円)	3,201	2,454	1,820	1,903	1,642	1,912	2,420	2,011	2,343	1,762	—		

農業粗生産額の町内順位とその割合の推移

年度	農業粗生産額の町内順位（カッコ内％）		
	第1位	第2位	第3位
7	米（90.2）	野菜類（4.5）	花き（3.2）
8	米（90.0）	野菜類（5.4）	花き（2.0）
9	米（87.3）	野菜類（6.7）	花き（2.5）
10	米（82.2）	野菜類（7.0）	花き（6.1）
11	米（84.5）	野菜類（8.0）	花き（3.2）
12	米（84.1）	野菜類（6.7）	花き（4.8）
13	米（83.4）	野菜類（7.8）	花き（5.0）
14	米（80.2）	野菜類（8.1）	花き（6.0）
15	米（79.2）	野菜類（7.5）	花き（5.8）
16	米（77.4）	野菜類（8.3）	花き（6.3）
17	米（81.6）	野菜類（7.5）	花き（4.5）
18	米（77.4）	野菜類（10.5）	花き（6.0）

一六年度と七〇割台に落ち込んだ。しかし、一七年度になって八〇割台を回復した。米どころ秩父別の面目躍如であるが、複合経営の推進により野菜類、花きが全体として微増の傾向をみせている。

農業粗生産額の順位

米、野菜類、花きに分類すると、米の生産額が常に第一位を占め、その生産額割合も他を圧倒している。平成八年度までは九〇割台、一四年度までは八〇割台を示していたが、一五、

第三節 農業振興事業

一 農業・農村づくり

21世紀の農業 「秩父別町21世紀農村ビジョン策定委員会」（造田聡委員長）は、町長の諮問機関として平成五農村の目指す姿 年四月に設置された。同委員会は、五つのテーマに沿って一年九カ月をかけて一五回にわたる研修会・先進地視察・検討会を重ね、「21世紀の農業農村が目指す姿」と題する提言書をまとめ、七年一月三十一日に後藤義博町長に提出した。委員には町内一一の生産組合から二八歳〜四〇歳の若手農業者男女二五人が選ばれ、新時代にふさわしい農業を展望した。提言の振興方針内容は、次の通りであった。

〔生活環境の改善〕 ①交差点や主要道路に市街地と同様な街路灯を整備する②納屋などにカラーリングを施す③住宅周辺に樹木や芝生を植栽する④離農跡地の廃屋や利用組合の車庫などを環境に配慮しながら整備する⑤市街地周辺に農家住宅地を造成・分譲する⑥生産と生活の場を道路などによって区分する。

〔農村婦人の活性化〕 ①給料制を導入、農休日を確認する②婦人が経営内容を把握し、経営への参画を促進する③グループで使用できる加工施設を開設する④朝市などの直接販売の推進を図る⑤家事労働や育児の時間を確保した作業体系を確立する⑥交流会や研修会等により社会参加を促進する。

〔担い手の確保〕 ①給料制を導入、農休日を確認する②新婚者に対する住宅確保、増改築に対する助成制度を確立する③経営移譲などを明記した家族協定農業を推進し、「やる気」を起こさせる④新規就農者（学卒者も

含む）に対して奨励金等の育成対策や受け入れ体制を整備する⑤異性との交流の場を企画し参加を促進する⑥宿泊も可能な交流の場を確保する⑦若者が魅力を感じる職場を確保し通年雇用を図る。

〔農地の流動化・集積〕 ①標準小作料の見直しをする②譲渡所得控除の引き上げと譲渡所得税率の引き下げ要請を続ける③パソコン入力により農地の状況を把握する④大区画ほ場の整備促進や交換分合事業を推進する⑤交換分合事業の推進を図る。

〔農業全般〕 ①冒険の森にオートキャンプ場、オーナー制体験農場を造成、消費者との交流の場を設定する②農業センター（仮称）等を設置し、各種情報がすぐに得られるシステムの確立や相談の場として活用する③じかまきの低コスト農業を推進する④企業、病院、給食センター等多量に消費する団体に対し農業生産物を直売するシステムを研究し、流通コストの低減を図りながら消費者との結びつきを強める。

総合計画における第四次秩父別町総合計画（平成八年度～一七年度）、第五次秩父別町総合計画（一八年度～二七年度）において、現状と課題を分析した上で、農業振興の基本目標と基本施策を設定した。第四次計画では「安定した農業経営の確立」「元気村」ブランドの安全・高品質イメージの定着」「農業後継者の育成、農村婦人の地位向上」「新たな流通経路の開発と都市との交流型農村の形成」をうたい、第五次計画では「安定した農業経営の確立」「クリーン農業の推進とブランド化の促進」「農業後継者・担い手の育成」「農地の集約と生産性の向上」「都市との交流型農村の形成」「新規就農者への支援」を掲げた。

この目標の実現に向けた主要な施策は次の通りである。

〔第四次計画〕

①農地の流動化と農地の交換分合の促進②有機栽培に必要な自給肥料の調査研究③先端技術の

導入と情報の高度利用④農業の魅力高揚と後継者の育成・確保⑤直売方式を通じた生産者と消費者交流促進と新たな流通経路の開拓⑥農村婦人の地位向上と家族経営協定の促進⑦農業ヘルパー制度導入の検討⑧町内の観光資源の活用による都市との交流型農村の形成⑨農村小公園の造成、町道並木道の植栽など農村景観の整備⑩農業経営安定のための組織体経営の推進。

〔第五次計画〕 ①農業法人の育成・創出②コントラクターなどの経営支援組織の育成・創出③複合経営・多角化経営の推進④品質の均一性と安定供給による売れる米づくりの推進⑤農業後継者の育成・確保⑥地域における担い手の明確化、農用地利用の集積と耕作放棄地の発生防止⑦滞在型交流施設の観光資源活用と都市との交流型農村の形成⑧直売方式を通じた生産者と消費者の交流拡大による新たな流通経路の開拓⑨農産物地産地消の推進⑩新規就農者への支援策推進。

一 振興施策

町の農業振興策概要

平成二〇年度予算によると、農業振興策は「生産基盤の整備」「農業経営の安定化」「後継者・担い手育成」「クリーン農業の推進とブランド化」の四つの事業に大別される。このうち生産基盤の整備では、地力保全対策事業、農地・水・環境保全向上事業、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、農用地等緊急保全整備事業、農道保全対策事業、基幹水利施設管理事業、中山間地域等直接支払交付金支給などを行っている。大半は国や道の事業実施に伴う町の負担金や交付金の支出であるが、地力保全対策事業は空知農業改良普及センターが実施している土壌分析にかかわる薬品購入負担金である。また、農地・水・環境保全向上対策事業は、優

良な農用地や用排水路など農業用施設の適正管理と、良好な農村環境を維持するためハーブや花の植栽、一定条件下における減農薬・減化学肥料による営農支援などを目指すものである。

農業経営安定化事業については、育苗施設管理事業、農業経営基盤強化資金利子補給事業、農業経営維持緊急対策資金利子補給事業、生産調整推進員謝金、農村女性活動交付金、農業生産法人設立支援貸付金、農業後継者奨学金、水田農業推進協議会補助金などがある。これらは町営育苗施設の管理運営をはじめ、農業経営に対する資金融資についての利子補給や農業団体への貸付金・交付金・補助金の支出などが主たる事業となっている。後継者・担い手育成事業は、産業後継者育成推進協議会の負担金、GENKI塾活動への補助金支給がその内容である。クリーン農業の推進・ブランド化の促進では、環境防除事業として秩父別町航空防除組合に対する交付金支出、町病害虫防除対策本部に対する活動経費の負担金支出などが柱となっている。

平成七年度以降に実施された主な農業振興策について、以下に述べる。

地域情報システム 町は平成七年度に国の山村振興等農林漁業特別対策事業を導入、農家を中心とした地域情報システム**の導入** ムを設置し運用を開始した。これはファクスによって秩父別農業協同組合と町内全農家（当時三六三戸）、それに市街地区町内会長宅（同五戸）を結ぶものである。同農協から長期・短期予報、注意報・警報などの天気予報、水稲・野菜・花きの農業技術情報、青果物の売り立て情報、農協の事業・行事・会議予定、農業者年金・共済商品案内などの幅広い情報をリアルタイムで伝達できるものであり、農家に好評であった。総事業費は約一億円で、このうち五〇〇〇万円は国庫補助で賄われた。

婦人の家の開設

農産物加工施設を備えた

「秩父別町婦人の家」は、

婦人の地位向上・交流拡大、町民の食生活改善、地場産品の有効活用、特産品の開発などに使用される多目的な社会教育施設である。国の山村振興等農林漁業特別対策事業、地域農業基盤確立農業構造改善事業の補助金（約一億五五〇〇万円）を受け、総額約三億一〇四七万円の事業費を投じた。鉄骨造り一部二階建て、延べ一・二・四平方材の建物が町立図書館の隣接地に完成し、平成七年二月一八日にオープンした。一階には二つの農産加工実習室のほか研修室（和室）、管理人室、更衣室、二階には研修室（洋室）が配置され、このほか農産物加工保管庫、冷凍庫、予冷庫、殺菌庫、製函室なども備えられた。ここでは豆腐、みそ、そば、うどん、ジュース、ジャム、パン、レトルト食品などの加工、保存用総菜の研究開発のほか、当時秩父別農協が特産品として売り出していた、トマトジュース「あかずきんちゃん」の製造・販売も手がけた。

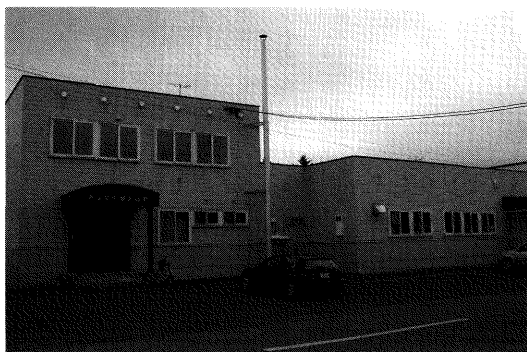
家族経営協定の推進

「21世紀農村ビジョン策定委員会」の提言を受けて、女性の経営参画・地位の向上対策の一環として、町や

婦人の家の利用状況

年度	利用者	うち 農業婦人
平8	3,206	1,600
9	3,257	1,531
10	3,032	1,729
11	3,146	—
12	2,755	1,497
13	2,440	966
14	2,740	1,108
15	2,560	1,015
16	2,119	992
17	1,484	717
18	1,471	572
19	933	176
20	1,281	565

※11年の農業婦人利用は不明



婦人の家

農協は夫婦共同で営農計画や休日・給料を決める家族経営協定締結を促進してきた。その結果、平成八年六月二八日には約三三〇戸のうち八七組が協定に調印、協定の前提条件となる農業年金の女性加入も五一戸と当時の自治体で全国一の加入数を達成した。経営体制の明確化、老後保障の充実、法人化経営の推進を目指し、町が年金加入説明会の開催、協定推進協議会の設置などを積極的に進め、これに添えてJA秩父別女性部でも総会で農休日設定、収益分配などについて決議していた。農業者年金の女性加入数全国一の実績が認められ、町農業委員会は農林水産大臣賞を受賞している。

農薬散布用無線操縦 省力化農業の定着化を目指す町は、平成六年度に初めて農薬散布用の小型無線操縦ヘリコプターを導入 ターを導入、町航空防除組合（組合長・斉藤和雄秩父別農協組合長）に無償貸与した。ヘリの操縦には農林水産航空協会の認定が必要であり、町ラジコンヘリコプター研究会とともに無人ヘリ操縦スクールの開校、安全操縦競技会の開催などで有資格者の育成に取り組んだ。認定を受けた者も一三人になったことから、翌七年には二号機を購入し、同組合に貸与した。一、二号機とも一回の飛行で一二、三畝の農薬を積載し、約一畝に対する散布が可能であった。それまでの有人飛行に比べ、省力化に加え人命の安全性が高まり、しかも小回りが利くため山間地でも活用できるのが大きなメリットである。その後、三号機を購入したが、一、二号機が老朽化したため、六年に大型無線操縦ヘリコプター三機を新たに導入、水稻の適期防除を効率化したほか、それまで実施していた有人ヘリによるスケジュール防除を廃止し、一層の減農薬化を推進した。この大型ヘリは、一日一回の飛行で約一〇〇畝に対する散布ができるようになり、クリーン米生産のイメージアップに大きな役割を果たした。

農村パートナー 農村女性の地位向上を目指す秩父別町は、北海道の農村パートナーシップ意識啓発推進モデルシップの意識開発 事業として平成一二、一三の両年度にわたり、検討委員会（委員長・松本徳一町長、委員九人）において座談会や会合を開いた。同委員会は、「男女共同参画指針・目標の設定」「男女共同参画の意識向上啓発」「農村女性グループなどの活動促進」などをテーマに、指針策定部会、啓発活動部会、学習活動部会に分かれ検討を進め、一四年三月に指針をまとめた。指針は、「農村女性の社会進出」「家族協定の促進」「女性起業団体活動の促進」を柱に、①農業団体役員への登用②経営協定の調印による各項目の完全実施③報酬・休日の確保④直売・加工グループの育成—などの具体的な行動計画を盛り込んだ。これを受けて町、農業協同組合、農業委員会による連絡会議を設置し、実現を図った。

共同育苗施設の建設

秩父別育苗施設は、山村振興等農林漁業特別対策事業によって平成八年一〇月に完成、翌九年三月一〇日から稼動した。施設は鉄骨ハウス二棟（広さ各五九四平方メートル）、同作業棟（同一七二・八平方メートル）、試験ほ場（同一五二・六平方メートル）から成り、総事業費は約一億五三〇〇万円であった。ハウス棟には一棟につき温水暖房装置一機、加湿機二機、自動かん水装置一機、自動温度調節機二カ所（天窗、側窓）、アルミベンチ一四〇台、作業棟には種プラントシステム一式、発芽室一室（九・七二平方メートル）、トレー洗浄機一台などが備えられた。

米の転作が強化される中で、水稲単作経営から高収益のそ菜作物などを取り入れた複合経営の推進のほか、そ菜育苗に要するコストの削減、労働力不足の解消とともに、良品質・安定生産を確保し生産者の経営安定と農業振興を図ることを目的とした。この施設ではブロッコリー、トマト、メロン、花き類などの苗が栽培され、管理運営は秩父別

町青果蔬菜園芸振興協議会に委託された。地元農家約一二〇戸が利用したが、野菜や果物の苗作りはちょうど米の苗作りと時期が重なるため、農家にとって大きな負担となっていた。これが解消される上、健康な苗が確保できるため、市場競争力も高まった。

米穀乾燥調製貯蔵施設

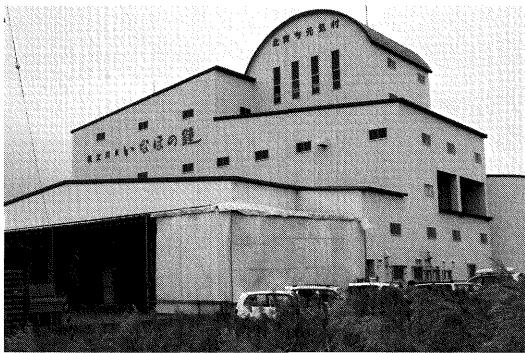
「カントリーエレベーター」とも呼ばれる秩父別町米穀乾燥調製貯蔵施設「いなほの鐘」

「いなほの鐘」の建設

は、町が平成二一年、町内三ノ東一に総工費二億五〇〇〇万円をかけて建設、秩父別農

協（現北いぶき農協）が管理・運営している。約五五〇鈔分の水稻処理能力を持ち、「丸びん」と称される六機の断熱性の優れた貯蔵庫で一八〇〇トのみを乾燥させ、さらに、二月の厳寒期には冷たい外気を取り入れ、米を休眠状態にして低温保存している。これにより需要に応じた出荷体制が確立し、玄米を五月から八月にかけて高品質のままもみずりし、食味を落とさずに出荷できる。一二年度産米から受け入れを開始、初年度は二八〇〇トを集荷した。このうち一四年四月二一日に関西向けに一四〇トを初出荷し、順調なスタートを切った。

この隣接地には、町が総工費二億九四〇〇万円を投じ、鉄骨平屋建て約六七〇平方メートルの「秩父別町もみ穀処理施設」を一二年秋に建設した。「いなほの鐘」から排出されるもみ殻のうち、五三八トを通年処理加工する。もみ殻を燃やしてくん炭とし、土壌改良剤や融雪剤として利用するほか、もみ殻を燃やす熱で殺菌した土にくん炭を混ぜて、水稻などの育苗培養土を作るもので、町内農家



いなほの鐘

には市価の三割安で提供している。

「北育ち元気村」構想 本道有数の良質米産地として名高い北空知圏域では、「北育ち元気村」のキャッチフレーズの下、米をはじめとする農産物の広域統一ブランドを制定し、その銘柄確立を図るなど産地間競争に勝ち抜く施策を展開してきた。しかし、このブランド名も、消費地や都市住民に十分浸透していないのが現状であった。そこで、圏域外に向けた地域情報の発信などに力を入れるとともに、美しい田園景観づくりや観光・レクリエーションの拠点整備などを力強く推進するため、平成二十一年一月に『北育ち元気村』構想推進協議会」を設立した。空知支庁管内一市六町（深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町、幌加内町、雨竜町）が参加、各市町村、広域農協連合会、民間がそれぞれ役割を分担し、多彩なブランド・プロモーションの展開、活力と親しみのあるまちづくりや農村景観づくり、農業・農村や自然を生かした都市との交流ステージづくりなどに、積極的に取り組んでいる。

担い手・農業支 平成二十一年八月に設置された町長の諮問機関「秩父別町担い手検討委員会」は、同年一月二四日松本徳一町長へ答申書を提出した。その具体的な対策として、①コントラクター（農作業受託）の事業センター創設②農業生産法人の設立支援③農地の流動化④新規就農後継者への側面的な支援⑤男女共同参画の推進―を提言した。これに対して、一三年五月に「秩父別町農業支援センター創設準備委員会」を立ち上げ、同年一〇月に検討報告書を受けた。それによると、農作業受託事業、農作業あつ旋調整事業、後継者育成研修事業を二本柱として、農業支援センターを創設することを提言した。この提言に基づき町は一三年度に秩父別小学校の体育

館を改修し、農作業機械の保管庫とするとともに、秩父別町農業支援事業推進協議会による農作業の受委託あっ旋・調整事業の実施に踏み切り、道内でも珍しい実質的な農業支援センターを発足させた。また、これに伴い一四年から「農業支援事業推進協議会」を設立、町のてこ入れによって農作業受委託などあっせん調整、農作業機械などの貸し出し、後継者の各技術習得事業などを推進した。

女子農業実習 女子農業実習生の受け入れ事業は、平成一四年度から始まった。農作物に対し消費者として厳しい生の受け入れ 目を持っている女性を対象に、秩父別町内への一定期間の滞在による実際の農作業体験を通して、安心・安全・高品質を目指す秩父別農業の真の姿を体感してもらおうのが狙いである。具体的には二〇歳〜四〇歳の健康な独身女性を全国から募集、毎年二人まで受け入れる。体験期間は四月〜一〇月の七カ月間だが、この期間中一カ月以上の滞在が原則で、一日八時間の実習が義務付けされている。実習内容は水稲、麦、ミニトマト、トマト、メロン、花きなどの農作業が対象で、滞在先は育成アドバイザーに選任された町内の農村青年宅か公営住宅となる。町産業後継者育成推進協議会（会長・町長）が運営している。

ハーブ植栽

秩父別町は平成一五年度からクリーン米生産の推進を図ることを目的に、町有の育苗施設でハーブ植栽推進の育苗を始めた。また、実際に田んぼのあぜ道にハーブを植える「第一回秩父別ハーブ植栽フェスタ」を八月二四日に実施した。町のほか農協、土地改良区、農業改良普及センターが実施主体となり、町内外に参加を呼びかけた結果、札幌、岩見沢、滝川、旭川などを含め約五〇〇〇人が集まり、アップルミント、スペアミント、ローマンカモミール、ポテンティラの四種類のハーブ約二万五〇〇〇株を東一丁目通り二〜四丁目間道路両側のあぜ

道や、管理用水敷地に植栽した。翌一六年度も六月に実施され、四三〇人が六種類のハーブ約一万三〇〇〇本を植え、ハーブ植栽の輪は年々急速に広がった。ハーブはカメムシなどの病虫害を防ぐのに大きな効果があり、クリーン米秩父別のイメージアップの主役にのし上がっている。

農業生産法人 農業生産法人の設立は、経営規模の拡大に大きなメリットがあり、個人営農に比べ経営の安定が見
の設立支援 込まれる。さらに、労働条件の改善、生産所得の確保など合理的・多様な営農活動が推進できる。

また、米価低迷や規模拡大による負債増加などにより経営が厳しさを増し、後継者不足で耕作を断念する農家が相次ぐという状況の中で、農地の売買や賃貸にも悩みを抱えており、農業生産法人はその受け皿としても注目された。地域農業の保全にも効果的であるとされ、全国的にも設立機運が高まっていた。このため、町は農業経営の強化や担い手確保の一環として、農業生産法人の設立支援に平成一三年度から取り組んだ。

当時、町内二六一の農家のうち農業法人は三、個人経営体法人が二、二戸による経営体法人が一であったが、いずれも経営規模が小さく、十分な法人化の成果を挙げ得ないでいた。このため町は、五年間に五団体の設立を目指して、支援事業を創設した。既に稲作農家五〜一〇戸で法人化を計画しているグループもあり、幸先のよいスタートとなった。支援事業は資本金や各種経費として三戸以上の共同経営体に五〇〇万円、二戸の経営企業体に三〇〇万円を補助するもので、初年度は八〇〇万円を計上した。

農業生産法人は、農地法に基づき農地を取得して使用できる法人組織で、会社法人、農事組合法人などの形態がある。経営管理能力や信用力の向上のほか、給与、休日、社会保障の整備などにより、人材の確保、規模の拡大、経営多角化などの事業展開がしやすくなるという利点がある。このため、農業生産法人の設立を前向きで考えている農業

者による「農業経営研究会」も、一二年六月に発足し実務的な学習を重ねた。二一年五月現在の農業生産法人は、個人経営法人が三、農業組合法人が四である。

農家看板の設置補助

農家看板設置補助事業の目的は、農業者自らが誇りと自覚を持って農業経営意識の向上を図るとともに、住宅周辺の景観づくりを進め、地域活性化を促進することにある。平成二二年度に農家各世帯の看板設置に対して、補助事業を実施した。五万円を限度として、制作費の二分の一以内を補助するもので、一三戸がこの制度を利用し、各戸がそれぞれにユニークな看板を設置した。

二 地域農業基盤確立農業構造改善事業

事業の概要

この事業は、個別・組織経営体を育成して地域の実態に応じた役割分担や、連携システムを構築し、農業経営の複合化・多角化など地域農業の生産体制の確立を図るため、土地基盤、農業機械、土作りなどの整備を重点的に実施するものである。国の補助事業として平成六年度から始まり、一三年度に終了したが、秩父別町では一〇年度からこの事業を導入し、穀類等乾燥調整施設、未利用資源活用施設の建設や無人ヘリコプターの導入のほか、高生産性農業用機械導入などを進めた。具体的な事業内容は、別表の通りである。

地域農業基盤確立農業構造改善事業

(単位・千円)

年度	事業主体	施設名	事業量	事業費	国庫補助	自己資金	町負担額
平10	秩父別町	穀類等乾燥調整貯蔵施設 (カントリーエレベーター)	1棟2,337㎡	1,143,439	492,540		650,899
11	秩父別町	農畜産物処理加工施設 (婦人の家倉庫)	1棟564㎡ 機械設備一式	146,150	73,074		73,076
11	秩父別町	未利用資源活用施設 (粃穀加工施設)	2棟 機械設備一式	294,000	147,000		147,000
12	航空防除対策 実施本部	高生産性農業用機械設備 (無人ヘリコプター)	1機	9,183	4,591	4,592	
12	南共同 利用組合	高生産性農業用機械施設 (レーザー均平機)	2台	5,943	2,971	2,972	
12	西栄共同 利用組合	高生産性農業用機械施設 (レーザー均平機)	3台	8,915	4,457	4,458	
12	新盛共同 利用組合	高生産性農業用機械施設 (レーザー均平機)	1台	2,972	1,485	1,487	

四 山村・新山村振興等農林漁業
特別対策事業

山村振興等農林漁業 山村などの中山間地域は、急斜面が業特別対策事業 多く農地も分散していることから、コスト高を強いられている。このため農業生産基盤や生活環境施設の整備などが立ち遅れ、過疎化と高齢化が進行するなどの深刻な問題を抱えている。こうした問題解決を目的に、国は平成六年度から一三年度まで山村振興等農林漁業特別対策事業を実施、これらの地域の多面的な機能発揮を目指して、高付加価値・高収益型農業の確立、就業機会の確保、所得の増大、生活環境の整備などを進め、地域間格差を是正し地域の活性化と定住の促進に努めた。秩父別町においては、六年度から三年間で別表の通り、農協の地域情報センターシステムの構築、婦人の家の建設、育苗施設の設置という三事業を実施した。それぞれ関連する章節で詳述しているが、いずれも農業・農村の基盤整備にとっては欠かせない事業であった。

新山村振興等農林 前事業をさらに一步
 漁業特別対策事業 進めて、地域特性を生かした多様な地域産業の振興、山村と都市との交流促進、これらを支援する豊かな自然環境の保全と地域の担い手確保に重点を置いた新山村振興等農林漁業特別対策事業は、平成一一年度から二三年度までを期間としてスタートした。秩父別町ではこの事業によって待望の体験農園施設の開設や大型無人ヘリコプターの購入、在宅高齢者健康管理システムの導入などを果たし、農業に限らず一般町民の生活基盤の整備や観光振興にも大きな前進をもたらした。

山村振興等農林漁業特別対策事業 (単位・千円)

年度	事業主体	施設名	事業量	事業費	国庫補助	自己資金	町負担額
平6	秩父別農協	地域情報センターシステム	親局2、子局307台	103,000	50,000	53,000	—
7	秩父別町	農林漁業婦人活動促進施設(婦人の家)	1棟500㎡ 内部設備一式	164,317	82,102	—	82,215
8	秩父別町	育苗施設	ハウス2棟、作業棟1棟、付帯設備一式	125,174	62,587	—	62,587

新山村振興等農林漁業特別対策事業 (単位・千円)

年度	事業主体	施設名	事業量	事業費	国庫補助	町補助金	自己資金	町負担額
平15	航空防除対策実施本部	大型無人ヘリコプター	3機	70,875	31,893	5,000	33,982	
16 17	秩父別町	体験農園施設(市民農園)	ラウベ20棟 付帯施設一式	182,129	91,063	—	—	91,066
17	秩父別町	在宅高齢者健康管理システム	センター機器(役場) 端末機30台	24,045	11,600	—	—	12,445

五 道営経営体育成基盤事業

土地改良総合整備事業から 道営経営体育成整備事業は、認定農業者など意欲ある経営体育成のため、生産基盤の経営体育成基盤整備事業へ 整備推進が目的である。昭和三八年度からほ場整備、五二年度から土地改良総合整備事業を実施してきたが、一四年度から従来の事業を一本化し、新たな事業展開も加えて経営体育成基盤整備事業と名称を変えた。水田整備の進捗率を踏まえ、整備後相当程度の年数を経過した水田の更新・整備に柔軟に対応するほか、農地流動化促進などのソフト事業との一体的な実施や、農地の高度利用に向けた非公共事業との組み合わせによる、新たな農地整備の展開も視野に入れている。秩父別では別表のように平成一〇年度から一九年度までに五地区で事業を完了、一八年度から二〇年度にかけて合わせて五地区について事業に着手し、現在も継続中である。事業内容は用水路、排水路、暗きょ排水、客土、区画整理（整地工、暗きょ排水、客土）などとなっている。

土地改良総合整備事業・道営経営体育成基盤整備事業の推移

事業内容		地区					
		中央	中央南	新千代第5	西南	秩西	
総事業費（千円）		1,200,000	1,092,900	1,030,800	1,157,500	1,217,000	
事業量	用水路（m）	20,305	10,820	3,331	12,606	17,201	
	排水路（m）	590	248		274	1,339	
	暗きょ排水（㎡）	5.0	71.4	106.3	16.8	25.6	
	客土（㎡）		134.8	146.9	6.6	14.2	
	区画整理（㎡）		132.4	85.1	80.2	118.6	82.5
		整地工	132.4	85.1	80.2	118.6	82.5
		暗きょ排水	35.6	82.3	80.2	104.2	74.7
客土			67.4	74.8	23.7	5.7	
事業工期		H10～16	12～17	12～17	15～19	15～19	

事業内容		地区					
		協栄	日の出	北都	東山	筑北	
総事業費（千円）		1,250,000	1,326,000	1,350,000	1,900,000	1,300,000	
事業量	用水路（m）	24,094	17,650	20,702	28,076	16,628	
	排水路（m）	331	3,001	316	2,309	3,250	
	暗きょ排水（㎡）	40.4	52.4	24.5	63.3	19.5	
	客土（㎡）	3.6	10.9				
	区画整理（㎡）		40.2	120.9	63.1	63.3	95.2
		整地工	40.2	120.9	63.1	63.3	95.2
		暗きょ排水	37.8	112.2	39.1	63.3	89.3
客土		3.6	16.9				
事業工期		18～22	18～22	19～23	19～24	20～24	

※秩父別土地改良区調べ

六 農業振興基金

秩父別町農業振興 昭和六〇年に制定され、同年度から町と農協がそれぞれ二分の一ずつ出資して基金会計を設立、基金条例の制定 その利子によって運用している。

当初二〇〇〇万円で発足したが、平成元年度以降は金利の引き下げなどにより、基金を一億円に増額している。運用の内容は、農業ゼミナールの開催、婦人研修、移出作物市場調査、担い手農業者視察研修などが中心である。町長から委託された秩父別町農業振興基金運用委員会が管理・運用している。

運用状況

金利は平成八年度から大幅に引き下げられ、さらにその後ゼロ金利に近くなったため、一四年度から事実上基金運用が難しくなり、事業を休止している状況であった。しかし、一九年度から事業を再開、二〇年度には三五〇万円の基金積み立てを行った。

秩父別町農業振興基金の状況 (単位・円)

年度	基金の額	基金利子	事業費	年度末残高
平7	101,125,811	2,535,051	1,950,050	101,710,812
8	101,710,812	869,272	1,151,225	101,428,859
9	101,428,859	659,282	861,800	101,226,341
10	101,226,341	657,969	650,000	101,234,310
11	101,234,310	406,045	550,000	101,090,355
12	101,090,355	340,057	486,693	100,943,719
13	100,943,719	323,017	312,495	100,954,241
14	100,954,241	151,431	0	101,105,672
15	101,105,672	101,382	0	101,207,054
16	101,207,054	101,761	0	101,308,815
17	101,308,815	101,308	0	101,410,123
18	101,410,123	91,135	0	101,501,258
19	101,501,258	121,093	42,525,000	59,097,357
20	59,097,351	304,149	5,617,500	57,284,000

農業機械所有台数の推移（個人）

種類	年度	平 7	12	17
	農用トラクター 動力耕運機	歩行型	146	118
15ps 未満		17	22	25
15～30ps		39	40	32
30～50ps		181	154	126
50～70ps		143	162	221
70～100ps		36	61	—
100ps 以上		5	20	27
計		567	577	431
米麦用乾燥機		650	504	—
動力防除機		122	92	87
乗用型スピードプレイヤー		7	2	0
動力田植機		296	237	190
バインダー		31	8	—
普通型コンバイン		20	30	31
自脱型コンバイン		268	220	181
ミルカー		2	0	—
ヘイベイラー		1	0	1
ビーンハーベスター		0	2	—

※世界農林業センサス調べ

共同利用の推進

農業の効率化、農業労働力の軽減対策などとして農業機械の重要性はさらに増しているが、農業経営に占める農業機械費用負担のウェイトが非常に高いため、共同利用が促進されてきた。それを一歩進めたのが、農作業受託事業、農作業あつ旋調整事業、後継者育成研修事業を三本柱とした農業支援センターの創設である。

七 農業機械の個人所有と共同利用

第四節 稲 作

一 北海道と秩父別町の米対策

北海道

北海道の水稲作付面積は、対冷性品種の育成や栽培技術の改善によって、昭和四四年に二六万六二〇〇畝に達した。その後、国全体で生産量が過剰となり生産調整が実施された結果、作付面積は減少の一途をたどり、平成一八年は戦後最低の一・一五四〇〇〇畝まで減った。しかし、収穫は前年を大きく上回った。品種別の作付面積は「きらら397」四三割、「ほしのゆめ」二七割、「ななつぼし」二四割となり、この主要三品種で米全体の九四割を占めている。食味についても、富山の「コシヒカリ」、秋田の「ひとめぼれ」と同等のAランクに格付けされるなど、北海道米の評価は着実に高まってきた。

道内では生産者、関係機関が一体となって、食味・品質の向上に総力を挙げており、一四年度から米の「生産力」「商品性」「販売力」によって市町村をランク付けし、生産調整数量を配分するなど、「売れる米づくり」に向けた産地再編にも取り組んできた。さらに、量販店や外食産業など実需者が求める安定供給体制と、円滑な流通システムを確立するため、各地で大規模な集出荷施設を中核とした広域産地での体制整備を進めている。また、官民一体となって構成している「北海道米食率向上戦略会議」が「米チェーン作戦」を大々的に展開、「きらら397」「ほしのゆめ」「ななつぼし」のほか、道外でも知名度が高まっている「おぼろぎ」、それに一九年度から全道で流通が始まった道南限定作付・販売の「ふっくりんこ」などが、他の府県産ブランド米にも見劣りしない良食味米と評価され、一八米

穀年度の道内消費における道産米の比率は、過去最高の六七割に達した。

秩父別町

秩父別町を含めた北空知一市六町の米の八割を占める高品質米統一ブランド「北育ち元気村こだわり米」は、平成七年度産から販売を開始している。当時の北空知一農協が北空知広域農協連合会を設立し、均一で高品質な米を安定供給するために、統一ブランドとして定めた。たんばく質含有量七割以下、整粒歩合八割以上という道内トップレベルの厳しい基準で厳選している。秩父別町では近代的な設備を導入した米穀乾燥調整貯蔵施設を建設、もみそのまま低温貯蔵し今ずり米として出荷するため食味もよく、また安全・安心のクリーン米を推進するため、水田のあぜ道にハーブを植栽するなど、米どころ秩父別としての積極的な取り組みが注目されている。

一一 作付けと収量

作付面積と収量の推移

作付面積について、平成七年度以降をみれば一三年度まで減少し続け、二四六〇鈔から二四〇〇鈔へと一七・一割減反しているが、一四年度からは増減を繰り返している。収量は冷夏と日照不足で被害を受けた一五年度に九九四〇トと最低を記録したが、七年度の一万三六〇〇トをはじめ一〇年度、一七年度、二〇年度において一万三〇〇〇ト台を記録、その他の年度は一万一〇〇〇、一万二〇〇〇ト台であった。

一〇㍻当たり 年度別による一〇㍻当たりの高収量ベストスリーは、二〇年度の六一八㍻、一七年度の六〇九㍻、
収量の推移 一九年度の六〇四㍻である。逆にワーストスリーは一五年度の四七九㍻、一六年度の五三三㍻、九
 年度の五四三㍻であった。

水稻10アール当たりの収量推移表

年次	収量 (kg)
平7	552
8	553
9	543
10	601
11	547
12	572
13	583
14	551
15	479
16	533
17	609
18	578
19	604
20	618

※農林省北海道統計情報事務所調べ

水稻作付反別と総収量の推移

年次	作付面積 (ha)	総収量 (t)
平7	2,460	13,600
8	2,330	12,900
9	2,320	12,600
10	2,220	13,300
11	2,210	12,100
12	2,190	12,500
13	2,040	11,900
14	2,110	11,600
15	2,080	9,940
16	2,130	11,400
17	2,140	13,000
18	2,090	12,100
19	2,130	12,900
20	2,130	13,100

※北海道農林水産統計年報

三 産米改良

等級別 平成一三年度以降、全品種で出荷数量 一等米を確保、産米改良の成果が顕著に表れている。そのほかでも七年度、八年度は他用途米、うるち米を除き全量一等米と評価されている。

等級別出荷数量の推移 (面積：ha、米：俵、カッコ内：%)

限度数量 179,113俵	平 7				
品 種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,522.9	105,754 (100.0)	0	0	105,754
ゆきひかり	873.1	63,774 (100.0)	0	0	63,774
空育125号	25.4	646 (100.0)	0	0	646
ゆきまる	25.1	1,895 (100.0)	0	0	1,895
計	2,446.5	172,069 (100.0)	0	0	172,069
他用途米		2,096 (23.1)	6,582 (72.5)	402 (4.4)	9,080
うるち米合計		174,165 (96.2)	6,582 (3.6)	402 (4.4)	181,149

出荷目標数量 175,940俵	8				
品 種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,676.7	130,342 (100.0)	0	0	130,342
ゆきひかり	506.9	40,988 (100.0)	0	0	40,988
ゆきまる	51.3	1,250 (100.0)	0	0	1,250
彩	22.6	1,322 (100.0)	0	0	1,322
計	2,309.9	173,902 (100.0)	0	0	173,902
他用途米		5,616 (67.7)	2,674 (32.3)	0	8,290
うるち米合計		179,518 (98.5)	2,674 (1.5)	0	182,192

出荷目標数量 169,374俵		9				
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計	
きらら397	1,770.9	79,090 (58.2)	56,438 (41.5)	437 (0.3)	135,945	
空育150号	282.9	9,060 (65.9)	4,697 (34.1)	0	13,757	
ほしのゆめ	184.8	2,005 (22.7)	6,895 (76.1)	110 (1.2)	9,060	
ゆきひかり	29.4	1,302 (75.3)	428 (24.7)	0	1,736	
ゆきまる	21.7	1,322 (87.3)	193 (12.7)	0	1,515	
その他	20.2	68 (9.3)	667 (90.7)	0	735	
計	2,309.9	92,883 (57.1)	69,318 (42.6)	547 (0.3)	162,748	
他用途米		15 (0.2)	8,275 (99.8)	0	8,290	
うるち米合計		92,898 (54.3)	77,593 (45.4)	547 (0.3)	171,038	

出荷目標数量 178,349俵		10				
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計	
きらら397	1,704.4	152,085 (99.4)	893 (0.6)	0	152,978	
ほしのゆめ	410.4	25,706 (99.3)	192 (0.7)	0	25,898	
あきほ	54.7	4,527 (97.4)	120 (2.6)	0	4,647	
ゆきまる	18.6	1,494 (94.9)	80 (5.1)	0	1,574	
彩	10.1	302 (94.7)	17 (5.3)	0	319	
その他	5.2	0	0	0	0	
計	2,203.4	184,114 (99.3)	1,302 (0.7)	0	185,416	
うち加工米		8,769 (88.0)	1,192 (12.0)	0	9,961	

出荷目標数量 173,178俵		11				
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計	
きらら397	1,235.1	73,021 (81.8)	16,101 (18.0)	124 (0.2)	89,246	
ほしのゆめ	940.9	22,571 (75.7)	7,167 (24.1)	60 (0.2)	29,798	
あきほ	7.7	275 (64.1)	154 (35.9)	0	429	
ゆきまる	7.1	369 (75.0)	123 (25.0)	0	492	
彩	6.2	302 (54.0)	17 (3.0)	240 (43.0)	559	
その他	17.6	705 (62.7)	175 (15.5)	263 (23.4)	1,143	
計		96,572 (80.0)	23,597 (19.6)	447 (0.4)	120,616	
うち加工米		11,575 (92.4)	864 (6.9)	87 (0.7)	12,526	

出荷目標数量 170,147俵		12			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,257.7	99,979 (95.8)	4,388 (4.2)	0	104,367
ほしのゆめ	887.7	53,743 (100.0)	0	0	53,743
あきほ	4.0	280 (100.0)	0	0	280
ゆきまる	8.5	431 (78.9)	115 (21.1)	0	546
彩	18.1	845 (100.0)	0	0	845
その他	13.0	886 (100.0)	0	0	886
計	2,189.0	156,164 (97.2)	4,503 (35.9)	0	160,667
うち加工米		8,034 (64.4)	4,503 (35.9)	0	12,537

出荷目標数量 160,123俵		13			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,349.5	107,008 (100.0)	0	0	107,008
ほしのゆめ	644.7	40,986 (100.0)	0	0	40,986
ななつぼし	6.0	435 (100.0)	0	0	435
ゆきまる	4.5	233 (100.0)	0	0	233
その他	18.0	1,155 (100.0)	0	0	1,155
計	2,043.0	149,817 (100.0)	0	0	149,817
うち加工米		1,200 (100.0)	0	0	1,200

出荷目標数量 165,465俵		14			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,466.9	107,613 (100.0)	0	0	107,613
ほしのゆめ	556.9	30,396 (100.0)	0	0	30,396
ななつぼし	37.9	2,296 (100.0)	0	0	2,296
ゆきまる	5.9	287 (100.0)	0	0	287
彩	13.3	214 (100.0)	0	0	214
その他	21.2	921 (100.0)	0	0	921
計	2,102.1	141,727 (100.0)	0	0	141,727
うち加工米		11,693 (100.0)	0	0	11,693

出荷目標数量 165,465俵		15			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,396.6	82,632 (100.0)	0	0	82,632
ほしのゆめ	536.2	21,616 (100.0)	0	0	21,616
ななつぼし	122.2	5,554 (100.0)	0	0	5,554
ゆきまる	1.8	55 (100.0)	0	0	55
彩	6.3	5 (100.0)	0	0	5
あやひめ	14.2	74 (100.0)	0	0	74
吟風	8.5	319 (100.0)	0	0	319
その他		344 (100.0)	0	0	344
計	2,085.8	110,599 (100.0)	0	0	110,599
うち加工米		11,073 (100.0)	0	0	11,073

出荷目標数量 179,113俵		16			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,150.1	96,768 (100.0)	0	0	96,768
ほしのゆめ	597.5	34,914 (100.0)	0	0	34,914
ななつぼし	333.3	21,308 (100.0)	0	0	21,308
ほしたろう	17.9	25 (100.0)	0	0	25
綾	7.7	101 (100.0)	0	0	101
あやひめ	6.5	334 (100.0)	0	0	334
吟風	11.2	871 (100.0)	0	0	871
その他		—	—	—	—
計	2,124.2	154,321 (100.0)	0	0	154,321
うち加工米		5,130 (100.0)	0	0	5,130

出荷目標数量 197,980俵		17			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,606.0	141,164 (100.0)	0	0	141,164
ほしのゆめ	344.0	20,646 (100.0)	0	0	20,646
ななつぼし	159.0	12,113 (100.0)	0	0	12,113
あやひめ	16.0	867 (100.0)	0	0	867
その他	8.0	962 (100.0)	0	0	962
計	2,133.0	175,752 (100.0)	0	0	175,752
うち加工米		—	—	—	—

出荷目標数量 198,290俵		18			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,483.0	128,520 (100.0)	0	0	128,520
ななつぼし	329.0	25,621 (100.0)	0	0	25,621
ほしのゆめ	207.0	9,419 (100.0)	0	0	9,419
おぼろづき	37.0	1,249 (100.0)	0	0	1,249
あやひめ	3.0	39 (100.0)	0	0	39
その他	18.0	155 (100.0)	0	0	155
計	2,077.0	165,003 (100.0)	0	0	165,003
うち加工米		—	—	—	—

出荷目標数量 199,843俵		19			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,431	135,511 (100.0)	0	0	135,511
ななつぼし	476	35,340 (100.0)	0	0	35,346
おぼろづき	93	3,246 (100.0)	0	0	3,246
ほしのゆめ	80	4,271 (100.0)	0	0	4,271
その他	43	1,632 (100.0)	0	0	1,632
計	2,124	180,000	0	0	180,000
うち加工米		—	—	—	—

出荷目標数量 199,077俵		20			
品種	作付面積	一等米	二等米	三等米	合計
きらら397	1,092	115,178 (100.0)	0	0	115,178
ななつぼし	753	66,251 (100.0)	0	0	66,251
おぼろづき	171	8,306 (100.0)	0	0	8,306
ほしのゆめ	61	3,451 (100.0)	0	0	3,451
その他	44	2,030 (100.0)	0	0	2,030
計	2,121	195,216 (100.0)	0	0	195,216
うち加工米	9	888 (100.0)	0	0	888
うち区分出荷		13,936 (100.0)	0	0	13,936

献納米

高い技術の産米改良に裏打ちされた、良質米の中心的生産地と広がった。秩父別町北部町内の農業、鈴木利博が、実に五一年ぶりという秩父別町から皇室への献納米を生産したのである。鈴木は約八畝の水田を耕作し、昭和六一年から九年連続全量一等米出荷を続けた優良農家で、その実績が認められた。水田を特別に仕切った献納米水田（広さ一〇畝四方）で五月二七日に「きらら397」を田植えする「お田植え祭」、九月一日に収穫をする「抜穂祭」をそれぞれ執り行い、鈴木夫妻が一〇月二九日から三日間上京し、精米した自慢の米一・八畝を宮内庁に献納した。

水稻品種とその変遷

「きらら397」の作付面積が、常にトップを占めている。品種別の割合でも全体の五〇割以上を記録、最高は平成一〇年度の七七・四割であった。平成元年度にデビュー以来、雪のようにきらきら輝く粒ぞろいと味の良さで、評価の高い北海道を代表する米である。「ほしのゆめ」は一〇年度から一七年度まで二位の作付面積を維持したが、一八年度に「ななつぼし」にその地位を譲った。「ほしのゆめ」は九年度に登場したが、白さ、つや、粘りなどに優れ、「きらら397」と人気を二分する評価を得た。しかし、一三年度に奨励品種として採用された「ななつぼし」が、今後の本道の稲作生産を担う重要な品種として期待されている。七、八年度に二位であった「ゆきひかり」は、昭和五九年度に奨励品種に採用されたもので、寒さに強い耐冷性の品種として知られていた。



献納米のお田植え祭

水稲品種別上位作付一覧

(カッコ内：%)

第一章 農業

順 年度	1位		2位		3位		4位		5位	
	品種	面積	品種	面積	品種	面積	品種	面積	品種	面積
平7	きらら397	1,523 (62.2)	ゆきひかり	873 (35.7)	空育150号	25 (1.0)	ゆきまる	25 (1.0)	彩	2 (0.1)
8	きらら397	1,677 (72.6)	ゆきひかり	507 (21.9)	ゆきまる	51 (2.2)	彩	23 (1.0)	空育150号	4 (0.3)
9	きらら397	1,771 (76.7)	空育150号	283 (12.2)	ほしのゆめ	185 (8.0)	ゆきひかり	29 (1.3)	ゆきまる	22 (0.9)
10	きらら397	1,704 (77.4)	ほしのゆめ	410 (18.6)	あきほ	55 (2.5)	ゆきまる	19 (0.8)	彩	10 (0.5)
11	きらら397	1,235 (56.1)	ほしのゆめ	941 (42.7)	あきほ	8 (0.4)	ゆきまる	7 (0.3)	彩	6 (0.3)
12	きらら397	1,258 (57.4)	ほしのゆめ	888 (40.6)	彩	18 (0.8)	ゆきまる	9 (0.4)	あきほ	4 (0.2)
13	きらら397	1,350 (66.0)	ほしのゆめ	645 (31.6)	彩	21 (1.0)	ななつぼし	6 (0.3)	ゆきまる	5 (0.2)
14	きらら397	1,467 (69.8)	ほしのゆめ	557 (26.5)	ななつぼし	38 (1.8)	彩	13 (0.6)	ゆきまる	6 (0.3)
15	きらら397	1,397 (66.9)	ほしのゆめ	536 (25.7)	ななつぼし	122 (5.9)	あやひめ	14 (0.7)	吟風	9 (0.4)
16	きらら397	1,150 (54.2)	ほしのゆめ	598 (28.2)	ななつぼし	333 (15.7)	ほしたろう	18 (0.9)	吟風	11 (0.5)
17	きらら397	1,606 (75.3)	ほしのゆめ	344 (16.1)	ななつぼし	159 (7.5)	あやひめ	16 (0.8)	—	—
18	きらら397	1,433 (71.4)	ななつぼし	329 (15.8)	ほしのゆめ	207 (10.0)	おぼろづき	37 (1.8)	あやひめ	3 (0.1)
19	きらら397	1,431 (67.4)	ななつぼし	476 (22.4)	おぼろづき	93 (4.4)	ほしのゆめ	80 (3.8)	ほしまる	21 (1.0)
20	きらら397	1,092 (51.5)	ななつぼし	753 (35.5)	おぼろづき	171 (8.1)	ほしのゆめ	61 (2.9)	ほしまる	27 (6.2)

※平成15年の6位は「彩」、7位は「ゆきまる」、16年の6位は「彩」、7位は「あやひめ」。19、20年の6位は「あやひめ」。その他の年は4品種の17年を除いて5品種しか栽培されていないかった

農産物検査

米麦の検査は、食糧管理法に基づき昭和一七年から戦後まで引き継がれ、長い間国営検査が続けられてきた。しかし、平成七年度の食糧法の制定に伴い義務検査の対象が見直され、計画流通米と政府買入米は義務検査の対象に、それ以外は任意検査となった。また、流通段階での任意検査と成分検査の導入、民間機関への成分検査業務委託の仕組み創設、検査規格の設定に際して学識経験者からの意見聴取の制度化などに踏み切った。さらに一三年度には生産者、流通業者など関係者の意見を踏まえ、信頼性・公正性が確保されるような制度が構築され、翌一三年度から検査業務は民間が行うことになった。国の役割は規格の設定など基本ルールの策定、民間検査機関の登録と適切な検査実施のための指導監督などに限定された。

秩父別産米の検査結果 平成一三年度以降は、出荷数量のすべてが一等米である。それ以前では一、二、三等米とばらつきがあったのは七、九、一一年度で、八、一〇、一二年度の場合は大半を一等米で占めたが、二等米もわずかながら出た。

米の農産物検査

年度	出荷数量 (俵)	等級と収量		
		1	2	3
平7	181,149 (9,080)	174,165 (2,096)	6,582 (6,582)	402 (402)
8	182,192 (8,290)	179,518 (5,616)	2,674 (2,674)	—
9	171,038 (8,290)	92,898 (15)	77,593 (8,275)	547
10	185,416 (9,961)	184,114 (8,769)	1,302 (1,192)	—
11	120,616 (12,526)	96,572 (11,575)	23,597 (864)	447 (87)
12	160,667 (12,537)	156,164 (8,034)	4,503 (4,503)	—
13	149,817 (12,000)	149,817 (12,000)	—	—
14	141,727 (11,693)	141,727 (11,693)	—	—
15	110,599 (11,073)	110,599 (11,073)	—	—
16	154,321 (5,130)	154,321 (5,130)	—	—
17	175,752 (0)	175,752 (0)	—	—
18	165,003 (0)	165,003 (0)	—	—
19	180,000 (0)	180,000 (0)	—	—
20	195,216 (14,824)	195,216 (14,824)	—	—

※生産量のうちカッコ内は平成9年まで「他用途利用米」、平成10年以降は「加工米」、平成20年は「加工米、区分出荷米」

※米の等級外は皆無

産米出荷量と 出荷量は、その年度の作付面積や作況に左右されるが、平成七年度～二〇年度の間では、出荷量の販売高の推移 最高が二〇年度の一九万五二二六俵、最低が一五年度の一一万五九九俵であった。また、販売高は出荷量、米価の影響を受けるが、最高は七年度の三二億一八七六万二〇〇〇円、最低は一六年度の一九億四二一八万九〇〇〇円である。

米の生産調整 生産調整による転作は、平成七年度から常に一〇〇割を達成してきた。転作作物のうち飼料用作物による転作 では、青刈りトウモロコシなどが一年度から完全に姿を消し牧草だけとなった。牧草は一二年度

まで八〇〇、九〇〇㌧を維持し、一三年度には二二二五㌧と記録的な面積を示した。しかし、その後は減少を続け、一六年度以降五〇〇㌧に落ち込んでいる。穀類では春まき小麦が八年度から登場、一時は七一七三㌧にまで達したが、その三年後には皆無となった。これに比べ秋まき小麦は一六年度まで大幅に作付けを伸ばし、その年に二万三八二㌧とピークに達したが、その後は減反に転じ二〇年度には一万六〇〇㌧にまで落ち込んでいる。また、そばは年度によって増減があるものの全体的に増加し、七年度にわずかに二五四㌧であったのが、一八年度には二万一六二一㌧と八・五倍にも増反、二〇年度はやや減ったものの一万五八〇〇㌧を記録している。豆類は一二年度まで小豆が大豆を上回っていたが、一三年度に逆転しそれ以降は大豆が大半を占めるようになった。また、てん菜が一〇年度をもって作付けがなくなったのに対し、おもちゃカボチャを含む花き類が増加傾向を示し、七年度に六一九㌧にとどまっていたのが、一六年度には一四〇〇㌧にまで増加した。その後は減少して二〇年度の場合、一一七二㌧となっている。

一方、野菜・そ菜では、一年も欠かさずキュウリへの転作が続けられたが、年々減少傾向にある。一時皆無となったブロッコリーは一六年から復活、他の野菜を圧倒する面積を有し、二〇年度は五五〇〇㌧を超えた。イモは一三年

度から、カボチャとメロンは一二年度から姿を消した。このうちカボチャとメロンは一六年度から再登場した。果樹はわずかに一三年度に二ヶ転作されただけである。ジュースへの加工用トマトは、八年度に転作されてからしばらく見られなかったが、一六年度から一〇〇ヶ台の面積で復活した。それまで転作の対象外であったミニトマトも、一六年度から注目され増反している。これの対し地力増進作物は一五年度まで一〇年度の約二万一〇〇〇ヶをピークに一万一〇〇〇ヶ台を維持していたが、一六年度以降は二万ヶを大きく割り込んで二〇年度の場合は五〇〇二ヶにとどまっている。八年度から転作されていたえん麦は、一六年度から対象外になっている。

米の生産調整年度別実績＝飼料・穀類作物

(単位：a)

第一章 農業

作目		年度		平7	8	9	10	11	12	13
転作等面積				22,139	35,967	35,922	46,750	46,577	47,139	61,417
達成率(%)				100	100	100	100	100	100	100
作飼 料用	青刈りトウ モロコシ等			43	71	14	166	—	—	—
	牧草			866	906	850	847	872	973	2,325
穀 類	秋まき小麦			84	568	4,447	9,260	13,406	14,388	15,181
	春まき小麦			—	56	112	850	46	2,815	7,173
	そば			2,544	6,182	5,871	3,761	5,100	3,460	5,411
豆 類	大豆			296	1,136	767	2,150	937	1,430	4,407
	小豆			3,721	4,028	4,377	5,090	5,885	3,244	3,454
	雑豆			11	31	—	—	—	—	—
てん菜				116	278	267	263	—	—	—
花き(おもちゃカ ボチャ含む)				619	734	899	996	1,056	1,137	1,112

一七三

作目		年度		14	15	16	17	18	19	20
転作等面積				55,662	56,965	52,797	51,781	57,250	52,648	53,403
達成率				100	100	100	100	100	100	100
作飼 料用	青刈りトウ モロコシ等			—	—	—	—	—	—	—
	牧草			834	802	526	527	531	526	526
穀 類	秋まき小麦			18,522	22,613	23,182	14,474	11,974	15,903	16,417
	春まき小麦			6,224	516	—	—	—	—	—
	そば			3,686	4,761	12,300	17,847	21,621	16,566	15,832
豆 類	大豆			6,322	6,340	2,330	5,489	9,925	7,438	7,608
	小豆			1,726	1,616	1,912	1,748	1,023	760	463
	雑豆			—	—	—	—	—	—	—
てん菜				—	—	—	—	—	—	—
花き(おもちゃカ ボチャ含む)				1,265	1,186	1,409	1,285	1,203	1,190	1,172

米の生産調整年度別実績＝青果・蔬菜・地力増進作物 (単位 a)

作目		年度	平7	8	9	10	11	12	13
野 菜 類	キュウリ		101	109	148	110	105	15	43
	加工用トマト		—	46	—	—	—	—	—
	ミニトマト		—	—	—	—	—	—	—
	イモ		150	439	376	129	95	7	—
	メロン		128	10	29	23	73	—	—
	ブロッコリー		177	585	477	125	420	11	62
	カボチャ		27	167	128	309	67	—	—
	果樹		—	—	—	—	—	—	2
	アスパラ		—	—	—	33	33	—	—
	その他野菜		529	589	628	643	471	257	245
作 増 物 進	地力		11,867	19,077	14,975	20,959	16,531	15,954	16,797
	えん麦		—	109	251	220	350	1,052	4,147
自己保全・補償田 ほか実績算入分			860	846	1,306	916	964	2,395	1,058

作目		年度	14	15	16	17	18	19	20
野 菜 類	キュウリ		35	51	38	48	30	30	30
	加工用トマト		—	—	145	201	165	156	127
	ミニトマト		—	—	31	37	43	61	46
	イモ		—	—	—	—	—	—	—
	メロン		—	—	70	45	93	89	83
	ブロッコリー		—	—	3,542	4,153	4,749	5,272	5,503
	カボチャ		—	—	176	178	150	138	123
	果樹野菜		2	—	—	—	—	—	—
	アスパラ		—	—	—	—	—	—	—
	その他		411	349	423	295	364	481	471
作 増 物 進	地力		13,471	15,257	6,446	5,454	5,379	4,038	5,002
	えん麦		2,432	3,008	—	—	—	—	—
自己保全・補償田 ほか実績算入分			732	468	267	—	—	—	—

品種別採種ほ・原 採種ほは、一般の生産農家へ配布するために種子を生産するほ場であり、これに対し原種ほは、種ほ面積と生産量 品種の元となる種子を生産するほ場をいう。消費者のニーズに因應するため、良食味で安全、新鮮な優良奨励品種の種ほみを確保するため、厳しい栽培条件の中ではほ場を管理・運営している。

第五節 畑作と果樹

一 畑 作

作目別作付面積 米の減反に伴う転作の奨励、離農増加に対応した農地流動化対策の推進、小規模経営農家対策とと収量の推移 しての労働集約型作物奨励など、畑作をめぐる状況はその時々々の農政の影響を強く受けてきた。その中で牧草も含めた畑作物の作付面積は、平成七年度以降全体的に増加傾向をたどってきた。一方、収量は増減を繰り返しながらも微増傾向を示していたのが、一七年度からは減少傾向に転じている。

作目別にみると馬鈴薯、牧草が面積・収量ともほぼ横ばいで推移しているのに対して、秋まき小麦、大豆は大幅に増加している。七年度と一八年度の比較では、秋まき小麦は作付面積で一鈔から一三三鈔（一三三倍）へ、大豆が九鈔から一〇〇鈔（二五倍）へ、一鈔当たりの収量では秋まき小麦が二トから四一五ト（二〇七・五倍）へ、大豆が九トから二二〇ト（二四・四倍）へとそれぞれ飛躍的に増大した。これらに比べ、そばは一三年度まで増減しながら推移、一六年度から急速に増反・増収を続けた。小豆の場合は一三年度までは増加傾向にあったが、その翌年度から減反に変わり一八年度には一二鈔、二三トと、七年度に比較し七〇％以上の減反・減収となっている。

作物別作付面積と収量の推移（面積：ha、収量：t）

年度	作物	そば	小豆	秋まき 小麦	大豆	馬鈴薯	牧草	計
	平 7	面積	87	44	1	4	4	136
収量		108	81	2	9	116	3,970	4,286
8	面積	77	43	8	11	5	140	284
	収量	136	85	16	25	138	3,840	4,242
9	面積	160	46	50	10	4	139	409
	収量	268	78	112	115	115	4,110	4,702
10	面積	93	60	112	35	3	126	429
	収量	84	133	347	85	95	4,010	4,754
11	面積	96	62	146	10	2	136	452
	収量	54	69	445	24	53	4,030	4,675
12	面積	84	74	182	15	3	134	492
	収量	67	155	226	37	83	4,210	4,778
13	面積	100	40	237	42	3	134	556
	収量	73	72	349	90	83	3,470	4,139
14	面積	45	18	257	64	4	136	524
	収量	52	36	547	129	109	3,970	4,843
15	面積	75	25	241	65	4	148	558
	収量	65	59	1,020	150	108	4,190	5,592
16	面積	125	25	247	38	4	157	596
	収量	56	46	894	84	112	4,530	5,722
17	面積	222	20	149	58	4	135	588
	収量	191	41	555	133	97	3,960	4,977
18	面積	228	12	133	100	4	135	612
	収量	224	23	415	220	97	3,820	4,799

転作物

水田の減反・生産調整政策による転作物のうち飼料作物の作付けは、青刈りトウモロコシが一二年度以降姿を消し、子実用えん麦も平成八年度から作付けされたものの、一六年度から休止となった。

これまで一貫して作付けされてきたのは牧草だが、それも一三年度をピークに減反傾向にある。牧草は転作の大部分を占めており、飼料作物全体としてもその傾向を反映している。一般作物では雑豆、てん菜、加工用馬鈴薯、春まき小麦が途中から転作されなくなり、補償田も一六年度からなくなった。これに対し、一時増反したものの減反へ転じたものに秋まき小麦、地力増進作物がある。このうち秋まき小麦は一九年度以降やや増反に転じた。そば、大豆は全体として増反傾向をたどったが、小豆は逆に減反が続いた。花き類は一一年度まで増えたが、それ以後はほぼ横ばい状態である。全体の転作面積は一三年度に最高を記録したが、それ以降は増減を繰り返している。特定作物の場合、全体的に一時減反したが、一六年度以降大幅に増加している。その中で特にブロッコリーの転作増が目覚ましい。そのほかキュウリ、トマト、ミニトマト、カボチャ、メロンなどの転作が見られるが、キュウリの減反も目立つ。

転作物別作付面積(単位：a)
《飼料作物》

年度	作物 青刈り トウモ ロコシ	子実用 えん麦	牧草	計
平7	43	—	866	909
8	71	109	906	1,086
9	14	251	850	1,115
10	66	220	847	1,133
11	166	350	872	1,388
12	—	1,052	973	2,025
13	—	4,147	2,325	6,472
14	—	2,432	834	3,266
15	—	3,008	802	3,810
16	—	—	526	526
17	—	—	527	527
18	—	—	531	531
19	—	—	526	526
20	—	—	526	526

転作作物別作付面積 (単位：a) 《一般作物》

年度	作物	秋小麦	春小麦	そば	大豆	小豆	雑豆	てん菜	花苳(おも ちやかぼちゃ 含む)	進作物	馬鈴薯	加工	補償田	その他	計
平7		84		2,554	296	3,721	11	116	619	11,867	150	860	150	20,418	
8		568	56	6,182	1,136	4,028	1	278	734	19,077	439	685	161	33,375	
9		4,447	112	5,871	767	4,377	—	267	899	14,975	376	638	668	33,397	
10		9,260	850	3,761	2,150	5,090	—	263	996	20,959	129	191	725	44,374	
11		13,406	46	5,100	937	5,885	—	—	1,056	16,531	95	191	773	44,020	
12		14,388	2,815	3,460	1,430	3,244	—	—	1,138	15,954	7	1,766	619	44,821	
13		15,181	7,173	5,411	4,407	3,454	—	—	1,112	16,797	—	804	254	54,593	
14		18,522	6,224	3,686	6,322	1,726	—	—	1,265	13,471	—	308	424	51,948	
15		22,613	516	4,761	6,340	1,616	—	—	1,186	15,257	—	202	254	52,745	
16		23,182	—	12,300	2,330	1,912	—	—	1,409	6,446	—	267	—	47,846	
17		14,474	—	17,847	5,489	1,748	—	—	385	5,454	—	—	—	46,297	
18		11,974	0	21,621	9,925	1,023	—	—	1,203	5,379	—	—	—	51,125	
19		15,903	—	16,566	7,438	760	—	—	1,190	4,038	—	—	—	45,895	
20		16,417	—	15,832	7,608	463	—	—	1,172	5,002	—	—	—	46,494	

転作作物別作付面積 (単位：a) 《特定作物》

年度	作物	リキュウ	トマト	ミニトマト	カボチャ	ホウレン草	イチゴ	メロン	ブルーベリー	鈴薯	食用馬鈴薯	アスパラガス	野菜	その他	計
平7		101	—	—	27	—	—	128	177	—	—	—	379	812	
8		109	46	—	167	—	15	10	585	—	—	—	574	1,506	
9		148	—	—	128	—	—	29	477	—	—	—	628	1,410	
10		110	—	—	309	—	—	23	125	—	—	33	643	1,243	
11		105	—	—	67	—	—	73	420	—	—	33	471	1,169	
12		15	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	257	283	
13		43	—	—	—	—	—	—	62	—	—	—	247	352	
14		35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	413	448	
15		51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	349	400	
16		38	145	31	176	—	—	70	3,542	—	—	—	423	4,425	
17		48	201	37	178	—	—	45	4,153	—	—	—	295	4,957	
18		30	165	43	150	—	—	93	4,749	—	—	—	364	5,594	
19		30	156	61	138	—	—	89	5,272	—	—	—	481	6,227	
20		30	127	46	123	—	—	83	5,503	—	—	—	471	6,383	

麦の農産物検査

秋小麦、春小麦を合わせた総生産量のうち低品位の割合は、平成一三、一四年度には四〇割台に達したが、一五〜一七年度は一三割台で推移した。しかも、一八年度以降はその率が一けた台にまで下がり、品質の向上に成果を挙げている。

二野 菜

野菜栽培の概況

収益性の高い野菜は、小規模経営農家の所得確保の上で重要な作目である。昭和六二年度から試験栽培に乗り出し、特産物としてすっかり定着しているブロッコリーを中心として、カボチャ、メロン、キュウリ、加工用トマト、ミニトマトなどが栽培されている。

栽培面積の推移

計画的輪作体系の栽培により良品質を確保し、東京・大阪など道外市場で人気の高いブロッコリーの作付面積は、他の野菜に比べ圧倒的に多い。平成七年度以降では同年度、八年度、一〇年度を例外として三〇〜五〇割台を作付けし、ピーク時の一一年度は五五割に達した。一方、次に多いカボチャで二・九〜

麦の農産物検査

年	総生産量 (俵)	収 量		
		秋小麦	春小麦	低品位 (%)
平7	14	14	—	—
8	251	214	—	7 (0.28)
9	1,889	1,805	—	75 (0.40)
10	6,399	5,332	265	802 (1.25)
11	7,915	7,682	5	228 (0.29)
12	4,923	3,220	383	1,320 (26.81)
13	9,788	5,033	717	4,038 (41.25)
14	9,290	4,059	1,367	3,864 (41.59)
15	18,386	16,120	—	2,266 (12.32)
16	16,670	14,635	—	2,035 (12.21)
17	10,457	6,683	2,483	1,291 (12.35)
18	7,250	6,802	—	448 (6.18)
19	13,837	12,722	—	1,115 (8.06)
20	15,199	14,055	—	1,144 (7.53)

六・八鈴、メロンも〇・七〇三・七鈴の範囲内にとどまり、しかも、年々減反傾向にある。特産物のジュースの原料となる加工用トマトの作付けは一一年度から本格的な栽培が始まり、しばらくは四・六鈴の作付面積を維持したが、一四年度から減反となり、一八年度は三鈴まで減っている。キュウリ、ミニトマトなどはほとんどが一鈴未満の栽培である。

出荷量・販 出荷量は、当然

売額の推移 作付面積や収量の増減、販売額は出荷量や相場に左右されるが、何といつても主力野菜であるブロッコリーの出荷量・販売額が圧倒的に多い。出荷量・出荷額の最高は二〇年度の二九七・二ト・一億四二七〇万円であった。出荷量が二〇トを超えたのは一二、一七〇の各年度、販売額が一億円を超えたのは九、一四、一七〇の各年度であった。

蔬菜種類別生産状況の推移

年度	品 種	栽培面積 (ha)	収 量 (10a/kg)	出荷量 (t)	販売額 (万円)
平 7	ブロッコリー	19.0	587	111.6	5,360
	カボチャ	3.9	1,076	41.4	622
	メロン	3.7	2,985	110.4	3,742
	キュウリ	0.7	12,024	84.2	1,836
	ミニトマト	0.3	4,331	13.0	731
	その他	2.8	—	—	1,091
8	ブロッコリー	27.7	551	152.8	8,019
	メロン	3.4	2,572	88.0	3,424
	キュウリ	0.7	12,873	86.3	2,089
	ミニトマト	0.3	3,398	11.6	415
	カボチャ	5.6	931	52.5	999
	その他	—	—	—	2,300
9	ブロッコリー	33.0	588	194.0	10,910
	メロン	3.0	2,259	67.2	2,707
	キュウリ	0.6	11,012	71.2	1,819
	ミニトマト	0.2	2,146	5.0	289
	カボチャ	6.8	825	56.2	815
	その他	3.9	—	141.4	2,414
10	ブロッコリー	19.0	587	111.6	5,360
	カボチャ	3.9	1,076	41.4	622
	メロン	3.7	2,985	110.4	3,742
	キュウリ	0.7	12,024	84.2	1,836
	ミニトマト	0.3	4,331	13.0	731
	その他	2.8	—	—	1,091

年度	品 種	栽培面積 (ha)	収 量 (10a/kg)	出荷量 (t)	販売額 (万円)
11	ブロッコリー	55.0	332	182.6	5,360
	カボチャ	6.0	774	46.2	622
	メロン	1.8	2,509	45.4	3,742
	キュウリ	0.8	10,051	82.4	1,836
	ミニトマト	0.3	2,171	5.6	731
	加工用トマト	4.6	3,029	139.3	1,438
	その他	6.2	—	—	1,627
12	ブロッコリー	52.2	434	226.8	9,847
	カボチャ	4.6	898	41.4	492
	メロン	1.6	2,458	38.6	1,278
	キュウリ	0.7	11,125	77.9	1,651
	ミニトマト	0.3	2,108	5.5	255
	加工用トマト	4.6	2,944	135.4	1,538
	その他	1.6	—	25.5	829
13	ブロッコリー	40.0	492	196.7	9,463
	カボチャ	5.0	622	31.1	456
	メロン	1.5	2,266	34.0	1,250
	キュウリ	0.7	11,486	80.4	1,428
	ミニトマト	0.3	3,000	9.0	499
	加工用トマト	4.6	3,056	140.6	1,591
	その他	5.1	—	26.8	824
14	ブロッコリー	36.8	487	179.8	10,150
	カボチャ	3.5	980	34.0	623
	メロン	1.3	2,724	36.2	1,084
	キュウリ	0.3	13,429	45.7	974
	ミニトマト	0.3	4,031	13.3	780
	加工用トマト	4.4	3,347	147.2	1,684
	その他	1.7	—	24.6	840
15	ブロッコリー	32.1	540	173.3	419
	カボチャ	3.4	276	9.4	8,698
	メロン	1.2	2,991	35.9	1,258
	キャベツ	—	—	0.2	1
	ミニトマト	0.4	425	1.7	734
	加工用トマト	4.2	3,974	166.9	1,882

年度	品 種	栽培 面積 (ha)	収 量 (10a/kg)	出荷量 (t)	販売額 (万円)
16	ブロッコリー	36.5	420	153.4	7,652
	カボチャ	3.5	991	34.7	425
	メロン	0.8	3,988	31.9	1,394
	ミニトマト	0.4	4,250	1.7	733
	加工用トマト	4.2	3,019	126.8	1,470
17	ブロッコリー	42.0	514	215.8	10,576
	メロン	0.7	3,256	23.4	1,169
	キュウリ	0.3	11,667	35.0	699
	加工用トマト	3.5	3,639	127.4	1,452
	カボチャ	3.2	839	26.7	333
	ミニトマト	0.5	5,021	24.6	857
	その他青果	0.9	1,563	14.4	569
18	ブロッコリー	38.6	554	214.0	10,935
	メロン	0.7	2,518	18.1	1,076
	キュウリ	0.2	9,350	18.7	370
	加工用トマト	3.0	3,470	104.1	1,101
	カボチャ	2.9	581	17.1	289
	ミニトマト	0.3	4,960	13.9	746
	その他青果	1.0	1,422	14.4	487
19	ブロッコリー	44.2	532	234.8	12,394
	メロン	0.6	3,477	22.3	1,038
	キュウリ	0.2	13,444	26.9	594
	加工用トマト	3.0	3,870	116.1	1,379
	カボチャ	2.5	596	14.9	166
	ミニトマト	0.4	4,814	17.3	837
	その他青果	0.2	3,967	7.9	257
20	ブロッコリー	46.2	644	297.2	14,270
	メロン	0.6	2,950	18.3	1,014
	キュウリ	0.2	14,256	31.4	694
	加工用トマト	2.9	3,317	96.2	1,141
	カボチャ	2.2	915	19.8	231
	ミニトマト	0.4	4,702	16.2	614
	その他青果	0.2	3,325	7.3	180

三 花 き

花き栽培の歩み

秩父別町の花き栽培は、昭和六一年度に始まった。町や農協で組織する経営対策協議会が、カスミ草の試験栽培を開始したところ好評を博した。これに力を得た一五戸の花き栽培農家が結束、六三年に花卉生産部会（竹内常雄会長）を結成した。当時は栽培面積五〇[㍉]、販売額七六五万円とささやかな船出であったが、その後の関係者の努力で特産品として定着した。

生産・販売状況

生産農家、栽培面積とも年ごとに増加し、栽培面積は平成一〇年度以降、六鈔前後を確保、二〇年度にはつい七鈔を達成した。販売額も常に一億円以上を確保、ピーク時の一二年度は二億八〇〇〇万円に近づいた。花の主役はスターチス類とラークスパーであったが、一六年度ごろからシネンシスも加わり、花き類の生産地として秩父別の名を高めている。

花卉の種類別生産状況の推移 (販売額の単位：万円)

年度	品種	栽培面積	収量	出荷量	販売額
平7	ハイブリットスターチス	1,481(坪)	8(坪/本)	131,400(本)	1,552
	シニューアータスターチス	3,309	389	1,286,200	4,444
	ラークスパー	4,082	80	326,200	2,765
	アルストロメリア	1,910	67	127,500	1,775
	デルフィニウム	100	317	31,700	157
	その他	1,508	176	265,100	1,390
	計	12,390	1,037	2,168,100	12,083
8	シニューアータスターチス	41,080	99,037(10a/本)	1,346,900	4,678
	ハイブリットスターチス	1,117	25,955	96,640	1,257
	ラークスパー	4,400	22,827	334,800	3,549
	デルフィニウム	1,000	32,340	107,800	927
	アルストロメリア	1,350	16,564	74,540	1,238
	その他	2,250	13,853	103,895	1,094
	計	51,197	210,576	2,064,575	12,743

年度	品種	栽培面積	収量	出荷量	販売額
9	シニューアータスターチス	0.8(ha)	90,356	807,780	3,867
	ハイブリットスターチス	0.4	27,717	114,750	1,451
	デルフィニウム	0.6	38,960	219,345	1,484
	ラクスパーパー	1.7	31,393	531,800	4,348
	アルストロメリア	0.6	13,778	77,570	856
	その他	0.8	33,673	273,761	1,464
	計	4.9	235,877	2,025,006	13,470
10	ハイブリットスターチス	0.6	32,365	179,300	1,707
	シニューアータスターチス	1.1	107,362	1,210,680	4,958
	ラクスパーパー	2.2	26,836	585,390	4,273
	アルストロメリア	0.4	21,284	9,360	1,119
	デルフィニウム	0.6	39,509	218,220	1,307
	その他	1.9	24,836	465,257	1,390
	計	6.8	252,192	2,668,207	14,754
11	ハイブリットスターチス	0.5	30,815	163,300	1,471
	シニューアータスターチス	1.2	79,007	932,300	3,278
	ラクスパーパー	2.1	18,817	385,800	2,313
	アルストロメリア	0.4	20,553	78,100	780
	デルフィニウム	0.5	28,622	154,600	920
	その他	2.0	29,247	582,000	2,231
	計	6.7	207,061	2,296,100	10,993
12	ハイブリットスターチス	0.6	33,341	186,700	1,224
	シニューアータスターチス	1.3	74,546	954,200	3,568
	ラクスパーパー	1.8	19,743	357,400	19,220
	アルストロメリア	0.4	14,219	51,200	371
	デルフィニウム	0.5	21,492	113,200	636
	その他	1.0	53,326	549,300	2,857
	計	5.6	216,667	2,212,000	27,876
13	ハイブリットスターチス	0.8	828(10a/箱)	6,456(箱)	2,828
	シニューアータスターチス	1.3	957	12,245	5,110
	ラクスパーパー	1.3	461	5,997	2,342
	アルストロメリア	0.2	220	528	196
	デルフィニウム	0.6	482	2,746	1,071
	その他	2.0	575	11,625	3,433
	計	6.2	3,523	33,141	14,980

年度	品種	栽培面積	収量	出荷量	販売額
14	ハイブリットスターチス	1.4	877	12,009	46,634
	シニューアータスターチス	1.3	915	11,533	50,668
	ラクスパバー	1.3	382	5,113	20,688
	アルストロメリア	0.2	515	1,237	7,623
	デルフィニウム	0.5	725	3,482	12,354
	その他	1.9	570	10,537	23,466
	計	6.6	3,984	43,911	161,433
15	シニューアータスターチス	1.3	950	12,646	5,398
	ハイブリットスターチス	1.9	836	15,944	5,689
	ラクスパバー	0.8	597	4,592	2,091
	デルフィニウム	0.4	794	3,223	1,092
	トルコギキョウ	0.1	428	452	319
	その他	1.6	401	6,312	1,452
	計	6.1	4,006	43,178	16,041
16	シニューアータスターチス	1.5	740	11,544	4,183
	シネンシス	1.5	780	12,321	3,863
	ラクスパバー	0.7	214	1,603	635
	デルフィニウム	0.3	501	1,902	651
	トルコギキョウ	0.3	135	431	218
	その他	2.3	506	7,232	1,753
	計	6.6	2,876	35,033	11,303
17	シニューアータスターチス	1.3	860	11,433	4,084
	シネンシス	1.6	788	12,614	4,266
	ラクスパバー	0.5	258	1,316	621
	デルフィニウム	0.3	684	2,119	773
	トルコギキョウ	0.1	352	282	115
	その他	2.4	299	7,085	1,831
	計	6.2	3,241	34,849	11,690
18	シニューアータスターチス	0.9	1,400	12,596	4,476
	シネンシス	1.6	722	11,473	4,416
	ラクスパバー	0.5	336	1,546	620
	デルフィニウム	0.3	645	1,871	743
	トルコギキョウ	0.0	550	165	800
	その他	2.9	735	21,448	2,836
	計	6.2	4,388	49,099	13,891

年度	品種	栽培面積	収量	出荷量	販売額
19	シニューアータスターチス	1.1	832	9,097	3,660
	シネンシス	1.3	914	11,894	4,364
	ラクスパー	0.3	268	830	395
	デルフィニウム	0.2	978	1,614	559
	トルコギキョウ	0.0	237	71	31
	その他	1.1	2,060	22,574	4,065
	計	4.0		46,080	13,074
20	シニューアータスターチス	0.7	826	6,071	2,329
	シネンシス	1.5	753	10,884	3,678
	ダリア	0.3	2,223	6,669	1,972
	デルフィニウム	0.2	1,099	2,363	713
	おもちゃかぼちゃ	2.8	88	2,481	422
	その他	1.5	1,721	25,810	2,787
	計	7.0		54,278	11,901



特産品として定着した花き栽培

第六節 畜 産

概 況

稲作を基幹産業とする秩父別町では、転作も収益性の高い施設園芸作物が中心とならざるを得なかった。その一方、価格の低迷、飼料の高騰などコスト高が加わる畜産業は衰退の一途をたどり、鶏は八年度に、乳用牛は平成一四年度に、肉用めん羊が一八年度にそれぞれ完全に姿を消し、わずかに肉用牛、観賞用めん羊の飼育が畜産業の命脈を保っている。馬や豚の飼養は、昭和年代に既に終息している。肉用牛も昭和六二年度に二二頭を数えたが、平成一〇年度以降は一〇頭まで減り、一九年度からは九頭になり、飼養農家もたった二戸にとどまっている。養鶏は七年度に五〇〇〇羽に達していた。

主要家畜飼養状況の推移
(単位：牛・めん羊は頭、鶏は羽)

年度	牛		めん羊		鶏
	乳用	肉用	肉用	鑑賞用	
平7	44	49	82	—	500
8	42	55	68	—	—
9	35	54	44	—	—
10	38	46	33	—	—
11	22	36	22	—	—
12	21	24	19	—	—
13	23	13	16	—	—
14	—	10	19	—	—
15	—	11	16	—	—
16	—	10	24	—	—
17	—	10	10	27	—
18	—	10	—	30	—
19	—	9	—	36	—
20	—	9	—	60	—

第七節 農産物加工

トマトジュース 農産物加工品の主役は、町振興公社が秩父別農協から引き継ぎ、平成八年から本格的に製造「あかずきんちゃん」を開始したトマトジュース「あかずきんちゃん」である。町も加工用トマト苗の作付け誘導のため、奨励補助金制度を設けて力を入れた。素材や味付けにこだわった自慢の手づくりジュースだが、詳しくは「第一章 観光・レジャーと物産」で記述している。一〇、六〇〇リットル、一八〇リットの三種のボトルを製造している。販路も道内はもとより東京、横浜など首都圏や大阪など関西地方の百貨店、大手スーパーにも出荷しているほか、通信販売にも出品している。

トマトジュースの生産量と販売高

年度	生産量 (ℓ)	販売高 (円)
平 8	76,684	19,141,225
9	89,021	37,233,645
10	114,557	49,205,519
11	105,039	59,293,009
12	121,065	55,884,201
13	106,170	58,436,971
14	118,688	55,548,471
15	133,569	57,857,134
16	98,771	72,466,778
17	99,153	60,731,001
18	84,268	47,511,912
19	92,783	34,098,330
20	76,659	35,622,313

※秩父別町振興公社調べ



トマトジュース「あかずきんちゃん」

ブロッコリー加工研究

水稲と高収益作物との複合経営の確立を目指し、町は秩父別農協とともに平成九年度からブロッコリー作付奨励補助金を支出し、ブロッコリーの生産奨励に乗り出した。これに続き一二年度からブロッコリーの加工研究にも、本腰を入れ始めた。はね品や葉、茎などを利用して付加価値をつけ、農業者の所得向上を目指すもので、道食品加工研究センターの協力を得て、葉をパウダーにして豆腐、大福もち、アイスクリーム、ケーキなどに混入して風味や栄養を加える研究を進めている。

第八節 農業気象と農業災害

農業気象の概要

五条二丁目の除雪センター前に設置され、平成元年一〇月から稼動した秩父別町独自の農業気象自動観測装置は、風向・風速・気温・湿度・気圧・雨量・日照時間・地温などを記録している。

これらのデータは、農業ばかりでなく冬季間の除雪作業にも活用されているほか、住民サービスの一環として役場前の掲示板に表示されている。平成一二年度には老朽化した観測装置のすべてを更新している。

平成七年以降、農産物の作柄に深い関係のある平均気温、降水量の状況は、別表の通りである。

平均気温 (°C)

年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	5～9月積算
平7	4.8	11.7	14.7	19.5	19.0	13.9	9.7	78.8
8	2.1	8.8	14.5	18.7	18.1	15.0	8.3	75.1
9	3.2	10.4	14.3	20.0	17.7	13.5	7.4	75.9
10	6.4	11.9	15.2	19.2	19.5	16.7	10.1	82.5
11	2.9	10.0	16.5	20.7	22.9	16.9	9.0	87.0
12	2.9	12.8	15.6	21.1	22.0	16.7	9.0	88.2
13	4.4	12.2	15.3	19.6	19.4	14.6	9.1	81.1
14	7.2	12.2	14.6	19.5	18.2	14.8	9.2	79.3
15	5.2	11.5	16.5	16.9	19.2	14.9	8.9	79.0
16	3.4	12.4	17.8	19.9	19.6	15.7	9.2	85.4
17	2.8	9.3	17.4	19.1	21.5	15.6	10.1	82.9
18	2.1	11.0	15.3	19.4	22.5	15.5	8.9	83.7
19	3.2	11.0	17.8	18.2	20.8	16.4	8.7	84.2
20	6.7	11.0	15.7	20.1	19.1	16.1	9.9	82.0

降水量

年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	5～9月積算
平7	48.0	73.5	64.5	62.5	146.5	115.0	180.5	462.0
8	19.0	72.5	43.0	108.0	78.5	115.0	108.5	417.0
9	57.0	64.0	51.0	109.0	233.0	84.5	142.0	541.5
10	33.5	94.5	67.0	63.0	148.0	132.5	136.0	505.0
11	24.0	109.5	27.5	286.5	47.0	93.0	125.5	563.5
12	84.5	71.0	68.0	234.0	74.0	279.5	92.0	726.5
13	42.5	61.0	49.0	223.5	103.5	262.5	96.0	699.5
14	54.5	11.5	59.0	167.0	122.0	56.0	117.0	415.5
15	56.0	36.0	55.5	79.0	108.5	101.0	167.5	380.0
16	47.0	92.0	49.5	80.0	88.0	147.0	99.0	456.5
17	44.5	102.0	37.5	89.0	193.0	155.0	100.0	576.5
18	42.5	80.5	105.5	62.0	62.5	91.5	100.0	402.0
19	40.0	60.5	28.5	12.5	101.0	181.5	117.5	384.0
20	23.0	73.0	38.5	115.0	92.0	103.5	87.0	439.0

農業災害

平成一五年は、冷夏により五年の冷害以来一〇年ぶりの水稲被害に見舞われた。この年は六月後半からの低温に加えて、日照不足などから受精障害が発生し、空知管内の水稲作況指数は79にとどまり、北空知農業共済組合は同管内水稲被害の一七三八戸に対して、減収補てん分に当たる一八億八四二六万円の共済金を支払った。このうち秩父別町内は一九六戸で一戸平均一〇八万円、総額二億一三六四万円であった。このほか、全管内で麦共済四五一六万円（一三八戸）、施設共済二九二万円（三四戸四五棟）が支払われた。これらの災害に対して、秩父別町は一六年度予算に「冷夏等緊急対策資金利子補給事業費」を計上し、旧秩父別農協による低利融資（利率一・三割）を受けた農業者の負担軽減のため、〇・五割の利子補給を行った。

また、一八年五月二八日夜から二九日明け方に掛けて、強風が北空知地方を襲った。その影響で秩父別町内の農業用ビニールハウス一棟が全壊、一棟が一部破損となった。

第九節 農業関係機関と団体

一 農業委員会

農業委員会の役割

農業委員会は、農業委員会法（昭和二六年制定）に基づいて市町村に設置されている行政委員会の一つである。農民の意見を行政に反映し、民主的な農村を建設することを目的としている。

主な役割は農地などの利用関係の調整、農地交換分合その他農地に関する事務のほか、町に対する農政関係事項の建議などである。委員は、二〇歳以上の農業者を対象とした直接選挙で選ばれる選挙委員、農業協同組合・農業共済組

合・土地改良区が推薦する組合役職員委員、それに町議会が推薦する学識経験者を町長が任命する選任委員で構成されている。任期は三年となっている。このうち選挙委員もほとんどが定員数と同じ立候補にとどまり、実際に選挙が行われることは少ない。委員定数は平成九年度から一時二人へと二人減員としたが、一一年から一四人に復活している。委員会の決定に従い、具体的に事務を遂行するのは農業委員会事務局である。

農業委員会委員と 秩父別農業委員会は、農業者年金の女性（配偶者）加入率が全国一となり、平成八年一二月に農林水産大臣賞を受けた。平成七年度以降の歴代農業委員と農業委員会事務局長は、次の通りである。

農業委員会会長

会長	在任期間
阿部 逸夫	平 5・7・20～14・7・19
辻 義春	14・7・20～現在

農業委員会会長代理

会長代理	在任期間
天野 宏一	平 5・7・20～9・10・17
高崎 馨	9・12・25～11・7・19
早川 勇	5・7・20～14・7・19
篠田 博幸	14・7・20～17・7・19
原田 良隆	17・7・20～20・7・19
北守 智	20・7・20～現在

農業委員

委員	在任期間
川上 徹	平 1・5・12～7・5・2
渡部 俊英	2・7・20～8・7・20
宮森 勝	5・7・20～11・7・19
峠 勝寛	5・7・20～11・7・19
小西梅太郎	5・7・20～11・7・19
吉澤 邦世	5・7・20～11・7・19
川合 保敏	5・7・20～9・7・19
番場 勇治	5・7・20～11・7・19
東 敏治	5・7・20～11・7・19
戸田 宏	7・3・23～10・3・17
山森 武	10・3・25～17・7・19
前田 晴美	7・5・17～10・5・11
内海 一	11・5・17～13・5・11
本村 修二	8・7・20～14・7・19
沼田 忠	11・7・20～17・7・19
梶澤 信弘	11・7・20～17・7・19

委員	在任期間
得能 政一	11・7・20～15・3・31
大西 章允	13・5・12～16・5・11
吉田 徹	11・7・20～17・7・19
竹内 常雄	14・7・20～20・7・19
畑田加代子	14・7・20～17・7・19
石井 康夫	14・7・20～20・7・19
北垣 一弘	15・4・3～17・7・19
中西 輝行	16・4・3～現在
造田 聡	17・7・20～現在
平瀬 雄敏	17・7・20～18・7・31
森 秀夫	18・8・1～現在
前田 力男	17・7・20～現在
高橋 清治	17・7・20～現在
山森 聡	17・7・20～現在
前田 尋史	20・7・20～現在
松本 誠幸	20・7・20～現在
真島 秀樹	20・7・20～現在
吉澤 淳	20・7・20～現在

一一 農業協同組合

秩父別農業協同組合

明治四四年認可の「無限責任秩父信用販売組合」、昭和一九年設立の「秩父別村農業会」が前身である。第二次世界大戦後の二二年一月に農業協同組合法が施行され、この法律に基づき翌二三年四月一日に秩父別農業協同組合が誕生した。農民の自主自立を目指して農業の振興と経営基盤の拡充に取り組み、幾多の試練と苦難を乗り越え、三九年に全国農業協同組合中央会（全中）の全国表彰、四〇年に朝日新聞社の朝日農業賞を受賞した。また、組合設立六〇周年記念に当たる四五年には全中の特別表彰の荣誉に輝き、大きな足跡を残してきた。平成七年度から、秩父別など三農業協同組合が合併し、「北いぶき農業協同組合」が発足した一

農業委員会事務局長

氏名	在任期間
神薺 武 (産業課長兼務)	平6・11・10～13・3・31
伊藤 廣 (農業振興課長兼務)	13・4・1～16・3・31
安部 準一 (農業振興課長兼務)	16・4・1～17・3・31
岡崎 稔 (農業振興課長兼務)	17・4・1～19・4・2
榎本 信子	19・4・9～現在

五年度までの主な事業は次の通りである。

▽七年度 農協と町内全農家（二六三戸）、市街地区町内会長宅（五戸）を結ぶファクスによる地域情報システムを導入した。

▽八年度 二月五日に町との共催で「新食糧法特別講演会」を開催。九月には低温農業倉庫が完成した。鉄筋平屋建て約一六八〇平方呎の広さで、町内産米の三分の一に当たる三九六〇トの収容能力がある。

▽九年度 二月一九日に町と共催で「農業ゼミナール」を開催。一月一九日に農協創立五〇周年記念式を挙行、組合員ら四〇〇人が歴史の節目を祝った。

▽一〇年度 一月一三日に斉藤和雄農協組合長が北海道産業貢献賞を受賞した。

▽一一年度 二月一日、経営機構を大幅改編し従来の部・課・係制を廃止、新たに九班編成による班内一体化機構体制を確立した。また、四月一日から女性を対象にした「J A ちっぷべつ & レディースネット」を発足させ、農村女性の地位向上と労働環境の見直しに本格的な取り組みを開始した。この年に供用開始された町米穀乾燥調整貯蔵施設カントリーエレベーター「いなほの鐘」の管理・運営を担い、積極的活用に本腰を入れたほか、第六次経営刷新強化計画を策定した。

▽一三年度 二月一日から班長の人事に一般職員の意見を反映させる新制度を導入した。「いなほの鐘」から米を初出荷したほか、二月一四日に町と共催で「秩父別農業を守る緊急集会」を開催した。

▽一四年度 四月に麦生産部会と大豆生産部会が発足した。六月二〇日にフリーマーケットの農産物直売所を国道233号沿いの農協前空き地にオープンした。

秩父別・妹背牛・沼田三農 秩父別、妹背牛、沼田の三農協が平成一三年一月一日、合併推進委員会を設置し、

協合併推進委員会の設立 正式に合併協議を開始した。合併方針を固めた背景には、農業と農協を取り巻く環境の急激な変化があった。この年四月の農協法改正は、信用事業を行っている農協には三人以上の常勤役員が必要になった。しかし、三農協とも常勤役員は組合長一人だけで、職員数六〇〜八〇人規模の農協では財政的にもこの条件を満たすことが難しく、その上、米価の長期低迷など農業への逆風が吹き荒れる中、事業の効率化、販売力の強化なども強く求められていた。当初、早期合併で合意した深川市、音江、イチヤン、納内、多度志、雨竜、北竜、幌加内の八農協が平成一二年二月に合併して新発足した「きたそらち農協」への参加を模索したが、重要課題の整理に慎重な対応を望む三農協は、合併を見送ったという経緯があった。

合併推進委員会では、翌一四年秋の合併予備契約調印に続き、一五年二月には新農協発足を目指し、その組織機能を本所に集中させるのではなく、事業による三事業本部・一本部とし三支所がそれぞれの機能を生かして分担することとした。さらに、新農協の運営方針、合併経営計画などを策定した。また、将来的には新農協の事業活動が軌道に乗った段階で「きたそらち農協」との合併も視野に入れていた。名称を「北いぶき農協」と決定、合併推進委員会の協議がまとまったため、三農協は一四年一〇月一日に秩父別農協において、合併するための予備契約に調印し、一〇月二六日には三農協がそれぞれ臨時総会を開催、合併を承認した。

「北いぶき 「北いぶき農協」は平成一五年二月一日、正式に発足した。道内農協では初めて事業を三支所に振り分ける三事業本部・一本部制を採用した。旧秩父別農協を登記上の本所とし、管理本部と金融共同協」の発足 濟事業本部を置き、旧妹背牛農協に購買施設事業本部、旧沼田農協に営農販売事業本部を配置した。新農協は合併時



JA ガソリンスタンド

の正組合員が一〇〇〇戸・一三三二人、正職員数が一七一人、自己資本が五二億三八〇〇万円、販売取扱額が八五億七四〇〇万円であった。役員は組合長以下理事一人、監事五人の二二人とし、組合長に岡田静夫沼田農協組合長、副組合長に大西章允旧秩父別農協組合長と中易猛旧妹背牛農協専務が就任した。この合併により、優良農産物の産地形成、農産物市場への安定供給を図るため、高品質米の出荷、野菜や花きなど高収益作物の生産にも力を入れることになった。合併祝賀会は同日、

旧秩父別農協で開かれ、関係者約一八〇人が出席、本所新看板の除幕式、開所のテープカットなどで空知管内三番目の規模となる新農協の門出を祝った。

「北いぶき農協」は一六年度に売れる農産物の生産拡充などの運営方針を決定、その翌年度はインターネット上にJAホームページを開設、水田情報管理システムによる生活管理トレーサビリティの充実強化、資材保管管理倉庫の新設、ハードコンテナの導入などを実施した。また、一八年度で農地・水・環境保全対策を講じる地域農業振興対策室を新

合併時の各農協組織・規模

組織と規模	秩父別農協	妹背牛農協	沼田農協	北いぶき
正組合員戸数(戸)	380	314	306	1,000
正組合員数(人)	554	321	447	1,322
役員数(人)	13	11	13	37
正職員数(人)	54	55	62	171
自己資本(万円)	169,100	171,500	183,200	523,800
販売取扱高(万円)	257,500	276,300	323,600	857,400

設、本所金融店舗増築、副組合長二人制廃止・専務制の導入による常勤役員の一人減を図った。一九年度は新組合長に大西副組合長が就任、品目横断的な経営安定対策に地域ぐるみで取り組んだ。この年、待望の目標一〇〇億円こそ達成できなかったが、合併後最高の九九億四〇〇〇万円の販売取扱額を記録した。翌二〇年度には秩父別給油所のセルフ化工事などを行っている。

平成七年度以降の歴代組合長・地区代表理事は、次の通りである。

▽ 秩父別農協組合長 齊藤和雄、大西章允

▽ 北いぶき農協秩父別地区代表理事 大西章允（副組合長）、中西輝行

▽ 北いぶき農協組合長 岡田静夫、大西章允

農協組合員数の推移

秩父別農協時代から北いぶき農協の発足以降も、離農などの影響をともに受けて戸数、組合員数とも減少傾向に歯止めがかかっていない。秩父別農協の場合、平成七年度と一三年度を比較すると、戸数で九・二割、個人正会員数で一・九割、北いぶき農協にしても一四年度から二〇年度に掛けて戸数で一五・四割、個人正組合員数で一七・七割もそれぞれ減っている。

秩父別農業協同組合員数と戸数の推移

年度	戸数	正組合員			準組合員			合計
		個人	法人		個人	法人		
			農事組合	その他		農事組合	その他	
平7	425	653	0	3	427	0	57	1,140
8	424	648	0	3	433	0	57	1,141
9	409	622	0	3	454	0	56	1,135
10	403	613	0	3	446	0	54	1,116
11	393	595	0	3	451	0	51	1,100
12	390	580	0	3	455	0	53	1,091
13	386	575	0	3	452	0	54	1,084

北いぶき農業協同組合員数と戸数の推移

年度	戸数	正組合員			準組合員			合計
		個人	法人		個人	法人		
平14	1,000	1,322	10		1,435	116		2,883
15	980	1,282	1	10	1,369	104		2,766
16	949	1,236	1	10	1,345	95		2,687
17	925	1,196	1	10	1,409	99		2,715
18	904	1,170	1	10	1,404	0	94	2,679
19	876	1,127	1	12	1,419	0	95	2,654
20	846	1,086	2	12	1,436	0	92	2,628

※平成15年2月1日、農協合併により「北いぶき農協」となる

※農協業務報告書より。18年以降法人の欄の左は農事組合数、右側はその他

農協青年部・女性部

秩父別農業協同組合の青年部は昭和二十七年四月、婦人部（平成八年に女性部と名称変更）は同年八月にそれぞれ設立され、新しい農村づくりや農業経営の近代化のため、各種イベントや宮農講習会、各種研修会の開催・協力、農産物の加工利用促進、女性の地位向上などの課題に取り組み、若い力や女性特有の視点でさまざまな活動を推進してきた。一三年一二月には青年部が、翌一四年には女性部が、共に創立五

○周年の記念式典を挙行し、歴史の節目を祝うとともに将来の飛躍を誓い合った。

一五年二月の「北いぶき農協」発足に伴い、旧農協の青年部は解散し、新たな支部組織として設立された。女性部は北いぶき女性部連絡協議会を設置し、二〇年にJ A北いぶき女性部として正式に設立され、新たなスタートを切った。二〇年四月一日現在の部員数は、青年部一二人（うち秩父別支部三七人）、女性部三五四人（同八二人）である。主な事業内容は、青年部が農協の本質や運営に関する研究・研修、農業経営・問題に対する調査研究・実践、生活文化に関する研究・実践などで、具体的には町のイベントにおける地場農産物の販売・PR、農薬・農機具メーカーにおける研修、ハーブ植栽フェスタや新米キャンペーンへの参加・協力、食の安全・安心への取り組み推進などを実施した。女性部は支部相互の連携強化、組織の拡充強化、農協事業の推進、女性の地位向上などを重点事業として、米消費拡大・新米キャンペーン運動の展開、フラワーデザイン講習会の開催、支部部員研修旅行の実施、施設への雑巾贈呈などに取り組んだ。

三三 その他の農業関係団体

秩父別土地改良区

土地改良区は、一定の地区内の土地改良事業を行うことを目的として、土地改良法によって設立される知事認可の公共組合（公法人）である。具体的な事業として国営直轄かんがい排水、道営かんがい排水、開墾建設付帯などの事業を実施するとともに、土地改良事業を円滑に進めるため、地域営農・農地集積の協議検討、地元説明、理解促進などの役割を担っている。また、事業が終了すると土地改良施設（水路等）の維持管理を行う。組合員数の推移は、別表の通りである。秩父別土地改良区は、道内有数の良食味米主産地・秩父

別を土地基盤整備の側面から支えてきたが、一二年七月には設立五〇周年（土功組合発足八八周年）と農林水産大臣賞受賞の二重の喜びの日を迎えている。組合員数は、農家戸数の減少の影響で平成七年度に四四一人であったのが、二〇年度には二七八人と三分の二程度に減っている。

平成七年度以降の歴代組合長は、高鶴光雄（在任：昭五八年六月一日～平一八年七月三十一日）と小西梅太郎（同一八年八月一日～現在）の二人である。

土地改良区組合員数の推移

年度	組合員数
平7	441
8	421
9	407
10	391
11	381
12	369
13	357
14	346
15	337
16	325
17	315
18	299
19	288
20	278

北空知農業共済組合

北空知農業共済組合は、昭和五十一年三月一日に秩父別など北空知管内一市六町の一一農業共済組合が合併して発足した。農業災害補償制度は、農業災害補償法の規定に基づき、保険の仕事を活用して災害を受けた農業者の損失を補てんし、農業経営の安定を図ることを目的としている。掛金は農家が負担するが、一部国の補助もある。同組合の一九年度実績では、農作物・畑作物・果樹・家畜・園芸施設・農業機械を対象に事業を実施したが、その引き受けは水稻一万七六三〇畝、麦一八九七畝、畑作物三八一九畝、果樹九畝、乳牛三九六頭、肉用牛二二七二頭、その他の家畜一四三頭、園芸施設五五三五棟、農機具二八台などとなっている。

空知農業改良普及センター 普及事業は、「農業改良助長法」に基づき進められてきた。農業者が農業経営・農業生活に
ンター北空知支所 関する有益・実用的な知識を得て、これを相互に普及するため、試験研究機関と連携しつ
技術情報の提供・助言・診断などを行いながら、農業・農村の発展に寄与しようとするものである。かつて深川市に
あった北海道の空知北部地区農業改良普及所が秩父別町内を担当していたが、平成六年に空知北部地区農業改良普及
センターと改称された。さらに一八年四月一日から北海道庁の大幅な機構改革により空知管内の組織が再編成され、
空知農業改良普及センターの本所を岩見沢市に置き、空知北部は北空知支所（支所・深川市、旧空知北部、雨竜西部
を管轄）に格下げとなった。これに伴い秩父別町は妹背牛町とともに同支所地域第二係の担当となっている。これら
農業改良普及事業を円滑に推進するために、昭和三五年から関係団体によって秩父別町農業改良普及事業推進協議会
が設置され、各種事業を実施している。

秩父別町農民協議会

秩父別町における唯一の農民運動組織として、農地解放、災害補償、食糧制度の改善、米価
要求、税制改正などあらゆる農政問題にかかわって活動、北空知農民団体連絡協議会に加盟
している。幾多の変遷を重ねているが、前身組織・秩父別農村建設連盟の結成は、昭和二一年にさかのぼる。平成七
年には創立五〇周年を迎え盛大に記念式典を挙行、功労者に対して感謝状を贈った。

秩父別町稲作

稲作経営技術の向上を目的に、水稻農家を中心として昭和二五年に設立された。町内外の技術交流
経営研究会 に努めるとともに、各種共励会・講習会・研究会・座談会の開催などに積極的に取り組み、現在の
秩父別米の基礎を築いてきた。

秩父別水稲採種組合

良質の種子生産と需要増加に伴う生産ほ場の集団化を図るのを目的として、昭和四四年三月に全道七カ所目の採種事業集団の一つとして発足した。組合員一〇戸、原採種面積三五畝でスタートしたが、組合員、面積とも順次拡大している。平成一〇年には創立三〇周年記念式典を盛大に催したが、米どころ秩父別の生産地形成に大きな役割を果たしている。

秩父別故郷米倶楽部

町内の稲作農家約二〇戸で平成一五年に結成、「体に優しい米づくり」を合言葉に有機栽培などに取り組んだ。独立法人・北海道農業研究センターが開発した道産米「おぼろづき」を導入して農薬を抑えた特別栽培に挑戦、「貫」(つらぬき)の名前で販売、注目を集めた。同米は新潟産米の「コシヒカリ」などに匹敵する食味とされ、粘りが特徴である。代表は、沼田忠が務めている。

秩父別町青果・青果・そ菜園芸作物の導入に伴い、生産農家によって昭和六〇年に設立された。生産性の向上、**蔬菜園芸協議会** 複合経営の確立、高収益作物の普及などを目的に、各種事業を推進している。作目ごとに部会を設け、結束力の強化を図っている。

秩父別町農業 農業者の老後の生活安定と農村福祉の向上を目指し、農業者年金制度の加入促進のため昭和五六年**者年金協議会** に設立された。農業年金加入者、同受給者のほか、農業委員会、秩父別農業協同組合(現北いぶき農業協同組合)などの機関・団体も加盟、年金制度の拡充強化、啓発・普及の活動を続けている。平成八年には町農業委員会が農業者年金の女性加入全国一で農業水産大臣賞を受けているが、その栄誉の原動力になった。

秩父別航空防除 ヘリコプターを使用した、農薬散布の普及による省力化を目指して設立された。平成六年度から**対策実施組合** 新たに町から無線操縦ヘリコプター一機の無償貸与を受け、翌七年度には二機が増やしたが、一六年度には同組合が町の補助を受けて大型無線操縦ヘリコプター三機を購入し、効率的な省力防除が可能となった。また四年には組織内部に秩父別町ラジコンヘリコプター研究会を設け、安全操縦競技会の開催などにより、無線操縦ヘリコプターの操縦技術向上と免許取得者の拡大に努めた。この研究会は大型ヘリコプター導入と同時に役割を終えて解散した。

秩父別町手紡ぎ研究会

昭和六一年九月に結成された。羊毛を使った手芸品の研究、作品の発表・販売などを行っている。当初二〇人の会員でスタート、二五人まで増えたが、現在は一七人が活動している。作品はショール、服地、コースターなどで、全道シルバー作品展において道文化団体協議会長賞を受けるなど注目されている。

秩父別朝市の会

秩父別朝市の会は、平成六年度から「ふれあいプラザ」などを会場に毎年六月から一月まで毎週日曜日に恒例の朝市を開催、好評を博している。農家の主婦が各家庭の農園で作った低農薬・有機栽培の野菜や花を、格安で提供するものである。このほか一三年にオープンしたローズガーデンちっぶべつ駐車場に開設した「母ちゃんの野菜畑」も、町内の農業婦人たちの運営によるものである。

GENKI塾

将来、農業経営の担い手となる三五歳未満の農業青年を対象に、町の肝いりで平成一〇年一月三〇日に結成された団体である。二二人の農業青年でスタート、これまで各種研修・講演・視察・交流会への参加・主催などを通じ、農業経営に関する知識の習得と知識の向上に努めてきた。また、経営環境の改善推進などについて、町と意見を交換しながら積極的な取り組みを継続している。

元気村・夢の農村塾

田植えやリンゴのせん定などの農業体験を通じて、農村への理解と関心を深めてもらおうと、都市部の子どもたちを受け入れている秩父別を含む北空知圏域の農業者で構成する住民組織である。平成一四年に発足、二〇年度には四八戸が参加、毎年札幌市や東京、大阪、神戸などから数多くの体験希望者を募り、一九年度の場合は、一一四五人も受け入れた。

第二章 林業

第一節 概要

侵食される林地

町内東部に標高一七四呎、約一〇〇〇鈔の丘陵地があるが、その他の平坦地は早くから開墾が進み水田地帯となり、丘陵地そのものも可耕地はそのほとんどで畑作が行われていた。戦前はその残余地が村有林、民有林として植林されていた。しかし、戦後は食料増産奨励・畜産振興のために、水田化や草地化された。さらにゴルフ場や土地改良用土取場に利用されて、林業はほとんど壊滅状態に陥った。昭和三六年に設置された深川営林署秩父別苗畑も、五七年に閉鎖されている。

第二節 現状

林野面積と森林の状況

平成一二年の世界農林業センサスによると、秩父別町の林野面積は国有林二鈔、民有林三〇一鈔（公有林九鈔、私有林二九二鈔）の計三〇三鈔であった。このうち森林計画に基づく森林面積は二九二鈔で、その内訳は樹林地二四〇鈔（人工林八三鈔、天然林一五七鈔）、伐採跡地四三鈔、未立木地八鈔であった。一七年のセンサスでは調査内容が若干変わっているが、林野面積は三〇一鈔で、一六鈔減少している。これは国有林がなくなっただけである。現況森林面積は二八三鈔、残りの一六鈔は草生地である。民有林の面積に変

化はないが、公有林が一六鈔と七鈔増加、逆に私有林が二八五鈔と七鈔減った。この調査では、森林蓄積によるデータを出しており、樹種別では針葉樹一万七三〇〇立方呎、広葉樹一万四九〇〇立方呎、樹林地別では人工林一万七六〇〇立方呎、天然林一万四六〇〇立方呎であった。自治体面積に占める林野面積の率を示す林野率は、いずれの年も六・四割と変わらぬ。

林家数

平成一二年の調査で二五戸あった林家数は、一七年度には九戸に減少している。主な事業内容は植林、下刈り、間伐、主伐などである。

第三章 商工業

第一節 商工業を取り巻く現状と課題

商業・商店街

秩父別町の商店はほとんどが小規模な小売業であり、従業者の高齢化や後継者難などの問題を抱えている。地元消費者との対面販売など、大型店にはない地域に密着した持ち味をより一層発揮するとともに、商店街そのものが地域の歴史・文化・伝統を支えてきた「まちの顔」であるという誇りと自信を基に、特色ある商店街づくりと活性化に向けた新しい取り組みが課題となっている。

工業

秩父別町は昭和四八年に国の農村地域工業導入地域指定を受け、兵村と東栄の二地区に工業団地を造成し、積極的に企業誘致を進めた。その結果、四社の誘致に成功し立地を実現したが、バブル経済崩壊後の景気の低迷など社会経済情勢の急激な変化により、すでに誘致企業三社が操業を休止、あるいは撤退している。地場工業にとっても、取り巻く環境が一段と厳しさを増している。地場産業としてトマトジュースの製造販売が軌道に乗り、都市圏の大手デパートや消費者から高い評価を受けているが、農家戸数の減少や農民の高齢化に伴い、原料トマトの作付面積が減少しつつある。このため、原材料の安定供給を確保するほか、基幹産業である農業を基本に据えた農畜産物の加工など、農業・観光などと連携した裾野の広い地場産業の創出が、将来に向けた工業発展の大きなカギを握っている。

第二節 商工業の振興

商業と商店街 第四次町総合計画（平成八年度～一七年度）では、商業と商店街の振興について、「地元商店街での振興方針」の購買志向の喚起、「商店個々の経営改善や経営体質の強化」「消費者にとって身近な商店街づくり」「商工会活動の促進」「後継者の確保育成」という五つの基本目標を掲げた。その上で基本施策として、①住民の暮らしに密着した商業活動や、楽しく買物ができる商店街づくりに対する支援②集客力を高めるソフト事業の研究と、ポイントカード導入に向けた検討③新しい経営ビジョンの形成や、後継者育成のための先進地視察・研修会の実施④一丁目商店街近代化推進協議会に対する必要な支援⑤商工会活動の支援と経営相談・指導体制の充実⑥経営基盤強化のための各種融資制度の拡充⑦地域イメージを活用した地場産品の開発・研究―に取り組みこととした。

次の第五次町総合計画（一八年度～二七年度）においては、基本目標を、「商店個々の経営改善や経営体質の強化」「特色ある商店街の活性化促進」「商店街活動の促進と後継者の確保・育成」と定めた。主な施策としては、①集客力を高めるソフト事業の研究②住民の暮らしに密着した商業活動と、特色ある商店街の活性化に向けた取り組み③経営近代化を図るための経営指導の強化と融資制度の活用④後継者の確保・育成を図る各種支援―を取り上げた。

工業の振興方針と地場 工業振興に関する基本目標については、第四次町総合計画で、「既存進出企業への協力」「産業の創造・育成方針」「多様な分野の業種の企業誘致」「工業団地など企業誘致に必要な条件整備」「トマトジュースあかずきんちゃんの知名度を高め、安定供給への取り組みの推進」「地場産業の創造育成による、全町的に経済波

及効果を及ぼすシステムの構築」「地域イメージと連携した地場産品の販売・PRによる、地名度とイメージのアップ」などの柱を示した。第五次町総合計画では、「既存企業の育成と体質強化」「雇用の場確保のための若者に魅力ある優良企業の誘致」「地場産品を使った特色ある産業の育成」「地域イメージと連携した地場産品の開発・販売・PRによる、知名度の向上とイメージアップ」の四点を掲げている。

基本目標を実現する基本施策では、第四次計画で、①既存の工業団地周辺の環境整備や職員採用活動の支援②企業誘致推進のため、情報活動の継続③企業誘致用パンフレット類の作成と、訪問活動やPR活動の展開④進出企業に対する優遇制度の活用などの支援—を行うこととした。また、第五次計画では、①融資制度の活用促進による経営体質の強化②進出企業に対する協力と優遇制度の活用への支援③企業誘致を進めるための情報収集活動の継続④各種研究機関などとの情報交換による羊肉関係の産業育成⑤地域特性を生かした新たな起業への支援—を打ち出している。

商工業振興事業

町は商工業振興対策の一環として、経営改善事業と振興事業の補助について町商工会を通じて実施、さらに、中小企業保証融資利子の補給も行っている。この事業のために北空知信用金庫に100万円を預託、融資限度額を4400万円に設定している。また、商工会に対して緊急対策事業補助を支給しているほか、中小企業施設近代化資金の利子補給も実施した。

経営改善・振興・緊急対策事業補助の推移 (単位：千円)

年度	経営改善事業 (商工会)	振興事業 (商工会)	特別緊急 対策事業 (商工会)	緊急支援 事業 (商工会)	緊急対策 利子補給事業 (商工会)	その他
平7	7,561	2,000	—	—	—	570
8	7,689	2,000	—	—	—	300
9	7,792	2,200	—	—	—	250
10	8,385	2,200	2,988	2,744	1,093	—
11	8,985	2,200	2,989	2,735	400	—
12	9,483	2,200	2,994	200	—	—
13	9,844	1,000	—	—	—	—
14	6,461	1,000	—	—	—	—
15	6,263	1,000	—	—	—	—
16	6,653	1,000	—	—	—	—
17	7,105	1,000	—	—	—	—
18	7,000	1,000	—	—	—	—
19	7,134	1,000	—	—	—	—
20	7,075	1,000	—	—	—	—

中小企業保証融資・施設近代化利子補給の推移 (単位：千円)

年 度	中小企業 保証融資		中小企業 施設近代化		年 度	中小企業 保証融資		中小企業 施設近代化	
	借入 件数	利子 補給額	件数	利子 補給額		借入 件数	利子 補給額	件数	利子 補給額
平7	20	857	—	—	平14	15	507	1	122
8	17	639	—	—	15	15	372	1	108
9	18	640	—	—	16	15	297	1	94
10	16	669	1	112	17	14	306	1	76
11	16	848	1	164	18	9	254	1	57
12	16	758	1	149	19	7	173	1	38
13	16	665	1	135	20	8	239	1	19

※借入件数は戸数

第三節 商業

卸売業・小売業の推移

卸売業・小売業とも店舗数と従業員数に
 おいて、多少の増減こそあれ大きな変化
 はないが、年間売上高は平成六年度の約三億八〇〇〇万円から全
 体的に減少傾向にあり、一九年度は約二三億九〇〇〇万円と二七・
 二割も減っている。地域人口の減少もあるが、購買力の町外流出が
 大きく影響しているものとみられる。

第四節 工業

工場の推移

業種別では衣服縫製工場が平成一一年、生コン工場
 が一六年をもってそれぞれ閉鎖された。七年以来一
 貫して操業しているのは、木材工とトマトジュース製造の工場であ
 る。工場数は一〇年度に六カ所が増えたが、一六年には三工場まで
 減った。しかし、その後盛り返し二〇年は六工場に回復した。工場
 従業員数は七年に一一五人を数えていたが、一〇年にコンテナ工場

商業の推移

(6～11年は7月1日現在、14年以降は6月1日現在)

年度	総数(飲食店除く)			卸売業			小売業		
	商店数 (店)	従業員 数(人)	売上高 (万円)	商店数 (店)	従業員 数(人)	売上高 (万円)	商店数 (店)	従業員 数(人)	売上高 (万円)
平6	32	132	328,124	3	9	3,298	29	123	324,826
9	26	122	307,994	2	—	—	24	—	—
11	29	159	268,805	4	42	9,320	25	117	259,485
14	31	136	259,442	2	14	30,337	29	122	229,105
16	27	123	290,648	3	19	38,645	24	104	252,003
19	30	138	238,953	—	—	—	—	—	—

※商業統計調査による。一印は秘密保持のため公表していない

※売上高は年間

が一つ増えたこともあって二二〇人まで増加した。しかし、その後は減少する一方で、過去一四年間で最少の三工場まで落ち込んだ一六年には五三人と、一〇年に比べ半分以下となり五五・八割も減った。二〇年はやや持ち直して六三人となったが、雇用の場の確保は依然として厳しい状況に置かれたままで、二〇年後半からの世界同時経済危機の影響も懸念されている。

一方、出荷額も七年度に一五億一〇〇〇万円以上を記録したのが、一六年度は最悪の六億四〇六三万円に落ち込み、この間の減少率は五七・六割に達した。その後やや持ち直し、一九年度は一〇億円台を回復したが、七年度レベルには程遠い。

工業の推移 (出荷額単位：万円)

年度	工場数	従業員数	出荷額	業種別工場数
H 7	5	115	151,199	衣服縫製1、生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ1
8	5	114	160,225	衣服縫製1、生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ1
9	5	107	115,502	衣服縫製1、生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ1
10	6	120	124,749	衣服縫製1、生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ2
11	5	96	142,917	衣服縫製1、生コン1、トマトジュース1、コンテナ2
12	5	78	128,094	生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ2
13	5	85	114,511	生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ2
14	5	77	144,706	生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ2
15	4	55	152,718	生コン1、木材工1、トマトジュース1、コンテナ1
16	3	53	64,063	木材工1、トマトジュース1、コンテナ1
17	5	68	76,736	木材工1、トマトジュース1、コンテナ2、食品製造業1
18	4	61	95,879	木材工1、トマトジュース1、コンテナ2
19	5	62	97,129	木材工1、トマトジュース1、コンテナ2、食品製造業1
20	6	63	102,187	木材工1、トマトジュース1、コンテナ2、食品製造業1、製造業1

※工業統計調査による

第五節 金 融

北いぶき農業協同組合

秩父別農業協同組合は、戦後の農業協同組合法施行によって昭和二三年四月に従来の農業会を解散して新発足した。業務は営農販売・購買・共済事業とともに信用事業も実施、系統・制度資金の貸付、農業手形の貸付などを通じて農業経営の安定を図ってきた。その後、組合員だけでなく一般町民に対する貯金・貸付業務にも枠を広げ、昭和五四年六月には町の指定金融機関にも決まり、公金の収納・支払い事務の委託を受けている。平成一五年二月の秩父別、妹背牛、沼田三農協による広域合併に伴い、北いぶき農業協同組合が発足した。秩父別農業協同組合跡には同組合の本部と秩父別支部が置かれ、事務の統括のほか信用事業、共済事業などの業務を中心に担当している。貯金・貸出・為替などの金融業務を行う北いぶき農業協同組合の信用事業は、農協・道信用農協連合会・農林中央金庫という三段階の農協系統金融として安定的な力を發揮している。

北空知信用金庫 昭和二五年七月に深川町（現在・市）で発足した北空知信用組合は、信用金庫法制定に伴い二七
と秩父別支店 年二月に北空知信用金庫に改組した。事業内容は預金・融資・為替・各種代理・各種公金の取り扱いなどが中心で、地域密着型の金融機関として講座・講演会の開催やスポーツなどの行事主催などにも力を入れている。平成二〇年三月末現在、出資金三億三三三〇万円、自己資本比率二一・四割、預金残高八五八億七一〇〇万円、融資残高三八八億四四〇〇万円となっている。平成一二年六月には創立五〇周年記念式典を盛大に開いている。

昭和三〇年二月一日、秩父別町二条一丁目秩父別出張所が開設された。三六年一二月には一二七二番地に出張

所店舗を移転新築し、さらに五〇年三月一日付で支店に昇格した。五四年からは、町の収納代理機関の指定を受けて収納事務を扱っている。

平成七年度以降の歴代支店長は、次の通りである。

佐藤俊男（平 6・4・1～12・3・31）、金山泰明（12・4・1～14・3・31）、畑博善（14・4・1～18・6・28）、斉藤政規（18・6・29～19・3・31）、田中寛美（19・4・1～20・6・10）、金内俊市（20・6・11～現在）

秩父別郵便局

秩父別郵便局は平成一九年一〇月の郵政民営化後も、公社時代からの郵便業務、簡易保険業務とともに貯金業務をそのまま引き継いだ。貯金業務は株式会社ゆうちょ銀行の委託を受けたもので、取り扱い内容は貯金のほか、公共料金、国際送金、国債、為替、振替、国民年金などである。

第六節 秩父別町商工会

商工会の事業

昭和三五年九月に国の特別認可法人として設立された秩父別町商工会は、二四年四月に発足した任意団体の秩父別商工会議所が前身である。地域の総合経済団体として、地域商工業者の経営改善に関



商工会

する相談とその指導、地域経済振興を図るための諸活動、そして社会一般の福祉増進に寄与することを目的に幅広い活動を展開している。特に時代の要請に応え、行政や地域住民とタイアップした多面的な事業にも活動の幅を広げ、地域活性化に大きな役割を担っている。毎年恒例事業への参加・参画のほか、年度当初に事業計画を立て重点的に活動を推進している。内部組織として商業、工業、サビビスの三部会を設置、このほか総務企画、金融、経営改善普及事業推進、役員推薦、情報化推進の五委員会を設けている。

具体的な主な事業を概括すると、経営改善普及事業では商工業・税務相談指導、金融・小企業等経営改善資金貸付、記帳代行と経営データ分析提供、労働保険の事務代行による負担軽減と加入促進、共済・年金・保険制度の導入促進、講習会・研修会の開催などがある。地域総合振興事業については、起業家のための創業支援、近代化を目指す商店街の整備、地域の活性化を図る産業おこしの推進、街を元気にする各種イベントの開催、インターネットを活用した取引・販路開拓の支援、青年経営者・女性経営者・後継者の育成支援などに取り組んでいる。この間、平成八年に商工会が団体として、原田森成会長が個人として同時に北海道産業貢献賞を受賞している。

会員の推移

個人、法人を合わせた商工業者は、平成七年三月末で九三あった。その数は、一時やや減ったものの一六年度から一〇〇の万台を超

え、一八年には最多の一八まで増えた。二〇年三月末では一〇七を数えている。こうした傾向は会員数にも表れ、七年三月末に九〇であったのが、一五年に八二まで落ち込んだものの、

会員の推移
(各年3月31日現在)

年度	会員
平7	90
8	92
9	95
10	89
11	88
12	87
13	85
14	83
15	82
16	88
17	109
18	107
19	106
20	100

それ以後持ち直し一七年三月末に過去最多の一〇九を記録した。しかし、その後はやや低迷し二〇年三月末では一〇〇にとどまっている。商工業者に対する商工会への加入率は、七年三月末に九六・八割に達していたが、八〇割台まで低下した時期もあった。しかし、やや回復して二〇年三月末では九三・五割になっている。

平成七年度以降の歴代秩父別商工会会長・部会長は、次の通りである。

▽会長 原田森成（平1～7）、井上國弘（8～14）、柴田壹隆（15～現在）▽工業部会長 井上國弘（平5～8）、寺迫公裕（8～現在）▽商業部会長 早川正剛（平6～現在）▽サービス部会長 柴田壹隆（平5～14）、佐久間進（15～現在）

青年部の活動

青年部は、昭和四二年に設立された。部員は会員商工業者やその役員・親族で満四〇歳以下の男子であったが、平成一六年の規約改正で「男子」という文言を削除し、事実上女性も入部できるようにした。一貫して商工会の実践部隊として活動してきたが、特に地域振興や福祉・親睦・研修などの事業に力を入れている。平成八年には北海道商工会青年部連合会表彰を受けるとともに、創立三〇周年を迎え盛大に記念式典を開いた。現在は地域振興事業として、「ちっぷフェスティバル・イン・ローズガーデン」におけるビールパーティーの開催、とんでんまつり、ちっぷ納涼盆踊り大会、新春恒例みかんまきへの協力、福祉事業ではバス・列車時刻表の作成と全戸配布、交通安全啓発運動参加、保育園クリスマス慰問、親睦事業では部員家族会の開催、研修事業では町外視察などがメインとなっている。平成七年四月一日現在の会員数は一九人であったが、二〇年四月一日現在で会員は七人である。

平成七年度以降の歴代青年部長は、次の通りである。

東晴基（平7～8）、近藤幸仁（9～10）、武田元一（11～12）、塩谷雅則（13～14）、植田竜一（15～18）、小釜信（19～20）、横山修一（21～現在）

婦人部（女性） 婦人部は、女性経営者や会員事業所の妻などを部員として昭和四七年に結成された。平成七年四月（部）の活動 一日現在の部員は七〇人であったが、二〇年四月一日現在では四四人である。女性ならではのきめ細かい事業活動を推進している。地域振興事業では、青年部とともに「ちっぷフェスティバルinローズガーデン」におけるビールパーティーの開催、とんでんまつりへの協力などのほか、北空知広域連携青年部事業のオリジナル料理試食会に参加し、料理に腕を振るったこともあった。福祉事業でも小学校新入学児童への交通安全の鈴寄贈、交通安全街頭啓発、使用済みテレホンカード・切手・書き損じはがき・空き缶リングブルの回収、特別老人ホーム和敬園へのタオル寄贈などと多彩である。研修事業の町外研修旅行、親睦事業の新年会開催なども継続的に行っている。平成一二年から名称を女性部と改めた。

平成七年度以降の歴代婦人（女性）部長は、次の通りである。

藤村秀子（平7～10）、川西桂子（11～12）、植田枝美（13～14）、中野国子（15～17）、末津淑子（17～18）、川邊和代（19～現在）

北空知商工会広域 平成一八年三月二四日に、北空知商工会広域連携協議会が結成された。北竜町内で開かれた設立合協議会の結成 立総会には秩父別、妹背牛、北竜、沼田、幌加内の北空知地区五町の商工会が参加、このほか、空知商工会連合会の関係者や五町の町長らが立会人として出席、協定書に調印した。会長には北竜商工会の小松忠彦

会長が就任した。事業計画としては、事務事業の統一化による合理化・効率化、特産品の研究開発、北空知オリジナル料理の創作などに取り組んでいる。また、組織基盤の強化、各会員の交流を図りながら、会員の減少傾向に歯止めをかける努力を重ねている。

第七節 関係団体

秩父別専門店会と 昭和五七年七月に発足した秩父別専門店会は、商工会内に事務所を置いてびっくり市、大売り**秩父別町商店会** 出しなどの催事や会員協力・協働体制の研究・会員親睦などの活動を展開していた。しかし、地域の過疎化などの時代背景の下、その役割を終えて平成五年一二月に解散した。また、秩父別町商店会は、スタンプ事業、売り出し、招待・優待事業、賞品交換などを中心に消費者に親しまれたが、平成八年にちっぷべつスタンプ会が発足したため一一年一二月に発展的に解散した。

秩父別スタンプ会

秩父別商店会と同じような役割を担って、商工会を拠点として平成八年一月二五日に発足した。当初はスタンプシールによるサービスを中心に、プレミアムイベントを実施してきた。しかし、シール取り扱いによるわずらわしさを解消するため、一一年一月一日からポイントカード発行によるサービスに移行した。さらに、一四年八月から町内でいつでも利用できる商品券の販売も開始、地域振興に一役買っている。一九年八月現在の加盟店は二六、協力店は二〇に達している。

歴代会長は、次の通りである。

石塚元彦（平8・1～18・6）、東晴基（18・6～現在）

秩父別料飲店組合

経済統制がはずされた戦後の昭和二年二月一〇日に設立され、関係機関と連携しながら税対策、風俗営業と食品衛生の管理、交通安全対策、共済制度の活用などの事業に積極的に取り組んでいる。特に近年は食の安全・安心、酒酔い運転の防止などの力を入れている。会員は一五人である。

平成七年度以降の歴代組合長は、次の通りである。

小林頼政（昭58～平8）、柴田壹隆（8～11）、三浦四郎（18～現在）

深川地方食品衛生

昭和二二年に制定された食品衛生法に基づき、二五年五月二五日に発足した。食品衛生関係法

協会秩父別支部

の順守、飲食に起因する事故防止に努めている。会員は二九人でいずれも食品製造、飲食店の

関係者であり、料飲店組合同様に食の安全・安心の確保に全力で取り組んでいる。事務所は、町役場内に置かれている。

平成七年度以降の歴代支部長は、次の通りである。

小林頼政（昭3・4～平8・3）、石塚元彦（8・4～19・3）、藤村正彦（19・4～現在）

北空知青色申告

昭和二九年四月一日に設立された。税制・税務に関する意見具申、租税・経理に関する講習会開

会秩父別支部

催などの指導、誠実な記帳による適正な申告の推進などを主な事業として活動している。会員四

八人で運営している。

平成七年度以降の歴代支部長は、次の通りである。

東正（昭52・4～平11・3）、柴田壹隆（11・4～15・3）、四十坊尚（15・4～現在）

深川地方法人 よき経営者として、企業経営の発展と社会の発展に寄与することを目的としている。昭和二八年一

会秩父別支部 ○月に発足した時点では任意団体であったが、六二年四月に社団法人の認可を得て、組織を強化した。平成一九年四月現在の会員は三一人である。

平成七年度以降の歴代支部長は、次の通りである。

北垣和雄（平2・4～16・5）、寺迫公裕（16・5～現在）

秩父別建設業協会

高度経済成長時代の昭和四二年三月二〇日、秩父別土建協会として設立され、五三年四月一日に建設業協会と改称した。会員相互の経営改善、基盤の強化、親睦、町の各種事業への協力などを目的とし、地域活性化の先頭に立ってきた。しかし、近年は公共事業抑制・縮減や不況などの影響で厳しい環境下に置かれている。平成九年一月には創立三〇周年を記念して、「未来の農村集落」絵画制作、公園用の長いす、ごみ箱などの費用として一〇〇万円を町に寄贈した。一九年八月現在、事務所を原田建設工業内に置き、会員企業は八社である。

平成七年度以降の歴代会長は、次の通りである。

田中常夫（平4・4～8・3）、寺迫公裕（8・4～16・3）、萩野正晴（16・4～18・10）、大池豊（19・4～現在）

秩父別町技能協会

昭和四七年五月二〇日、技能尊重の啓発、技能の質的向上、奉仕活動の推進、会員相互の親睦を目的に設立され、職業訓練や社会奉仕などで実績を残している。事務所は北垣建設(株)に置いてある。会員は七〇人を擁している。

平成七年度以降の歴代会長は、次の通りである。

北垣和雄(昭51・7～平10・5)、内田一成(10・5～14・4)、植田正美(14・4～現在)

第四章 観光・レジャーと物産

第一節 観光概況

北海道の観光戦略

北海道は平成一〇年に、「新北海道観光振興計画」をまとめた。一三年にはこれを全面改定、「北海道観光くにつくり条例」を制定した。条例では、観光振興を図るための道の責務、道民・観光業者・観光関係団体の役割、道の基本となる施策をそれぞれ明確にした。その基本理念として「自然、景観等の環境保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用する」「豊かな自然にはぐくまれた食材、食文化の魅力を生かす」「高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光できるように配慮する」を掲げた。

第二節 秩父別町の観光振興策

秩父別観光の 温泉を核とした地域活性化プロジェクトの下、積極的な関連施設の整備やイベントの創設・開催に
現状と課題 よって、秩父別の観光・レジャーは、町内外の人たちから親しまれてきた。特に秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」、バラの庭園「ローズガーデンちっぶべつ」、観光体験牧場「めえーめえーランド」、滞在型交流体験農園「なつみの里」などの相次ぐ整備充実に伴い、都市との交流が活発化している。都市の人たちを対象とした交流滞在型観光を目指す秩父別町にとって、町外からの観光客に「住んでみたい」「また来たい」と思ってもらえるよう

な、各施設を複合的に利用できる体制づくりと、幅広い利用者のニーズに応え得るソフト事業と施設の充実、さらにホスピタリティー（おもてなしの心）の向上が、喫緊の課題となっている。

総合計画・過疎地域自立 現在取り組んでいる「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画」（一七年度～二一年度）
促進計画にみる振興方針 と「第五次秩父別町総合計画」（平成一八年度～二七年度）に、観光振興についての基本目標や主要な施策が盛り込まれている。自立促進市町村計画では、対策の目標として、①住民が憩い、やすらぎを求める場の確保②新たな視点による、町にふさわしい地域間交流の推進と保養・休暇施設の整備③町のレクリエーション施設の有機的な結合による、文化施設と一体となったソフト事業の推進④バラに関する観光事業の付加価値化⑤観光牧場の整備による、観光事業の付加価値化⑥滞在型市民農園の整備と滞在型交流の促進⑦近隣市町村と連携した広域観光事業の推進―を定めた。その上で、観光牧場の整備、滞在型市民農園の整備事業を計画しているが、これらはおおむねすでに実現している。

総合計画では、「多くの人が住みたくなる、また訪れたくなる魅力ある観光地づくりの推進」「積極的な観光客招致と体験観光や特色ある食事、土産品の開発推進」「近隣市町の観光資源と連携した事業の推進」を基本目標に掲げている。主要な施策としては、自立促進市町村計画の施策を基本的に受け継ぎながら、「観光資源を生かした体験観光の確立」を付け加えている。

観光事業の推進

平成一〇年四月からインターネット上に町のホームページを開設し、観光PRを全道・全国に発信している。待望の観光・レジャー施設の「ローズガーデンちっぷべつ」を一年七月に開園し

て、引き続き施設整備に取り組んだほか、都市との交流を進める滞在型交流体験農園「なつみの里」を一七年四月に開園、大きな成果を挙げている。また、同年八月に道の駅「鐘のなるまち・ちつぶべつ」が、翌一八年六月には観光体験牧場「めえーめえーランド」がそれぞれオープンした。一九年七月には開基百年記念塔展望台に、「しあわせの鐘」を設置している。この間、一五年七月に高規格幹線道路深川留明自動車道の秩父別々沼田間が供用を開始し、交通アクセスが一段とよくなった。

一方、観光・レジャーの顔となっている秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」、「ローズガーデンちつぶべつ」などの施設整備に努めるとともに、インターネットの活用、広域連携の強化に伴う観光パンフレット・ポスターの作成、メディアを通じたPR、イベント開催による集客展開、観光案内板の設置など観光客誘致に全力を挙げた。さらに各種イベントのパワーアップや新しいイベントの創設、グルメを中心とした物産や土産物の開発にも力を入れ、札幌、旭川、深川などの道内観光・レジャー客ばかりでなく、道外・国外観光客にもターゲットを定めて誘致戦略を展開している。

広域観光の推進

北空知圏振興協議会は、平成七年から秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」を含む圏内温泉施設の共通券を発行、利用促進を図っている。また、「元気村スタンプラリー」も開始、温泉とともにレストランの利用も促進、さまざまな特典サービスを行っている。

第三節 観光施設

一 秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」

施設概要と運営

秩父別町二〇八五番地に位置する秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」は、平成二年四月一〇日にオープンした。最初は温泉棟だけで宿泊施設はなかったが、同年二月に宿泊棟を併設、さらに五年には新しい温泉棟を増築した。九年には多目的研修施設「おおとり」を併設し、団体研修にも利用されている。一八年三月には、遠赤外線とマイナスイオンを放出する天然鉱石貴宝石を埋め込んだ人気の岩盤浴も登場し、従来のジャグジーバス、たきの湯、タワーサウナ、ミストサウナ、高温サウナ、パワーボディーシャワー、リラククスバス、ヘルツバス、香湯、寝風呂、歩行湯などと併せ、入浴の魅力がさらに高まった。運営は一部を秩父別振興公社に委託し、宿泊料金、合宿料金を設定しているが、入浴のための日帰り入館料は大人五〇〇円、子ども二五〇円である。ただし、六五歳以上の高齢者には毎月二回まで二五〇円という割引特典もある。



秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」

効 能

泉質はナトリウム塩化物泉
(弱アルカリ性低張性温泉)

で、入浴は神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、痔疾、慢性消化器病、慢性皮膚病、病後疲労回復、疲労回復、健康増進、虚弱児童、慢性婦人病、冷え性、切り傷、やけどなどに効能があり、飲用では慢性消化器病、慢性便秘に効くという。

入館者の推移

平成二年度の開館以来、
八年度の二〇万四三三

人が年間入館者数の最高であった。多目的研修施設「おおとり」が併設されてからや利用は減ったが、一一年度に二度目の二〇万人突破を記録した。しかし、その後は残念ながら全体として減少傾向をたどっている。それでもオープン以来の利用者が八

入館者の推移 (カッコ内は1日平均)

利用 年度	日帰り	宿泊		合計
		ゆう&ゆ	おおとり	
平 7	173,431 (474)	18,564 (51)	—	191,995 (525)
8	185,223 (507)	19,090 (52)	—	204,313 (559)
9	174,414 (478)	18,405 (50)	1,254 (11)	194,073 (539)
10	171,742 (471)	17,935 (49)	2,828 (8)	192,505 (528)
11	179,411 (490)	19,112 (52)	3,354 (9)	201,877 (551)
12	167,538 (459)	18,935 (52)	4,717 (13)	191,190 (524)
13	167,821 (460)	17,630 (48)	4,233 (12)	189,684 (524)
14	155,860 (427)	17,096 (47)	3,870 (11)	176,826 (485)
15	151,005 (414)	15,854 (43)	3,773 (10)	170,632 (467)
16	139,730 (384)	14,808 (41)	3,526 (10)	158,064 (434)
17	124,251 (340)	13,916 (38)	3,413 (9)	141,580 (388)
18	131,997 (362)	13,565 (37)	3,678 (10)	149,240 (409)
19	125,895 (345)	13,172 (36)	3,656 (10)	142,923 (392)
20	125,219 (343)	11,950 (33)	4,643 (13)	141,812 (389)

※平成9年の「おおとり」は116日間の開館で、その後は通年開館である。

年三月に一〇〇万人、一三年三月に二〇〇万人、一九年五月に三〇〇万人をそれぞれ突破、地元町民はもとより道内外の観光客の人気を集めている。

二 ばらの庭園「ローズガーデンちっぷべつ」

事業概要

ばらの庭園「ローズガーデンちっぷべつ」は、町の中心部から約二岐離れた高規格幹線道路深川留明自動車道の秩父別パーキングエリア建設予定地周辺に建設された。隣接の「こども冒険の森」(昭和六三年開園)の再整備も併せた同エリアとその周辺の整備に伴い、この構想が浮上し実現した。この庭園は、バラを中心とした花と緑の野外レクリエーション施設であるばかりでなく、フラワーツーリズム、グリーンツーリズムの観光施設として期待された。約五億四四四万円をかけ平成一〇年五月に着工、平成一一年七月一〇日にオープンしたが、その後も施設設備の整備充実に努めた。総面積五・四畝の広大な用地を確保、世界の珍しい品種が見られるバラ園は、当初の二〇〇〇平方メートルから三〇〇〇平方メートル・五倍増、植栽したバラも一六五〇株(一八六種)から三〇〇〇株(三〇〇種)へと一・八倍にそれぞれ増やしている。

バラの花びらを模したデザインが目を引く中核施設の「バラの城フローラ」は、鉄筋コンクリート二階建て延べ約三〇〇平方メートルで、休憩コーナーや展望パ



ばらの庭園「ローズガーデンちっぷべつ」

ルコニーが配置され、バラに関するグッズなどを販売している。また、一二年には食堂兼特産品売店「ガーデンプラザ・ウエル花夢^{かむ}」がオープン、同時に大型駐車場や公衆トイレも整備され、受け入れ機能がアップした。このほか園内全体を展望できる「カロスの丘展望台」、「バラの回廊」「果実の森」「つつじ園」「はまなす園」「セクター広場」「流水路」、「散策路」「車椅子用駐車場」などが配置され、一日ゆったりと楽しめる工夫を凝らしている。入館者を呼び込むイベントにも力を入れ、ビールパーティーやさまざまなショー、ゲームを盛り込んだ「ちっぷフェスティバル in ローズガーデン」や、バラのある風景を被写体とした「フォトローズコンテスト」などを行っている。

入園者の推移

開園一年目にいきなり一一万七五〇〇人の入園者数を記録、その後もピーク時は一四万八四〇〇人を数え人気が定着してきた。今や秩父

別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」とともに、町内の代表的な観光・レジャー施設になっている。特に一五年七月に深川留萌自動車道の秩父別パーキングエリアが供用を開始したことによって、交通アクセスも格段に向上、年ごとに花の品種も多彩になり、知名度が高まっている。

入園者の推移
(単位：千人)

年度	入園者数 概
平11	117
12	133
13	148
14	137
15	137
16	85
17	79
18	69
19	71
20	71

※数字は概数である。

三 滞在型交流体験農園「なつみの里」

農園の概要

「なつみの里」は、平成一七年四月二九日に開園した。町が約四億二〇〇〇万円を投じて、「ローズガーデンちっぷべつ」から南に約五〇〇㊦離れた場所に、平成一五年度から三年計画で整備した。道内では、栗沢町に次ぐ二番目の公営滞在型市民農園である。約四・三㊦の用地に、滞在型スペースが一〇〇〇平方㊦七区画（年間使用料二二万円）、同二〇〇平方㊦三区画（同二五万円）の計一〇〇区画、日帰り型スペースが五〇平方㊦二八区画（同一万円）、体の不自由な人の車椅子用大型プランター四区画（同五〇〇〇円）と合計四二区画を設けた。ハーブや果樹ゾーンを備え、野菜や花づくりができる交流型体験農園である。利用者に農作業を指導し、秩父別町民との交流の橋渡しもする「秩父別田舎の親戚」（中西輝行代表）というボランティア組織も町内の農業者で結成され、万全の体制でスタートした。

滞在型にはキッチン、まきストープ、サウナ、シャワー付のコテージ（簡易宿泊施設）一〇棟が用意された。開園前から札幌圏を中心に六〇件以上の問い合わせがあり、開園一年目は滞在型に満杯の一〇世帯、日帰り型に七世帯の利用があり、自家製トマトジュース作り、そば落としの体験や地元小学生とのカボチャ・ジャガイモ植え交流体験などを楽しんだほか、収穫祭、お別れ会など



交流体験農園「なつみの里」

で交流を深めた。人気に支えられて滞在型は翌年二〇区画に増やし、コテージも一〇棟建て増しした。その結果、滞在型は一六区画、日帰り型は四区画の利用があった。しかも、滞在型には初めて道外勢が応募、九区画を滋賀、兵庫、埼玉各県の人たちが利用した。

四 秩父別町観光体験牧場「めえーめえーランド」

牧場の整備

牧場が造成されたのは、「ローズガーデンちっぷべつ」の隣接地で、平成一六年に原田森成原田建設社長が寄付した約八・七畝の土地（旧羊・牛・馬牧場）と、元スキー場だった場所とを合わせた約一二畝の用地である。「ローズガーデンちっぷべつ」とは散策路でつながれ、丘陵地の約八畝は放牧場として使用し、牧場に面する約一畝の散策路から身近にさまざまな種類の羊が観察できる。放牧地近くに鉄骨平屋建て約六二〇平方メートルの羊舎「ふわふわ館」が建設され、館内にはロシア原産のロマノフやイギリス原産のシェットランドなどを飼育する「世界の羊展示室」と、サフォーク種の飼育室がある。また管理エリアには町内で羊毛の織物を手作りしている「手つむぎ研究会」のメンバーが開く「手つむぎ体験コーナー」が設けられ、有料で卓上織り機を使いながらコースターやマスコットの製作体験ができる。そのほか、自らの手で羊に餌を与える給餌体験などもあって、家族連れで楽しめる施設と



観光体験牧場「めえーめえーランド」

なった。一八年六月二四日に待望の開園を迎え、世界の羊一五種類一五頭とサフォーク種二〇頭がお客さんを出迎えた。

五 道の駅「鐘のなるまち・ちっぶべつ」

「道の駅」の誕生

「鐘のなるまち・ちっぶべつ」と命名された国土交通省指定の道の駅が、平成一七年八月二〇日にオープンした。

開設場所は町内二の一の秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」と開基百年記念塔の近くで、町ふるさと特産物展示館（平成二年開館）の横に、木造平屋建て約二五平方メートルのログハウス風の「やさい館」「お食事館」二棟を建設した。この三施設を総合して道の駅とした。町内の農家や商店主、農産品加工グループなど四二の個人・団体が「道の駅ちっぶべつ事業組合」を結成、出資金を募って約六三〇万円の事業費を投じた。特産物展示館では従来通り、トマトジュースやアキグミジャム、手つむぎ研究会が作った羊毛のベスト、コースターなどの特産品を販売、やさい館では農家がその日朝に収穫した減農薬野菜などを販売しているほか、無料でできる精米機も設置、特産物展示館で販売している町内産の「ほしのゆめ」の玄米をその場で精米できる。お食事館ではそば、うどんに加え、町内産野菜を使った天丼てんどんを提供している。



道の駅「鐘のなるまち・ちっぶべつ」

六 開基百年記念塔と世界の鐘

記念塔の概要と 秩父別町は、屯田兵によって開拓された町である。開拓当時、屯田兵たちは鐘を鳴らすことによって幸せの鐘の設置 時を知らせるなど、さまざまな連絡に鐘を利用していた。歴史を物語るその鐘は町郷土館に保存されているが、先人たちの開拓精神を忘れず後世に伝えるため、町のキャッチフレーズも「鐘のなるまち」と決められている。開基一〇〇年を記念して平成五年一二月に秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」の前に建てられた開基百年記念塔は、高さ一〇〇尺（三〇・四八尺）の最頂部に、世界最大級の洋鐘（直径一・六六尺、高さ一・四一尺、長さ二・八一五尺）が設置され、コンピューター制御で一日四回、時を知らせていた。ところが一八年に町民から、「長いらせん階段を上り切っても、展望だけではなく、自分の手で願いを込めて鳴らせる鐘があったら喜ばれるのではないか」という提案が寄せられた。このため、新たに「幸せの鐘」を一九年七月二〇日に設置した。鐘は直径三五・三寸、高さ三四・一寸の真ちゅう製で、鐘を鳴らす回数により「一回は恋愛成就」「二回は金運上昇」「三回は長寿」「四回は強運」「五回は大願成就」として、それにちなんだ「しあわせのストラップ」も販売している。訪れた観光客は、それぞれの願いを込めながら大空に響く音を楽しんでいる。

世界の鐘

開基百年記念塔の真向かいにある「ふるさと特産物展示館」に平成一八年六月、世界の鐘の音が聞ける音響装置が設置された。屯田兵による開拓と鐘にまつわる故事、それに「鐘のなるまち・ちっぶべつ」の愛称にちなんで、後藤義博元町長が、「世界の鐘の音を町内の子どもたちに聞かせたい。また、秩父別の観光

PRの一助になれば」と二回にわたってフランス・パリのノートルダム寺院の大鐘「エマニエル」や、イギリス・ロンドンの国会議事堂時計塔など世界的に有名な一カ所の鐘の音を収録したミニディスク(MD)を町に寄贈した。これを音源に、いつでも世界の魅力ある鐘の音を聞くことができるようになった。

七 こども冒険の森公園

北空知の穀倉 こども冒険の森公園は、市街地から東北約一、二キロ離れた広さ約四・二四畝の丘陵地帯に造成され、昭
地帯を一望 和六三年に開園した。フィールドアスレチック、ローラー滑り台、空中ブランコ、ネット渡り、ロ
プスイング、ピラミッドなどのほか、森の中の祠ほこ、レストハウス、展望台、噴水池、管理棟、東屋あずまやなどを配置し、ス
ポーツ・レジャーのエリアとして「なかよしランド」の愛称で親しまれた。この公園の一角が深川留萌自動車道秩父
別パーキングエリアとして整備されることになり、その拠点整備事業の一環として「ローズガーデンちっぷべつ」の
新設とともに、こども冒険の森公園もリニューアルされた。施設面積は約一六畝に拡大され、五月には桜が見ごろと
なり、多くの花見客でにぎわっている。

八 日本庭園「百禄園」

幸せを呼ぶ公園

「百禄」とは、中国の『詩経』の一節にある言葉で、「多くの幸福」という意味である。平成三
年一〇月に完成オープンした。秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」の東側にあり、三四四五平方

の敷地に年輪を重ねたイチイ（オンコ）をはじめ、自然石、滝、小川、遊歩道が配置され、日本情緒あふれる公園となっている。主役である一二一本のイチイは、北竜町の中村理作が昭和天皇即位を記念して昭和二年に植樹したのを、秩父別町在住の杉本弥一郎が在町四〇年記念として購入、同庭園造成に当たって寄付したものである。温泉入浴後の散策には、最適な憩いの場となり、今も人影が絶えない。

九 滝の上自然公園

春は桜、秋は紅葉

昭和四一年に完成した古い公園で、雨竜川滝の上水源地に設けられた。当初一二〇畝の広大な用地に八五〇万円をかけ園地、園路、休憩所、駐車場、公衆便所などを整備、六〇〇本の植樹を行った。春は桜、秋は紅葉が素晴らしく、町民はもとより近くの市町村住民からも親しまれた。現在は閉園されている。

一〇 その他の公園

百年記念西公園・西公園は、快適な農村環境の整備、町民の憩いの場の確保を目的に、開基一〇〇年記念事業
屯田公園・協栄公園の一環として平成六年に造成された。市街地から西へ約四逶離れた三条八丁目の稲荷神社に隣接している。三三六平方メートルの広さで、園内には東屋、公衆便所、水飲み台が設置されている。屯田公園は、名称の通り開拓の祖屯田兵ゆかりの公園で、二二五五平方メートルの園地内に東屋、遊歩道（延長一八五メートル）、ベンチ、テーブ

ル、水飲み台、トイレを整備し、いつでもだれでものんびりひと時を過ごすことができる。協栄公園は、八〇本ほどの樹木に囲まれ、自然豊かな公園である。二二五〇平方呎の園地には東屋、遊歩道（延長一七五呎）、ベンチ、テール、水飲み台、トイレが完備、地域の人たちの憩いの場となっている。

第四節 観光・レジャーイベント

一 秩父別とんでんまつり

町民総参加の 第一回秩父別とんでんまつりは、昭和五三年八月一〇、一一の両日、市街地を中心に開かれた。夏まつりとして 町、農協、商工会、土地改良区の四団体が主催し、町民総参加の夏まつりとして、三〇〇人の婦人によるとんでん音頭踊りや山車だしのパレードをはじめ、焼肉・ビールパーティーなどが催され、子供広場、農業広場も開設された。それ以後、毎年八月中の土、日曜日の二日間開催されてきた。主催も関係団体によって実行委員会が組織され、「とんでんまつり企画会議」を設立し、町民アンケートを実施するなどイベント内容の質的向上を目指して努力を重ねた。前夜祭と本祭りに分けてプログラムを組み、市街地のパレードは一般町民の屯田兵仮装などに代わり、山車行列とともにコンテスト方式を導入し、大賞などが贈られるようになった。また、メイン・プログラムとして多額の賞金を用意した全道むかで競走大会が加わり、毎回全道から六〇〜一〇〇チームが参加、まつりを盛り上げている。また、マシユマロキャッチ、ブロッコリーキャッチなど趣向を凝らしたゲームや地場産の牛・羊肉まつり、特産物販売コーナーの開設など新たな試みを次々と取り入れ、常に進化を遂げてきた。

節目の第三〇回

平成一九年八月のまつりは、ちょうど第三〇回を迎えた。例年にも増して多彩な内容となり、町内外の多くの人たちが真夏を彩るイベントを楽しんだ。一日の前夜祭はふれあいプラザを会場に夕市（新鮮野菜特売、姉妹町綾川町の特産品販売）や飲食出店が立ち並び、ビールパーティーや花火大会とともに物まね爆笑ショー、大抽選会などにぎわった。本祭りの一二日は町宮陸上競技場やイベント広場、ふれあいプラザなどを会場に、伝統のむかで競走大会をはじめ、新種目の騎馬戦やもちまき、ダーツゲーム、牛・羊肉まつり、米のすくいどりゲームなどのほか、朝市、飲食店出店、フリーマーケット、農産物直売などで町中がまつりムードに包まれた。特にむかで競走には八〇チーム、約四〇〇人が参加するという盛況で、撰氏三〇度の炎天下、優勝を目指して熱戦を繰り広げた。

町制施行五〇周年記念の平成二一年のまつりは、HBCラジオ公開録音で人気歌手の水森かおりを迎え、町内外の人約三〇〇〇人でにぎわった。

一 ちっぷフェスティバルinローズガーデン

夏のイベントシー 昭和六二年（毎年七月開催）から町商工会、町観光協会の共催で始まった「ちっぷフェスティバル」は、夏のイベントシーズンの幕開けを告げる催しとして定着している。秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」と「ふれあいプラザ」の間にあるイベント広場（雨天の場合はふれあいプラザ）を会場に毎年開かれ、焼きそば、焼き鳥、お好み焼きやフリーマーケットなどの露店が立ち並び、歌謡ショーや縄跳び大会、靴飛ばし大会、ミニ四駆大会、そして豪華賞品が当たる夢のスタンプビンゴゲーム、お楽しみ抽選会など盛りだくさんの催しで、子

どもからお年寄りまで楽しんだ。「ローズガーデンちつぶべつ」の開設に伴って、会場がこの園内に移され、秩父別料飲店組合も共催した。プログラムにもちまき、キャラクターショーなどが新たに加わり、さらに食べ物、飲み物、特産品販売などの露店も増え、最初のころは一〇〇〇人程度であった人も、一万人を超える一大イベントにパワーアップした。

二 ちつぶ納涼盆踊り大会

ユニークな仮装に人気

秩父別観光協会主催の「ちつぶ納涼盆踊り大会」は毎年八月中旬、イベント広場を中心に開かれている。浴衣姿や仮装した踊り手が、子どもから大人まで男女を問わず、やぐらを囲み歌や太鼓に合わせて盆踊りの輪を広げている。個人賞、団体賞、特別賞など豪華賞品も用意され、毎年一〇〇〇人以上の人たちでにぎわう。

四 産業まつり

収穫祭から 農協、観光協会、商工会などにより実行委員会（委員長・町長）が結成され、平成九年（毎年一〇産業まつりへ 月中）からふれあいプラザを会場に「秩父別町収穫祭」の名称で始まった。生産者と消費者が集まって豊穰ほうじょうの秋に感謝し、活力ある街づくりを目指すことを目的に開催している。町内産の米の無料配布、ブロッコリーなどの野菜やトマトジュースなど特産品の格安販売、歌謡やマジックのステージショー、野菜の重量当て、早食い・

早飲み競争などのゲームと、さまざまなアトラクションも人気を呼んだ。また、姉妹町の香川県綾南町から讃岐うどん研究会のメンバーが毎年のように来町、本場のうどん打ちの実演を披露した。一一年の第四回から「産業まつり」に名称を変更した。開基一一〇年の祝いを兼ねて開催した一六年のまつりでは、町内外から過去最高の五〇〇〇人の人出でにぎわったが、この年をもってまつりに終止符が打たれた。

五 青少年ふるさと雪んこまつり

冬の最大イベント

秩父別町青少年ふるさと実践グループ「若い芽」が、道教委の地域活動・郷土活動事業のモデル地域指定を受けて主催し、昭和五三年から毎年二月に二日間の日程で、町ファミリースポール公園とその周辺を会場に開催している。毎回テーマを決めて青年団、ボーイスカウト、農協青年部のメンバーや秩父別高校生が大雪像・中小雪像を制作し、前夜祭は映画やゲームなどによるヤングフェスティバルを開催、本祭りではゴロツケ大会、スノーモービル試乗会、ミカンまき、雪中水泳、長靴飛ばしなどを雪まみれになりながら楽しむ。その後、協力団体の減少などで雪像制作を縮小し、ファミリースポーツセンター内を会場とし、ゴロツケ大会、宝探し、鬼ごっこ、ハンカチ落としなど誰でも参加できるゲームやアトラクションで継続していたが、平成一八年から中止となった。

六 田植え・稲刈り体験ツアー

ホクレンとタイアップ

毎年、札幌近郊の家族を対象にホクレンなどが実施している田植え・稲刈り体験ツアー事業に、北いぶき農協秩父別支所が協力し参加者を受け入れている。平成一八年は、春の五月二一日に一二家族四二人が秩父別町を訪れ、ほ場四鈔に「ほしのゆめ」の苗を植えて貴重な体験をした。その後、一行は婦人の家で米粉パンづくりに取り組み、体験型観光牧場「めえーめえーランド」を見学した。秋の九月一六、一七両日には同じ家族が再び来町、自分たちが田植えした稲を刈り取り、それを束ねて乾燥させる作業も体験した。このほかりんご狩りやジャガイモ掘りも行い、出来秋を満喫した。都市と農村の交流モデルケースとして注目されている。

第五節 物産

一 秩父別町の特産品

トマトジュース 平成八年から本格的に製造を開始したトマトジュース「あかずきんちゃん」が、地元特産品「あかずきんちゃん」の代表格である。毎朝もぎたての生食用トマト「桃太郎」の完熟のみを農家から仕入れ、へたばかりでなく芯や実の青い部分を取り除き、赤肉のところだけしか使用していない。その上、トマト本来の風味を

生かすため、愛媛県伯方町の天然塩〇・三割の秘伝の味付けにこだわった手づくりジュースである。実は昭和六三年から秩父別農協がすでに製品化していたが、新たな特産品づくりを目指して、これを町振興公社が引き継ぎ、大々的に製造・販売に乗り出した。消費者のニーズに応え一罇、六〇〇ミリ罇、一八〇ミリの三種類のボトルを製造、販路も道内はもとより東京、横浜など首都圏や大阪など関西地方の百貨店、大手スーパーにも出荷しているほか、通信販売にも出品している。一九年度は八万五〇〇〇罇を生産、販売も好調である。

その他の特産品

高級料亭から引き合いの多い特産のプロッコリーは、高品質で歯ざわりもよく、さまざまな食べ方が楽しめる。完熟の「みやこかぼちゃ」を使った「かぼちゃのポタージュ」は、ほんのりと甘い感じが特徴で、牛乳を混ぜて作ると、口いっぱいにくくのある味わいが広がる。町内産米の「ほしのゆめ」は、本州産の良食味品種に負けない粘り、柔らかさ、口当たり、白さ、ツヤ、味で高い総合評価を得ている。これを精米して「いなほの鐘」（五割と二割の二種類）として販売している。

菓子類ではヨモギやきな粉の昔懐かしい味が楽しめ、あんこがいっぱい入った「笹だんご」、あんこを黒糖の皮で包み、その表面に秩父別町のシンボルである鐘がプリントされているまんじゅう「希望の鐘」、屯田兵が使っていたという鐘を型どり、たっぷりバターを使い甘さを控えたマイルド風味のバターカステラ「開拓の鐘」がよく知られている。それに秩父別の花でもあるバラの香りを生かしたローズソフトクリームと、特産のプロッコリーのパウダーを練り込んだグリーンソフトクリームは、夏限定の人気スイーツである。毎年秋に町内で収穫されるアキグミの実を使った甘酸っぱい「あきぐみジャム」は、パンに付けてよし、ヨーグルトに混ぜてよしの逸品である。そのほか、飲み物では赤と白とのそれぞれ七二〇ミリ罇と三六〇ミリの瓶詰め「ローズワイン」が人気を集めている。

手芸品も評判がよく、めん羊の毛を手紡ぎ機によって作った手編みのセーターやショール、玄関マットなどの手紡ぎ「ちつぶ織り」、「ローズガーデンちつぶつ」で栽培されたバラの花をそのままの色と形を残して製作したインテリア商品「コーティングローズ」、また、花き農家が丹精込めて栽培したトルコキキョウ、スターチスなどの生花も特産品の仲間入りをしている。

二 特産品の研究開発

ちつぶつ農畜産物 「ちつぶつ農畜産物加工研究会」（藤村正彦会長）は、平成一三年に町内農家グループや加工研究会の活動 飲食店関係者ら一人一人で結成された全町的な組織である。町特産のブロッコリーやトマト、カボチャ、アキグミ、サフォーク種羊ラム肉などを使い、食前酒からメインディッシュ、デザートまでの開発研究に取り組んでいる。講習会や試食会などを繰り返し開催、数々の実績を残しているが、笹だんご、グリーンソフトクリーム、アキグミジャムなどは、その開発研究の成果の一部である。このほか特産羊肉を使ったサフォークギョウザ、ブロッコリーうどん、トマトジュースソースなども新メニューに加わり、同研究会の活動に注目が集まっている。また、「サフォーク手つむぎ研究会」などさまざまなグループでも、それぞれの研究開発に余念がない。町内の漬物研究家が、ブロッコリーを甘辛い調味料で漬け込んだ「ブロッコリー美人漬け」を開発、販売している。

三 販売促進

町内での取り組み

特産品は、ふるさと特産品展示館やローズガーデンちっぷべつ、秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」、道の駅「鐘のなるまち・ちっぷべつ」などの各種施設や、とんでんまつり、ちっぷフェスティバルなどの各種イベントの特設コーナーで販売している。

ふるさとオーナー事業

ふるさとオーナー事業は、開基一〇〇年を記念して平成六年から始めた。特産品であるサフォーク種めん羊の肉の消費拡大を図るとともに、農村と都市との交流を推進することが目的であった。具体的な事業として、サフォーク種めん羊のオーナーになってもらい、そのオーナーに地元産の野菜やトマトジュースとともに、ラム肉を届けるというものであった。会費は一口五〇〇〇円、七〇〇〇円、一万円と三種あり、毎年七月から八月にかけて全国から募集、九月下旬にクール宅急便などでラム肉などを送った。しかし、一二年でこの事業は終了した。

第六節 観光入り込み客数

観光入り込み 秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」や「ローズガーデン・ちっぷべつ」の開設などに伴い、秩父別町**客数の推移** は観光地として注目されるようになり、平成一三年度にはピークの三六万七二〇〇人の観光客入り

込みを記録、道外客・宿泊客も大きく伸びた。観光客の入り込み状況は、別表の通りである。

第七節 秩父別町観光協会

協会の設立

秩父別観光協会は、昭和四五年四月に町、農協、商工会、土地改良区の四団体で結成された。事務所を商工会内に置き、観光資源の保護育成、観光施設の整備、町民の保健・勤労意欲増進、文化交流の促進などを通じて、地域経済の発展と住民生活の向上を図ることを目的としている。

主な事業

観光・レジャーに関する施設の整備やイベントの開催などに直接・間接にかかわり、観光振興の中心的役割を果たしている。また、観光の広域化も進め、観光客誘致に努めている。

平成七年度以降の歴代秩父別町観光協会会長は、次の通りである。

原田森成（昭63～平8・4）、井上國弘（8～14）、柴田壹隆（15～現在）

秩父別町観光入り込み客数の推移（単位：千人）

年度	観光入り込み客					
	総数	道外客	道内客	日帰り客	宿泊客	宿泊客延べ数
平9	170.4	2.8	167.6	153.6	16.8	17.4
10	183.5	1.2	182.3	159.6	23.9	24.1
11	332.6	5.7	326.9	307.6	25.0	25.2
12	367.1	6.7	360.4	340.9	26.2	26.4
13	344.9	1.5	343.4	321.0	23.9	24.3
14	330.9	6.6	324.3	308.5	22.4	22.8
15	331.1	6.7	324.4	309.8	21.3	21.7
16	262.7	4.2	258.5	243.0	19.7	19.9
17	249.7	3.8	245.9	230.9	18.8	19.0
18	248.4	3.4	245.0	230.6	17.8	18.6
19	245.9	3.6	242.3	228.0	17.9	18.3
20	253.5	3.3	250.2	235.3	18.2	18.8

※北海道経済部観光のくにつくり推進局調べ

第五章 労働

第一節 労働関係法令の変遷

主な改正 労働基準法では、賃金・労働時間・休日・解雇など労働に関する基本的な基準を定めているが、昭和

六二年の改正から従来の週四八時間労働が段階的に短縮され、平成五年の改正で週休二日制を定着させる週四〇時間・一日八時間が明記された。少子高齢化の進展により労働人口が減少し、高齢労働力の活用が必要になるといふ時代の要請に応えるため、一六年に法改正が断行され、一八年四月から六五歳までの高齢者雇用確保措置が義務化された。これに伴い再雇用制度の導入や定年制の延長・廃止が求められている。

労働安全衛生法は、労働災害の防止のため危害防止基準を定めているが、過労死を防止する観点から平成一八年四月から改正労働安全衛生法が施行され、時間外労働（週四〇時間を超える労働）の時間が一〇〇時間を超え、その上労働者に疲労の蓄積が認められる場合には、医師による面接指導を行うことが事業主に義務付けられた。

育児・介護休業法の制定は平成四年四月に施行されたが、その後一一年四月に施行された育児・介護休業法は、従来の子育て支援の育児休業法（平成四年施行）に加えて新たに介護分野を新設し、法律を一本化したものである。

北海道地域別最低賃金額の推移（道庁調べ）

年 度	日 額			時 間 額		
	金 額	引 上 額	引 上 率	金 額	引 上 額	引 上 率
平 1	3,773	150	4.14	472	19	4.19
2	3,958	185	4.90	495	23	4.87
3	4,154	196	4.95	520	25	5.05
4	4,331	177	4.26	542	22	4.23
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63
14	—	—	—	637	0	0
15	—	—	—	637	0	0
16	—	—	—	638	1	0.16
17	—	—	—	641	3	0.47
18	—	—	—	644	3	0.47
19	—	—	—	654	10	0.16
20	—	—	—	667	13	1.99

※平成14年から時間額単独方式に移行

北海道の最低賃金
 最低賃金法は、賃金の低い労働者について事業、職種、地域に応じ賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善、労働者の生活安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争確保に資することを目的としている。地域別最低賃金は、都道府県内のパートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態の別なく、すべての使用者と労働者に適用される。北海道の場合、毎年改定され一〇月から実施しているが、据え置きとなる年もあった。

第二節 最低賃金の保証

第三節 労働組合

秩父別町の労働組合

平成七年当時、秩父別町にあった労働組合は、連合北海道秩父別地区連合組合協議会（組合員数・二七人）と秩父別町職員組合（同・五七人）、農業協同組合従業員組合（同・七一人）の三団体（同・一五五人）であった。このうち地区連合には北教組、高教組、全通（郵便局）などの下部組織が加盟していたが、町職員組合は自治労に参加せず、地区連合傘下にも入っていない。この組合構成は現在も変わらないが、組合員数が減りつつあるほか、従来の全通は日本郵政（J P U）と名称を変更している。また、秩父別農業協同組合は広域合併に伴い、北いぶき農業協同組合秩父別支部となっているほか、秩父別高等学校の廃校によって高教組は姿を消している。

第四編
教
育

第一章 教育行政

第一節 教育制度の変遷

教育基本法の改正

改正教育基本法は、制定以来半世紀を経た平成一八年一二月二二日に公布・施行された。主な改正点は、まず前文に「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間を育成する」「未来を切り拓く教育の基本を確立する」など、教育の目的に「幅広い知識と教養を身に付ける」「豊かな情操と道徳心を培う」「公共の精神に基づき、主体的に社会形成に参画する」「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う」「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」などの文言をそれぞれ明記した。

教育改革三法の改正

教育基本法の改正を受けて、平成一九年に教育改革三法案（学校教育法、教員免許法及び教育公務員特別法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）が可決成立した。このうち改正学校教育法では、「規範意識」「公共の精神」「生命・自然を尊重する精神と環境の保全に寄与する態度」「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛する態度」などの育成が新たに加えられた。また、ゆとり教育の反省に立ち、確かな学力の体得も盛り込んだ。

社会教育法の改正

昭和二四年制定の社会教育法は、時代が大きく変わった平成年代に入ってから三回にわたって改正されている。主な改正点は、社会教育委員の委嘱範囲を広く学校教育・社会教育・学識経験者の中から選考できるように配慮した。さらに、「家庭と地域教育力向上のため、社会教育行政の体制整備とともに学校・家庭・地域の連携を推進する」ことを狙いに、家庭教育力の向上に向けて家庭教育講座などの実施・奨励事務を教育委員会の責務とし、子育てサポーターや子育てサークルリーダーなどを社会教育委員や公民館運営審議会委員に委嘱できるようにした。また、社会奉仕体験活動、自然体験活動などの促進のため、青少年のボランティア活動を実施・奨励する事務を教育委員会に課した。

特に二〇年の改正では、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備に力点を置き、教育委員会の事務、社会教育主事の職務、図書館・博物館の事業に関する改革を断行した。この中で社会教育施設の運営能力の向上、専門職員の資質向上・資格要件の見直しなどが取り上げられた。

教育課程の変遷

学習指導要領が平成一〇年に改定され、学級崩壊や児童生徒の突発的な問題行動の多発、学校週五日制試行を分析・総括した上で、「自らの課題を見つけ・学び・考え・判断し、問題を解決する資質や能力」を育てることに主眼を置いた「総合的な学習の時間」を創設した。この時は豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚、基礎・基本の確実な定着、個性の充実、授業時間の縮減、特色ある教育と特色ある学校づくりなどが強調された。そして、小中学校とも一四年度から完全週五日制に移行した。

文部科学省が二〇年二月に示した新学習指導要領案では、三〇年ぶりにゆとり教育を転換している。その骨子は、①「生きる力」の理念を継承し、それを支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視する②知的活

動やコミュニケーションの基礎となる言語活動を充実する③授業時間数を増やし、特に理数教育を重視する④伝統や文化に関する教育を充実する⑤道徳は教科化しないが、学校全体を通して教育を实行する―などである。今後、改定告示、周知、移行措置、教科書編集、検定、採択を経て実際に実施されるのは小学校が二三年度、中学校が二四年度、高等学校は二五年度になる。この背景には、行き過ぎたゆとり教育によって、学力低下を招いたという反省があった。

学校評議員制度の設置

平成一二年の学校教育法施行規則の改正に伴い、地域住民の学校運営への参画を目的として、各学校に学校評議員を置くことが可能になった。校長の推薦に基づいて教育委員会が委嘱する保護者、地域住民などから選ばれた委員が、校長の求めに応じて学校の運営に関して意見を述べ、助言する制度である。評議員の人数、任期などは学校の設置者が定める。

教育行政の地方分権化

平成一一年に地方分権一括法が成立し、地方自治法とともに地方教育行政法も改正され、機関委任事務が廃止された。その柱は、①教育長任命承認制の廃止②都道府県・指定都市の教育長の教育委員兼任制導入③文部科学大臣の都道府県教育委員会に対する、都道府県教育委員会の市町村教育委員会に対する、それぞれの「指揮監督権、措置要求規定、基準設定規定」の削除・廃止―などであった。

第二節 教育委員会と教育振興

一 教育委員会

教育委員会の役割

現行制度（昭和三二年制定）による教育委員会は、教育事務を執行する機関として市町村長から独立した自らの決定権を持ち、非常勤の委員で構成される合議制の行政委員会の一つである。委員は教育の政治的中立という観点から、市町村長が議会の同意を得て任命する。教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行する。秩父別町教育委員会は、かつて条例を定めて委員定数を五人としていたが、現在は三人に減らした。任期は四年で、委員による互選により教育委員長、教育長を選出することになっている。

事務局組織機構の変遷

教育委員会には、教育委員を兼務する教育長が統括する事務局を置いている。平成七年度には教育長、教育次長の下に総務学校教育係、社会教育係、スポーツセ

平成7年度以降の教育委員
(◎委員長、○委員長職務代理)

氏 名	在 任 期 間
◎福島 正春	平6・10・1～11・9・30
◎篠原 裕治	11・10・1～21・9・30
◎沼田 進	21・10・1～現在
○篠原 裕治	6・10・1～11・9・30
○近藤 泰子	11・10・1～18・9・30
○沼田 進	18・10・1～21・9・30
出口紗恵子	1・10・1～10・12・31
永守より子	6・10・1～9・3・31
近藤 泰子	9・4・1～11・9・30
吉田 啓子	11・1・1～17・9・30
沼田 進	11・10・1～18・9・30
石橋 淳子	21・10・1～現在

※教育長は別掲

ンター管理係の三係と社会教育主事、生涯学習推進アドバイザー、英語指導助手などを配置していた。一〇年度からスポーツセンター管理係を社会教育施設管理・スポーツセンター管理係と改め、一六年度からはさらに社会教育係を社会教育・体育係と改称し、現在に至っている。事務局のほかに、各社会教育施設には館長や所長などの施設長が配置されている。一方、役場庁舎改築に伴って、役場内とファミリースポーツセンターとに分離していた教育委員会事務局は、一七年四月一日から同センターに統合され窓口を一元化、住民サービスの向上と一体的な事務事業の遂行に万全を期している。

一 教育振興

週五日制の実施

「ゆとりある教育」の一環として進められた学校週五日制は、最初は日曜・祝祭日のほか毎月第二土曜日の休業だけであったのが、平成七年度から第四土曜日も加えられた。さらに、学習指導要領の改訂に併せ一四年四月から毎週土曜日が休業となり、小、中学校は完全週五日制に移行した。これに伴い週二日となった休みの有意義な過ごし方が、大きな課題として論議され、行政・家庭・地域の対応が迫られた。

総合的な学習時間の新設

平成一一年度から改正され、一四年度から実施された新学習指導要領によって、学習内容・授業時数の削減、完全学校週五日制の導入とともに、総合的な学習の時間が新設された。具体的には地域や学校、児童生徒の実態に応じ、学校が総意工夫をこらして特色ある教育活動を行うことを主眼とし、

平成7年以降の教育長

氏名	在任期間
門間 悟	昭59・10・1～平8・9・30
佐々木 弘	8・10・1～11・3・31
山下 英樹	11・4・1～16・9・30
神薮 武	16・10・1～18・3・16
伊藤 廣	18・3・17～現在

国際理解・情報・環境・福祉・健康など従来の複数の教科にまたがるような課題を取り上げた。小、中学校とも一三年度から試験的に一部学年で実施し、翌一四年度から本格的に導入した。小学校では三、六年生、中学校では各学年で取り入れたが、総合学習で行った主な授業内容は、小、中学校とも町の歴史・文化・芸術・福祉・産業・環境・自然・行事などをテーマにして、視察・体験・学習などの多様な取り組みとなった。

一貫教育の推進

町教委を中心に秩父別小学校、秩父別中学校、北海道秩父別高等学校が連携して、平成五年度から一貫教育の研究・実践に取り組んだ。この事業は秩父別高等学校の廃校で打ち切られたが、この間、大きな成果を挙げた。いじめや登校拒否問題、学校週五日制の実施に伴う課題などについて、問題点を浮き彫りにするとともに、その解決策を模索したほか、子どもサミット、子ども一日議会、ふるさと見学ツアー、体験学習交流会などを開催し、小学校から高等学校までのつながりを強化する一貫教育の重要性を再認識した。

学校評議員の設置

一、二年度に導入された学校評議員制度に基づき、秩父別町では一五年四月一日から「秩父別町立学校管理規則」の改正、「秩父別町学校評議員設置条例」の施行により、小、中学校に学校評議員を設けた。小学校と中学校にそれぞれ三人を配置し、一年に数回開く会議において学校経営について助言・提言を受けている。評議員は、小、中学校とも町内会・保護者・児童民生委員から一人ずつ選出する。任期は一年だが、最大三年までの継続は妨げない決まりになっている。

歴代評議員は、次の通りである。

▽秩父別小学校 吉澤邦世（平15～17）、飯沼誠一（15～16）、佐藤良子（15～16）、戸田毅（17）、飯沼幸恵（17

〓19)、山森勝美(18〓19)、近藤智子(18)、戸村千代美(19)、村井真紀(20〓21)、西谷章(20)、篠田博幸(20〓21)、山田憲正(21)

▽秩父別中学校 山森武(平15〓16)、川原俊行(15〓16)、山下恵美子(15〓17)、峠勝寛(17)、本村修二(17〓18)、宮森勝(18〓19)、田中敦子(18〓19)、東晴基(19)、宇野誕子(20〓21)、前川忠英(20)、杉本公利(20〓21)、五島勝司(21)

「心の教室」の開設

いじめや不登校問題が全国的に広がる中、町教委は平成一〇年度から一四年度まで道教委のサポートを得て、秩父別中学校に「心の教室」を開設(年間約一二〇日)、相談員を配置した。相談員には初年度に常楽寺住職の山本徹浄、一一年度以降は元中学校教員の木村忠良が委嘱され、生徒や保護者の悩み相談を受け付けた。また、一四年度から空知管内の「いじめ・不登校等対策会議」が設置され、毎年会議を開いていじめ・不登校防止について協議することを通じて、総合的な対策を講じるとともに、関係機関などにおける組織強化や機能連携の充実を図っている。町教委としても小、中学校やPTA、それに道教委の専門機関との連携を強化、問題の早期発見・早期対応に努めている。

英語教育の充実

平成元年から語学指導助手(AET)を採用している。中学校における英語教育の充実強化ばかりでなく、国際交流の推進にも一役買っており、二〇年までに一〇人の助手が赴任している。最初の人まではイギリス人で、一〇人目がアメリカ人である。町や語学指導助手らで組織する実行委員会は、三年度から秩父別町ファミリースポーツセンターなどを会場に、「国際交流広場」を一六年度まで毎年開催した。

平成七年度以降の歴代語学指導助手は、次の通りである。

ロバート・トーマス（平6～7）、ルパート・ウェルチマン（7～9）、ステイブ・グリフィス（9～12）、マヒュー・ナイト（12～15）、クリストファー・バラード（15～16）、リンダ・マッケンドリック（16～18）、ジョセフ・ウイリアムソン（18～20）、セーラ・ダンカーソン（20～現在）

小学校社会科

町教委が発行している小学校の社会科副読本は、平成七年度以降では一一年度と二〇年度に改訂版副読本の活用 が出されている。いずれも「秩父別^{ちちぶべつ}」というタイトルで、一一年度版は、三年生と四年生が対象であつた。秩父別小学校の学校長以下教職員が中心となつて編さん委員会を設け、編集・執筆した。B五版一三七^ゾ・カラー刷りで、三年生については「秩父別の町のように」「町の人びとと買ひもの」「町の人たちのしごととくらし」「秩父別のうつりかわり」の項目で構成、四年生は「くらしの中のごみと水」「安全なくらし」「くらしの広がり」「くらしを高めるねがい」「これからの秩父別町」の項目から成っている。

二〇年度版は秩父別小、中学校教諭、中学校OB、町教委職員で編集委員会を編成し、三年生用として発行した。B五版一一一^ゾ・カラー刷りで、「見つめてみようわたしたちのまち」「見直そうわたしたちのくらし」「秩父別で働く人たち」「安全なくらしとまちづくり」「けんこうなくらしとまちづくり」「むかしのくらしとまちづくり」「北海道のまちづくり」「これからの秩父別町」という内容構成でまとめている。両版とも巻末に秩父別歴史年表を掲載している。

教育用パソコンの導入

秩父別中学校では、平成一一年度からパソコンの本格的導入を図つた。教師用一台、生徒用四〇台のパソコンとプリンター、プロジェクターのほか、校内ネットワークを構築する

LAN、サーバー、ソフトウェアも含め約一七七〇万円の予算を計上した。これによって中学校におけるコンピューター教育は一段と進み、学習はもちろん、学校行事などにも大いに活用された。引き続き一三年度から秩父別小学校でも教育用パソコンを導入している。また、それまで小、中学校に教職員用パソコン各三台が配置されていたが、教材製作機能を高めるため、新たに一九年度から二年計画で小学校に六台、中学校に四台を購入した。さらに、中学生用パソコンが導入から九年も経過、最新のメディアに対応できなくなった上、故障などの不具合が生じてきた。このため、パソコン三二台とプリンターなど周辺機器も含め二〇年度に更新した。

スクールバスの更新

小中学生を対象としたスクールバスの運行は、昭和六年一〇月から民間委託によりこの路線に走らせていたが、新車への更新とともに二台に増車することとした。新車は五五人乗りで、国のへき地児童生徒援助費等補助金を活用した。一〇年度中に購入し、一一年四月から運行を開始した。運航路線はほぼ町内全域をカバーして約三五・三キロに及び、停留所は小、中学校を含め三九カ所を数えている。

学校保健

学校保健法（昭和三三年公布）に基づき、学校における保健管理・指導、安全管理・指導に関する必要事項や、幼児・児童・

生徒・学生・職員の健康保持増進に必要な事項が定められている。その主な内



スクールバス

容は、学校ごとに保健計画を立て、環境衛生の維持・改善に努めること、健康診断を定期的に実施すること、感染症の予防や感染症に関する学級・学校閉鎖に関することなどである。このうち定期検診や健康相談を行うため、教育委員会が地域の開業医などに校医を委嘱している。

平成七年度以降の公立学校医は、次の通りである。

▽校医 布川昭夫（平6・4・1～9・3・31）、小田明（9・4・1～12・3・31）、澤本豊（12・4・1～21・5・31）、齋藤哲也（21・6・1～現在）
▽歯科医 佐々木正人（昭61・5・1～現在）
▽薬剤師 作田正（昭60・4・3～平7・9・30）、岡安良子（7・10・1～18・3・31）、岩井茂（19・1・1～現在）

就学補助

就学援助は、経済的理由により就学が困難であると認められ、または特殊支援教育諸学校在籍する小、中学生の保護者に対して、国や都道府県・市町村が就学するために必要な諸経費を援助する制度である。ここでいう経済的困難者とは、生活保護法に定められた生活保護者と準生活保護者で、学用品、体育実技用具、新入学用品などの購入費、修学旅行費、医療費、学校給食費などが援助の対象となる。ただし、生活保護の教育扶助との重複給付は認められていない。

携帯電話の学校 持ち込み禁止 小中学生の携帯電話利用は、有害情報の垂れ流しやいじめ問題の誘発が社会問題となっているが、全国・全道の公立小、中学校では九割以上で原則として学校への持ち込みを禁止している。秩父別町内の小中学生の場合、携帯電話の所有率は極めて低いとみられているもの、町教委は二〇年度から原則禁止の措置を講じている。

第二章 学校教育

第一節 秩父別小学校

児童数の推移

児童数は、地域の過疎化や少子化の影響により、ほぼ一貫して減少傾向をたどっている。平成七年度と二〇年度を比較すると、普通学級・特殊学級合わせて四三・三割も減っている。そのため普通学級数は七年度に二学級あった四学年が八年度から一学級になり、それ以後各学年とも一学級編成が続いている。特殊学級は一一年まで二学級であったが、翌年度から一学級に減り、一五年度から再び二学級、そして一六年度から三学級というように推移している。

老朽校舎の全面改築

秩父別小学校の旧校舎は、小学校四校統合に伴い昭和四一年に新設されたものだが、老朽化が著しいことから全面改築に踏み切った。平成一三年五月一日に着工、翌一四年一月二五日に完成、二月一二日から新校舎で授業を開始した。新校舎は、旧校舎から南に約六〇〇メートル離れた旧秩父別高等学校跡地に移転新築された。鉄筋コンクリート造り二階建て延べ三〇八二平方メートルで、隣接して建設された体育館は、鉄骨造り平



秩父別小学校

秩父別小学校学年別学級数・児童数・教員数

年度など		学年など	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊学級	計	教員数	
平	7	学級数	1	1	1	2	1	1	2	9	—	
		児童数	男	16	17	22	23	16	17	1	112	9
			女	18	21	15	18	24	14	2	112	5
			計	34	38	37	41	40	31	3	224	14
8	8	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	—	
		児童数	男	9	16	18	22	21	16	2	104	8
			女	11	17	20	16	18	22	2	106	5
			計	20	33	38	38	39	38	4	210	13
9	9	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	—	
		児童数	男	15	9	16	17	22	23	2	104	9
			女	17	11	17	21	16	17	2	101	4
			計	32	20	33	38	38	40	4	205	13
10	10	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	—	
		児童数	男	12	15	10	16	17	22	1	93	8
			女	15	17	11	18	21	16	2	100	5
			計	27	32	21	34	38	38	3	193	13
11	11	学級数	1	1	1	1	1	1	1	7	—	
		児童数	男	14	12	10	10	15	17	2	85	8
			女	16	15	11	11	17	20	1	97	4
			計	30	27	21	21	32	37	3	182	12
12	12	学級数	1	1	1	1	1	1	1	7	—	
		児童数	男	21	14	12	15	9	15	2	88	8
			女	13	15	15	16	11	16	0	86	4
			計	34	29	27	31	20	31	2	174	12
13	13	学級数	1	1	1	1	1	1	1	7	—	
		児童数	男	10	21	14	12	13	9	3	82	8
			女	17	12	15	15	16	11	0	86	4
			計	27	33	29	27	29	20	3	168	12

年度など		学年など	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊学級	計	教員数	
14	14	学級数	1	1	1	1	1	1	1	7	—	
		児童数	男	11	10	21	13	12	14	5	86	8
			女	6	16	12	15	15	15	0	79	4
			計	17	26	33	28	27	29	5	165	12
15	15	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	—	
		児童数	男	12	14	11	21	13	12	4	87	9
			女	21	6	16	12	15	15	1	86	4
			計	33	20	27	33	28	27	5	173	13
16	16	学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	—	
		児童数	男	9	13	11	10	20	14	6	83	7
			女	7	20	7	13	12	15	2	76	8
			計	16	33	18	23	32	29	8	159	15
17	17	学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	—	
		児童数	男	16	9	13	12	10	20	5	85	6
			女	9	7	21	7	12	14	1	71	9
			計	25	16	34	19	22	34	6	156	15
18	18	学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	—	
		児童数	男	8	16	9	12	12	10	6	73	7
			女	8	9	7	20	7	12	2	65	8
			計	16	25	16	32	19	22	8	138	15
19	19	学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	—	
		児童数	男	6	9	16	10	12	12	7	72	8
			女	15	7	9	6	19	7	1	64	7
			計	21	16	25	16	31	19	8	136	15
20	20	学級数	1	1	1	1	1	1	3	9	—	
		児童数	男	6	15	7	15	10	12	5	70	8
			女	8	6	9	9	6	18	1	57	7
			計	14	21	16	24	16	30	6	127	15

※特殊学級は、19年度から特別支援学級と名称変更

屋建て八四五平方メートルであった。校舎一階は普通教室三、音楽室、家庭科室、特殊学級教室、放送室、図書コーナー、ことばの教室、保健室、相談室のほか、校長室、職員室、会議室が、そして玄関ホールを入ったところには多目的ホールがそれぞれ設けられた。二階は普通教室三、理科室、図工室、コンピューター教室、児童会室、図書コーナー、教師ステーションと広いワークスペースが配置された。体育館にはステージと控え室、器具庫、更衣室が完備された。また、広さ一万一二三平方メートルの屋外運動場も完成、外構工事を含めた総事業費は約一二億八六三一万円に及んだ。このうち国庫負担・補助が約五億四八四二万円、起債が四億五〇〇〇万円、残りの約二億八七九万円が町の一般財源であった。改築に当たっては、時代の要請に応じてコンピューター教室や校内LANへの対応のほか、省エネルギー、健康的な空間づくりなどに配慮、生涯学習宣言の町にふさわしいコミュニティスクールとしての環境づくりにも力を入れた。

開校一一〇年・統合 秩父別小学校の前身である深川第一尋常小学校在、明治二八（一八九五）年に開校したこと
四〇周年記念式典 に加え、昭和三九（一九六四）年に町内四小学校在統合して、現在の校名になったのを記念したセレモニーであった。平成一六年一月六日の記念式典には、児童・教職員のほか来賓・保護者・一般町民ら約一〇〇人が出席、畑山秀則校長が「町の人たちがこの学校を卒業した人たちは、みんながよく学び、よく遊んで立派な人間になってほしいと願っています」とあいさつしたあと、歴代校長・PTA会長らに感謝状が贈られた。記念事業では同校卒業の絵本作家丸木ひさ子が、秩父別の昔の生活を描いた絵本『てっちゃんのおたんじょうび』を読み聞かせた。この絵本は、同記念式典協賛会から全児童にプレゼントされた。

平成七年度以降の主なあゆみは、次の通りである。

〔七年度〕 ・開校一〇〇年記念図書贈呈式・開校一〇〇年記念の書贈呈式・ファクシミリ設置・土曜給食廃止・
月二回の学校週五日制実施

〔八年度〕 ・三教室温風ストーブ設置・体育館暗幕更新・電気温水器設置・廊下壁面塗装

〔九年度〕 ・グラウンド周辺プラセン定・三教室温風ストーブ設置・校舎と屋内体育館の耐久力調査

〔一〇年度〕 ・屋外変圧器更新・新社会科副読本使用開始

〔一一年度〕 ・町教育研究会指定公開研究会開催・屋上防水工事・児童用椅子と机購入

〔一二年度〕 ・校舎改築実施設計委託

〔一三年度〕 ・校舎の移転新築決定・町教育研究会指定公開研究会開催・グラウンド完成・教育用コンピューター
導入

〔一四年度〕 ・新校舎完成移転・新校舎落成記念式典

〔一五年度〕 ・社団法人文教施設協会賞受賞・町教育研究会指定公開研究会開催・学校評議員設置・肢体不自由
児学級新設

〔一六年度〕 ・開校二一〇年、統合四〇周年記念式典・階段昇降機設置・芝刈り機購入

〔一七年度〕 ・秩父別小P T A、加湿器一〇台寄贈・町教育研究会指定公開研究会開催

〔一八年度〕 ・町教育研究会指定公開研究会開催

〔一九年度〕 ・教育用パソコン六台導入（二年計画）・自動体外式細動器（A E D）設置・新社会副読本使用開
始

〔二〇年度〕 ・教育用パソコン六台導入（二年計画）

平成七年度以降の歴代校長は、次の通りである。

尾藤功(平6・4・1) 8・3・31)、工藤宏(8・4・1) 10・3・31)、新田征勝(10・4・1) 12・3・31)、渡邊武(12・4・1) 15・3・31)、畑山秀則(15・4・1) 17・3・31)、宮川央子(17・4・1) 19・3・31)、中島琢磨(19・4・1) (現在)

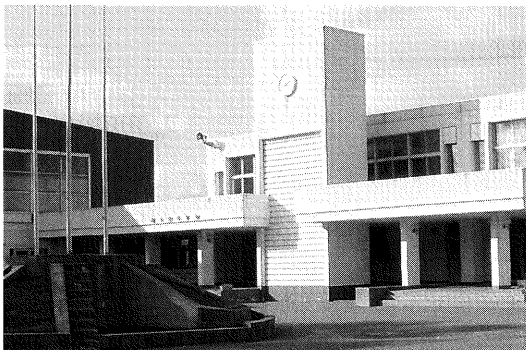
第二節 秩父別中学校

生徒数の推移

小学生と同様に中学生も生徒数が減少を続けている。平成七年度に一二〇人であった生徒数は、二〇年度に七五人と三七・五割も減っている。普通学級は一年度まで四学級編成であったが、その後は一学年一学級の三学級体制となった。特殊学級は、八年度と一〇年度と一九年度と二〇年度に一学級が設けられた。

開校五〇周年記念式典

秩父別中学校の開校五〇周年記念式典は、平成九年一月二日に体育館で行われた。来賓・在校生・同窓生・保護者ら約二〇〇人が出席、歴史の節目を祝うとともに今後の発展を誓い合った。植田顕治協賛会長のあいさつ、水本凱也校長の式辞のあと、後藤義博町長が「地域の子どもたちの幸せのため、充実した環境づくりに取り組みた



秩父別中学校

秩父別中学校学年別学級数・生徒数・教員数

年度	学年		1	2	3	特殊学級	計	教員数	
	年	年	年	年	年	計	数	数	
平	7	学級数	2	1	1	0	4	—	
		生徒数	男	24	23	20	0	67	8
			女	19	14	20	0	53	4
			計	43	37	40	0	120	12
8	8	学級数	1	2	1	1	5	—	
		生徒数	男	16	22	23	0	61	9
			女	11	19	14	1	45	3
			計	27	41	37	1	106	12
9	9	学級数	1	1	2	1	5	—	
		生徒数	男	16	17	22	0	55	10
			女	20	11	19	1	51	2
			計	36	28	41	1	106	12
10	10	学級数	2	1	1	1	5	—	
		生徒数	男	24	16	17	0	57	10
			女	17	20	11	1	49	2
			計	41	36	28	1	105	12
11	11	学級数	1	2	1	0	4	—	
		生徒数	男	21	24	16	0	61	9
			女	17	17	20	0	54	2
			計	38	41	36	0	115	11
12	12	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	17	21	22	0	60	8
			女	19	15	17	0	51	3
			計	36	36	39	0	111	11
13	13	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	15	17	21	0	53	8
			女	16	19	15	0	50	3
			計	31	36	36	0	103	11
14	14	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	9	15	18	0	42	8
			女	11	16	19	0	46	3
			計	20	31	37	0	88	11
15	15	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	15	9	15	0	39	8
			女	15	11	16	0	41	3
			計	30	20	31	0	80	11
16	16	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	12	14	9	0	36	7
			女	15	15	11	0	41	4
			計	27	29	20	0	76	11
17	17	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	13	13	15	0	41	7
			女	15	15	15	0	45	4
			計	28	28	30	0	86	11
18	18	学級数	1	1	1	0	3	—	
		生徒数	男	20	13	13	0	46	7
			女	12	15	15	0	42	4
			計	32	28	28	0	88	11
19	19	学級数	1	1	1	1	4	—	
		生徒数	男	11	20	13	0	44	6
			女	12	11	15	1	39	6
			計	23	31	28	1	83	12
20	20	学級数	1	1	1	1	4	—	
		生徒数	男	14	11	20	0	45	6
			女	6	12	11	1	30	7
			計	20	23	31	1	75	13

※特殊学級は、19年度から特別支援学級と名称変更

い」と祝辞を述べ、三年生の赤松哲陽生徒会長が「大切な思い出となった。この歴史を土台に新しい伝統を築いていきたい」と感謝の言葉で応えた。また、この席上で歴代校長・PTA会長らに感謝状が贈られた。昭和二年開校の秩父別中学校は、それまでに約五三〇〇人の卒業生を送り出していた。記念事業として記念誌『郷鐘』が発刊された。

開校六〇周年記念式典

平成一九年一月一日に体育館で開かれた秩父別中学校創立六〇周年記念式典には、関係者約一五〇人が出席した。嶋崎泉校長が先人への感謝の意を表したあと、「これまでの歴史を継承し、生徒・教職員が一つになって、夢と希望あふれる学校の創造にまい進したい」と式辞を述べた。次いで感謝状の贈呈、来賓の祝辞、生徒会長の挨拶があり、最後に全校生徒が「時の旅人」を合唱、吹奏楽部が「センチリア」を演奏した。この後、卒業生の赤松俊理NHKアナウンサーによる記念講演が行われた。

校舎の屋根改修

昭和五三年九月に完成した校舎は、鉄筋コンクリート造り二階建てであったが、老朽化に伴い平成四、五年度に続いて一六年度にも大規模改修工事を実施した。工事は室内天井からの雨漏りを防ぐため、校舎の屋根の全面に防水シートを張り、耐用年数を延長させるもので約一〇七六万円の工事費をかけた。平成七年度以降の主なあゆみは、次の通りである。

〔七年度〕

- ・週二回の学校週五日制実施・ファクシミリ設置・音楽室床、特別教室黒板、バックネット補修・土曜給食廃止

〔八年度〕

- ・体育館暗幕更新・受電用高圧引き込みケーブル設置・体育館北側側溝掘削工事実施

〔九年度〕

- ・開校五〇周年記念式典、祝賀会・玄関ポーチ床改修

〔二〇年度〕 ・心の教室相談員設置（一四年度まで）

〔二一年度〕 ・生徒用椅子と机購入・パソコン導入・女子更衣室改修・部室シャッター設置・体育館ステージ照明増設

〔二二年度〕 ・体育館床、ライン、窓枠改修・校長室クロス張り替え、応接セット購入・生徒会室備品購入

〔二三年度〕 ・生徒用トイレ便器洋式化改修・体育館防球ネット改修

〔二四年度〕 ・生徒用トイレ便器洋式化改修・音楽室ドア改修

〔二五年度〕 ・学校評議員設置・吹奏楽部楽器購入・体育館窓枠改修・除雪機購入

〔二六年度〕 ・屋上防水改修工事・長胴太鼓、跳び箱購入

〔二七年度〕 ・音楽室エアコン設置・自動紙折り機購入

〔二八年度〕 ・用紙裁断機購入・教室用カーテン設置

〔二九年度〕 ・教職員用パソコン四台購入（二年計画）・肢体不自由生徒のため階段手すり、身障者用トイレ、

ドア引き手設置と備品整備・自動体外式細動器（AED）設置・開校六〇周年記念式典

〔三〇年度〕 ・生徒用パソコン三二台、プリンターなど周辺機器整備・耐震二次診断実施・体育館耐震改修設計
業務実施・給水管改修

平成七年度以降の歴代校長は、次の通りである。

佐藤雅之（平5・4・1～7・3・31）、笹木義久（7・4・1～9・3・31）、水本凱也（9・4・1～10・3・31）、上野誠一（10・4・1～13・3・31）、野村道男（13・4・1～16・3・31）、春田淳一（16・4・1～19・

第三節 特殊教育から特殊支援教育へ

特殊教育

従来の特殊教育は、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場における指導により、手厚くきめ細かな教育を行うことを目的としていた。秩父別小学校では平成一五年度まで言語障害、知的障害などの特殊学級を、秩父別中学校では知的障害の特殊学級をそれぞれ必要に応じて設置してきたが、小学校では一六年度から肢体不自由児学級を加え三学級に増設した。これに対し中学校では一一年度以降特殊学級はゼロとなったが、一九年度から肢体不自由特別支援学級が一学級設置されている。

特別支援教育

特殊支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立っている。その立場から対象者一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導、必要な支援を行うものである。文部科学省は一五年度から学校教育法を改正するとともに、各地方自治体に対して特別支援教育の実施体制の整備を促してきた。秩父別町では一九年一月に「特別支援連携協議会」を設置、特別支援教育をサポートしていくことにした。これにより同年四月からは小中学校の特殊学級を特別支援学級と改称、秩父別小学校には言語学級(ことばの教室)、情緒学級(まなびの学級)、肢体不自由学級(からだの学級)、秩父別中学校には肢体不自由学級がそれぞれ設置されている。

秩父別町特別支 援連携協議会 秩父別町特別支援連携協議会は、教育長、民生・児童委員、町役場町民生活課長、保育所長、小・中学校長を構成委員として組織されている。特別支援を必要とする幼児・児童・生徒の実態把握と適切な支援を行うため、連携・協力、理解啓発などの強化が活動の目的である。内部に専門部会の「相談支援チーム」を設置し、小・中学校の教頭と、新たに指名した特別支援教育コーディネーター、それに保育所の保育士、役場町民生活係長・保健指導係長、教育委員会学校教育係長をメンバーに加え、相談支援の実施、研修会の開催、情報の提供、調査研究の推進、ケースカンファレンス（ケースワークにおいて、ソーシャルワーカーや医師などの援助に携わる者が集まって行う事例検討会）の実施、理解・啓発活動を促進している。また、北空知広域特別支援連携協議会、空知教育局管内特別支援教育連絡会議との連携も強めている。

第四節 学校給食

秩父別学校給食 秩父別町学校給食センターは、小学校の統合を機に秩父別小学校に併設された。昭和四一年一月センターの廃止 から小、中学校で給食を開始したが、平成一〇年度からセンター業務の民間委託に踏み切った。さらに一三年一二月三日をもってセンターを廃止して北空知学校給食組合に加入、翌年から沼田、北竜、雨竜の三町内の小、中学校とともに北空知学校給食センター（沼田町）の配食を受けることになった。また、㈱秩父別振興公社「秩父別温泉ゆう&ゆ」が、財団法人北海道学校給食会から一四年一月一六日付で、学校給食用米飯加工委託工場に指定されたことにより、秩父別町では地場米による完全給食が実施されることになった。一方、全国で問題になっている給食費の未納問題は、秩父別町においては小、中学校ともほとんどみられない。

平成七年度からの歴代秩父別町学校給食センター運営委員長・センター長は、次の通りである。

▽運営委員長 寺迫公裕（平6～7）、藤岡浩文（8～9）、沼田進（10～11）、稲澤実（12～13）

▽センター長 尾藤功（平6～7）、工藤宏（8～9）、新田征勝（10～11）、渡邊武（12～13）

第五節 北海道秩父別高等学校

開校への歩み

昭和三四年に前身の町立秩父別農業高等学校（定時制農業課程・別科被服科、二年制）として認可され、校舎を秩父別中学校に併置

して開校、農業後継者の育成に努めた。五〇年に農業課程の生活科を廃止して、全日制普通課程二学級を開設した。五六年には独立校舎を建設して移転、その翌年に念願であった道立移管を果たし、北海道秩父別高等学校が誕生した。昭和六二年度には六学級、生徒二二三人の規模であったが、平成七年度には三学級、八四人と半減した。さらに一〇年度には三学級は変わらないが、生徒数はわずか二七人に減った。このため、高等学校の再編統合を急ぐ北海道教育委員会は、高等学校適正配置計画の中で一一年度

生徒数と教職員数の推移

学年 年度	1	2	3	計	教職員数
平 7	26	24	34	84	15
8	10	25	23	58	14
9	15	9	24	48	17
10	4	15	8	27	17
11	0	4	14	18	16
12	0	0	4	4	15

卒業生の進路状況の推移

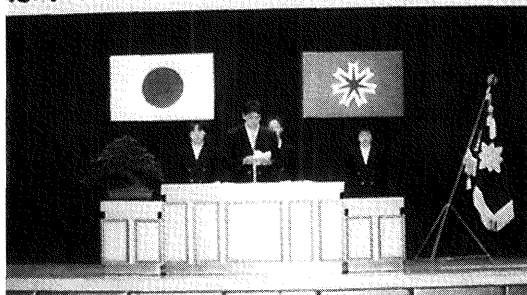
年 度	進学	就職	自営・他	計
平 7	15	18	0	33
8	8	14	1	23
9	9	14	1	24
10	3	4	1	8
11	3	4	1	14

から生徒募集を廃止し、一三年三月をもって閉校することに踏み切った。地元の反対運動もむなしく予定通り、その歴史を閉じることになった。秩父別高等学校は、空知第五学区に所属し秩父別町のほか深川市、妹背牛町、北竜町、沼田町、幌加内町を通学区としていたが、秩父別高等学校の閉校によって、学区内の高等学校は深川西、沼田の二高等学校に集約された。

閉 校 式

平成一三年三月一日の最後の卒業式で、四人の生徒を送り出した北海道秩父別高等学校は、四二年にわたる校史に幕を下ろした。閉校記念式典は、その二日後の三日に体育館で行われた。歴代卒業生や教職員をはじめ教育関係者、地元・近隣市町村代表ら約二五〇人が出席、学校変遷の紹介に歴史をしのび、歴代校長やPTA会長に感謝状を贈った後、内田雄三校長が「一九〇七人の卒業生を出した歴史に幕が下りるが、母校の校訓の精神は消えることなく、それぞれの卒業生の胸に生き続ける」と式辞を述べた。引き続き閉校記念協賛会の藤岡浩文会長が「教育の使命は終えるが、秩父別ならではの特色ある教育は、永遠に受け継がれていく」、来賓の松本徳一町長が「地域に根ざした特色とゆとりのある教育を実践してきた学校の閉校は、誠に残念で悔しい」などとそれぞれ深い思いを胸にあいさつした。閉校後の校舎は北海道教育委員会から町に譲渡されたが、協賛会では町から校舎の一部を借り受け、学校の歩みや思い出の品々を集めた資料室を開設した。

北海道秩父別高等学校閉校記念式典



秩父別高等学校閉校記念式典

平成七年度以降の秩父別高等学校長は、次の通りである。

尾山静（平6・4・1～8・3・31）、保格秀雄（8・4・1
 ～10・3・31）、中野一信（10・4・1～12・3・31）、内田雄
 三（12・4・1～13・3・31）

第六節 教育関係機関・団体

秩父別小学校と秩父 P T A は、各学校に組織された保護者と教
 別中学校の P T A 職員による教育関係団体である。かつては
 寄付金を集めたり、学校や教職員を支援することなどに重点が置か
 れたが、近年は家庭や学校、地域における教育についての理解を深
 めるとともに、児童・生徒の校外における生活指導、家庭教育の研
 修と実践、地域における生活環境の改善・充実を推進する事業や情
 報・資料の提供などにも力を入れている。秩父別町では小学校と中
 学校に単位 P T A が置かれているほか、連合 P T A も組織されてい
 る。秩父別小学校 P T A は小学校統合を終えた昭和四〇年に、秩父
 別中学校 P T A は学校設立時の昭和二二年にそれぞれ設立された。
 秩父別町連合 P T A は四〇年にこの二校でスタートしたが、四三年

平成7年度以降の歴代 P T A 会長

秩父別小学校		秩父別中学校		秩父別町連合会	
氏名	在任期間	氏名	在任期間	氏名	在任期間
寺迫 公裕	平6～7	永守 廣吉	平7～8	永守 廣吉	平6～7
藤岡 浩文	8～9	谷田 剛	9～11	藤岡 浩文	8～9
沼田 進	10～11	近藤 幸仁	12～14	谷田 剛	10～11
稲澤 実	12～13	藤岡 和正	15～16	稲澤 実	12～13
藤原賀津雄	14～15	山森 聡	17～19	藤原賀津雄	14
北垣 威史	16～17	藤沢 一之	20～現在	藤岡 和正	15～16
戸田 毅	18～現在			北垣 威史	17
				山森 聡	18～19
				戸田 毅	20～現在

から当時の秩父別農業高等学校PTAも加わり、定時制農業科から全日制普通科に移行した後も、閉校まで三校PTA体制が続いた。

秩父別高等学校PTA

昭和五四年の設立以来、学校教育・学校行事支援を中心に活動を続けてきた。特に平成三年度からの間口減、一一年度からの生徒募集停止、一三年度限りの閉校などの道教委方針に対して、同窓会、町PTA連合会、北空知高等学校PTA連合会などの連携を強め、反対運動を展開した。しかし、一三年三月をもって閉校に追い込まれ、PTAも解散した。

平成七年度以降の歴代会長は、次の通りである。

- 遠藤優（平4・4ㄱ7・3）、川合保敏（7・4ㄱ8・3）、平瀬雄敏（8・4ㄱ9・3）、太田金光（9・4ㄱ10・3）、四十坊豊美（10・4ㄱ11・3）、東雅己（11・4ㄱ13・3）

第三章 社会教育

第一節 社会教育委員

社会教育の役割

社会教育とは、学校教育法による教育課程の教育活動以外のすべての教育活動をいう。主として青少年や成人に対する組織的な教育活動であり、体育・レクリエーション活動も含む。市町村も国や都道府県と同じように、社会教育の奨励に必要な施設の設置・整備・運営や集会の開催のほか、資料の作成、情報の提供などすべての人々があらゆる機会・場所を利用して、文化的教養や健全な心と体を養う環境を醸成することが求められている。特に社会教育が学校教育、家庭教育との密接な関連性を持っていることから、学校や地域社会との連携、家庭教育の向上を目指すことも重視している。また、少子高齢社会の中で、世代を超えた生涯学習の充実が共通の課題となっている。

社会教育委員

社会教育委員は広く学校教育・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う人、学識経験者の中から町教育委員会が委嘱している。社会教育委員の任務は、社会教育に関して教育長を経た教育委員会に助言することである。そのため、社会教育諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じた答申、必要な調査・研究の実施、社会教育関係団体・社会教育指導者ら関係者への助言・指導を行う。特に数次にわたる社会教育中期推進計画の策定については、大きな役割を果たしている。任期は二年で、定数は平成一八年五月までは一人であった

平成7年度以降の歴代社会教育委員長

氏名	在任期間
上ヶ島力雄	昭55・6・1～平8・5・31
篠田 章	8・6・1～ 10・5・31
萩野 正晴	10・6・1～ 11・3・30
田中 祥司	11・3・31～ 15・3・30
斎藤 雅博	15・3・31～ 18・5・31
藤岡 浩文	18・6・1～現在

同社会教育委員

氏名	在任期間	氏名	在任期間
尾藤 功	平6・4・1～平8・3・31	平瀬 悦子	平11・4・1～平13・3・31
上ヶ島力雄	昭52・8・12～平8・5・31	渡邊 武	12・4・1～ 15・3・31
篠田 章	平8・6・1～平10・5・31	野村 道男	13・4・1～ 16・3・31
田中 祥司	昭62・3・31～平15・3・30	寺迫 公裕	12・4・1～ 18・5・31
萩野 正晴	3・3・31～ 11・3・30	谷田 剛	11・10・1～ 16・5・31
尾山 静	6・4・1～ 8・3・31	内田 雄三	12・4・1～ 13・3・31
笹木 義久	7・4・1～ 9・3・31	紺野 隆子	12・6・1～ 18・10・31
小釜 信	6・6・1～ 10・5・31	植田 枝美	13・4・1～ 15・4・8
西田 順子	6・6・1～ 8・5・31	合田はるえ	13・4・1～ 15・3・31
植田 顕治	7・3・31～ 11・3・30	山下恵美子	13・4・1～ 18・5・31
吉澤 悦子	6・6・1～ 8・5・31	畑山 秀則	15・4・1～ 17・3・31
近藤 悦子	6・10・1～ 12・5・31	藤岡 浩文	15・4・1～現在
藤村 秀子	8・6・1～ 12・5・31	中野 國子	15・4・9～ 17・4・7
岡田 好子	8・6・1～ 11・4・6	近藤 幸仁	15・3・31～ 18・5・31
保格 秀雄	8・4・1～ 10・3・31	宮森登美子	15・4・1～ 17・3・31
工藤 宏	8・4・1～ 10・3・31	春田 淳一	16・4・1～ 19・3・31
水本 凱也	9・4・1～ 11・3・31	藤原賀津雄	16・6・1～現在
新田 征勝	10・4・1～ 12・3・31	宮川 央子	17・4・1～ 19・3・31
金森 美鈴	10・6・1～ 12・3・31	末津 淑子	17・4・8～ 18・5・31
高桑 優	10・6・1～ 11・8・4	北守 公子	17・4・1～ 18・5・31
中野 一信	10・4・1～ 12・3・31	山本 徹淨	18・6・1～現在
川西 桂子	11・4・7～ 13・3・31	我部山真美	18・6・1～現在
斎藤 雅博	11・3・31～ 18・5・31	中島 琢磨	18・6・1～現在
得能 敏幸	11・3・31～ 15・3・30	嶋崎 泉	19・4・1～現在
上野 誠一	11・4・1～ 13・3・31		

第二節 社会教育推進計画の策定

社会教育中期計

町民生活の向上、余暇時間の増大、価値観の多様化に加え、近年は急速な国際化、高度情報化、画策定の意義 科学技術の発達、少子高齢社会の進行などにより、社会教育に対するニーズが多岐にわたり高まっている。このような社会変化の中で時代の要請に因應するため、秩父別町の歴史・文化・産業・教育の現状を踏まえた中期計画策定の必要性が高まった。その根幹をなすのは、町民憲章の理念に基づいた、創造的で活力ある自主自立の地域社会を実現することである。

社会教育中期計

社会教育中期計画は、昭和六一年に第一次計画（六二年度～平成三年度）を策定してから、五年画の策定と推進 ごとに社会の変化に応じた見直しを行い、第二次計画（四年度～八年度）、第三次計画（九年度～一三年度）、第四次計画（一四年度～一八年度）と進み、現在は第五次計画（一九年度～二三年度）が進行中である。それぞれの計画は、「策定の基本的な考え方」「計画策定と目標」「社会教育の現状・課題・施策」「実施計画」「資料」から構成されている。この中で計画の目標については、社会教育、社会体育、芸術・文化の三分野に分けて設定している。

第五次計画の概要は、次の通りである。

〔基本方針〕 第五次町総合計画（一八年度～二七年度）における「豊かな心を育む生涯学習のまちづくり」を目指す。住民参加による協働のまちづくりを基本とし、生涯学習の観点に立ち、自己のさまざまな課題に応じ

必要な学習について生涯を通して学び続けられるよう、学習者意識の啓発とニーズに応え得る学習機会を支援し、学習成果が適切に評価され、地元で還元できる環境づくりを進める。

〔計画の内容〕 第五次町総合計画の「快適で融和な活力あるまち・ちっぷべつ」をテーマにした将来像を基本とし、教育行政の主体性を生かしながら、生涯学習の観点に立って推進する。第四次中期計画の成果を踏まえ、乳幼児から高齢者までの各領域に全対象領域を加えた五領域と社会教育施設を設定し、社会教育、社会体育、芸術・文化の三分野ごとに現状を把握し、その課題解決のための具体的な施策を示した。

〔推進目標〕 ▽社会教育 「一人一人が生き生きと楽しく学べる学習活動を進めよう」 ①住民のニーズに対応した学習機会や場を提供し、自主的・継続的な活動を進める②自主性、自発性に基づく個人学習を支援し、学習成果が地域に還元できる環境づくりを進める③団体活動を支援し、指導者やボランティアの養成を進める④学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会が一体となった学習活動を進める▽社会体育 「健康の保持・増進を図り、楽しくスポーツ活動を進めよう」 ①地域の自然環境を生かし、年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動を進める②地域スポーツを奨励し、コミュニティスポーツ活動を進める③健康の保持・増進を図り、町民皆スポーツを進める▽芸術・文化 「郷土の生活に根ざした創造性豊かな文化活動を進めよう」 ①芸術の鑑賞機会を充実し、文化意識の啓蒙活動を進める②郷土の文化財や伝統文化の保護・継承活動を進める③地域に根ざした文化団体を育成し、指導者の育成を進める。

第三節 生涯学習

一 生涯学習事業の推進

生涯学習の推進

秩父別町が平成四年度に道の生涯学習モデル市町村に指定されたのを受けて、町議会が六年三月の定例会で「生涯学習の町宣言」を議決した。これに基づき町は空知管内で初、全道でも三番目の「生涯学習の町」を宣言、町を挙げて生涯学習の推進に積極的に取り組んでいる。生涯学習を支援する事業として、学習活動の促進、学習情報の収集・提供、学習相談の受け付け、総合企画・調整の推進、指導者の育成などに力を入れている。

生涯学習奨励賞

平成六年度から設けられた生涯学習奨励賞「生き活き賞」は、過去一年間に社会教育、文化・芸術者を対象に、町生涯学習推進協議会長名で毎年数十人を表彰、その努力をねぎらい激励するものであった。表彰式は町スポーツセンターで行われ、併せて生涯学習町づくり講演会も開催された。しかし、この表彰制度は所期の目的を達成したとして、一六年度をもって終了した。

「生き活き賞」

術、スポーツ・体育などにおいて、活発に生涯学習活動を実践してきた少年・青年・成人・高齢

生涯学習づくり講演会

この講演会は、町教委と町生涯学習推進協議会の共催により毎年、町スポーツセンターを会場に開かれた。平成九年三月の講演会は、生涯学習町民大会も同時に開催され、初めて生涯学習事例発表が行われた。講演会の講師は、各領域に及び多彩であった。例えば水谷純也北大植物科学生態学研究室教授、弁護士でタレントのケント・ギルバート、落語家三遊亭円楽、中島誠之助古美術鑑定士、ヨット冒険家の野村輝之、田嶋陽子法政大学教授、人気女優の京唄子、タレントで気象予報士の石原良純、元プロボクサー世界チャンピオンで俳優のガッツ石松、個性的な俳優の林隆三、メジャーリーグでワールドチャンピオンに輝いたシカゴ・ホワイトソックスの井口資仁選手らが来町している。

生涯学習日より 『生き生き』(A四版)が、生涯学習推進員会議によって平成四年から毎年『生き生き』発行 一回発行された。生涯学習に関するあらゆる情報を掲載、町民に学習機会の周知徹底を図った。しかし、一七年度から発行を停止し、生涯学習よりは町の広報誌で取り扱うことになった。

生涯学習アドバ 秩父別町が「生涯学習の町」を宣言した平成四年、町教委内に生涯学習推進室が新設され、初めイザナーの配置 三人の生涯学習アドバイザーが配置された。生涯学習についての知識や経験・特技を持つ人に委嘱し、町教委の生涯学習推進についてアドバイスを受けるばかりでなく、民間の活動に対してその経験を生かして相談に応じ、または指導するものであった。生涯学習社会を築いていくためのサポート役として大きな役割を担ったが、その任務を終えて一七年度で廃止された。

生涯学習カレン 町教委は平成六年度から「生涯学習カレンダー」を毎年作成、年度初めに全戸・全事業所に配布
ダーの作成配布 している。当初は新聞紙大一枚ものを三期に分けて発行していたが、八年度から一二カ月の月め
くり一三頁とした。各月とも見開きで、上部に町内の行事や子どもからお年寄りまで町民の元気な姿のカラー写真が
掲載され、下部の日付にはその日の町内の行事予定などが記載された。しかし、一九年度から経費削減のため、カラー
写真の掲載は取り止めとなった。

生涯学習活動の支援

「学級開設の支援事業」としてスタートした。スポーツ・文化などジャンルを問わず、五人
以上の仲間が集まって生涯学習の教室を開く場合、町教委が講師をあっ旋し謝礼金を支払っ
た。一八年度からは講演会、講習会、研修会を含めた全般的な生涯学習活動の支援事業へと幅を広げ、支援は必要経
費の一部助成とした。

英会話教室の開催

平成元年度から、「英会話教室」を開催している。一般町民を対象に、楽しい英会話を通じて
国際感覚を養い、国際理解を深めるもので、講師は町教委の英語指導助手である。一九年度か
らは、サークル活動として、英会話の活動を続けている。

「元気っ子くらぶ」 町と町教委が共催で実施する「元気っ子くらぶ」は、平成九年四月に町老人福祉センターな
の開設と子育て支援 どもを会場に開設、その後毎年月一回の計一二回開いている。会場は一二年度から町青年会館
を使用、一四年度からは町生涯学習センターに移ったが、戸外にまで広げてさまざまな場所で活動している。就学前

の子どもとその母親を対象に、家庭のあり方を正しく具体的に理解し、さまざまな問題解決に必要な知識と技術を学び、親子のふれあいを深めるとともに、母親同士の交流の場とするのが狙いである。

学習計画では、スポーツや文化関係のインストラクター、在宅の栄養士・保母、療育指導員らを講師に招き、実習や話し合い、親子の楽しい遊びを通じて目的達成を目指した。毎回親子一〇〜三〇組程度が参加、親子の絆を強める活動や、家庭教育のあり方を勉強した。一七年度からは子育て支援事業の一つとして、生涯学習センターの「ちっぶっ子室」が、就学前の子どもとその保護者に通年開放され、各種行事は保育所内で実施している「子育てサロン」や、翌一八年度から開設されたセンター内の「ちびっ子広場」の中で行われることになった。

ちっぶっ子ふれあい 町教委が主催する少子化対策事業の一つである。異色の学童保育所ともいうべき「ちっぶっスクール」の**開講** 子ふれあいスクール」は、平成二二年度に町青年会館で開講したが、一四年度から町生涯学習センターに主会場を移した。放課後に小学生を対象として遊び場を提供するもので、道内初の試みとして注目された。休日や夏休み、冬休みなどを除く登校日に毎日開いた。学年を超えて集団で交流する機会を作り、児童たちに社会性や自主性をはぐくんでもらおうという狙いで、遊びなどの内容はすべて児童たちの主体性に任されている。町教委担当者、秩父別小学校校長・教頭、同校PTA会長で運営委員会を設置、公募で選ばれた元教員や主婦らの有償ボランティア九人が、「パートナー」としてサポートしている。時間は午後二時から同五時まで、参加は登録制で自由に出入りができ、毎日参加する必要もない。秩父別小学校児童の約八割が参加、保護者からも好評を得ている。「遊びを通じて、あいさつや他人を思いやる気持ちをはぐくんほしい」というのが関係者の願いである。遊びだけでなく、高齢者とのクリスマス交流会、詩吟の基本勉強、ドングリヤサクラの苗作り体験、ゲーム大会など行事も多岐に

わたっている。

アドベンチャーin 秩父別小学校の三、六年生を対象に、平成一一年度にスタートしたのが「アドベンチャーinちっ
ちっぶべつの開設 ぶべつ」である。町の施設や自然を舞台に、各学年のテーマに沿ったさまざまなフィールドワー
クを体験させることで、郷土を大切にする心をはぐくむことを目指している。学校における「総合的な学習の時間」
とも連携、高齢者施設での奉仕活動、昔の人と生活をしのぶ草履ぞうりづくり、基幹産業である農業体験などにも果敢に挑
戦している。

こどもチャレンジ 学校週五日制の導入に伴い、子どもたちにさまざまな体験の機会を提供し、たくましく豊かな
スクールの開講 心を育てようと、「こどもチャレンジスクール」が平成一五年度から始まった。対象は小学生
全学年とその保護者で、親子が揃ってハーブの苗植え、化石の発掘、ガラス工芸の体験などに取り組んでいる。

北海道青年祭の地元開催

北海道青年団体協議会が主催、秩父別青年団が主管する第二三回北海道青年祭兼第四四
回全国青年大会北海道予選会が平成七年七月一五、一六の両日、初めて秩父別町のファ
ミリースポーツセンターで開かれた。全道から関係者約三〇〇人が参加、初日は意見、舞踊、郷土芸能、合唱の発表、
二日目は団長会議、演劇発表とその審査が行われた。地元の沼田渉青年団長が力強く平和宣言を行うなど、新しい地
域づくりなどへ若者の気概を示すとともに、交流を深めた。

国際交流広場の開催

町民の国際理解と国際交流に大きな役割を果たした「秩父別町国際交流広場」は、平成三年度から始まった。道内の小・中・高等学校で英語の指導をしている外国人の英語指導手を招き、世界各国の様子を紹介する国際展示、交流レクリエーション、各国のダンス披露、日本文化交流などを行った。町ファミリースポーツセンターを主催場に二日間の日程で行われたが、二年度の場合はアメリカ、カナダ、イギリス、ニュージーランド、オーストラリアなどから過去最高の二〇カ国、一七人が集まり、地元の子どもたち延べ約二〇〇人や一般町民約一七〇人と交流を深めた。しかし、町の各種事務事業の見直しに伴って、第一四回を迎えた一六年度限りで中止された。

成人式の開催

戦後間もない昭和二三年、国民の祝日として「成人の日」（二月二五日）が制定されたのに基づき、秩父別町では二五年に初めての成人式を行った。毎年一月二五日に町ファミリースポーツセンターで開かれる秩父別町の成人式は、新成人代表男女の誓いの言葉、町長・町議会議長の祝辞などのあと、立食パーティーやゲームで締めくくることが恒例となっている。成人の日は、平成一二年から一月の第二月曜日に変わったが、秩父別町ではその前日の日曜日午後二時に式を実施している。五九回目を迎えた二〇年度は、二八人の新成人が出席した。

二 生涯学習施設の整備と活用

「ふれあいゾーン 秩父別町は、心身の活力を培う憩いとコミュニケーションの場を提供する「潤いのある住空間構
ン21」の整備 想」「自然と語らう公園構想」を基に、二一世紀を展望する「ふれあいゾーン21構想」を策定し

た。昭和六三年度から秩父別温泉を中心として特産物展示館、陸上競技場、図書館など観光、生涯学習、体育・スポーツ、文化・芸術など社会教育などに関する各種施設整備を進め、一大ふれあいゾーンを形成してきた。平成一三年には、パークゴルフ場を増設してほぼ事業を終了し、町の東部丘陵にあるローズガーデン、こども冒険の森公園と合わせて、町内外の人が利用する交流の場、生涯学習の場として魅力あるステージとなっている。

生涯学習センター 平成一三年三月で閉校した北海道秩父別高等学校の旧校舎を改修して「生き活き館」の開設 開設されたのが、「生き活き館」である。生涯学習施設として小学生の体験学習を中心に、大人の各種研修、児童と大人との交流の場として活用するのが目的である。一三年八月に着工、同年一二月二日に竣工し、翌一四年二月一日にオープンした。建物は鉄筋コンクリート二階建て一部鉄骨造りで、延べ三二五八平方メートルの広さがあり、改築費に約二億三〇〇〇万円をかけた。一階にはステージ、ロッカー室、器具室、教官室付のアリーナのほか、調理実習室、陶芸室、物品庫、多目的室、調理研修室、文書庫、ちっぷっ子元氣っ子室、事務室、指導員室が配置され、二階は研修室、郷土資料展示室、秩父別高等学校資料室、ドライフラワーサークル室、手紡ぎサークル室、会議室などが設けられた。年度の過去最高利用は、団体数で一九年度の二八九団体、人数で一七年度の三万六二九四人であった。

生涯学習センターの利用状況

年 度	平13	14	15	16	17	18	19	20
利用団体数	16	100	96	219	220	217	289	227
利用者数	1,281	17,654	21,856	18,212	36,294	19,899	21,670	17,733

※13年度は2月1日オープン。利用期間は4月1日～翌年3月31日

秩父別町青年会館の利用

秩父別町青年会館は昭和六〇年十一月、青少年の健全な心身の発達と生活や文化の向上に寄与するため、秩父別一・二・三・四番地に開設された。木造平屋建てで、二五八平方メートルあり、視聴覚室・研修室・談話コーナー設け、青少年の総合研修施設としてさまざまな形で活用されている。利用数は団体・個人とも年度によって大きく変動している。

青年会館の利用状況

年度	区分	利用者数
平 7	団体	107
	個人	3,466
8	団体	174
	個人	3,519
9	団体	121
	個人	1,227
10	団体	38
	個人	748
11	団体	35
	個人	673
12	団体	14
	個人	9,310
13	団体	24
	個人	11,417
14	団体	21
	個人	1,436
15	団体	55
	個人	749
16	団体	33
	個人	639
17	団体	63
	個人	1,609
18	団体	54
	個人	1,269
19	団体	72
	個人	1,520
20	団体	74
	個人	1,642

※利用期間は4月1日～翌年3月31日

多目的研修施設

「おおとり」

多目的研修施設「おおとり」は、「ふれあいゾーン21」の交流拠点施設として、秩父別温泉「ちっぶゆう&ゆ」に併設する形で建設された。鉄筋コンクリート三階建て、延べ一〇〇八平方メートルの構

造・面積を持ち、秩父別温泉と渡り廊下で結ばれている。総工費約三億四〇〇〇万円をかけ、平成九年十二月六日にオープンした。一階には全身を本格的に鍛える各種機器を備えたトレーニングルーム、スキー合宿のためのスキー置き場、各種合宿など長期宿泊滞在に対応した洗たく室、調理室、食堂兼ミーティング室、二階は広さ約一七二平方メートルの研修室と小研修室二室、三階は広さ約一七四平方メートルの多目的研修室と小研修室二室がそれぞれ設けられた。「ふれあいゾーン21」に配置されているさまざまな施設を利用して、町内外の青少年の研修、体育・スポーツ、文化などの

交流・宿泊事業が活発に行われていることから、それに対応した総合的な交流施設の必要度が高まり建設に踏み切った。最大で六〇人までの宿泊が可能で、宿泊利用者には町内施設を無料で利用できる特典もある。

キャンプ場

町営キャンプ場は、平成六年度からファミリースポーツ公園南西側に設けられている。駐車場、炊事も完備、近くに東屋あずまやもある。「ふれあいゾーン21」の中にあるため、自然環境に恵まれているだけでなく、温泉、スポーツ施設、道の駅などにも近く、便利で親しみやすいのが特長である。平成一〇年に拡張整備が行われたほか、一八年度からそれまで無料であったテント、ターフについて有料化した。一張り・一泊一〇〇〇円である。利用状況は、残念ながら減少傾向にある。

キャンプ場利用状況

年度	利用者
平7	3,016
8	2,879
9	2,587
10	3,081
11	2,664
12	2,732
13	2,214
14	1,608
15	1,802
16	1,433
17	1,376
18	746
19	892
20	655

※利用期間は5月1日～10月31日

三 生涯学習関係の機関・団体

青少年問題協議会

青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」（昭和二八年制定）に基づき設置されている。青少年の指導、育成保護・矯正に関する事項を調査・審議するほか、関係行政機関相互の連絡

調整を図るのが、その役割である。委員は行政と議会の代表者、学識経験者で構成している。学識経験者は社会福祉協議会、小・中・高等学校、町内会、民生委員会、社会教育委員、ボランティア団体、農協婦人部、青年団、子供会育成連絡会、ボーイスカウト育成会、町PTA連合会、商工会から選出されている。会長は町長、副会長は町助役と町議会議員（選出）が務めている。委員定数は二二人であったが、一三年からは一九人となった。しかし、町にかかわる各種委員会の見直しを行った結果、一五年一二月三一日をもって廃止された。

生涯学習推進協議会と 生涯学習推進委員会 平成四年六月に行政・学校・学識経験者三二人で構成する生涯学習推進協議会を設置、さ
らに、その下部組織として町内各機関の実務者と町内会代表三六人による生涯学習推進員
会議が設けられた。同協議会は学校・家庭・地域などあらゆる教育機能を総合的に整備充実し、生涯学習体系を確立
して生涯学習の町づくりを進める協議機関である。一方、同推進員会議はメンバーそれぞれの立場で、実践的に生涯
学習の普及浸透を図ろうというもので、手引書『生涯学習実践のみちしるべーみんなで取り組もう一人一学』を発行
したほか、生涯学習奨励賞「生き活き賞」の創設・表彰、生涯学習日より『生き活き』の発行（A四版、毎月一回）
などに取り組んだ。

しかし、「生涯学習の町宣言」から一〇年以上経過し、生涯学習に対する町民の関心・意欲が向上して所期の目的
を達成したことから、生涯学習推進事業と関連組織などの見直しを進めた。その結果、生涯学習推進協議会、生涯学
習推進員会議の役割を一八年四月一日から社会教育委員の会議に移行し、協議会委員を社会教育委員が兼務すること
とした。

青少年育成ネット この推進会議の設立目的は、次代を担う青少年の健全な育成と安全で安心な地域づくりのため、ワーク推進会議 青少年の育成にかかわる町内の団体などが相互に連携を図り、地域全体で青少年を見守り支援していくことである。具体的には、情報の交換、連携の強化、ネットワークの形成、対策の企画立案、自主的防犯活動の推進などで、関係機関・団体の実務者で構成している。第一回推進会議は平成一七年一月二日に開かれ、活動を開始した。構成しているのは小学校PTA、中学校PTA、ボーイスカウト、ジュニアバレーボール少年団、野球スポーツ少年団、剣道スポーツ少年団、ミニバスケットボール少年団、柔道スポーツ少年団、子供会育成会の九つの関係機関・団体である。

青年 団

秩父別青年団は、満二五歳以上の青年男女を対象に昭和二一年に設立され、当初は一〇分団、八五〇人の組織であった。主な事業として、弁論、陸上競技、相撲、産業研究発表、園芸などの大会などを催してきた。平成九年には創立五〇周年記念式典を開催、記念誌を発刊するなど将来の発展を目指したが、この時点で既に団員数が二五人に激減していた。このため活動もままならず、団員が一〇人となった一一年度をもって活動は休止状態にある。平成七年度以降の歴代団長は、沼田渉（七〇九年度）、金森美鈴（二〇一一年度）である。

ボーイスカウト 青少年の健全育成を目指して、昭和二五年に創設された。小学生を中心にキャンプなどの訓練・秩父別第一団 研修などを重ね、町内行事にも積極的に参加した。団員の減少から五一年〜五六年に活動を休止したが、五七年から活動を再開し、平成一七年一二月には発団五〇周年記念式典という喜びの日を迎えた。この間、沖繩の浦添第一団、第二団との相互交流や、団活動の荣誉である菊スカウトを輩出するなど目覚ましい活動を継続して

いる。五〇年の歴史の中で、約三〇〇人のOB団員を輩出、町の青少年健全育成に貢献している。こうした活動を支えるため、ボーイスカウト育成会も結成されている。

ふるさと運動実践 「若い芽」は、小学四年生から青年まで幅広い年齢層の交流活動を続け、最大の主催イベント「若い芽」 ト「雪ん子まつり」の開催や、ちくし神楽獅子保存会への協力などの活動を実践している。

グループ「若い芽」 ト「雪ん子まつり」「秋祭り」「町民文化祭」などで神楽獅子を舞い踊り、町民の関心を集めている。会員自身も「とんでんまつり」「秋祭り」「町民文化祭」などで神楽獅子を舞い踊り、町民の関心を集めている。

子ども会と子ども会 子ども会は、昭和四〇年代から各町内会単位に結成されてきた。子どもの健全育成が目的で、**育成会連絡協議会** 町内会では子ども育成会を結成しサポートしている。町、町教委、社会福祉協議会、学校、地域社会のバックアップを受けながら実施するレクリエーションや、スポーツ、ボランティア、各種体験活動、イベントなどの事業を通じ、自主性やコミュニケーション能力、協調性、社会性、思いやり、体力などさまざまなもの身につけてもらうという願いが込められている。子ども育成会の全町連絡組織が、子ども育成会連絡協議会である。初級・中級リーダー講習会や育成指導者講習会、少年レクリエーション大会、少年スポーツ大会などを開催しているほか、青少年の健全育成を図る社会環境の整備、あいさつ・一斉清掃・交通安全各運動の展開など、幅広い活動を続けている。

第四節 体育・スポーツ

一 体育・スポーツ振興事業の推進

体育指導委員の配置

秩父別町では、戦後の急速なスポーツ活動の普及に対応して、昭和二五年に職場・地域で体育技能に秀でた人を選抜、体育指導委員に任命して各種体育行事の指導に当たった。三四年からは「秩父別町体育振興条例」を制定し、さらに三七年に新たな規則を設けて五人の体育指導委員を正式に配置、四〇年からは七人に増員した。指導委員は、町教委との連携の下、スポーツの実技指導、組織の育成、教育・行政機関・民間団体が行うスポーツ行事・事業への協力、住民に対する指導助言などの役割を担っている。町教委が任命し、任期は二年である。

B & G 海洋センター体 B & G 財団の協力により
駿セミナーへの派遣 平成三年、秩父別町に B & G 海洋センターの水泳プールが建設されてから、この事業が始まった。毎年、小・中学生に海洋スポー

平成7年度以降の歴代体育指導委員

氏名	在任期間
◎上ヶ島恒雄	昭54・4・1～平10・3・31
西保辰夫	昭61・4・1～平10・3・31
◎藤岡和正	2・4・1～20・3・31
◎山森聡	2・4・1～現在
須藤悟	4・4・1～現在
星雅之	6・4・1～10・3・31
東章	6・4・1～10・3・31
真島秀樹	10・4・1～現在
沼田良子	10・4・1～現在
稲澤実	10・4・1～現在
水本丈安	14・4・1～現在
新見隆晴	17・4・1～現在
鈴木なをみ	17・4・1～現在
近藤智子	17・4・1～19・3・31

◎は委員長

ツの体験研修を受けさせるもので、小学生二人と中学生二人の計四人を派遣枠として小学生は沖繩へ、中学生はグアム、サイパン、最近では小笠原諸島へそれぞれ派遣してきた。しかし、平成二〇年からは、中学生の派遣は中止された。

各種スポーツ教室の開催

スイミング教室は、町民が発達段階に応じた健康な体づくりと水泳の楽しさを体得することを目的に、毎年七月下旬から八月月上旬にかけてB&G海洋センターのプールで開催されている。スイミング教室の種類は幼児（三〜五歳）、小学一〜二、小学三〜六年、成人（母親）に分かれ、そのほか一二歳以上の子ども・大人を対象にした水中エアロビクス教室も開かれた。このほか町教委は野球、陸上競技、スキー、スケート、サッカー、ウォーキング、マシントレーニング、バドミントン、テニソン、カーリング、ストレッチヨガ&ピラティスなどさまざまなスポーツ教室を開催し、町民皆スポーツの実現に努力している。

二 体育・スポーツ大会の開催・支援

1 運動会・スポーツ大会

町民運動会

村民の健康増進と親睦融和を図るため、昭和二四年八月二日に秩父別中学校グラウンドで、村が主催して村民運動会を開催したのが第一回である。町制施行後も町民運動会として継続され、五七年以降は七月第一日曜日に行われた。平成四年の町宮陸上競技場設置以来、会場は同競技場が充てられてきた。競技は各町内会対抗で行われ、幼児競走、一〇〇メートル競走をはじめ、俵送りリレー、宅配便リレー、ウルトラ紅白リレー、

むかで競走、綱引きなどの団体競技を中心に二〇種目以上のプログラムが設けられ、一時は一三〇〇人以上の参加を記録した。休憩時に町民交通安全大会の行事や秩父別中学校吹奏楽部演奏などのアトラクションもあり、子どもから高齢者まで楽しめる一大イベントとして五三回まで数えたが、人口の減少、少子高齢化の進行により、一部町内会の参加が不可能になり、平成一八年度を最後に取り止められた。

町民レクリエー 町民レクリエーション大会（毎年一月～二月）は、平成一
シ ョ ン 大 会 六年から町ファミリースポーツセンターで開始された。町
体育協会が、レクリエーション的な軽スポーツで冬場の運動不足を解消し、町
民の親睦を深めようと企画したものである。紅白玉入れ、スカットボール、ロー
プジャンピング、五色綱引き、ドッジビーなどの楽しい種目に、多い時で四〇
〇人以上の町民が参加して汗を流している。

婦人運動会

町教委と秩父別農協などで構成する実行委員会が主催する婦人運動会は、平成七年度に一七回目を迎えていた。その後も毎年町ファミリースポーツセンターを会場に二〇〇人前後が参加、雑巾がけリレー、七転び八起き、スリッパシュートなど一二種目のユニークな競技を楽しみながら、健康の増進を図り親睦交流を深めている。



声援合戦にも熱が入る町民運動会

老人オリンピック

町老人クラブ連合会が主催して毎年一〇月に、町ファミリースポーツセンターで開いている。町内に住む六〇歳から九〇歳までのお年寄りが対象で、健康増進と親睦交流が目的である。町内会ごとに四チームに分かれ、二〇〇人前後のお年寄りが紅白玉入れ、仲良しリレー、ナイスホールインワンなど二種目の軽スポーツを、ゲーム感覚で楽しんでいる。

空知管内身障者

スポーツ大会

空知管内各市町村の持ち回りで開催されているが、平成八年には秩父別町が当番を務め、町営陸上競技場で第二八回大会が開催された。この大会に参加した町内の高橋健二郎は、前年の第三三回北海道障害者スポーツ大会の障害区分上肢切断の部砲丸投で優勝、八年一〇月二六、二七の両日、広島県で開催された第三二回全国身体障害者スポーツ大会の同じ種目で、銀メダルを獲得する快挙を成し遂げた。

2 陸上競技

北海道大学駅伝対校選手権大会・平成四年の町営陸上競技場完成に伴い、町や町内の体育・スポーツ関係者が北海道大学女子駅伝対校選手権大会 道知事杯北海道大学駅伝対校選手権大会（男子）の誘致運動を展開した結果、

六年度の第六回から同競技場を発着点として秩父別町で開催されることになった。これと同時に道教育長杯同女子大会も開催されることが決まった。道学生陸上競技協会と秩父別町、秩父別教育委員会が共催するもので、男子は八区間一〇一・三九五^キ、女子は六区間三七・六九五^キのコース（いずれも秩父別、沼田、北竜、妹背牛、深川の一市五町経由）でスピードを競ったが、二〇年からは男子八三・八五^キ、女子三一・六^キの町内周回コースに短縮された。

同大会は全国大会にもつながる北海道地区予選も兼ねており、陸上関係者の注目度は高い。農作物収穫期の八月下旬から九月上旬にかけて田園コースを大学生ランナーが走り抜けるシーンは、秋の風物詩となっている。

平成七年度以降、男子は九年に北海道大学、一五年に北海道教育大学が優勝したほかは、札幌学院大学がすべて制し、二〇年の二〇回大会までに一七回という最多優勝を飾っている。女子は一〇年に北海道女子短期大学、一三年に札幌学院大学がそれぞれ男女アベック優勝した以外は、北海道教育大学が圧倒的な強さを発揮し、二〇年の第一五回大会までに一三度の優勝を重ねた。

北空知駅伝競走大会

全空知陸上競技協会・秩父別町主催の北空知駅伝競走（毎年九月）は、同協会北空知支部創立を記念して昭和三六年に第一回大会を開いた。当初は深川駅前→沼田→北竜→雨竜→妹背牛→北陸銀行深川支店の五区間、約五三・一キロのコースであったが、何度かコースが変更され平成六年から秩父別町陸上競技場発着の男子八区間四二・一九五キロ、女子五区間二一・三九五キロと変わり、大学駅伝と同時開催となった。種目は一般、高校、女子などの部があり、二〇チーム以上も参加し盛況であった。しかし、出場チームが減少したため第四〇回大会を節目に、平成一三年の大会をもって長い歴史に幕を下ろした。参加者の中には四〇回すべての大会に出場した人もいた。北空知地区は駅伝が早くから盛んで、一市六町の中学校が参加する中体連駅伝競走大会（北空知中学校体育連盟主催）も続けられている。また、秩父別中学校の校内マラソン大会も恒例となっている。

北育ち元氣マラソン

秩父別農業協同組合主催の北育ち元氣マラソンは、ユニークな大会として道内外のマラソン愛好者の人気を得た。参加者が収穫期（九月）を迎えた秩父別ならではの田園風景を楽しめ

るほか、種目は三キロ、五キロ、一〇キロ（コースは陸上競技場を発着点に、一条北通りを出て田園地帯を走る）だが、「順位点」に年齢・性別・参加申込日で決まる「ボーナス点」、それに自身の予想タイムと実際の記録の差で決まる「宣言タイム」を加えた合計点で順位を決定するという方式のため、誰でも優勝のチャンスがあるのが特徴である。秩父別を含めた三町の農協合併に伴い一五年からは北いぶき農業協同組合に主催が移ったが、当初一〇〇人程度であった参加者も二〇年の第一七回大会には過去最高の約五四〇人が参加、ますます人気が高まっている。

北空知小学生 町、町教委が道北陸上競技協会の賛同を得て共催しているが、町単独で開催する広域大会は珍しい。

陸上競技大会 平成四年の町陸上競技場オープンを記念して始まった。管内一市六町から毎年一〇校以上が参加し、毎年七月ごろに開催している。選手は少子化のあおりでかつての二〇〇人以上から一〇〇人前後に減ったものの、これまで一七回の参加者はざっと三〇〇〇人を超えている。男女とも一〇〇歳、二〇〇歳、八〇〇歳、一五〇〇歳、四〇〇歳リレー、走り高跳び、走り幅跳び、ボール投げの八種目に熱戦を繰り広げ、記録のレベルアップが続いている。このほか陸上をはじめとして、北空知中学校体育連盟主催の中体連各種大会が市町村持ち回りで開催されており、優勝した選手がたびたび全道大会などに出場している。

3 球 技

野 球

秩父別タイガース野球スポーツ少年団は、平成二〇年の全道少年野球大会北空知予選で優勝、八月に札幌で開かれた全道大会に初出場しベスト8と健闘した。また、秩父別中学校野球部は二二年六月、

中体連北空知大会軟式野球大会で創部以来初の優勝を果たし、七月に開催された空知大会に出場した。

ソフトボール

平成二〇年で四三回目を迎えた町民ソフトボール大会（毎年八月）の主催は、最初は町教委、その後体育協会に移った。昭和五一年からは、ファミリースポーツセンターグラウンドなどを会場に開催されている。当初は男女別で試合をしたが、途中から男女混合のチームとした。チームは町内会ごとに編成するため、町内会の応援合戦も見ものである。

バレーボール・町民バレーボール大会、町民ミニバレーボール大会とも、町体育協会の主催である。平成七年ミニバレーボールにはすでにバレーボールで二二回目、ミニバレーボールで一五回目を迎えていた。それぞれ男女別六人制、一五点三セット方式で試合を行うが、ミニバレーボールの場合は、普通のバレーボールより狭いコート（バドミントンと同じ）に低いネット（高さ二メートル）を張り、柔らかいボールを使用してプレーするので、老若男女誰でも気軽に参加できるスポーツとして普及している。いずれも町内会を中心として、二一〇チーム前後が参加している。

バスケットボール・バスケットボール、ミニバスケットボールのいずれも町民大会はないが、バスケットボールは、北空知一般大会（主催・北空知バスケットボール協会）、北空知管内中学校大会（同・北空知中学校体育連盟）、ミニバスケットボールはスポーツ少年団交流会（同・空知管内スポーツ少年団連絡協議会）など北空知、空知管内の大会があり、各市町村に会場を移しながら実施している。

ゲートボール

代表的人気のゲートボール大会は平成六年から始まった秩父別町長杯空知大会（主催・町教委）で、空知管内全域各地の予選を勝ち抜いた強豪チームが集まり、トーナメント方式で優勝を争っている。これ以前の昭和六〇年から開催されているのが、老人クラブ大会である。ゲートボール人気は高く、北空知男女親睦大会、秩父別・沼田・北竜三町交歓大会、道民スポーツ空知大会、きたしん親睦大会などの大会が、毎年目白押しである。平成八年には全国大会出場をかけた第一回北海道地区ゲートボール選手権が、秩父別町陸上競技場で開かれた。

パークゴルフ

パークゴルフも、ゲートボール以上の人気を誇っている。秩父別パークゴルフ協会が結成された平成七年から始まった協会長杯大会、町体育協会が主催して一年にスタートした町民大会、一三年に第一回大会を開催した町・町教委主催の町長杯兼ゆう&ゆ杯大会が主軸となっている。町内の農協・農業委員会・土地改良区・町議会議員会・商工会の五団体による親睦大会、秩父別ライオンズクラブ協賛大会、道新杯大会、教職員互助会主催教職員交流大会、国際パークゴルフ協会深川支部大会など、多彩な大会が参加者を誘っている。

4 ウインタースポーツ

ス キ ー

荒井山スキー場で開かれる町民スキー大会は、昭和四〇年代後半に始まった。町教委が主催、最初のころは幅広い町民の参加があったが、途中から小学生のみの大会となった。競技は滑降と大回転の総合タイムで競った。会場の荒井山スキー場が平成一四年に閉鎖されたため、町民スキー大会は第二九回をもって姿を

消した。

スケート

町体育協会が主催し、平成七年には二四回目となった町民スケート記録会は、子どもも大人も参加できる町内唯一のスケート競技であった。しかし、会場のファミリースポーツ公園内のスケートリンク（子ども広場）が一〇年度に閉鎖されたため、一〇年一月の第二六回大会を最後に中止となった。

5 武 道

柔道・剣道

柔道は空知柔道連盟主催の全空知大会、深川地区防犯協会連合会と北空知柔道親睦会が共催する北空知防犯少年大会兼北空知大会などが、毎年市町村の持ち回りで開かれている。剣道は北空知剣道連盟連合会主催の北空知大会のほか、深川地区防犯協会連合会主催の北空知防犯少年大会がある。やはり管内市町の持ち回りで、毎年大会を開いている。

三 体育・スポーツ施設の整備

ファミリースポーツ公園

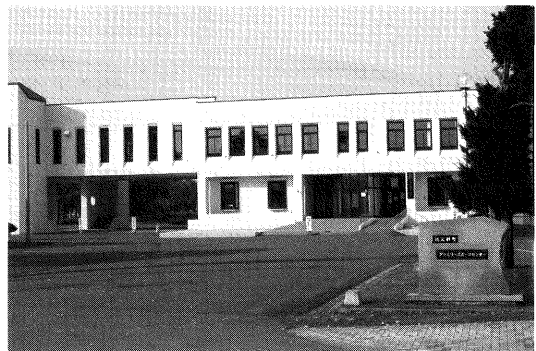
総合運動公園として昭和四九年九月、町内二ノ一の七紘の広大な用地に開設された。施設の建設・整備は四八年度から五二年度までの間に進められ、ファミリースポーツセンター、テニスコート、第二水泳プール、ミニゴルフ場、子ども広場（冬季間スケートリンク）、自由広場、日本庭園、

野球場、野外活動広場、バッティングセンター、記念の森、ジョギングコースなどが設けられている。平成一〇年に、ストリートバスケットコートを新たに設置している。

ファミリリー 昭和四八年にオープンしたファミリリースポーツセンタースポーツセンター（五四年に町民研修センター併設）は、ファミリリースポーツ公園の中核施設である。鉄筋コンクリート二階建て一部鉄骨造り、延べ約二五七八平方呎の構造と規模で、建設費に二億円以上かけた。平成七年度以降、ファミリリースポーツセンターの改修・整備が積極的に進められた。特に平成一〇年度に約五〇九万円の予算で玄関ドアを自動化し、ロードヒーティングを施したスロープを設置したのをはじめ、一八年度には体育館研修センターの外装改修、管理棟一階ホールの張替工事に約四一五万円を投じた。また、二〇年度は約七〇五三万円の予算で管理棟の外壁と窓サッシを改修、暖房器具も石油ストーブからFF式ストーブへ更新した。このほか年次的に屋外放送施設の設置とトイレの洋式便器改修、専用トラックの購入、ロビー照明改修、空気清浄機の購入、屋根の改修などを実施している。

平成七年度以降の歴代館長は、次の通りである。

- 安部準一（平6・11・10～8・9・30）、伊藤廣（8・10・1～10・3・31）、辻村成光（10・4・1～18・3・31）、竹内茂樹（18・4・1～19・4・8）、神田達広（19・4・9～現在）



ファミリリースポーツセンター

ファミリースポーツセンター利用者数・使用者数の状況

年度	区分	利用者数	合計
平7	利用	6,955	28,268
	使用	21,313	
8	利用	7,678	30,508
	使用	22,830	
9	利用	5,055	28,802
	使用	23,747	
10	利用	2,325	29,871
	使用	27,546	
11	利用	3,478	29,920
	使用	26,442	
12	利用	3,555	32,081
	使用	28,526	
13	利用	2,446	31,273
	使用	28,827	
14	利用	2,567	29,284
	使用	26,717	
15	利用	5,333	35,959
	使用	30,626	
16	利用	4,751	33,524
	使用	28,773	
17	利用	3,242	33,073
	使用	29,831	
18	利用	2,315	30,791
	使用	28,476	
19	利用	2,880	31,445
	使用	28,565	
20	利用	2,438	25,260
	使用	22,822	

※利用期間は4月1日～翌年3月31日

ふれあいプラザ

平成五年一二月、町内二〇八五番地に開設された。鉄骨造り平屋建て約一八〇七平方メートルの構造と広さを持ち、アリーナ部分は一六〇〇平方メートルの土間で、各種イベントをはじめ、野球、テニスなどのスポーツやレクリエーションが、雨天や冬期間でも土の上で楽しむことのできるインドアグラウンドである。このグラウンドの土が長年の使用で硬くなつたため、一二年四月に土の入れ替えを実施した。使用料は「ゆう&ゆ」、または「おおとり」宿泊者について免除する優遇措置がある。



ふれあいプラザ

B&G海洋センター
利用状況

年度	利用者数
平 7	10,634
8	10,772
9	8,572
10	7,983
11	8,935
12	6,743
13	5,705
14	3,871
15	4,373
16	4,313
17	4,624
18	4,134
19	3,977
20	3,344

※利用期間は6月
1日～9月15日

親しみながら健康づくりに励む拠点施設として、子どもから高齢者まで幅広く利用されている。

**B & G 海洋セ
ンタープール** 平成四年七月に秩父別温泉「ちっぷゆう&ゆ」隣接地でオープンした。建設費約二億一〇〇〇万円
で上屋付プール六コース（二五[×]一三[×]）と更衣室、事務所を備えた管理棟が建設された。水と

スポーツセンター
野球場の利用状況

年度	利用者数
平 7	2,909
8	1,341
9	1,762
10	2,945
11	1,900
12	3,381
13	3,190
14	2,205
15	1,804
16	2,157
17	2,009
18	1,248
19	1,495
20	1,487

※利用期間は5月
1日～10月31日

ふれあいプラザ利
用状況

年度	利用者数
平 7	20,152
8	24,460
9	23,294
10	20,789
11	21,183
12	23,718
13	20,558
14	19,243
15	23,444
16	21,580
17	22,259
18	16,964
19	13,737
20	11,851

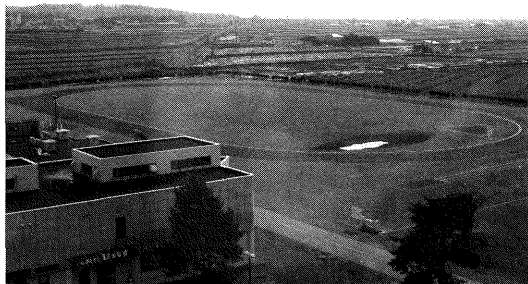
陸上競技場利用状況

年度	利用者数
平7	8,807
8	7,872
9	6,943
10	8,172
11	7,002
12	7,311
13	3,163
14	4,147
15	5,484
16	5,419
17	5,077
18	3,052
19	3,211
20	2,851

※利用期間は5月1日～10月31日
 ※平成8年度は改修工事のため6月から

町営陸上競技場は、ファミリースポーツ公園を含む「ふれあいゾーン21」エリアのふれあいプラザ、B&G海洋センターの近くに位置している。総面積は約二・四四畝を有し、一周四〇〇メートルの陸上競技連盟第四種公認トラックのほか、広いフィールド内には芝生が敷かれサッカー場としても利用できる。トラック内外に走り幅跳び、三段跳び、走り高跳び、棒高跳び、円盤投げ、砲丸投げ、ハンマー投げ、槍投げなどの施設も完備している。約二億円近い総事業費で平成四年六月にオープンしたが、北空知管内の陸上競技大会の拠点として、北海道大学駅伝対校選手権大会など各種大会に利用されている。また、八年度には、走り幅跳びなどの助走路を全天候型に改修している。

陸上競技場



陸上競技場

ゲートボール場

ファミリースポーツセンターの南隣接地九四五四平方メートルの敷地に、四五〇万円の予算で八面のコートと、一九〇平方メートルの芝生広場を持つ町営ゲートボール場を造成、平成五年九月にオープンした。トイレ、休憩場、駐車・駐輪場、物産庫、ベンチなども完備した。

ゲートボール場利用状況

年度	利用者数
平7	3,189
8	3,739
9	3,004
10	2,830
11	3,412
12	2,672
13	2,037
14	3,807
15	3,718
16	2,990
17	3,166
18	2,395
19	1,625
20	1,210

※利用期間は5月1日～10月31日

テニスコート

ファミリースポーツ公園内の町営テニスコートは、昭和四九年七月に完成している。ハードコートとクレイコートの二面で、五三年には夜間照明も整備した。

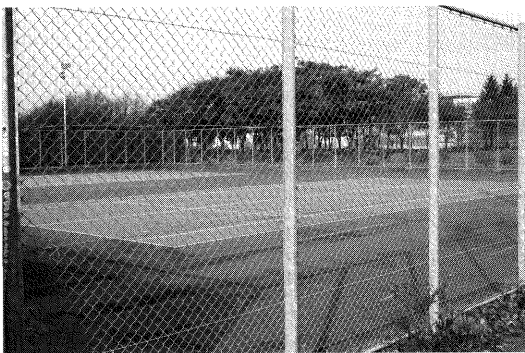
テニスコート利用状況

年度	利用者数
平7	620
8	721
9	572
10	1,091
11	1,031
12	976
13	1,137
14	1,289
15	1,257
16	1,309
17	1,216
18	1,022
19	801
20	717

※利用期間は5月1日～10月31日

荒井山スキー場

町スキー連盟の要請によって、通称荒井山と呼ばれる民有地を地権者の協力でスキー場として造成した。昭和四一年



テニスコート

に盛土、五三年に頂上盛土とロッジ建設を行ったほか、五四年に延長一〇〇㊦のロープ塔を設置するなど順次整備を進めた。スロープは二五〇㊦、最大斜度二五度である。町民スキー大会、小中学校のスキー大会などに利用されていたが、スキー人口の減少、施設の老朽化などのために平成一四年度に閉鎖された。

パークゴルフ場

パークゴルフ場は、ゲートボール場横に平成一〇年七月一日オープンした。二・五㊦の用地に「ゆうゆコース」九ホール、「おおとりコース」九ホールの計一八ホールを設けた。コース延長は

九四一㊦、パーは六六である。比較的平坦で、のびのびとプレーを楽しめるのが特徴である。練習グリーン、東屋、あずまや物置、水飲み場、四二台収容の駐車場、一二台収容の駐輪場も完備、総事業費として一億三七〇〇万円をかけた。コース使用も用具貸し出しも無料である。芝の状態がよく環境に恵まれていたため、町外からの利用者も予想を上回り、町内外愛好者の交流に大きな効果を挙げた反面、町民の利用に支障を来す状況になった。そのため一三年に約五三六〇万円を投じ、「おおとりコース」隣の約九六〇〇平方㊦の用地に、「ふれんどコース」九ホール（五六〇㊦、パー三三）を増設した。

パークゴルフ場利用状況

年度	利用者数
10	20,700
11	13,783
12	15,156
13	16,069
14	20,515
15	28,121
16	26,233
17	17,653
18	14,219
19	17,258
20	15,865
18	1,022
19	801
20	717

※利用期間は5月1日～10月31日

四 体育・スポーツ関係機関・団体

体育協会

昭和四十一年に町内の体育・スポーツ関係団体責任者が集まり、秩父別町体育協会を設立した。各団体が連携を強め、一年を通じて町民スポーツの各種大会や行事を主催、または町・町教委主催行事に積極的に協力することが目的であった。管内的、全道的な大会・行事への参加促進にも力を入れ、体育・スポーツの振

平成7年度以降の歴代正副会

会 長		副 会 長	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
高桑 優	平4～9	高崎 馨	平4～7
北垣 一弘	10～17	田中 祥司	4～9
吉田 徹	18～現在	北垣 一弘	8～9
		北守 智	10～11
		我部山豊春	10～15
		新見 隆晴	12～20
		吉田 徹	16～17
		東 晴基	18～現在

秩父別町体育協会加盟団体一覧（平成20年度現在）

団体名（連盟）	設立年月日	会員数	会長
野球	昭40. 4	74	宮武 幸充
バレーボール	昭51. 6	22	高橋 清治
バスケットボール	昭48. 5	45	寺迫 公裕
ソフトテニス	昭48. 9	8	青木 貞良
バドミントン	昭49. 4	8	畑山 茂美
剣道	昭26. 3	23	吉田 徹
柔道	昭38. 8	43	横山 正己
ソフトボール	昭58. 4	7	東 雅巳
山岳会	昭39. 3	17	我部山豊春
ゲートボール	昭59. 4	32	古村 豊一
ミニバレー	平2. 11	65	中嶋久里子
パークゴルフ	平7. 7	107	宮本 峰夫
陸上	平12.	8	岡島 逸人

興に貢献している。平成九年二月に創立三〇年、二〇年一月に創立四〇周年の記念式典を挙行している。結成当時の加盟は六団体であったが、平成一九年現在一三団体に増えている。この間、脱退（解散）、新加入（結成）などがあり、七年度以降でもスキー連盟、卓球連盟が姿を消し、新たにゲートボール連盟、パークゴルフ連盟が加盟している。加盟団体の総会員数は平成七年に一一二八人を数えていたが、一九年は四三九人になっている。団体加盟とは別に、体育協会は設立当初から全戸加入という他に類例のない組織を誇っている。

スポーツ少年団

小中学生の体位・体力向上、健康増進、健全育成のため、全国・全国的に父母や体育団体、社会教育関係機関などがスポーツ少年団の結成を促進した。昭和三九年に秩父別中学校が剣道スポーツ少年団を結成したが、秩父別町の第一号である。五〇年代に入ってスポーツ施設が整備されてきたこともあり、野球、柔道、ジュニアバレーボールのスポーツ少年団が相次いで結成された。その後、ミニバスケットボールもできたが、柔道はスポーツ少年団の登録を解消して活動を続けている。

秩父別スポーツ少年団一覧（平成20年度現在）

スポーツ少年団名	団員数	対 象
タイガース野球	21	小学3～6年（男）
ミニバスケットボール	12	小学2～6年（男女）
ジュニアバレーボール	16	小学3～6年（女）
剣道	12	小学2～中学3年生（男）
柔道	10	幼児～小学6年（男女）

第五節 文 化

一 文化事業の推進

総合文化祭

町総合文化祭は、町文化連盟と町ファミリースポーツセンターが共催し、毎年一月三日の文化の日を中心に同センターで開かれている。町内各文化団体に日常活動の成果を発表する機会を提供し、広く町民に鑑賞してもらい、町文化の向上と発展を図るのが目的である。町文化連盟が結成された昭和四九年に、開町八〇周年記念・文化連盟結成記念を兼ねて第一回が開かれた。その後、参加団体数、出品・出演者数が増え内容も充実し、二二回目を迎えた平成七年には文化展示、芸能発表に生活文化、食品コンクール、切手展示即売会、児童生徒作品展、協賛バザーなども加わり、一層多彩になった。一五年には文化連盟創立三〇周年記念として、姉妹都市の綾南町児童生徒作品展も行われた。二〇年には三五回目を数え、恒例行事として町民に親しまれている。

芸術鑑賞会

「芸術鑑賞会」は、小学生対象と中学生・一般対象に分けそれぞれ毎年一回、音楽・演劇などの鑑賞機会を提供するもので、各種コンサートや芸術の舞台を町内で開いてきた。

生き生き公演会

芸術鑑賞会に代わって平成一七年度から始まったのが、この「生き生き公演会」である。町民に優れた本物の舞台芸術などに身近に触れる機会を提供するとともに、生涯学習の啓発を目的とし

ている。主に音楽コンサートや演劇の鑑賞会、講演会などを開いている。

二 文化施設の整備と事業推進

図書館

町立図書館は、平成四年二月一日に開館した。約二億二八六〇万円の予算を投じ、鉄筋コンクリート一部二階建て、延べ五九六平方メートル（現在は六九一平方メートル）の構造と広さで、それまで郷土館内にあった図書館を廃止して移転した。当時、一万五〇〇〇冊の蔵書があったが、これを最終的に三万冊まで充実させる目標を立てた。閲覧室のほか児童読み聞かせ、郷土資料、視聴覚の各コーナーを配し、特にオーディオ・ビジュアルルームを備え、ニューメディアによる高度な情報収集機能を有している。図書館の整備と蔵書の購入が積極的に進められ、町民からのリクエスト本や新刊書の購入などにより、一三年度末には目標の三万冊を超え、一八年二月現在では三万三四四冊になった。

また、一〇年八月五日に「丸木位里・俊コーナー」を設け、常設展示している。丸木夫妻は反戦画家として知られ、国際的にも高い評価を得ている。夫人の俊は秩父別町出身（旧姓・赤松）で、国際童画ビエンナーレで「全米図書館協会賞」を受賞するなど、絵本作家、童話作家としても有名である。画集、図録、絵本、エッセイなど数多くの本を出版しており、図書館でも可能な限り収



図書館

集してきた。コーナーには『原爆の図』など画集一三点、『つつじのむすめ』など絵本一七点、『女絵描きの誕生』など一般書一一点、『空からの歌こえ』など物語八点の計四九点が展示された。また、町役場にも俊の作品が数点展示されている。平成一三年には、栗山町在住の教員磯野武司から町に俊制作の六点組屏風絵「ほおずきと萩」（一点の大きき縦九〇^{センチ}、横三五^{センチ}）が寄贈されている。夫の位里は平成七年に逝去、また俊は図書館のこのコーナーがオープンした年に秩父別の名誉町民の荣誉を受けているが、一二年に惜しまれながら他界した。

このほか、事務用のパソコン、ファクスなどを一二年度に購入したのに続き、一五年四月には図書館利用者用インターネット専用のパソコン二台を導入している。図書館の持つ機能の一つは、生涯学習の情報拠点施設であり、ITを通じて学習情報をはじめ、まちづくり情報など各種情報の入手により、町民の自主活動を支援することが目的であった。施設の整備については二〇年度に玄関先の段差解消、側溝改修などを行った。また、館内に「わくわくボックス」を設置、図書館から小学校各教室に定期的に本を届ける体制を整えた。子どもたちが本に触れる機会を、少しでも増やそうというものである。

図書館利用状況

年度	区分	利用者
平 7	団体	23
	個人	17,493
8	団体	14
	個人	14,369
9	団体	11
	個人	14,016
10	団体	24
	個人	14,910
11	団体	16
	個人	15,885
12	団体	19
	個人	16,147
13	団体	12
	個人	15,255
14	団体	11
	個人	14,075
15	団体	11
	個人	13,543
16	団体	9
	個人	13,793
17	団体	9
	個人	12,959
18	団体	5
	個人	10,429
19	団体	14
	個人	10,865
20	団体	6
	個人	10,568

※利用期間 4月1日～翌年3月31日

郷土館

町ファミリースポーツセンター横にある現在の町郷土館は、昭和五六年に建設され、同年十一月五日にオープンした。鉄骨造り二階建て延べ六五四平方メートルで、総事業費は約一億二〇〇〇万円であった。外観は屯田兵屋を模して三角屋根とし、一階は事務所、収蔵庫、大型資料展示場、特別展示コーナー、二階は明治時代の写真、農機具、屯田兵屋とその内部、生活用具、書籍などの資料を展示している。展示内容は、「プロローグ 秩父別町」「チックシベツの昔」「新天地を求めて」「屯田開拓」「拓けゆく雨竜原野 産業の移り変わり」「雨竜川の流れとともに」「ぐらしの歴史」「花開く雨竜原野 戦後の発展」「恵まれた自然のなかで」「明日の秩父別」の七つのテーマに分けて、分かりやすく整理してある。昭和六〇年五月現在の保有資料は六六三点であったが、平成九年五月現在では一三六三点と倍増している。

この間、図書館として使っていたスペースを、新図書館の完成に伴って平成八年に特別展示室へ改修したほか、一〇年度には玄関ドアを自動化し、一九年度に屋根塗装、窓枠改修などを行っている。また、秩父別高等学校の廃校後に旧校舎を改築し、一四年に開設された生涯学習センター「生き生き館」の中に、郷土資料室が設けられている。

町郷土博物館の主催行事としては、特別展示が開かれている。「我が家の秘宝展」(八年)、「昔の『食べる』道具いろいろ展」(一二年)、「昔の遊びと遊び道具展」(一五年)などテーマも幅広く、このほか小中学生向け学習資料『馬が主役の時代の米づくり春秋』の発行、町出身木工芸作家などの作品展示、小学生に対する昔の農作業体験指導、手づくり年賀状教室開催などさまざまな企画を立て、郷土の素晴らしさを伝えている。

郷土館は、秩父別屯田会の存在を抜きにしては語れない。屯田会は、開拓の祖でもある屯田兵の子孫で組織されているが、これまで郷土の歴史と文化の研究や郷土館の建設に協力してきたほか、回顧録の発刊、屯田入植一〇〇年記念事業の「風雪の碑」建立などに力を尽くしてきた。平成一〇年には、町教委の求めに応じ、農機具など昔の産業・

生活用品・用品の収集にも協力している。

平成七年以降の歴代館長は、次の通りである。

森下友一（平7・4・1～8・3・31）、岩田兼一（8・4・1～9・3・31）、小川慎一（9・4・1～3・31）、竹内茂樹（18・4・1～19・4・8）、神田達広（19・4・9～現在）

郷土館保有資料
（平成19・5・31現在）

物件名	保存数
農機具	376
家具	441
文書	206
写真	55
勲章	16
屯田兵関係	54
参考品	164
標本・考古	50
計	1,363

郷土館利用状況

年度	利用者
平7	2,078
8	1,938
9	2,494
10	2,042
11	2,443
12	2,177
13	2,518
14	2,339
15	2,690
16	2,174
17	434
18	503
19	402
20	376

※利用期間は4月1日～翌年3月31日

三 文化財の保護

町指定文化財

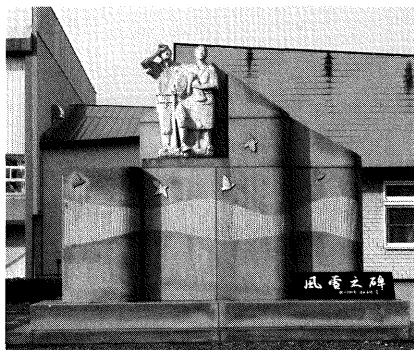
町はこれまで四件を文化財に指定し、保存・伝承に努めている。このうち無形文化財の「ちくし神楽獅子舞」については、同保存会が結成されている。

記念碑と文芸碑の建立

町内には、数多くの記念碑が建立されている。平成六年までに開村記念碑、忠魂碑、町民憲章碑、開基百年之碑、風雪之碑など一七基を数えていた。このうち三基は文芸関係の碑で、後はすべて事業関係の記念碑である。一六年

町指定文化財

種 類	文 化 財	指定日
無形文化財	滝の上獅子舞 ちくし神楽獅子舞	昭51・2・10 昭63・6・22
有形文化財	屯田の鐘 乃木希典真筆	昭58・6・6 昭59・4・20



風雪之碑



文芸碑

度事業のまちづくりと文化振興対策として、開基一一〇年を契機にファミリースポーツセンター公園内に文芸碑を建立することになり、町民から建立希望者の公募を行った。町民か町ゆかりの人の作品に限り、縦・横・厚さの三辺の合計が二〇〇センチ以内の石碑を自費で建てる場合、町として場所を提供するという企画である。申し込みについては文芸碑設置選定委員会において選考し、建立位置を決定することになった。その結果、短歌の部に一〇人、俳句の部に一人、川柳の部に七人が決定、同年八月六日に合計一八の文芸碑が建立された。

四 文化関係団体と文化活動

1 文化連盟

活 動

昭和四九年に一五団体で結成され、平成一五年に創立三〇年を迎え記念式典を挙げるとともに、記念誌を発行した。総合文化祭の開催をはじめ、加盟団体の自主的活動を支援して発表の場を確保しているほか、道民芸術祭や空知管内郷土芸能祭などへの参加を促すなど、芸術文化、生活文化の発展に寄与してきた。平成二一年四月現在の加盟は三〇団体である。

加盟団体の入退会

平成七年以降の加盟・退会状況を見ると、水墨画部・善性寺趣墨会（七年）、民謡部・民謡会、カラオケ部・港千尋歌謡教室、ドライフラワー部・ドライフラワー紅の会、自然食品部・はまなす会（以上八年）、舞踊部・バレエ教室、ダンス部・フォークダンス同好会（同一〇年）、書道部・秀峰会、琴部・大正琴こまどり会（同一一年）、書道部・木曜の会（二二年）、ダンス部・ローズダンスクラブ（一四年）、軽音楽部・ギターサークル、同・マイメロディー（以上二〇年）、秩父別観光振興（二一年）が、新規加盟している。

逆に華道部・朋華会、民謡部・民謡会（以上七年）、コーラス部・コーラスアゼリア（二〇年）、ダンス部・ダンス好友会、同・フォークダンス同好会、短歌部・八葉会、木彫部・木彫サークル（以上一一年）、華道部・お茶の会、謡曲部・宝生会、手芸部・コットンハウス、神楽部・滝の上獅子保存会、華道部・松月会（同一二年）、手芸部・ファ

ミリーキルトサークル、籐工芸部・ラタンサークル(同一三年)、舞踊部・徳実会(二五年)、造形部・浮彫画、自然食品部・はまなす会、カラオケ部・港千尋歌謡教室(以上一六年)、民謡部・老連民謡クラブ、ダンス部・秩父別ダンスクラブ、書道部・書道研究会(同一七年)、園芸部・文人会(一八年)、舞踊部・ひまわり会(二九年)が、会員減などによりそれぞれ退会、あるいは休会している。

このため平成六年に三六団体・七一人であった組織が、平成二〇年には三〇団体・四一人となった。文化連盟会長は、三代目の相馬義三郎が昭和六二年度から平成一六年度まで一八年間にわたり務めた後は、一七年度から森久夫、二一年度から大坂博文がその職を担っている。



フラダンスサークルの様子

文化連盟加盟団体（平成21年4月現在）

部 門	団 体 名	代表者名	設立年	会員数
民謡	民謡会	森山 幸夫	昭47	7
詩吟	日本詩吟学院秩父別道場	岡崎 逸人	昭34	16
ダンス	ローズダンスクラブ	森山 静夫	平 8	29
	秩父別赤いくつ	山口 笑子	平 8	9
	フラダンス ロケラニ	香川 桂子	平 8	11
舞踊	バレエ教室	高橋 育栄	平 9	9
短歌	こほろぎ社	宮島 義信	昭11	13
川柳	川柳会	上ヶ島力雄	昭59	16
郷土史研究	秩父別屯田会	北垣 一弘	昭40	88
神楽獅子	ちくし神楽獅子保存会	内田 一成	昭44	27
書道	秀峰会	早川 欽一	平 3	6
	木曜の会	大坂 博文	平11	11
写真	秩父別写楽会	四十坊 尚	昭45	14
囲碁	棋友会	松永 勝	昭41	18
陶芸	陶芸クラブ	森 久夫	昭48	11
	秩父別バラ会	森山 倫枝	平 4	8
華道	池坊香川社中	香川 桂子	昭62	5
琴	箏曲永守社中	永守より子	昭59	5
	大正琴こまどり会	岡崎みよこ	平11	5
手紡ぎ研究	手紡ぎ研究会	井上つや子	昭61	14
	秩父別観光振興	北垣 威史	平21	2
太鼓	秩父別太鼓保存会	大西 章允	昭64	11
俳句	交竜吟社	後藤 義博	昭63	17
水墨画	みずのえ会	横山 正昇	昭63	15
	善性寺趣墨会	赤松由美子	平 3	12
カラオケ	老人クラブカラオケ愛好会	小山 貞雄	昭60	22
	カラオケ友の会	佐藤 兵治	平 8	9
ドライフラワー	ドライフラワー紅の会	高桑 富子	平 5	9
軽音楽部	ギターサークル	原田 章弘	平20	7
	マイメロディー	山本 美樹	平20	9

2 町民の文化活動

サークル・団体の活動

文化連盟に加盟しているサークル・団体は、総合文化祭が最大の発表機会である。その総合文化祭を目標に、各サークル・団体ともほぼ毎月一回は例会を開き、それぞれの技能を高め、親睦を深めている。また、必要に応じて町内外の施設で展示・発表を行い、文芸、美術関係では町内外の作品コンクールに積極的に応募している。カラオケや歌謡、民謡などのサークルによる、福祉施設慰問などボランティア活動も活発である。未加盟のサークル・団体も独自の活動を続け、町民文化の底辺を支える一翼を担っている。小、中学校の児童生徒もさまざまな作品展・発表会に参加し、秩父別は活発な文化活動の町として知られている。

注目される丸木美術館

反戦画家として知られる丸木俊（旧姓赤松）は、秩父別町の善性寺で明治四五（一九一三）年に生まれている。

昭和一六（一九四一）年に画家の位里と結婚、戦後は「原爆の図」や「沖繩戦の図」など平和や人権をテーマにした多くの作品を発表、平成七年には夫婦でノール平和賞の候補になった。地元が誇る偉大な画家であったが、位里が平成七年に、秩父別町の名誉町民でもあった俊は一二年にそれぞれ他界した。これより先、平成三年



丸木俊さんから絵画の寄贈を受ける

に善性寺の広間と書院の落慶法要が営まれた際、夫妻が参列したのをきっかけに、二階の書院に位里の水墨画、俊の油絵などを展示する「丸木美術館」が開設された。展示・収蔵作品は、有名な屏風画びょうぶ「原爆の図・一九九二（高さ一・八尺、幅三・六尺）」をはじめ合わせて一〇〇点ほどがあり、町内外から多くの丸木ファンが訪れている。このほかに「原爆の図 丸木美術館」が、夫妻が居住し制作活動を続けた埼玉県東松山市にもある。

秩父別町出身の作 秩父別町生まれで英国在住の作家、黒木亮が平成一〇年代後半ごろから『カラ売り屋』『貸し家黒木亮の活躍 込み』など、主に経済小説の分野の作品を発表、注目されている。黒木は秩父別神社宮司の家に生まれ、本名は金山雅之である。早大卒業後、エジプトのカイロ・アメリカン大学大学院を出て、都市銀行や証券会社において国際金融業務を担当、中東・アフリカなどを舞台に油田開発などの融資を行い、平成一二年に会社を退職し作家に転じた。中国で『巨大都市銀行』、トルコで『トップ・レフト』など国際金融小説を発刊、その後日本でも小説を発表し活躍している。『冬の喝采』は、早大時代に長距離ランナーとして、当時日本を代表する瀬古利彦選手と、箱根駅伝を走った経験に基づいた自伝的小説として注目されている。

常楽寺御堂コンサート

お寺の本堂でコンサートが定期的に開かれるのは珍しいが、常楽寺（町内二の二）は、音楽鑑賞の場として町民に親しまれている。平成一五年から本堂で「御堂コンサート」を開催、山本徹浄住職自らがテノールを聴かせるほか、さまざまなジャンルのミュージシャンを招き、毎回町民たちを楽しませている。

第五編
社会福祉

第一章 概 説

第一節 福祉制度

地域福祉の役割

平成一二年に従来の社会福祉事業法が改正され、社会福祉法と名称が変更された。その第一条の目的規定に「地域福祉の推進」が新設され、第四条において地域福祉の推進主体と目的が明確に基づく制度化された福祉サービスや事業ばかりでなく、地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者の協働・実践によって支えられるものであり、ホームレス、ひきこもり、虐待などの新しい社会的課題への対応も重要な分野になってきた。

民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法、児童委員は児童福祉法に基づいて、それぞれ厚生労働大臣から兼務する形で委嘱を受けている。民生委員・児童委員は、独り暮らしの高齢者や母子家庭の児童に対する援護活動、相談・助言活動など、社会奉仕の精神を持って地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを推進している。従来は生活保護や生活困窮者に対する活動といったイメージが強かったが、平成一二年に民生委員法が改正され、常に住民の立場に立って幅広い相談に応じ、必要な援助を行うことが法律上に明記された。また、平成六年には児童福祉を専門に活動する主任児童委員制度が創設されている。民生委員・児童委員は、地域で暮らす人

たちのよき相談相手として、高齢者の相談や孤独死の防止、児童虐待の防止・早期発見、配偶者からの暴力防止のほか、住宅サービスの提供なども行っている。任期は三年で、定数は民生委員・児童委員が九人、主任児童委員が二人である。

平成7年度以降の歴代民生委員・児童委員
(役職は民生委員児童委員連絡協議会)

氏名	在任期間	備考
山本 和子	昭55・12・1～平10・11・30	平7 (副総務)
内田 てい	昭58・1・1～平16・11・30	10 (副総務)、 9・7・8 (福祉事業功労者支庁長賞)
鉢呂 博巳	昭8・12・1～平7・11・30	
沼田 次雄	昭58・12・1～平13・11・30	9・7・8 (福祉事業功労者支庁長賞)
井原 繁信	昭61・12・1～平7・11・30	
小竹 美数	昭61・12・1～平7・11・30	
若林 貞江	平元・12・1～10・11・30	
古村 豊一	元・12・1～13・11・30	
高橋健二郎	元・12・1～16・1・29	
山崎 忠司	7・12・1～16・11・30	13 (会長)
塚谷 朋於	7・12・1～19・11・30	16 (副会長)
向井 守正	7・12・1～現在	16 (会長) 21・7・28 (社会事業功労者支庁長賞)
田中 敦子	10・12・1～19・11・30	
土井小夜子	10・12・1～19・11・30	
篠田 博幸	13・12・1～現在	
渡部 俊英	13・12・1～現在	
大門 正春	16・2・18～現在	
杉本 公利	16・12・1～現在	
岡田 存広	16・12・1～現在	
佐藤 良子	6・1・1～16・11・30	主任児童委員
山下恵美子	13・12・1～20・4・11	主任児童委員
飯沼 幸恵	16・12・1～現在	主任児童委員
松本由美子	19・12・1～現在	
末津 淑子	19・12・1～現在	
山下 里子	19・12・1～現在	
梅澤 和代	20・5・1～現在	主任児童委員

人権擁護委員と保護司

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて法務大臣が、市町村長の推薦した者の中から、知事・弁護士会などの意見を聞いて、市町村ごとに人選し委嘱する。国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もし侵犯された場合はその救済のための処置をするとともに、人権思想の普及と高揚に努めることを使命としている。人権侵犯事件について調査と情報の収集を行い、法務大臣に報告し、関係機関への勧告などの処置を講ずる。

一方、保護司も法務大臣から委嘱を受け職務を遂行する。犯罪や非行に陥った者が保護観察を受けることになると、その期間中、保護観察所の保護観察官とともに、対象者と面接して生活状況を調査し、保護観察中に決められた順守事項を守るように指導し、生活相談など社会復帰への手助けをする。また、刑務所や少年院などの矯正施設に入っている者について、釈放後の帰住先が更生のために適当かどうかを調査し、その環境を整える。そのほか法務省の主催する「社会を明るくする運動」を中心になって運営し、地域における犯罪予防運動も行う。任期は人権擁護委員三年、保護司二年で、いずれも無償のボランティアである。

平成7年度以降の人権擁護委員

氏名	在任期間
岡島 秀雄	平元・5・15～10・7・31
青木 ヨシ	2・7・15～14・9・30
赤松 央	10・8・15～現在
新出小夜子	14・10・1～現在

平成7年度以降の保護司

氏名	在任期間
山本 常信	昭40・6・30～平9・6・29
高松 保一	昭41・1・20～平13・11・24
金山 敏江	昭61・12・25～平10・3・31
佐藤 一美	4・12・25～現在
稲沢 弘子	6・5・25～16・5・24
山下 英樹	6・5・25～10・5・25
山下 徹浄	9・6・30～14・5・31
安部 準一	10・5・25～14・5・24
一関 博幸	14・5・25～17・4・20
金倉 泰賢	14・5・25～現在
赤松由美子	16・11・25～現在
竹内 茂樹	17・11・25～現在
辻村 成光	18・11・25～現在

秩父別町の定数は人権擁護委員が二人、保護司が四人となっている。

町の機構

平成七年当時は、町役場機構の中で住民課と老人福祉センター、デイサービスセンター、保育所が福祉行政の窓口となっていたが、一〇年から高齢福祉課が新設され、さらに一三年には各福祉施設を除いて保険介護課と町民生活課が分担するようになった。その後さらに機構改革が実施され、二〇年四月現在では施設以外は町民生活課に福祉関係窓口を一本化している。二一年四月には、機構改革により住民課と改称された。

第二節 町の福祉政策

町総合計画に 町の福祉政策は、秩父別町総合計画の中に位置付けられてきた。平成七年度をもって終了した第**おける福祉政策** 三次計画に次ぐ第四次計画（八〇一七年度）では、①核家族化の進行や肉親の町外転出などにより、家庭における介護機能が低下している②平成二年度に福祉関係法が改正され、福祉業務や権限の一部が国や道から市町村に移譲され、またノーマライゼーション思想が住民の間に定着し始めたことにより、障害者や高齢者に配慮した地域福祉社会づくりが重要視されるようになった③従来の社会福祉協議会や民生委員、ボランティアに加え、住民の相互福祉をより一層推進し、地域内のネットワークなどを通じて住民参加による福祉のまちづくりを進めていかなければならない」と現状・課題を分析した。その上で「福祉のまちづくり」「児童福祉の充実」「高齢化社会への対応」に分けて基本目標と、それに基づく基本施策を掲げて推進した。

第五次計画の基 第五次秩父別町総合計画（平成一八〜二七年度）は、「心通いあう福祉のまちづくり」を目指し、**本目的目標・施策** 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、国民年金の充実を取り上げ、それぞれ現状と課題を分析しながら、基本目標と基本施策を示している。現状の分析では、特に全国・全道を上回る地域の高齢者率に注目している。六五歳以上の人口が一七年八月末現在で一〇二三人を数え、総人口の三三・四割という高齢者率を示し、さらに高齢者の独居世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加の一途をたどっている。

各項目の目標と施策は次の通りである。

〔高齢者福祉〕▽基本目標 ①高齢化社会に対応して、健康の保持・生きがいづくりに努める②高齢者の知識や経験を生かした社会参加を進める③いつでも必要な時に必要な福祉サービスを選択・利用できる在宅サービスの充実に努める④在宅介護者へ支援の充実を図る▽基本施策 ①在宅福祉の推進を図るため、保健・医療・福祉の連携を密にする②高齢者が健康で生きがいのある生活を送るための支援づくりに努める③高齢者の持つ豊富な知識・経験を社会に提供するシステムを構築する④高齢者の住環境の整備充実に努める⑤介護保険制度の円滑な運営と保険制度の情報提供に努める⑥介護相談など在宅介護者の精神的負担の軽減に努める。

〔児童福祉〕▽基本目標 ①保育施設の充実を図る②児童福祉事業の推進を図る③児童の健全育成に努める▽基本施策 ①少子化社会に対応する育児環境の整備充実に努める②一時保育事業・延長保育事業などの実施に併せ、保育士の資質向上に努める③関係機関などの連携を強め、児童の健全育成を図る④乳幼児・児童に対する福祉充実に努める。

〔障害者福祉〕▽基本目標 ①在宅サービスの充実を図るとともに、在宅障害者の自立と社会参加の促進を図る②障害の種類や程度に応じた支援の充実を図る③障害者とその家族の支援に努める▽基本施策 ①身体障害者

や知的障害者に対するリハビリ機会の充実を図る②障害者が安心して暮らせる在宅福祉サービスの充実を図る③障害の早期発見に努め、早期治療・療育を促進する④言語障害児の早期治療などを図るため、広域的子ども療育センターの機能を活用する⑤ノーマライゼーションを目指し、住民意識の啓蒙と障害者の社会参加を図る。〔国民年金〕▽基本目標 未加入者の解消、未納防止に向け国民年金制度の啓発に努める▽基本施策 ①国民年金制度の広報・啓発活動を充実する②年金制度に関する相談業務を充実する。

第二章 福祉事業の推進

第一節 福祉事業

一 生活保護と生活福祉資金

生活保護制度の内容

生活保護は、病
気や思いがけな

い事故、身体の障害などによって収入が
減ったり、全くなかったりして生活が
困った時に、憲法で保障されている「健
康で文化的な最低限度の生活」を保障す
るとともに、自分で生活していく力を付
けるための援助を行う制度である。最後
の生活維持サービスネットワークと言われ、
全国的にワーキング・プアや日雇い・非
正規雇用、年金の少ない高齢者が増加し、

生活保護状況の推移

区別 年度	保護		扶助別人員					保護率
	世帯数	人員	生活	住宅	教育	介護	医療	
平7	14	20	16	11	3	—	18	5.6
8	13	18	14	9	3	—	17	5.1
9	12	17	13	8	2	—	16	4.9
10	13	19	15	11	2	—	15	5.5
11	12	18	15	9	1	—	13	5.3
12	12	17	14	10	1	1	15	5.0
13	10	15	11	7	1	0	13	4.6
14	11	19	13	10	1	0	14	5.9
15	11	19	13	12	0	1	15	6.0
16	14	22	13	12	0	3	17	7.0
17	15	20	15	12	0	3	18	6.5
18	17	24	18	14	1	3	19	8.0
19	18	25	18	16	2	6	21	8.4
20	16	23	17	14	3	4	19	7.9

※保護率は人口1000人当たり（人）

格差の拡大などが社会問題化する中で生活保護受給世帯数が増加している。保護には生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の八つの扶助があり、保護を受けるには町に申請する必要がある。

保護の状況

保護を受けている世帯・人員は、昭和四八年度（世帯数四一、人員七九、保護率一六・八）をピークに多少の増減はありながらも、全体的には減少傾向をたどってきた。しかし、平成一三年度を境に増加に転じた。町の人口が減る中で受給人員がやや増加、保護率に換算すると一三年度の人口一〇〇〇人当たり四・六人が、一九年度には同八・四人まで上昇している。

生活福祉資金貸付

これは低所得者（市町村民税非課税程度）や高齢者（介護を要する六五歳以上の高齢者がいる）、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を受けている人がいる）、失業者（生計中心者の失業によって生計維持が困難になった）の世帯を対象に、生活を経済的に支えらるとともに在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした生活福祉資金の貸付制度である。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、各市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。貸付は、それぞれの世帯の状況と必要に応じた資金（更生、福祉、就学、療養・介護、緊急小口、災害援助、離職者支援、長期生活支援、要保護世帯向け長期支援）が用意されている。

二 一 児童福祉

秩父別町要保護児

童対策地域協議会

平成一六年の児童福祉法改正に伴い、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制充実を図るため、関係機関の連携を強化し児童虐待へ適切に対応する要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置が求められた。秩父別町では同年九月に町児童虐待防止連絡会議を設置したが、より幅広い対応を目指し一七年九月に設置要綱を定め、町要保護児童対策地域協議会を発足させた。活動内容は、①要保護児童・その保護者に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換②要保護児童らに対する支援の内容に関する協議③その他協議会の目的を達成するために必要な事項である。構成メンバーは秩父別町役場住民課、岩見沢児童相談所、空知保健福祉事務所、深川警察署、深川保健所、秩父別保育所、秩父別町教育委員会、秩父別小学校、秩父別中学校、民生・児童委員、人権擁護委員のそれぞれ代表者で、秩父別町長が会長を指名する。事務局となる対策調整機関は町役場住民課に置かれた。

児童手当などの支給

国の制度である児童手当は、原則と

して小学校修了前までの児童を養育している家庭の生計中心者に対して支給されている。支給額は三歳未満の全乳幼児に一人当

年度別児童手当
支給状況の推移

年度	受給者数(人)	支給総額(千円)
平7	82	5,215
8	74	4,936
9	60	4,125
10	55	3,855
11	52	3,520
12	82	5,925
13	93	8,090
14	98	8,115
15	97	7,600
16	112	10,850
17	119	11,155
18	132	13,590
19	127	15,855
20	114	4,660

たり月額一律一万円、三歳以上の児童については第一子・第二子同五〇〇〇円、第三子以上同一万円である。このほか、秩父別町が独自に平成一九年四月から少子化対策の一環として、国が実施している児童手当の第三子以上の児童に対して、一定の条件を付して一人当たり月額一万円を上乗せして支給している。また、保育料の軽減措置などにも配慮している。

乳幼児等医療費の助成

この制度は、乳幼児らが健康保険証を使って病院にかかった時の費用の一部を公費で助成するもので、秩父別町では条例を制定して実施している。助成を受けることができる乳幼児らは、町内に住む満一二歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の三月三十一日までの者であるが、生活保護受給世帯などを除く。

三 母子福祉

児童扶養手当

父母の離婚や父の死亡などにより、父親と一緒に暮らしていない母子家庭などの生活安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長を支援するため支給される手当である。一八歳未満（心身に中

乳幼児医療費助成状況の推移

年度	件数	金額（円）	対象人員
平 7	681	3,696,000	200
8	539	5,021,000	172
9	708	4,115,000	180
10	619	3,086,000	177
11	590	3,262,000	168
12	769	3,521,000	131
13	772	3,353,000	125
14	639	2,416,000	107
15	560	1,873,000	110
16	1,093	4,024,000	132
17	1,382	3,143,000	104
18	1,331	3,502,000	92
19	1,325	3,160,757	96
20	1,097	2,317,362	94

程度以上の障害がある場合は二〇歳未満まで)の子どもを監護している母親や、その母親に代わって養育している人が支給の対象である。支給額は所得によって変わり、年度によって改定されている。現在は、全部支給で月額四万七二〇〇円、一部停止支給は月額四万七二〇〇円〜九八五〇〇円となっている。

母子(寡婦) 福祉資金

二〇歳未満の子どもを扶養している

母子家庭の母や、かつて二〇歳未満の子どもを扶養していたことのある寡婦を対象にした無利子、または低利の融資制度である。貸付には就学、技能取得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、事業開始、事業継続などの資金が用意されている。

ひとり親家庭等・一八歳未満の子ども

寡婦医療費助成(心身に障害のある子どもの場合)は二〇歳未満)を扶養、または監護しているひとり親家庭の母(父)と子ども

寡婦医療費助成状況の推移

年度	件数	金額(円)	対象人員
平7	0	0	0
8	0	0	0
9	0	0	0
10	0	0	0
11	0	0	0
12	0	0	0
13	154	677,760	20
14	171	430,772	20
15	205	379,971	16
16	154	530,890	12
17	125	352,624	13
18	131	397,592	10
19	120	269,670	9

母子福祉資金
貸付状況の推移

年度	件数	貸し付け金額(円)
平7	1	156,000
8	1	156,000
9	2	238,000
10	3	395,000
11	4	975,000
12	2	876,000
13	1	168,000
14	1	720,000
15	3	1,011,000
16	1	216,000
17	2	806,000
18	0	0
19	1	720,000
20	0	0

に対し、医療を受けるのに必要な費用の一部を助成するものである。また、配偶者がいても重度の心身障害により、長期にわたって労働能力を失っている家庭も対象となる。この助成は平成一九年度で廃止となった。

秩父別町母子保健計画 「すべての子

「ちっぷ・すくすくプラン」 どもが健やか

に成長することのできる町」を目指す基本的な計画として、秩父別町は平成九年に母子保健計画「ちっぷ・すくすくプラン」を策定した。このプランは、町民が必要とする母子サービスを総合的・適切に提供することを目的としている。子どもの出産から育児、教育、結婚、壮年・老年期まですべての人生のステージを対象に、四つの段階に分けてサービス提供の指針を示している。

その概要は、次の通りである。

「安心して妊娠・出産ができる」 ①望む時に子どもを持つことができる（家族計画指導、思春期相談・教室）

②正しい知識や情報を持ち、順調な妊娠経過が確認できる（母子健康手帳の交付、妊婦健康相談、妊婦・産婦訪問、妊婦健康審査）③出産に関する費用が軽減される（各種保険における出産育児一時金の給付）④働く父
母が妊娠、出産、育児を安心してできる（夫婦の産休・育児制度の推進）

「安心して楽しく育児ができる」 ①発達の節目の時期に健やかな成長を確認できる（赤ちゃん訪問、乳幼児健

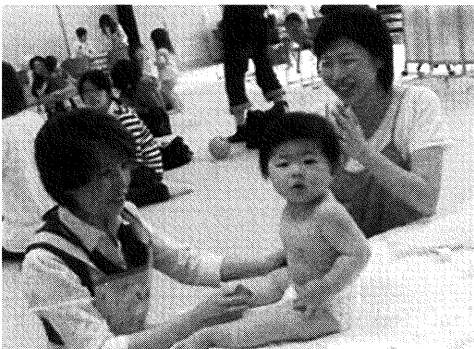
ひとり親家庭等医療費助成状況の推移

年度	件数	金額 (円)	対象 人員
平7	138	835,000	36
8	143	629,000	39
9	106	293,000	38
10	152	993,000	33
11	104	202,000	38
12	132	287,000	40
13	256	523,000	51
14	420	986,000	54
15	294	602,000	55
16	352	712,000	54
17	221	336,000	50
18	215	958,000	49
19	228	465,199	53
20	302	675,347	63

診、乳幼児健康相談)②子どもがさまざまな体験を通し、豊かな感性や社会性を養うことができる(元気っ子倶楽部、幼児スイミング教室、お絵描き・お話し会、ビデオ上映会、母と子の料理教室、小学校児童会活動、中学校生徒会活動、生涯学習の推進)③地域のふれあいがある(三世代交流、とんでんまつり、パークゴルフ場整備、青少年健全育成、児童委員活動)④子どもが伸び伸びと安全に遊ぶことができる公園がある(農村小公園の造成、既存公園の整備、冬季間の遊び場の工夫、こども冒険の森公園の整備)⑤育児に関する費用が軽減される(医療費助成、児童手当、児童扶養手当)⑥働く母親が安心して預けられる保育所がある(保育所運営、延長保育)⑦かかりつけの医者がいて、緊急時に対応してくれる(医療体制の充実)

「病気や事故を未然に防げる」①予防接種が受けられる(予防接種)②子どもの虫歯が予防できる(フッ素塗布、乳幼児歯科検診、母親の歯科検診、保育所虫歯対策、小中学校虫歯対策)③通学路などが安全に整備され、子どもの安全教育が受けられる(交通安全教育、交通公園造成、交通事故対策道路整備、除排雪、消雪溝設置)④給食施設が衛生的で栄養がバランスよく提供される(学校給食、保育所給食)⑤公共施設の段差などが解消され、安全に利用できる)

「病気や障害があっても安心して暮らせる」①療育について相談・指導・教育を受ける場がある(療育相談、母子通園センター、幼児ことばの教室、学校教育、訪問指導)②親同士が支え合える仲間がいる(各種類の会の紹介)③障害が疑われる子どもなどが身近で発育を促す保育が受け



乳幼児健診の様子

られる（保育の充実）④各種福祉サービスが充実している（各種援護制度）⑤身近に就労できる（就労の推進）

四 障害児（者）福祉

身体障害者手帳 目、耳、言葉、手足、体幹、

心臓、腎臓、呼吸器などの障害が、法律で定められた程度以上の人に交付されるのが身体障害者手帳である。このほか現在では知的障害者には療育手帳、精神障害者には精神障害者保健福祉手帳が交付されている。身体障害者手帳の年度別交付人数は平成七年度以降七～二人の間で推移しているが、手帳の保持者そのものは一五年度の二九三人をピークに、その後は減少しつつある。

障害者福祉 一定の条件を満たす障害児（者）は、さまざまな障害福祉サービスが受けられる。主なサービスは、次の通りである。

- 「自立支援給付」▽介護給付 ①居宅介護（ホームヘルプともいう。自宅における入浴や排せつ、食事などの介助や通院時の介助）②重度訪問介護（重度の障害者に対する自宅における入浴や食事などの介助、外出時の移動支援などを総合的に実施）③行動援護（知的、精神障害で行動が困難な人に必要な介助や外出時の移動を補助）④重度障害者等包括支援（介護の必要性が非常に高い人に居宅介護など複数のサービスを包括的に実施）

年度別身体障害者手帳
交付数と所持者の推移

年度	交付人数	所持者数
平 7	10	250
8	17	248
9	11	246
10	15	240
11	15	253
12	14	256
13	8	264
14	14	281
15	14	293
16	17	252
17	22	253
18	7	243
19	9	229
20	12	223

⑤児童デイサービス（障害児が施設に通所し日常生活の指導や適応訓練などを実施）⑥短期入所（ショートステイともいう。自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを実施）⑦療養介護（常に医療と介護が必要な人に医療器械で機能訓練や療養上の看護・介護を実施）⑧生活介護（常に介護が必要な人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを実施）⑨施設入所支援（施設入所者に夜間や休日、入浴排せつ、食事の介護を実施）⑩共同生活介護（ケアホームともいう。地域で共同生活する人に入浴、排せつ、食事などの介護を実施）▽訓練等給付 ①自立訓練（機能訓練、生活訓練ともいう。自立した日常生活ができるよう一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を実施）②就労支援（一般企業などで働くことが困難な人に就労機会の提供や生産活動、その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を実施）③共同生活介護（グループホームなど地域で共同生活をする人に相談や日常生活の援助）▽自立支援医療費支給 ①更生医療（一八歳以上の人で身体障害者手帳に記載されている障害を軽くしたり、取り除くための医療費を助成）②精神通院（精神疾患のために精神科などへ通院している人の医療費を助成）③育成医療（一八歳未満で認定基準に該当する人の当該疾患の治療費を助成）▽補装具費支給 身体障害者手帳に記載されている障害を補うための用具の購入、修理の費用を補装具費として支給。

〔地域生活支援事業〕▽相談支援 障害のある人、その保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助▽コミュニケーション支援 聴覚、音声、言語機能障害の人で通院などの理由で必要と認められる場合に、手話通訳や要約筆記を行う者を派遣▽日常生活用具給付 在宅の重度障害児（者）の人の日常生活がより円滑に行われるように用具を給付▽移動支援 屋外での移動が困難な障害のある人が円滑に外出できるように移動を支援▽地域生活支援センター 障害のある人が通い創作的活動、または生活活動をする機

会の提供、社会との交流などの便宜を図る。

〔在宅障害者施設通所費助成〕 心身障害児（者）の指導訓練施設や精神障害者の社会復帰を目的とした施設などに通う人、もしくはその付き添いの人に通所に要する汽車賃など相当額の二分の一を支給。

〔在宅障害児療育費助成〕 北空知子ども療育センターに通所する児童の保護者に、療育センター利用に要する自己負担額の二分の一を支給。

〔特別児童扶養手当〕 身体や精神に重度、または中度の障害のある二〇歳未満の子どもについて養育している父母などに対して、特別児童扶養手当を支給。ただし前年の所得が一定以下の場合のみ。手当額は一級一人当たり月額五万七五〇円、二級同三万三八〇〇円。

補装具などの 重度身体障害者に対する日常生活用具や、障害の機能を補う補装具の貸与・給付、それに障害の軽貸与・給付 減などを目指す更生医療費の給付が行われてきたが、平成一八年度からの障害者支援法に基づき、補装具費支給として身体障害者手帳に記載されている障害を補うための用具の購入や修理の費用を支給している。また、日常生活用具については、在宅の重度障害児（者）に日常生活が円滑に行われるよう給付している。

補装具等の貸与、給付状況の推移（金額の単位は千円）

年度	日常生活用具(重度)			更生医療			補装具		
	件数	金額	人数	件数	金額	人数	件数	金額	人数
平7	3	444	6	5	485	2	35	2,232	27
8	5	360	4	2	189	2	40	3,046	33
9	7	506	5	5	425	5	34	1,725	25
10	8	416	6	6	1,063	6	44	3,175	31
11	26	1,359	8	9	669	5	30	1,625	20
12	5	234	5	4	562	3	30	2,326	26
13	2	282	2	7	502	4	26	2,070	19
14	3	52	2	7	493	5	17	893	10
15	3	273	2	6	615	5	40	3,310	28
16	3	273	3	10	498	8	29	1,607	19
17	2	317	2	11	1,245	10	32	2,137	19
18	9	598	5	10	711	9	26	1,848	18
19	12	765	8	9	531	8	15	997	13
20	15	802	9	11	693	11	24	1,721	17

五 高齢者福祉

高齢化社会の進展

秩父別町における六五歳以上の高齢者人口は、全体的な人口減にもかかわらず増え続け、国勢調査によると平成七年に八三三人であったのが、一〇年後の一七年には一〇一二人と二一・五割も増加している。これを総人口に対する割合でみると、二三・五割から三三・七割へと急増、今や町民の三分の一が高齢者で占められている。全国ではほぼ五人に一人が六五歳以上とされているのに比べ、秩父別町の高齢者率は非常に高い。

高齢者福祉サービス

施設サービスについては、六五歳以上で経済・生活環境・家庭の事情などにより在宅生活が困難な高齢者を受け入れる養護老人ホームが町内にないため、空きのある他の市町村の施設を紹介している。費用負担は本人・扶養義務者の収入階層区分によって決定される。在宅サービスでは、配食、除雪、グループハウス提供、緊急通報システムの設置、住環境整備助成、温泉入館料助成などがある。

配食サービスは毎週水曜日に夕食の宅配を一食五〇〇円で実施している。除雪サービスは生活道路を確保するために毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの間、ヘルパーを派遣して除雪・排雪を行っている。費用は平成一八年度から三割程度の自己負担となった。高齢者専用住宅（グループハウス）「らいふ」は、オール電化の上、冬季間の除雪の心配がなく、緊急時には併設の特別養護老人ホームとの連携によってさまざまな支援ができる住宅である。使料は月額一人世帯二万二〇〇〇円、夫婦世帯二万四〇〇〇円と定めている。緊急通報システムは、独居高齢者など

身体虚弱者を対象に、急病や事故、火災、ガス漏れなどの緊急時に消防署に直結する電話機を設置、また、介護を必要とする高齢者が暮らしやすいように住宅を改造する場合、人にやさしい住環境整備助成事業によって対象経費の二分の一、一〇〇万円を上限に助成している。このほか秩父別温泉の入館料助成は、満六五歳以上の高齢者を対象に年間二枚の半額補助券を交付するというものである。

秩父別町高齢者 高齢者の多様なニーズに適切に対応した在宅福祉、地域福祉を充実強化するため、保健・福祉・福祉推進協議会 医療などの各種施設の連携を図り、関連施策を総合的に推進することを目的に、平成一一年度から秩父別町高齢者福祉推進協議会が設置された。具体的な取り組みは、①高齢者サービスの調整推進②関係機関、団体などが実施している事業に関する情報交換と連絡調整③介護保険制度④その他高齢者福祉推進に必要な事項となっている。協議会委員は社会福祉協議会会長、民生・児童委員協議会会長、老人クラブ連合会会長、町内会連合会会長、身体障害者相談員、町立診療所医師、特別養護老人ホーム和敬園園長、グループホームべらら管理者の八人で構成し、委員はすべて地域包括支援センター運営協議会委員を兼務している。

介護保険法の施行

介護保険は、病气や老化によって介護や日常生活上の支援が必要になった高齢者に対し、必要なサービスを提供する社会保険制度である。介護保険法は、平成一二年四月から市町村が保険事業者となってスタートした。要介護者は一〜五段階、要支援は一〜二段階の認定を受け、支給限度額までの給付が受けられる。ただし、第二号被保険者は、老化に起因する疾病による要介護・要支援のみ給付の対象となる。介護保険の財源は、四〇歳以上の住民が負担する保険料（第一号保険者六五歳以上、第二号保険者四〇歳以上〜六五歳未満）

と、公費（国、都道府県、市町村）がそれぞれ五〇割ずつとなっている。市町村は介護保険事業計画を三年ごとに策定し、その間の給付費を推計し、所得状況などに応じて第一号被保険者の保険料を定める。

介護保険法施行後五年たった一八年に大幅な改正法が施行され、予防重視型システムへの転換が図られた。要支援が二段階に分かれた新たな予防給付が導入されるとともに、要介護・要支援になる恐れのある高齢者に対して、介護予防事業が実施されることになった。これに伴い、地域で継続的・包括的なケアを推進する地域包括支援センターが新設された。また、在宅と施設で利用者の負担に格差があったため、施設での居住費、食費が保険給付の対象外とされた。

介護保険制度は国民生活への定着が進み、利用者数も増加の一途をたどっているが、その一方で介護保険制度の持続性の確保やサービスの質的向上、介護施設における労働環境・条件の改善、将来の認知症高齢者増への対応などさまざまな課題が残されており、制度の見直しが順次進められている。

秩父別町にお 町としては、以下のような在宅サービス、施設サービス、介護予防事業の実施、地域包括支援センターの取り組み ターの運営などを行っている。

- 「在宅サービス」▽居宅介護支援 介護認定を受けた人を対象に介護サービス計画（ケアプラン）の作成▽訪問介護 ホームヘルパーによる家事援助や入浴、排せつ、移動などの身体介護▽訪問看護 看護師などによる療養上の世話と診療補助▽通所介護（デイサービス） デイサービスセンターで入浴、食事、機能訓練の実施▽通所リハビリテーション（デイケア） 介護老人保健施設や病院でのリハビリ▽短期入所介護（ショートステイ） 特別養護老人ホームなどへの短期入所による介護、日常生活支援、機能訓練などの実施▽訪問入浴介護

入浴車の訪問による入浴介護▽居宅療養管理指導 医師などの訪問、療養上の管理指導▽福祉用具レンタル・購入 便利な介護用品のあつ旋▽住宅改修 在宅要介護者・要支援者のための手すり取り付けなどの住宅改修。
〔施設サービス〕▽介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 日常生活で常時介護が必要な高齢者を対象に入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理などの介護・支援を実施▽介護老人保健施設（老人保健施設） 日常生活で常時介護が必要な高齢者を対象に看護や医療的管理の下で、介護・機能訓練・日常生活の世話を実施▽介護療養型医療施設（療養型病床群） 長期間の療養や医学的管理が必要な高齢者に対し、人的・物的に長期療養にふさわしい環境を提供。

〔介護予防事業〕▽体づくり教室 運動、口腔機能改善のため、専門家によるレク体操の実施▽訪問介護型予防事業 保健師や作業療法士などの訪問指導で、介護状態になる前に予防▽特定高齢者把握事業 検診・相談などで生活チェックを実施、要介護となる可能性を把握▽介護予防ケアマネジメント事業 特定高齢者に対してケアプランを作成、介護予防マネジメントを実施。

〔地域包括支援センターの運営〕 在宅の要介護高齢者やその家族に対し、保健・医療・福祉のサービスクアについて総合的な相談を受け付け、地域把握、連絡調整の機能を持ち、権利擁護や高齢者虐待などの相談にも応じている。要支援者には、介護予防支援事業所として介護予防サービス・支援計画を作成し、自立支援を促している。

第二節 国民年金

国民年金の 国民年金は、若い世代が高齢者を支えるという世代間相互扶助の精神に基づいた社会保障の制度で
仕組みと変遷 ある。二〇歳以上六〇歳未満のすべての人が強制加入し、老齢、障害、死亡（遺族）などの保険給

付条件に該当した時に給付を受ける。平成九年一月から基礎年金番号制が導入され、それまで別々だった国民年金と
被用者年金（厚生年金、共済年金）の年金番号が統合された。自営業者、農林漁業者、学生などが第一号被保険者、
被用者年金の被保険者、または共済組合員が第二号被保険者となり、第二号被保険者に扶養される配偶者が第三号被
保険者となった。

その後、急速な少子・高齢化の進展が、年金制度の将来に深刻な問題を投げかけたため、給付と負担の見直しや収
納対策の徹底を図る改正が平成一六年に行われた。その基本的な理念は、社会経済と調和した持続可能な制度を構築
し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方・働き方に対応した公的年金制度の構築にあった。

主な改正点としては、①保険料水準の固定化②負担と給付のバランス調整③国庫負担割合の引き上げ（三分の一から
二分の一へ）④所得情報を取得するための法的整備⑤口座振替による保険料割引制度の導入⑥若年者猶予制度の導入
⑦保険料多段階免除制度の導入―が挙げられる。

第三章 福祉施設

第一節 児童施設

保育所の変遷

秩父別がまだ村であった当時の昭和一四年に、四カ所の季節保育所が開設されたのが、町制施行後の四〇年に秩父別町保育条例を制定、季節保育所三カ所とへき地保育所一カ所を開設し、さらにその翌年へき地保育所を一カ所増設した。しかし、各施設の建物の老朽化が進んだことから、まず町内初の通年制の町立保育所を設置することになり、市街地の保育所を改築して四三年一〇月に秩父別保育所を開設した。当初定員は九〇人であったが、入所希望者の増加が著しく五〇年に増築し、一二〇人に定員を増やした。ところが、今度は逆に入所者が減少傾向となり、入所者が五〇人前後まで落ち込んだため、定員を再び九〇人と減らしたのに続き、それまで存続していた四つのへき地保育所・季節保育所を五八年四月から秩父別保育所に吸収統合した。それにより入所者は一時定員を満すこともあったが、平成四年からまたも減少傾向をたどった。



保育所

秩父別保育所 町立秩父別保育所の施設設備
の移転新築 の老朽化が進んだ平成一〇年、

移転新築が実現した。それまでの場所の向かい側に当たる町内一三〇二番地の一〇に、木造一部鉄骨平屋建て、広さ五三四平方メートルの建物を約一億七〇〇万円の予算で完成させた。施設内には保育室三、遊戯室、事務室、乳児ほふく室、厨房などを配置した。また、一一年度開設を指して子育て支援センターも併設した。このセンターはゼロ歳児から就学前の児童を対象にした子育て相談・支援を目的にしたもので、お母さんと子どもたちが一緒に保育所で過ごす子育てサロンなどの事業も実施した。この移転新築と同時に入所定員を九〇人から七〇人に削減したが、

過疎化や少子化の影響によりその後も実際の入所は五〇人前後で推移している。

保育所入所児数の推移

区分 年度	年齢別入所児						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平7	0	0	2	11	13	24	50
8	0	1	3	11	16	27	58
9	2	1	1	10	21	18	53
10	0	2	4	9	21	22	58
11	0	0	5	7	21	25	58
12	0	2	0	14	10	22	48
13	0	1	5	5	27	12	50
14	0	1	3	11	13	29	57
15	0	0	3	6	21	15	45
16	0	1	0	8	18	21	48
17	0	1	8	5	19	17	50
18	0	3	3	12	8	21	47
19	0	0	8	9	17	13	47
20	1	3	1	12	16	18	51

第二節 高齢者福祉施設

特別養護老人 六五歳以上の高齢者で身体上、または精神上著しい障害があるため、介護を常時必要とし、家ホーム「和敬園」 庭において介護を受けることができない人を受け入れる施設が、特別養護老人ホームである。

社会福祉法人秩父別昭啓会が設立した「和敬園」（鉄筋コンクリート平屋建て、二四六一・五平方呎）は、町内五一四番地で昭和五七年四月に開園した。当初は定員が五〇人であったが、六〇年から八〇人に増員して現在に至っている。入所希望者が多く、いつも多くの待機者を抱えているのが現状である。入所者は日常の介護はもとより、リハビリなどの機能回復訓練や生活相談、健康管理を受けるほか、誕生会、レクリエーションなどが催され、ボランティア団体などの慰問も少なくない。

また、一時的に介護が受けられない高齢者をお世話する短期入所サービス、居宅介護支援などさまざまな在宅福祉の一翼を担っている。平成一四年には開園二〇周年記念式典を町交流会館で開いている。

平成七年度以降の歴代園長は、次の通りである。

近藤幸男（平7・4～12・3）、河野浄（12・4～13・11）、堀川勝美（13・12～20・12）、木下克行（21・1～現在）

秩父別町老人 秩父別町老人福祉センター（秩父別町四一〇一番地）は、高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションの場として、日常生活の生きがいづくりや福祉向上を図るため、昭和五七年一二月に

開設された。鉄筋コンクリート一部二階建て、延べ一八二平方メートルのセンターには、教養娯楽室、集會室、研修室、浴室などが完備、約二億四八〇九万円の事業費を投じた。生活相談、健康相談、健康増進、保健指導、教養の向上、レクリエーションなどの援助・指導、後退機能の回復訓練の実施、生業・就労などの指導、老人クラブ運営の援助・指導などの幅広い事業を展開している。

秩父別町デイ 秩父別町デイサービスセンターは平成七年四月、秩父別サービスセンター 中学校西隣の町有地約三二三八平方メートルに開所した。鉄筋

コンクリート平屋建て、六三二・五平方メートルの建物で、内部に日常作業訓練室、食堂、休養室、浴室などが配置され、入浴は車椅子のまま利用できる。特に調理場は将来的に一日一〇〇食の調理ができるよう、通常の二倍もある八一平方メートルの広さを確保した。事業費は備品購入費を含めて三億四八三一万円であった。おおむね六五歳以上の介護認定を受けた高齢者を対象に入浴や食事の世話をするほか、機能回復訓練や生活指導

を行う。利用者をバスで送迎するサービスもある。当時、深川市や沼田町には特別養護老人ホームに併設する形のデイサービス施設はあったが、単独施設としては北空知地域で初の施設であった。現在は、社会福祉法人「幸福会」を指定管理者として運営を委託し、二人の介護・調理などの職員が、一日約二〇人を限度として介護の必要な人の世話をしている。



デイサービスセンター

在宅介護支援センター・秩父別町在宅介護支援センターは平成九年六月、町役場内に開設された。高齢者や障害地域包括支援センター 者などを在宅で介護する家族らの総合的な相談窓口となるこのセンターは、在宅介護や介護用品の使用方法についての相談、保健・医療・福祉サービスなどが受けられるように関係機関との連携調整といった業務を担当、高齢者や障害者が住み慣れた地域での生活を確保することを支援するため、保健師など専門家が実際の対応に当たっている。一八年六月には、地域包括支援センターに名称を変更し、事業を継続している。

高齢者グループ 居宅において独立して生活することに不安を持つ高齢者を対象に、特別養護老人ホーム「和敬ハウス「らいふ」 園」の隣接地に建設された高齢者グループホーム「らいふ」は、平成一年に一〇戸、翌二二年にさらに一〇戸の計二〇戸が完成した。居室は一LDK（四三・四四平方メートル）の広さで、各戸には菜園が付き、各部屋を結ぶ共用廊下を一周一七〇メートルの回廊とし、悪天候でも散歩やウォーキングが楽しめるようになっていた。また、室内は段差を解消してバリアフリー化を図り、手すりを取り付けるなど高齢者向けの設備を整えた。高齢者用キッチン、オール電化システム、緊急時対応支援ボタン、在宅異常通報装置なども備え、「和敬園」とは渡り廊下でつながり、緊急時には二四時間体制で職員が対応してくれるのが何よりも心強い。また、共用部分として懇話室、浴室を設けている。

認知症対応型共同生活介護 北空知管内では初の特定非営利活動法人（NPO法人）「べにばら」が平成一四年「グループホームべにばら」 四月、町内二条二丁目に認知症対応型共同生活介護の「グループホームべにばら」を開設した。建設費約六三〇〇万円のうち、四〇〇〇万円は道と町から補助を受けた。木造平屋建てで、広さ三四七

平方メートルの施設は、居間と食堂を囲むように個室が配置されている。入居対象は、認知症の症状があり、介護保険「要支援二」要介護五」の認定を受けた六五歳以上の高齢者で、定員はユニットの九人であった。家賃、食費、光熱費など入居費用のほか、介護保険が適用されるサービスの自己負担分などの経費がかかる。一七年には施設を増設し定員をユニットの一八人に増やした。現在は四人の職員を配置、介護の万全を期している。

また、一九年三月には福祉事業の充実・拡大を目指して社会福祉法人の認定を受け、法人名も「べにばら」から「幸鐘会」と改称するとともに、翌二〇年四月から新たに秩父別町デイサービスセンターの指定管理者として、施設の管理とデイサービス事業の運営を任されたほか、訪問介護、居宅介護支援などの事業を開始した。秩父別の本部事務所には指定訪問介護事業所、指定居宅介護支援事業所が開設されている。訪問介護事業については六人の介護・ヘルパー職員を配置し、直接介護を必要とする人の住宅を訪れ、地域の医師やボランティアと連携を図りながら、一五、六人を対象にケアプランに基づいた掃除・食事・通院など高齢者が元気に在宅で過ごせるよう生活支援を行っている。居宅介護支援は選任のケアマネージャーが、現在三五人に対して状態に適切した居宅介護サービス計画を策定し、利用者本人と家族などの居宅介護を支援している。

第四章 福祉関係機関・団体

秩父別町社会 秩父別町社会福祉協議会は、町内居住の全世帯主が会員になっていることで、全国的にも注目される。文字通り町ぐるみで福祉を推進しているのである。役員は住民代表、福祉専門機関、福祉関係団体、その他関係諸団体、学識経験者などから選出、会長の下に評議員、専門部会を置き、事務局には専任の局長と職員一人を配置している。評議員会議が事実上の最高決定機関である。専門部会はかつて福祉、奉仕の二部会であったが、現在はボランティア部会が新設され、三部会編成になっている。このうち福祉部会は『福祉だより』の発行、生活改善実践運動の推進、青少年補導パトロールの実施など、奉仕部会は住民相談所の開設、介護予防支援事業（福祉杖など福祉用具の貸し出し、ふとん乾燥殺菌サービス、宅配給食配送サービス、外出支援サービス、除雪サービス）の実施、献血運動・リサイクル運動の推進など、ボランティア部会は高齢者に対するふれあい昼食会、長寿をお祝いする会の開催、デイサービスセンター慰問などを柱としてそれぞれ取り組んでいる。このほか、生活援護貸付基金の窓口として、低所得者、障害者、高齢者、失業者の各世帯を対象に更生、福祉、就学、療養・介護、緊急小口、災害援護、長期生活支援などの経済的援助を行っている。

運営資金は、会員である町内全戸からの会費、町の補助金、道社会福祉協議会の助成金、共同募金会の配分金などで賄っている。役員定数は平成七年当時に一八人であったものを現在では一三人に、評議員定数も四〇人から二五人にそれぞれ減員している。会長は、平成七年度以降学識経験者から選出されている吉澤國太郎が務めていたが、一七年度から竹内勇に引き継がれた。

秩父別町高齢者事業団

平成六年に発足した秩父別町高齢者事業団は、いわばシルバー人材銀行ともいふべきもので、働く意欲のある六〇歳以上の高齢者に登録してもらい、地域社会に密着した臨時的・短期的な軽易な仕事を組織的に受け付け、その登録者に紹介する自主団体である。秩父別町社会福祉協議会に事務局を置き、三六人の登録でスタートしたが、高齢者がこれまで培ってきた技能や能力を、雇用関係にない就業を通じて低料金ながら追加的な収入を得るとともに、自らの健康や生きがいの充実を求めることがねらいである。主な仕事は庭木のせん定、イベントの手伝い、除雪、草刈り作業、リサイクルのための空き缶つぶしなどを含めさまざまな分野に及んでいる。

日本赤十字社

赤十字社は「人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性」という七つの普遍的な原則の下に、秩父別町分區 世界最大のネットワークを持っている人道機関で、日本赤十字社本社傘下の北海道支部・空知支庁地区に属する秩父別町分區は昭和三七年に発足した。事務局を町役場内に置き、すでに平成二〇年で四六年の歴史を重ねてきたが、町内全世帯が日本赤十字社の社員となって社資を提供、さまざまな活動を支えている。活動内容は災害救護、ボランティアを中心に献血運動や募金活動、施設慰問、環境整備などの奉仕活動に、他の福祉団体と一体となって取り組んでいる。

日赤奉仕団「や

まびこの会」

日赤奉仕団は、赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るく住みよい地域社会を築くために数々の奉仕活動を行っている。やまびこの会は昭和五五年に発足、特別養護老人ホーム「和敬園」の入園者慰問や町老人福祉センターの各種行事・イベントへの協力・参加を中心に、募金、献血、助け合いなどの幅広い

奉仕活動を実施している。

平成七年度以降の歴代会長は、次の通りである。

塩地安子（平元〜7）、北原スミ子（8〜13）、金子千恵子（14〜17）、藤村秀子（18〜19）、早川雅子（20〜現在）

北海道共同募金 募金を柱とした奉仕活動を推進している秩父別町分会は、北海道共同募金会の指導を受けて昭和

会秩父別町分会 二二年に結成された。現在は町老人福祉センター内に事務所を構え、いわゆる赤い羽根募金と称

される一般募金と歳末助け合い募金を中心に活動を展開している。平成一九年度における秩父別町への配分は、赤い羽根募金が高齢者、障害児（者）、児童・青少年、住民一般に関する生活支援、社会参加事業、総合福祉事業として一件、一〇二万一〇〇〇円、歳末助け合い募金が児童・青少年、住民一般に関する生活支援事業として二件、三八万五〇〇〇円であった。

平成七年度以降の歴代会長は、次の通りである。

青木貞良（昭60〜平6）、吉澤國太郎（7〜16）、竹内勇（17〜現在）

各老人クラブと秩父別 老人クラブは、戦後社会の混乱の中で高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した

町老人クラブ連合会 自主的な組織で、全国各地で昭和二五年ごろから結成が相次いだ。秩父別においては六〇

歳以上の高齢者を対象に三五年に全町的な老人クラブが設立され、公民館を主会場に町の助成を得て集会を開き、研修活動などを実施した。その後町内会ごとに老人クラブができてきたため、全町老人クラブを解散し、その代わり四八年に各老人クラブの連絡調整機関としてクラブ連合会を結成し、現在に至っている。地域老人クラブは環境整備・

交通安全・青少年健全育成などの奉仕をはじめ、研修、健康づくりなど地域に応じた多彩な活動を展開している。連合会は老人福祉センターに事務局を置いて、町や町教委と連携して民謡、カラオケ、ダンス、パンパー、ゲートボール、パークゴルフなど各種大会をはじめ、高齢者学級、老人オリンピック、老人福祉センターまつりなどの開催のほか、清掃、環境美化、災害義援金などの奉仕活動に積極的に取り組んでいる。連合会の会員数は減少傾向にあり、平成七年度は一一四三人を数えていたが、二〇年度は八七七人にとどまっている。

平成七年度以降の歴代連合会会長は、次の通りである。

鈴木繁（平6）、吉岡小三郎（7～9）、川口弘（10～16）、藤岡通和（17～18）、阿部逸夫（19～現在）

秩父別町遺族会

歴史は古く昭和一七年に結成されている。日清・日露戦争で戦死した軍人の遺家族が集まり、大光寺境内に戦没者慰霊堂を建立し、毎年慰霊祭を催していた。五三年には第二次世界大戦の戦没者を慰めてきたが、平成一八年八月に解散し遺家族も遺族会に合流して現在に至っている。主な事業として戦没者慰霊・法要のほか、会員の相互扶助、福祉の向上に努めている。現在の会員は五八人である。会長は平成七年以降、宮本光男が務めていたが、一八年から鈴木利博に代わった。

身体障害者福祉協会秩父別分会

空知支庁地区身体障害者福祉協会に所属する秩父別分会は、昭和三八年に発足した。障害に対する相談、研修会の開催をはじめ、北海道・空知身体障害者スポーツ大会への参加、ふれあい訪問の実施、ボランティア活動への参加など積極的な活動を推進している。平成一四年三月二六日には町老人福祉センター

において創立四〇周年記念式典を挙行、節目の年を盛大に祝うとともに会の発展を誓った。身体障害者とその家族や福祉に関心のある個人・団体が会員となっている。会員数は昭和六二年当時一八〇人を超えていたのが、平成七年度には一五一一人、そして二〇年度は九二人となっている。

秩父別町鈴蘭会

秩父別町の母子・寡婦会活動の母体である。昭和二五年に第二次世界大戦で配偶者を失い、世帯の中心となって働く婦人たちが主体となって結成された。その後主人を病気や事故で亡くした婦人たちも加わり、空知地区や北海道の母子寡婦福祉連合会と連携しながら研修などを深め、地域においては町や福祉団体・施設が主催する事業に協力し、活発なボランティア活動を推進している。

秩父別ライオンズクラブ

ライオンズクラブは、知性・友愛・寛容・平和・自由を掲げ、世界的な社会奉仕団体の組織で、秩父別ライオンズクラブは昭和四三年に道内一番目のクラブとして認証された。秩父別商工会に事務局を置き、社会福祉事業に対して経済、労働の両面から積極的な奉仕活動を展開している。平成一〇年と二〇年にそれぞれ農協大ホールで認証三〇周年、同四〇周年の記念式典を盛大に行い、社会奉仕への新たな決意を固めた。三〇周年記念事業では在宅介護支援車、四〇周年記念事業ではテレビ六台をそれぞれ町に寄贈したが、日常活動として社会福祉、青少年の健全育成、交通安全の推



秩父別ライオンズクラブが町にテレビを寄贈

進、環境の保全などの奉仕活動を継続的に展開している。

平成七年度以降の歴代会長は、次の通りである。

大山勇(平7)、齊藤雅博(8)、田中祥司(9)、柴田壹隆(10)、早川正剛(11)、竹内勇(12)、高崎馨(13)、
 得能敏幸(14)、佐藤一美(15)、河瀬智宣(16)、鈴木清(17)、松永勝(18)、寺迫公裕(19、20)、宇野忠直
 (21)

秩父別町ボランティア 町内の福祉・社会奉仕団体やボランティア活動に関心を持つ個人を会員として、平成四年に
ア活動連絡協議会 発足した。町社会福祉協議会内に事務局がある。ニーズに応える奉仕活動、ニーズの調査と
 ボランティアの発掘、ボランティア相互の連絡・調整・情報交換、ボランティアの研究・研修会の参加・開催などを
 目的に活動を重ねている。

ボランティアアグループ 町の助成事業として町社会福祉協議会が主催する三級ホームヘルパー講習会の修了者二六人
 プ「ぬくもりの会」(二〇歳代から二六〇歳代の主婦)が、同協議会の肝いりで平成一二年に結成したボランティ
 アグループである。デイサービスセンターに入所している高齢者たちと一緒にゲームを楽しみ、会話の相手をしてい
 るほか、入浴時には職員の補助手伝いもしていたが、二〇年三月に解散している。

第六編

保健衛生と環境保全

第一章 医療機関と保健予防

第一節 医療制度の危機と医療施設

医療の危機

北海道がまとめた平成一八年の道内医師数によると、「第二次医療圏」の人口一〇万人当たり医師数は、旭川市を含む上川中部圏で三〇・六・三人、札幌圏で二六・九・一人であったのに対し、北空知圏では一九・六人とかなり少ない。それでも全道二一圏域中五番目にランクされている。交通の便がよくなり、専門的な総合病院が多い旭川市、札幌市まで近いとはいいながら、秩父別町が抱える医療問題は決して安心できないのが現状である。秩父別町に在籍している医師、歯科医、薬剤師はいずれも一人である。人口一〇万人当たりに換算すると、それぞれ三・四・五人であり、医療過疎の実態が浮き彫りになっている。

町立診療所

町内唯一の開業医であった早川滋医師が、健康上の理由で早川医院を閉鎖したのに伴い、秩父別町は平成六年二月一日に町立診療所を開所した。当初、深川市内の開業医布川医院の協力を得て、布川昭雄院長夫人の布川令子医師に診療所の管理者を委託し、開所にこぎつけた。八



町民の医療を担う町立診療所

年四月一日付で小田明医師を待望の専任診療所長として迎えたことにより、それまでの診療時間（平日の午後一時～同四時）が、平日は午前九時～午後六時、土曜日は午前九時～正午となり、往診にも積極的に応じることができるよう体制が整った。その後、一二年から澤本豊医師が着任している。患者増に伴い一三年度には約一六九〇万円をかけて用地（二〇八・九平方竝）を購入し、診療所を増築（五九・四平方竝）した。二一年六月一日からは齊藤哲也医師が院長として着任している。

町立歯科診療所

昭和四四年に開所した町立の秩父別歯科診療所は、五八年、六一年、平成五年の三度にわたり改築を行い、施設設備の充実を図った。新しい診療所になった後の平成六年二月からは、佐々木正人歯科医師と衛生士一人、助手二人、事務員一の五人体制となっている。

第二節 疾病の状況

防 疫

高齢者施設などでインフルエンザの集団感染が多発したことから、平成一三年十一月に予防接種法が改正され、市町村が予防接種の実施などの予防対策を講じることになった。秩父別町でも一〇月中旬から一二月末までの期間、六五歳以上の全員と六〇～六四歳で心臓・腎臓・肺などに重い慢性疾患を持つ人を対象に、予防接種一回分三〇〇〇円のうち二〇〇〇円を補助し、一〇〇〇円の自己負担で接種が受けられようにした。

主要死因別死亡者数の推移

死亡数		死因	脳血管疾患	悪性新生物	心臓疾患	肺炎・気管支炎	その他	総数
平 7	死亡数		11	11	7	10	14	53
	割合		20.8	20.8	13.2	18.9	26.4	100.0
8	死亡数		6	14	8	5	14	47
	割合		12.8	29.8	17.0	10.6	29.8	100.0
9	死亡数		10	19	5	6	8	48
	割合		20.8	39.6	10.4	12.5	16.7	100.0
10	死亡数		9	13	10	7	13	52
	割合		17.3	25.0	19.2	13.5	25.0	100.0
11	死亡数		7	9	9	8	13	46
	割合		15.2	19.6	19.6	17.4	28.3	100.0
12	死亡数		6	16	12	7	13	54
	割合		11.1	29.6	22.2	13.0	24.1	100.0
13	死亡数		11	9	9	5	15	49
	割合		22.4	18.4	18.4	10.2	30.6	100.0
14	死亡数		9	11	8	4	6	38
	割合		23.7	28.9	21.1	10.5	15.8	100.0
15	死亡数		7	11	13	5	15	51
	割合		13.7	21.6	25.5	9.8	29.4	100.0
16	死亡数		10	10	8	5	14	47
	割合		21.3	21.3	17.0	10.6	29.8	100.0
17	死亡数		12	12	12	6	14	56
	割合		21.4	21.4	21.4	10.7	25.0	100.0
18	死亡数		1	10	12	5	16	44
	割合		2.3	22.7	27.3	11.3	36.4	100.0
19	死亡数		12	11	9	8	12	52
	割合		23.1	21.2	17.3	15.4	23.0	100.0

※死亡数は人、割合は%

主要疾患と死亡者数

単独の疾患では、悪性新生物（がん）、心臓、脳血管、肺炎・気管支炎が四大死因と言える。その他の疾患を合計した死因は別にして、悪性新生物により死亡した人数は、平成七年度から一九九年度までの一三年間のうち九回も第一位を占めている。次いで多かったのは脳血管疾患、心臓疾患である。

第三節 保健・予防活動

各種健診

平成七年度以降、町内で実施されていた住民基本健診は、

町健康診断、町人間ドック、農協巡回ドック、農協人間ドック、商工会巡回健診などが、このうち旭川厚生病院検診センターが行う農協の巡回ドック・人間ドックや北海道労働保健管理協会が実施している商工会巡回健診に対しても町が補助を行い、住民健診と同格に位置付けして取り組んできた。しかし、一八年度の医療制度改革に伴い、二〇年四月から

新しい健診制度「特定健康診査・特定保健指導」が始まった。これにより、医療保険者（国民健康保険、組合管掌同、協会管掌同、船員同、共済同）がそれぞれ分担して行う被保険者・非扶養者を対象とした特定健康診査と、特定保健指導の実施が義務付けされた。そのため、国民健康保険の被保険者以外の人が対象となる農協と商工会の健診は、町の手を離れた。この特定健康診査と特定保健指導は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が急増していることから、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して四〇歳から七四歳までの人を対象に、健康診

各種検診の受診状況（単位：人）

種別 年度	結核検診	診 胃がん検	診 子宮がん検	診 乳がん検	診 肺がん検	基本健診
平 7	1,022	400	221	197	860	687
8	958	460	185	187	795	633
9	984	440	208	202	851	676
10	919	410	187	203	811	596
11	1,016	426	193	200	767	623
12	982	442	169	183	868	650
13	1,004	484	171	200	900	669
14	964	483	186	214	888	667
15	950	521	187	216	858	651
16	794	515	217	204	732	617
17	798	501	146	154	675	593
18	680	521	144	146	671	661
19	622	454	148	156	606	641
20	479	414	142	132	475	456

査と食生活の改善、適度な運動の実践などによる保健指導の実施を義務化したものである。

以上の特定健診のほか、住民健診は基本健診（三〇歳代、七五歳以上）、結核（六五歳以上）、肺がん（四〇歳以上）、胃がん（同）、大腸がん（同）、子宮がん（二〇歳以上、二年に一回）、乳がん（四〇歳以上、二年に一回）の検診、エキノコックス（小学三年以上、四年に一回）、歯科（三〇歳以上）の健診、人間ドック（基本健診、肺ドック、脳ドック、三〇歳〜七四歳）などが実施されている。健診の後にも健康相談会の開催や家庭訪問、それに生活習慣改善指導、機能訓練の実施、右脳活性化を目指す脳生き生き教室の開設などきめ細かな取り組みを行っている。

また、乳幼児健診は乳児（四〜五カ月、七〜八カ月、一〇〜一カ月児）、一歳六カ月児、二歳児、三歳児の健診を続けていたが、九年度から二歳児健診は廃止された。また、それまで対象児によって道と市町村に分散されていた健診の窓口が市町村に一本化され、秩父別町がまとめて実施することとなった。現在は年四回に分けて四〜六カ月児、七〜九カ月児、一〇〜一二カ月児、一歳六カ月児、三歳児の各健診を推進している。このほか、精神発達スクリーニングを目的とした五歳児健診は、二〇年度から始めた。乳幼児につい

乳がん検診状況

区分 年度	対象者	受診者		精密検査	
		人数	受診率 (%)	要精 検者	割合 (%)
平7	1,120	197	17.6	3	1.5
8	1,114	187	16.8	16	8.6
9	1,097	202	18.4	4	2.0
10	1,099	203	18.5	1	0.5
11	1,079	200	18.5	4	2.0
12	1,026	183	17.8	3	1.6
13	1,085	200	18.4	8	4.0
14	1,044	214	20.5	9	4.2
15	1,008	216	21.4	12	5.6
16	902	204	22.6	14	6.9
17	873	154	17.6	5	3.2
18	845	146	17.3	5	3.4
19	700	156	22.3	12	7.7
20	573	132	23.0	14	10.6

ては乳幼児健康相談、早期療育相談、巡回児童相談、家庭訪問などを実施している。

肺がん検診状況

区分 年度	対象者 (人)	一次検診			精密検査	
		レント ゲン撮 影(人)	受診率 (%)	喀痰 検査 (人)	要精 検査 (人)	割合 (%)
平7	1,025	860	83.9	116	20	2.3
8	1,341	795	59.3	81	22	2.8
9	1,387	851	61.4	88	18	2.1
10	1,157	811	70.1	63	14	1.7
11	1,299	767	59.0	66	36	4.7
12	1,160	868	74.8	62	24	2.8
13	1,296	900	69.4	40	26	2.9
14	1,250	888	71.0	35	29	3.3
15	1,148	858	74.7	50	5	0.6
16	1,078	732	67.9	38	17	2.3
17	1,130	675	59.7	9	14	2.1
18	1,093	671	61.4	7	25	3.7
19	1,385	606	43.8	3	5	0.8
20	932	476	51.1	18	18	3.8

乳幼児健康診査受診状況 (単位：人)

種別 年度	乳幼児 健診	1歳 6カ月 健診	2歳児 健診	3歳児 健診	種別 年度	乳幼児 健診	1歳 6カ月 健診	2歳児 健診	3歳児 健診
8	72	19	23	31	15	48	13	—	19
9	78	25	中止	37	16	48	17	—	13
10	44	27	—	21	17	31	16	—	18
11	56	18	—	36	18	42	9	—	16
12	53	20	—	15	19	39	15	—	16
13	52	17	—	21	20	26	14	—	3

予防接種

予防接種は、従来からBCG（結核）、ポリオ（小児麻痺）、三種混合（ジフテリア、百日ゼキ、破傷風）、麻疹・風疹などについて実施していた。BCGは生後六カ月未満、ポリオは生後三〜一八カ月の六週間以上二回、三種混合は一期初回（生後三〜二二カ月の三回）、一期追加（一期初回接種後二〜一八カ月）、二期（小学六年生）、麻疹・風疹は一期（生後二〜二四カ月）、二期（小学校就学前一年間）、三期（中学一年生）、四期（高等学校三年生）と、接種時期がそれぞれ定められている。また、予防接種法の改正に伴い、一四年度からインフルエンザについても行っている。対象は

六五歳以上の高齢者だが、六〇〜六四歳でも身障者で内臓障害のある人も対象に含まれている。さらに、二〇年度から新たに乳児から中学三年生までを対象とした小児インフルエンザ予防接種、中学一年生と高等学校三年生を対象とした麻疹風疹混合予防接種を開始している。このうち小児インフルエンザ予防接種については、一人一回につきその費用を町が助成している。

予防接種の状況（単位：人）

種別 年度	インフル エンザ	BCG	ポリオ	三種混合	麻疹	風疹	二期 三種混合
平7	—	48	48	230	31	202	31
8	—	58	71	138	29	111	38
9	—	52	59	107	34	69	39
10	—	46	32	81	17	54	37
11	—	43	42	87	14	50	37
12	—	57	30	65	24	23	30
13	—	35	35	80	23	16	20
14	427	21	24	46	6	7	30
15	394	13	27	52	19	19	31
16	499	24	34	65	21	19	28
17	543	8	29	59	18	22	33
18	535	19	36	66	24	24	24
19	583	9	31	52	36	36	21
20	887	12	20	61	136	136	31

健康手帳

健康手帳は、老人保健法に基づいて基本健康診査や各種検

診、医院などにかかった時の記録、自分の健康について気づいたことなどを記入して、健康管理や生活習慣の改善など健康を守るために活用するものである。平成二〇年度から、老人保健法廃止に伴い、健康増進法により四〇歳以上の町民を対象に交付している。

健康手帳交付状況
(単位：人)

年度	医療対象者	その他40歳以上
平7	55	43
8	50	44
9	67	52
10	47	61
11	57	45
12	70	24
13	70	26
14	34	30
15	12	39
16	9	18
17	9	17
18	9	14
19	23	16
20	—	372

献 血 秩父別町には年三回、旭川赤十字血液センターから献血車が来て、町内を巡回して町民に献血を呼びかけている。大量の輸血が必要な手術に備えて血液を求めているもので、これに町内会や社会福祉協

議会、各事業所などが呼応し、多くの町民が協力している。

狂犬病の予防と 畜犬取り締まり 町は狂犬病予防法施行規則を制定して、毎年六月に町内を巡回、犬の登録とともに予防接種を飼育安全保持を目的とした畜犬の係留・おり飼いなどの取り締まりや野犬掃討に力を入れている。

ちっぷべつ生き 「ちっぷべつ生き生きネット」とは、町内在住の六五歳以上の独り暮らし、あるいは高齢者夫
生きネットの開設 婦世帯を対象に、電話回線を使った健康管理システムである。平成一八年一二月二二日から、

運用を開始している。対象となる利用者の各家庭に血圧・脈拍が測定でき、体重・体脂肪・歩数などが入力できる専用端末機を貸し出し、利用者は自分の測定結果を端末機から電話回線で町役場のサーバーに送信する。これを見て町の保健師が利用者の健康状態をチェックすることができ、そのデータを基にしてよりきめ細かな保健指導を行っている。また、この端末機には役場の専用パソコンからのメールを受信する機能もあって、保健師からの「健康情報」も受信できる。このデータは月ごとに利用者には郵送されるので、治療中の人は主治医に見てもらうことも可能である。利用料は月六〇〇円で、通話料も自己負担となるが、スタート当初三〇件の登録があった。

健康フェスティ 平成五年に始まった健康フェスティバルは、健康づくりにふさわしい長寿イベントである。町、**バルの開催** 町国民健康保険運営協議会、町体育協会が共催し、毎年一〇月に町ファミリースポーツセンターを会場に開かれ、さまざまなプログラムを盛り込み、多くの町民が楽しみながら健康づくりの実践と健康意識の向上に努めている。内容は年によって若干変わるが、体力診断・足裏姿勢バランス診断・骨密度測定・歯科検診などの健康チェックをはじめ、初心者のアロピクス教室や高齢者擬似体験などの体験コーナー、リハビリや健康相談室の開設、健康づくりに関する展示コーナーなど盛りだくさんであった。しかし、一七年の二二回目をもって中止となった。

その他の健康づくり

平成一四年度から秩父別町在宅介護支援センターが「健足倶楽部」を開設、足腰元気をチェックして、いつまでも元気で生活するための基礎体力づくりに取り組んだ。七〇歳以上で、同倶楽部が作成した足腰元気度チェックシートによる四段階の判定において、「少し足腰の衰えが気になり始めたが、体に合った体操で若返りが期待できる」とされた人を対象に、年間八回の倶楽部を開設し、作業療法士の指導により

各人に適切な体操や運動を行い、足腰の強化や体力の向上に努めた。このほか、「健康ウォーキング」、「糖尿病教室」、「健康づくり体操教室」、「痴呆予防教室」、「認知症予防ミニ講習会」、「イキイキ健康づくり講座」、「生活習慣病予防健康アップ教室」、「リハビリ交流会」などを開催した。

第四節 機関・団体

深川保健所

秩父別町を管轄する深川保健所は、一六年四月一日付の道による支庁組織機構改革によって、道の直轄から空知支庁の出先機関となり、「空知保健福祉事務所深川地域保健部」という名称も加わった。

北空知伝染病

北空知伝染病隔離病舎組合は、沼田町内の沼田厚生病院に付設された隔離病舎（一五床）を持ち、

隔離病舎組合

病舎の管理、収容患者に対する伝染病予防法に基づく一切の業務を行っていた。平成一一年四月か

らの感染症法の施行に伴い、隔離病舎の管理が市町村から都道府県に移管されたが、これに先立ち関係市町では、老朽化した施設の大幅改修か近隣自治体への委託かを検討した。その結果、同じ生活圏域内にある旭川市と契約し、同市の隔離病舎へ患者を委託することに決定、同組合は一一年三月三一日をもって解散した。

秩父別町健康づくり推進協議会

秩父別町健康づくり推進協議会は、町民の健康増進と疾病予防など総合的な健康づくり対策を町

くり推進協議会

ぐるみで積極的に推進するため、昭和五五年に設立された。協議会委員は、町、町教委、町議会、

町内会連合会、社会福祉協議会、体育協会、国保運営協議会、老人クラブ連合会、青年団、商工会、農協、農協婦人

部、地区連合組合協議会、深川保健所の代表一五人で構成、町民の健康管理、健康づくりなどに関する事項を協議し、決定した事業の実践に協力している。協議会長は歴代町長が務めてきた。また、各町内会では健康づくり協力員を配置し、健康づくりや住民検診に対する啓発・普及や協力など地域に密着した草の根の運動を展開してきたが、所期の目的を達成したため、平成一六年に解散した。

深川地方食品衛生

深川地方食品衛生協会秩父別支部は、食品衛生関係法に基づき昭和二五年五月に結成され、食

協会秩父別支部

品関係業者の団体として活動を続けている。事業の目的は食品取扱者の清潔保持、原材料の品

質管理、機械器具の衛生管理、食中毒予防、大腸菌検査の実施、優良店舗の推薦などによって、食品衛生の自主管理体制の確立を目指すことである。具体的には、食品衛生指導員研修の実施、食品衛生責任者養成講習会の開催、食中毒警報の周知徹底、食品衛生週間における各種事業の展開、保健所への協力などに取り組んでいる。

平成七年度以降の歴代支部長は、次の通りである。

小林頼政（平7〜8）、石塚元彦（9〜18）、藤村正彦（19〜20）

秩父別食生活

食生活改善協議会は、生活習慣病の予防、体位・体力の向上、健康づくりに欠かせない食生活の改

改善協議会

善について、地域への啓発・普及、相互研究、ボランティア活動の推進などを目的に活動している。

町内の主婦を中心に結成され、栄養士などを講師にした講習会、北空知一市四町の交流会、親子や高齢者、主婦などを対象にした各種料理教室、高齢者を招くふれあい昼食会の開催など多彩な取り組みを展開している。特に最近は、社会問題化してきた食の安全・安心にも力を入れている。

第二章 国民健康保険

第一節 取り巻く状況

国民健康保険の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して、医療や医療費（高額医療費も含む）などを給付する社会保険の一つであり、主に市町村が運営している。民間のサラリーマンなど被用者の協会（旧政府管掌）健康保険や公務員などを主とする共済組合健康保険、七五歳以上の長寿医療制度などとともに、日本における医療保険制度の根幹を成し、国民皆保険の一翼を担っている。しかし、少子高齢化や医療技術の進歩に伴う医療費の増加は、医療保険制度財政を圧迫しており、国民皆保険制度維持のためには、一層の改革が避けられない状況にある。

平成七年度以降の主な医療制度の変遷は、次の通りである。

- ▽ 九年 健康保険法などの改正により、被用者保険本人の医療給付率が九割から八割給付となる。
- ▽ 一二年 介護保険制度が創設される。
- ▽ 一三年 老人医療費が、上限付きではあるが、定額一部負担から定率一割自己負担となる。
- ▽ 一四年 老人医療の公費負担割合と対象年齢が七〇歳から七五歳に段階的に引き上げられ、自己負担は完全定率一割となり、現役並み所得者は二割となる。また、三歳未満は自己負担二割となる。
- ▽ 一五年 被用者保険、国保とも三歳から六九歳について自己負担三割となる。

▽一八年 老人医療の現役並み所得者の自己負担三割となる。

▽二〇年 後期高齢者医療制度と、六五歳から七四歳までの前期高齢者の医療にかかわる財政調整制度が創設される。少子化対策により六歳未満は自己負担二割となる。

後期高齢者医療制度

老人保健法に代わって、平成二〇年度から導入されたのが、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）である。七五歳以上を対象とした独立した保険事業で、保険料徴収は市町村が実施、一割、全保険制度からの支援が四割、公費（国・都道府県・市町村）が五割である。このうち保険料は応益割・応能割により算定し、年金から天引きされることになっていたが、天引きについて批判が噴出し口座振替、年金天引きの選択が可能になった。また、患者の医療費負担は原則一割であるが、現役並み所得者は三割とされている。

国民健康保険の状況

人口動態を反映して世帯が微増しているのに比べ、被保険者は減少傾向にある。このため、保険料総額はおおむね減っている。しかし、保健給付総額は増加傾向にある。被保険者の高齢化、生活習慣病の増加、健康志向の向上などが影響しているものと思われる。平成二〇年度から特定検診事業がスタートし、生活習慣病の予防・早期発見が保険者に義務付けられたことから、検診受診率を向上させ、医療費抑制を図ることが求められている。

国民健康保険の状況

年度	区分	平 7	8	9	10	11	12	13
①	世帯数(戸)	636	623	620	633	637	644	656
②	被保険者数(人)	1,695	1,633	1,601	1,599	1,588	1,563	1,528
③	老人保健対象者(人)	443	460	483	490	515	520	534
	75歳未満の被保(退職者含む)	1,252	1,173	1,118	1,109	1,073	1,043	994
④	保険給付総額(千円)	127,593	117,720	116,353	112,595	113,970	117,528	122,840
⑤	国保会計保険給付総額(千円)	198,423	237,322	212,595	216,301	190,277	206,969	174,297
⑥	老人保健保険給付費総額(千円)	370,413	409,603	406,116	375,398	220,872	362,408	432,430
⑦	老人保健拠出金(千円)	83,100	78,952	100,475	100,475	113,758	75,199	78,986
⑧	その他支出(千円)	20,661	19,773	24,803	48,311	20,148	28,772	36,065
⑨	一世帯当たり保険料額(円) ④/①	200,618	188,957	187,666	177,875	178,917	182,497	187,256
⑩	(国保)一人当たり保険料額(円)	75,276	72,088	72,675	70,416	71,770	75,194	80,393
⑪	一世帯当たり保険給付額(円) (⑤+⑥)/①	894,396	1,038,403	997,921	934,754	645,446	884,126	924,889
⑫	一人当たり保険給付額(円) (⑤+⑥)/②	335,596	396,157	386,453	370,043	258,910	364,285	397,073
⑬	(国保)一世帯当たり保険給付額 (円)	311,986	380,934	342,895	341,708	298,708	321,380	265,697
⑭	(国保)一人当たり保険給付額 (円) ⑤/②	117,064	145,329	132,789	135,273	119,822	132,418	114,069
	(老健)一人当たり保険給付額 (円) ⑥/③	836,147	890,441	840,820	766,118	428,878	696,938	809,794

年度	区分	14	15	16	17	18	19	20
①	世帯数(戸)	670	696	698	688	682	704	521
②	被保険者数(人)	1,498	1,505	1,525	1,457	1,426	1,475	1,044
③	老人保険対象者(人)	528	518	500	476	442	423	433
	75歳未満の被保(退職者含む)保険 給付総額(千円)	970	987	1,025	981	984	1,052	1,044
④	保険料総額(千円)	119,869	121,317	124,919	119,322	119,239	122,033	109,828
⑤	国保会計保険給付総額(千円)	162,111	192,303	207,178	242,279	245,951	260,315	296,182
⑥	老人保健保険給付費総額(千円)	438,400	426,744	402,579	408,195	390,665	416,218	39,453
⑦	老人保健拠出金等(千円)	102,696	119,136	105,749	79,166	61,547	64,952	10,574
⑧	その他の支出(千円)	54,213	32,965	40,000	37,796	59,752	92,233	111,791
⑨	一世帯当たり保険料額(円) ④/①	178,909	174,306	178,967	173,433	174,837	173,342	210,802
⑩	(国保)一人当たり保険料額(円)	80,019	80,609	81,914	81,896	83,618	82,734	105,199
⑪	一世帯当たり保険給付額(円) (⑤+⑥)/①	896,285	889,435	873,577	945,456	933,455	960,984	—
⑫	一人当たり保険給付額(円) (⑤+⑥)/②	400,875	411,327	399,841	446,447	446,435	458,666	—
⑬	(国保)一世帯当たり保険給付 (円)	241,957	276,297	296,817	352,150	360,632	369,766	568,488
⑭	(国保)一人当たり保険給付額 (円)⑤/②	108,218	127,776	135,854	166,286	172,476	176,485	283,699
	(老健)一人当たり保険給付額 (円)⑥/③	830,303	823,830	805,158	857,553	883,857	983,967	91,115

国民健康保険療養給付等の診療別内訳の推移

年度・区別		平 7				8				
		一般	退職本人	退職扶養	計	一般	退職本人	退職扶養	計	
診療内訳	入院	件数	308	18	8	334	366	10	3	379
		日数	6,005	286	214	6,505	7,208	163	66	7,437
		費用額	94,673	6,060	2,434	103,167	136,664	4,731	790	118,186
入院外		件数	6,667	281	203	7,151	6,610	397	260	7,262
		日数	13,614	660	394	14,668	13,534	900	548	14,982
		費用額	92,943	4,518	2,524	99,985	87,758	6,892	3,676	98,326
歯科		件数	1,370	23	16	1,409	1,452	65	25	1,542
		日数	3,751	59	41	3,851	3,972	195	84	4,251
		費用額	30,550	536	330	31,416	32,198	1,772	929	34,899
調剤		件数	224	1	9	234	218	13	3	234
		費用額	1,814	2	103	1,919	1,529	250	18	1,797
食事		件数	300	18	8	326	342	10	3	355
		費用額	11,793	526	194	12,513	13,621	290	127	14,038
小計		件数	—	—	—	9,454	—	—	—	9,777
		費用額	—	—	—	249,000	—	—	—	291,245
療養費		件数	84	9	—	93	93	2	—	95
		費用額	873	63	—	936	803	24	—	827
合計		件数	—	—	—	9,547	—	—	—	9,872
		費用額	—	—	—	249,936	—	—	—	292,072

診療別内 入院給付は、
 訳の変遷 平成一三年度
 の入院外給付を除いて、ほか
 のすべての診療に比べいつも
 最大の給付額になっている。
 総体的に一四年度ごろまで給
 付額が減少傾向にあったが、
 その翌年度あたりから再び増
 加傾向に転じている。その中
 で調剤給付だけが、一貫して
 増加し続けている。全体の給
 付総額は年度によって増減が
 あるが、一四年度の約二億五
 五三万円を底として、翌一五
 年度から上昇を始めて一七年
 度には初めて三億円を突破し
 た。

診療内訳		年度・区別		9				10			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計		
入院	件数	336	14	2	352	311	22	2	335		
	日数	7,219	237	16	7,472	6,115	555	53	6,723		
	費用額	112,072	5,777	337	118,186	118,534	6,866	4,782	130,182		
入院外	件数	6,307	423	275	7,005	6,225	506	317	7,048		
	日数	12,777	861	607	14,245	12,299	1,020	661	13,980		
	費用額	82,173	7,019	4,159	93,351	74,493	7,712	4,505	86,710		
歯科	件数	1,177	44	31	1,252	1,130	60	29	1,219		
	日数	3,431	152	85	3,668	3,320	221	96	3,637		
	費用額	27,954	1,641	755	30,350	29,580	1,707	890	32,177		
調剤	件数	900	53	5	958	1,148	79	51	1,278		
	費用額	5,089	533	11	5,633	6,914	473	459	7,846		
食事	件数	307	13	2	322	303	21	2	326		
	費用額	13,881	469	29	14,379	12,275	1,053	107	13,435		
小計	件数	—	—	—	9,889	—	—	—	10,206		
	費用額	—	—	—	261,899	—	—	—	270,350		
療養費	件数	124	7	—	131	98	2	—	100		
	費用額	945	32	—	977	724	18	—	742		
合計	件数	—	—	—	10,020	—	—	—	10,306		
	費用額	—	—	—	262,876	—	—	—	271,092		

年度・区別 診療内訳		11				12			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	283	30	8	321	254	29	8	291
	日数	5,667	644	156	6,467	4,950	702	101	5,753
	費用額	90,761	10,039	2,144	102,944	101,328	13,192	2,854	117,374
入院外	件数	6,009	620	376	7,005	6,184	647	362	7,193
	日数	11,300	1,379	945	13,624	12,853	1,378	683	14,914
	費用額	72,911	10,452	5,159	88,522	76,979	10,639	4,763	92,381
歯科	件数	1,004	86	32	1,122	1,051	83	27	1,161
	日数	2,827	287	87	3,201	2,916	264	73	3,253
	費用額	23,679	2,509	721	26,909	24,605	2,838	586	28,029
調剤	件数	1,391	108	47	1,546	1,529	135	73	1,737
	費用額	9,279	1,105	486	10,870	10,978	1,950	663	13,591
食事	件数	264	30	8	302	244	29	8	281
	費用額	11,479	1,308	301	13,088	9,599	1,279	212	11,090
小計	件数	—	—	—	10,296	—	—	—	10,663
	費用額	—	—	—	24,333	—	—	—	262,465
療養費	件数	110	11	—	121	106	4	—	110
	費用額	840	107	—	947	847	38	—	885
合計	件数	—	—	—	10,417	—	—	—	10,773
	費用額	—	—	—	243,280	—	—	—	263,350

年度・区別 診療内訳		13				14			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	192	22	11	225	170	37	7	214
	日数	3,723	491	152	4,366	2,957	741	72	3,770
	費用額	66,800	7,647	6,067	80,514	56,265	15,065	1,729	73,059
入院外	件数	5,731	759	381	6,067	5,084	826	380	6,290
	日数	11,103	1,517	704	13,324	9,401	1,689	745	11,835
	費用額	67,400	11,804	4,131	83,335	53,078	14,988	3,627	71,693
歯科	件数	1,006	106	51	1,163	836	98	36	970
	日数	2,811	324	157	3,292	2,268	301	112	2,681
	費用額	24,549	2,538	1,495	28,582	19,333	2,444	1,254	23,031
調剤	件数	2,152	275	160	2,587	2,514	408	231	3,153
	費用額	18,513	3,084	1,413	23,010	22,562	4,326	2,351	29,239
食事	件数	179	21	11	211	162	34	7	203
	費用額	7,188	976	328	8,492	5,869	1,445	140	7,454
小計	件数	—	—	—	11,057	—	—	—	10,830
	費用額	—	—	—	223,933	—	—	—	204,476
療養費	件数	109	11	—	120	90	4	—	94
	費用額	1,368	116	—	1,484	1,002	53	—	1,055
合計	件数	—	—	—	11,177	—	—	—	10,924
	費用額	—	—	—	225,417	—	—	—	205,531

年度・区別 診療内訳		15				16			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	197	25	11	233	259	21	3	283
	日数	3,535	410	177	4,122	4,550	258	35	4,843
	費用額	76,239	9,762	5,922	91,923	87,011	7,183	1,355	95,549
入院外	件数	5,758	1,017	428	7,203	6,418	1,164	392	7,974
	日数	10,292	1,974	842	13,108	11,427	2,264	833	14,524
	費用額	59,765	16,640	4,276	80,681	65,700	15,193	4,953	85,846
歯科	件数	1,007	137	35	1,179	997	120	36	1,153
	日数	2,841	420	99	3,360	2,938	313	94	3,345
	費用額	21,955	3,415	750	26,120	21,998	2,551	884	25,433
調剤	件数	2,851	492	249	3,592	3,253	593	231	4,077
	費用額	27,633	5,520	2,608	35,761	34,180	7,276	2,625	44,081
食事	件数	188	24	11	223	241	20	3	264
	費用額	6,592	772	370	7,734	8,569	534	71	9,174
小計	件数	—	—	—	12,430	—	—	—	13,751
	費用額	—	—	—	242,219	—	—	—	260,083
療養費	件数	110	2	—	112	84	5	—	89
	費用額	798	49	—	847	594	41	—	635
合計	件数	—	—	—	12,542	—	—	—	13,840
	費用額	—	—	—	243,066	—	—	—	260,718

年度・区別 診療内訳		17				18			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	259	34	16	309	235	39	20	294
	日数	4,272	472	191	4,935	4,092	553	169	4,814
	費用額	92,703	14,847	4,922	112,472	82,533	17,538	8,609	108,680
入院外	件数	6,534	1,324	538	8,396	6,432	1,510	572	8,514
	日数	11,193	2,659	997	14,849	10,203	2,962	865	14,030
	費用額	74,136	16,050	9,381	99,567	70,759	19,251	9,628	99,638
歯科	件数	1,162	161	63	1,386	1,152	154	62	1,368
	日数	3,249	493	162	3,904	3,163	479	191	3,833
	費用額	24,701	3,462	1,307	29,470	23,106	3,255	1,478	27,839
調剤	件数	3,252	700	307	4,259	3,309	843	327	4,479
	費用額	34,902	9,364	4,056	48,322	37,775	11,249	4,188	53,212
食事	件数	243	33	16	292	218	39	19	276
	費用額	8,423	933	399	9,755	6,870	890	282	8,042
小計	件数	—	—	—	14,642	—	—	—	129
	費用額	—	—	—	299,586	—	—	—	1,312
療養費	件数	123	7	—	130	118	11	—	129
	費用額	1,308	60	—	1,098	1,233	79	—	1,312
合計	件数	—	—	—	14,772	—	—	—	15,060
	費用額	—	—	—	300,684	—	—	—	298,723

年度・区別 診療内訳		19				20			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	235	45	13	293	281	22	6	309
	日数	4,105	528	128	4,761	5,157	312	86	5,555
	費用額	84,414	17,445	4,289	106,148	126,778	17,170	3,049	146,997
入院外	件数	7,078	1,671	615	9,364	8,472	485	227	9,184
	日数	11,204	2,858	966	15,028	12,904	801	384	14,089
	費用額	77,526	20,877	10,284	108,687	99,365	6,428	5,758	111,551
歯科	件数	1,265	172	82	1,519	1,459	82	59	1,600
	日数	3,332	507	207	4,046	3,575	228	192	3,995
	費用額	24,341	3,855	1,575	29,771	25,223	1,741	1,215	28,179
調剤	件数	3,720	890	347	4,957	4,398	243	152	4,793
	費用額	45,417	13,469	5,187	64,073	59,281	3,268	1,763	64,312
食事	件数	229	45	13	287	279	20	6	305
	費用額	7,396	935	239	8,570	9,558	464	143	10,615
小計	件数	—	—	—	16,420	—	—	—	16,191
	費用額	—	—	—	317,249	—	—	—	361,204
療養費	件数	118	12	—	130	109	5	—	114
	費用額	1,126	114	—	1,240	786	40	—	826
合計	件数	—	—	—	17,660	—	—	—	16,305
	費用額	—	—	—	318,489	—	—	—	377,509

※費用額（単位：千円）

国民健康保険 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事

運営協議会 業の運営に関する重要事項を審議するために

設置されている町長の諮問機関である。公益代表者、保険医代

表者、保険薬剤師代表者、被保険者代表者で構成されている。

定数は六人で、任期は二年である。

平成7年度以降歴代国民健康保険運営協議会委員

代表区分	氏名	在任期間
被保険者代表	谷田 幸夫	昭49.10.19～平8.10.18
	柴田 壹隆	6.10.19～16.10.18
	川原 秀明	8.10.19～現在
	中野 國子	15.5.2～18.10.18
	川邊 和代	18.10.19～現在
公益代表	高鶴 光雄	昭58.3.31～平8.10.18
	上田 実	昭63.10.19～平8.10.18
	植田 顕治	15.3.31～19.4.9
	土井 享	15.3.31～現在
	本村 修二	19.4.9～現在
医師代表	佐々木正人	昭61.5.1～現在
	布川 昭雄	平6.10.19～8.10.18
	小田 明	8.10.19～12.10.18
	澤本 豊	12.10.19～21.5.31
	齊藤 哲也	21.6.1～現在

第三章 生活環境衛生

第一節 上・下水道の整備

衛生的な飲料水の確保

深川市、秩父別町、沼田町、北竜町、妹背牛町の一市四町をカバーする北空知広域水道計画の策定に伴い、沼田町に建設された浄水場から昭和六〇年四月、秩父別町にも給水が開始された。それ以来給水管の延長、給水量に対する水道料金徴収率（有収水量の割合）を高める給水管の改修など、衛生的で安全な飲料水を中心とする生活用水の安定的確保に努めてきた。

生活排水・し尿処理の推進 昭和六三年度から一部供用を開始した農業集落排水事業（公共下水道方式）の施設整備は、平成三年度に完成し、その後も加入率向上に努めた結果、雑排水処理、水洗化率とも大きく前進し、生活環境は格段に向上している。また、平成六年度から農村地区で設置を進めてきた各戸の合併処理浄化槽の普及により、し尿・雑生活排水の衛生処理がほぼ全戸に行き渡った。上下水道の整備状況や現況については、「第二編第七章 生活基盤の整備」において詳述している。

第二節 ごみ処理

処理体制の強化

秩父別町は、昭和五五年から北竜、沼田、妹背牛の三町で運営していた北空知衛生施設組合に加盟し、妹背牛町に設置されていた廃棄物処理場を中心に可燃・不燃ごみの処理を行ってきた。この処理場が平成一〇年に近代的な廃棄物最終処分場として生まれ変わり、処理能力を大幅に高めた。また、可燃ごみを歌志内市にある民間処理施設「エコバレー歌志内」で処理するようになったほか、一五年に深川市に北空知衛生センター（深川市を含めた一市四町）の可燃ごみ中継運搬施設・生ごみバイオガス化施設が完成したのに伴い、ごみ処理の広域化を進めてごみ処理体制が大幅に充実改善された。

処理対策の強化

電気式生ごみ処理機の普及、廃棄物処理清掃条例の制定、ごみの有料化、分別処理・リサイクルの推進などに取り組み、ごみの減量化やごみの資源化などにも力を入れている。ごみに関する取り組みや現況については、「第二編第七章 生活基盤の整備」において詳述している。

第四章 墓地と火葬

秩父別町墓地

現在の町有秩父別町墓地（一八四九番地の一）は、平成三年に完成し供用を開始したが、墓地の区画、通路、給水棟、供養棟のほか駐車場、公園、便所、東屋風休憩所などを備えて墓苑化を図った。墓地の用地は約六・六畝で、これを一区画一九・八平方メートルとし、町民に貸与している。

北空知葬祭組合

昭和四八年に深川市、秩父別町、妹背牛町の一市二町で北空知葬祭組合が結成され、深川市に事務所と葬祭場を設け、共同利用するようになった。平成七年には北竜町が新たに組合に参加している。



墓地

第五章 環境の美化と保全

第一節 生活環境の緑化と美化

「ローズガーデンちっ 緑とバラの花に囲まれた観光施設として、平成一〇年に開園した「ローズガーデンちっぶ べつ」などの整備 べつ」については、「第三章 観光・レジャーと物産」で詳しく説明しているが、バラの植栽のほかつつじ園、はまなす園、花畑などが併設され、毎年観光客や地域住民の目を楽しませている。また、開基一〇〇年記念事業として平成一六年に、町道3条路線の約六〇〇坪の区間に一五〇本のサクラの苗木を植栽した。一三年からは毎年、町から委託を受けた秩父別振興公社が、市街地を縦断する国道233号両側の歩道にバラの花を植栽している。

緑と花いっば 歴代町長が会長を務める町緑化推進委員会と町園芸クラブが共催する「緑と花いっばいコンクール」いコンクール は、平成一七年まで「花壇コンクール」の名称で開催されていた。町民の緑化・美化推進意識を高め、街を緑と花で美しく飾り、心豊かな生活環境をつくろうと昭和四六年に第一回コンクールが開かれ、平成二〇年には第三八回を迎えている。名称を「緑と花いっばいコンクール」と変更した一八年からは、緑いっばい大賞、地域美化貢献賞、アイデアいっばい賞、審査員特別賞の部門が設定された。毎回、趣向を凝らした花壇や庭造りが登場し、恒例の年中行事として多くの町民の目を楽しませている。

「秩父別山川草木 秩父別山川草木を育てる会は、会社社長で名誉町民でもあるを育てる会」の活動 原田森成が中心となって、平成七年に結成した緑化推進の市民団体である。野鳥が生息できる森づくりを目指して「どろ亀先生」の愛称で知られた高橋延清東大農学部名誉教授を招き、町内の中山地区にあった個人所有の土石採集場跡地に、会員や町民とともに四年間でアキグミ約一万四〇〇〇本を植樹した。これが成長してからは「アキグミ収穫祭」を毎年開き、町民の人氣イベントに発展、町の緑化推進に貢献している。この功績で原田同育てる会会長が、二〇年に農林水産大臣賞を受賞している。

秩父別町の名木

秩父別山川草木を育てる会、町園芸クラブ、秩父別屯田会が平成一〇年一月に「町名木百選実行委員会」（原田森成委員長）

を発足させた。町内の古木・名木を調査記録して、広く町民に周知することが目的であった。北海道植物美術病院の中内武五郎院長の助言を受けて約一三九本をまず名木に選定し、この中から代表的な三五本を掲載した名木集本『秩父別町の名木』（A五判、カラー七四六）を翌一一年四月に発刊した。主な名木としてポプラ、セイヨウハコヤナギ、シダレヤナギ、ハルニレなどが含まれている。

春の園芸市

町園芸クラブ、町緑化推進委員会が共催して毎年町役場前広場で開かれる「春の園芸市」は、本格的な春を呼ぶイベントとして町民の中につきかり定着している。パンジー、サルビア、ツツジ、シヤク



植樹祭

ナゲ、ボタン、コブシ、サツキなどの草花、球根、苗木、鉢植えなどが格安で出品され、いつも多くの愛好家でにぎわい、春の緑化運動に一役買っている。売り上げ益金の一部は、公共施設の庭造りボランティア活動などの費用に充てられている。

第二節 環境保全

温室効果ガス削減 町は平成一八年四月から、「温室効果ガス削減プラン」の実行に乗り出した。秩父別町の削減プランの策定 ランは一五年度を基準に一八年度から二二年度までの五年間に、町の施設・事業所（役場庁舎、小中学校、保育所、ファミリースポーツセンターなど）で温室効果ガスを七一ト減らし、一〇九七トとする目標を設定している。

主な取り組みとしては、省エネルギー（昼休み時間中の消灯、冷暖房の温度設定適正化、間引き照明、車のアイドリングストップとエコドライブ徹底）、施設の維持管理（省エネルギータイプの機器導入、改修・改築時の環境配慮型工事の実施とフロンなどの適正処理、公共施設周辺の緑化推進）、省資源・ごみの減量化（両面印刷・両面コピーの実施、ミスコピー用紙の裏面使用、再生紙商品の使用、日常的な節水、ごみの分別・減量化、エコマーク・グリーンマークなど環境ラベリング商品の購入促進）、その他（ポスター・パンフレットの再生紙使用、イベント時のごみ分別の徹底と使い捨て商品の未使用徹底、職員のマイカー通勤の自粛、職員のマイバッグ持参、職員に対する環境教育・実践の徹底）を進めている。また、このプランに基づいて一九年度から六月～八月の期間、省資源・省エネに向けて上着とネクタイを着用せず、ポロシャツや半そで、開襟シャツを着用する夏季の軽装励行「クールビズ」を全庁

的に実施した。

新エネルギー 石油代替エネルギーの開発を目指す政府出資機関の新エネルギー・産業技術総合開発機構（NE ビジョンの策定 DO）の補助を受け、秩父別町は平成一九年七月に「秩父別町新エネルギービジョン策定会議」（委員長・横山孝雄兵庫県立大学講師）を設置した。横山委員長を中心に秩父別町で利用可能な新エネルギーについて調査研究を進めた結果、同年度内にビジョンをまとめ公表し、二〇年度から新エネルギー開発などに具体的に取り組んでいる。

調査の結果、電力、石油など化石燃料を合わせた町内の全消費エネルギーは、年間五万六八二〇G ㊧（一G は一〇〇万㊧）で、原油に換算すると六一四二㊧（二〇〇㊧ドラム缶で約三万七一〇本）、町民一人当たりでは二・〇六㊧で、全道平均の五・一七㊧、全国平均の三・四六㊧より少なかった。また、町全体で利用可能な新エネルギーとして挙げられたのは、太陽、バイオマス、水力などのエネルギー源であった。

太陽エネルギーについては、民家や公共施設の屋根にソーラーパネルや太陽熱温水器を設置する。バイオマスをエネルギーでは、稲わら、もみ殻、麦わら、そば殻などを熱分解ガス化により、気体燃料を製造し熱源と電力に利用する。また、水力エネルギーは滝の上地区第一幹線水路取水地点で、らせん型水車マイクロ発電を行うもので、これらすべて利用した場合、全町で年間四万七六二一G ㊧と現在の消費量の八三・四㊧も賄えることになる。これは原油換算だと町全体で五一四八㊧、町民一人当たり一・七二㊧、また二酸化炭素ガスの削減量にすると、町全体で一万一五二七㊧、町民一人当たり五・〇六㊧に相当する。この中で特に農業廃棄物である稲わら、もみ殻などの多い秩父別としては、バイオマスをエネルギーの開発が大きな課題とされた。

資源循環型社会 平成九年四月からの容器包装リサイクル法の施行に伴い、秩父別町は同年一月から市街地に**形成への取り組み** おいて空き缶（スチール缶、アルミ缶）の分別収集を開始、翌年四月からはこれを全町に拡大

して実施した。さらに一二年七月からビン、ペットボトル、一四年一月から紙類（ダンボール、新聞、雑誌、紙パック）、乾電池、ボタン電池、一七年四月から蛍光管もそれぞれ資源ごみとして分別収集を始めた。家電リサイクル法が施行されたのは一三年四月からで、これらにより家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、冷凍庫、一五年からパソコンも追加）の再利用が一挙に進み、町民のリサイクル意識も格段に向上した。

特に注目されるのは、生ごみ減量化と堆肥化の取り組みである。町は平成一〇年から運転を開始している農業集落排水処理施設「浄化センター」から出る汚泥を土壌改良剤として農家に提供し、堆肥として使用してもらっていたが、臭気や扱いにくさが問題となっていた。そのため一三年までにコンポスト施設を併設、扱いやすく衛生的なコンポスト加工を行い、熱処理、脱臭も施した優良な土壌改良剤として資源化することに成功した。このほか家庭用コンポスト（堆肥化ごみ処理機）、デイスポージャー（電気式ごみ処理機）の購入に対して町が補助制度を設け、普及に努めている。この制度は全国的にも珍しく注目された。

公害防止

平成一四年、町内の井戸水から基準値を超える濃度の発ガン性物質（硝酸・亜硝酸窒素）が検出された、という新聞報道があった。道が一一年度から五年計画で井戸水の水質調査を進めていたもので、秩父別町においては一三年五月の調査で一六件中ゼロであったが、一二年七月の調査で四件中一件、一三年九月の調査で一六件中三件に基準を超える発ガン性物質が検出されていた。いずれも農業に欠かせない窒素系肥料が原因とされたが、農作物に残留することがなく、農業用井戸については管理を徹底して問題を回避した。

第七編

治安と防災

第一章 警察

第一節 司法にかかわる法改正

裁判員制度の導入

平成一六年五月二日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、二一年五月二日から実施された。一般国民が刑事裁判に参加することによって、裁判を身近で分かりやすいものとし、司法に対する信頼を向上させようというのが目的である。

刑法の改正

危険運転致死罪の新設（一三年）をはじめ、国民以外の国外犯の規定新設（一五年）、有期懲役・禁錮の上限と有期刑加重の上限引き上げ、強制わいせつ罪・強姦罪・強姦致死罪の法定加重と集団強姦罪の新設、殺人罪・傷害罪・傷害致死罪の法定加重、強盗致傷罪の法定刑下限引き下げ（以上一六年）、人身売買罪（以上一八年）、自転車運転過失致死傷罪の新設（一九年）など、社会状況の変化や国民の価値観の多様化などを背景に刑法の改正が相次いで行われた。

道路交通法の改正

平成一二年に六歳未満幼児の自動車同乗に、チャイルドシートの着用が義務付けされたのに続き、一六年一月からは運転中の携帯電話の使用が禁止され、違反した時には五万円以下の罰

金が科せられることになった。さらに、二〇年六月一日からそれまで自動車運転手の努力義務であった助手席同乗者以外の同乗者（後部座席などの同乗者）のシートベルト着用が、完全義務化された。これに違反した場合は自動車専用道路、高速自動車道に限り、基礎点数一点が引かれる。

また、普通自転車の歩道通行可能要件が明確化された。車道通行を原則としながらも、自転車が歩道を通行できる場合として、①「歩道通行可」などの標識等があるとき②児童、幼児など政令で定めるものが運転するとき③車道または交通の状況からやむを得ないと認められるとき―を挙げている。

少年法の改正

凶悪な少年犯罪が続発していることから、平成一三年の改正で従来の保護主義から厳罰化の方向に転換された。例えば刑罰の適用年齢を「一六歳以上」から「一四歳以上」に引き下げたほか、一六歳以上の少年が故意の犯行で被害者を死亡させた場合、原則として逆送し刑事裁判にかけることなどである。一九年五月の改正では、少年院に収容できる年齢の下限を「一四歳」から「おおむね一二歳」に引き下げ、刑事責任を問えるようにした。

犯罪被害者

犯罪被害者支援の憲法とも言えるもので、平成一七年に成立した。基本理念は「すべての犯罪被害

基本法の制定

者は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を持つ」ことであり、国、地方公共団体、国

民の責務とともに、被害者の権利を明確に規定した。支援対象は、起訴された事件の被害者や遺族だけでなく、ストーリーや配偶者間暴力など犯罪に準ずる行為で、心身に被害を受けたケースも含まれる。PTSD（心理的外傷）などを受けた場合における、医療・福祉サービス、雇用・住宅の安定など一三項目の基本的施策も定めた。

第二節 機構・組織

深川警察署

深川警察署は、北海道警察旭川方面本部の管轄下にあり、深川市をはじめ秩父別町、妹背牛町、雨竜町、幌加内町の一市四町を受け持っている。警視の署長、署次長の下に警務課、会計課、地域課、刑事・生活安全課（刑事一係、刑事二係、生活安全係）、交通課、警備係が設けられている。深川市内に一交番と七駐在所を有しているほか、署管内四町内にそれぞれ駐在所を設置している。秩父別町と妹背牛町には各一カ所、雨竜町と幌加内町には各二カ所がそれぞれ配置されている。

秩父別駐在所

深川警察署秩父別駐在所は、平成一六年一二月まで現在地から四〇㊦ほど南の国道233号沿道にあったが、移転改築されて一八七五番地の一に移った。旧駐在所は昭和五七年に建築され、老朽化が進んでいた。新駐在所は木造平屋建て約一四〇平方㊦の構造と広さで、事業費は約二六〇〇万円であった。事務所のほか新たに住民との交流の場となるコミュニケーションルームも備え、広さも約四倍になった。

定員は一人であったが、一九九四年四月から二人に増え、これまで警部補、巡査部長、巡査長のいずれかが着任している。平成七年四月から二〇〇四年四月までに、



秩父別駐在所

次の一〇人が在籍した。

加藤孝吉警部補（平7・4・1～10・3・31）、佐藤忠明警部補（10・4・1～14・3・31）、盛田文利巡查部長（10・4・1～12・3・31）、佐藤寿一巡查長（12・4・1～16・9・30）、安達順警部補（14・4・1～18・9・30）、千葉亘巡查長（16・10・1～17・1・3）、佐藤寿一巡查長（17・1・3～19・3・31）、本間浩警部補（18・10・1～現在）、渡邊伸輔巡查長（19・4・1～20・3・31）、伊藤裕理巡查部長（20・4・1～現在）

第三節 犯罪と防犯活動

犯罪と変死発生状況

秩父別町内における平成七年以降の犯罪は、一四年をピークに減少傾向をたどり、一八年には最低の七件にとどまった。特に凶悪犯はこの間、全く発生していない。少年刑法犯も一四年からゼロが続けている。また、変死事件は、二～六件の間で推移しているが、七年～一八年の間の計四〇件のうち、^い縊死（首吊り自殺）が二五・〇割に当たる一〇件を占めているが目立つ。

地域安全協定の締結

深川署と深川市、秩父別町、妹背牛町、雨竜町、幌加内町の一市四町にある集配業務を扱う一〇カ所の郵便局が、平成一五年六月一二日に住民の安全確保に相互協力する「地域安全協定」を結んだ。協定書によると、秩父別郵便局を含む各郵便局は、集配人が不審者や不審車両、信号機・交通標識の破損などを発見した場合、その情報を深川署に提供する。これに対して深川署は適切に対応するほか、郵便局において強盗模擬訓練、パトロールなどを実施して防犯体制を強化することに努めている。

防犯パトロー 従来の防犯パトローは、警察か防犯協会によるものが多かったが、「地域の安全は地域住民の手
ル隊の結成 だ」という声が高まり、深川警察署秩父別駐在所の肝いりで秩父別田園パトロー隊が、平成一六
年九月一日に発足した。市街地に住む農業者が水田に向かう途中、事件事故の発生や不審な現場に遭遇、または道路
や標識の破損を発見した場合、警察へ速やかに通報するというもので、道内でも初めての試みであった。一人の農
業者が隊員に任命され、「田園パトロー隊秩父別」と書かれたマグネットシートと帽子の配布を受け、シートは軽
トラックの前面や側面に張られた。日常の活動のほか、深川地区防犯協会連合会主催の青色回転灯による自主防犯パ
トローにも参加している。

また、一七年五月一六日には子ども安全パトロー隊「ちっぶっ子見守り隊」が発足した。学校への不審者進入事
件や子どもが犠牲になる事件が、全国的に多発していることに危機感を強めた小学校児童や保育所幼児・スポーツ少
年団員の保護者たちが立ち上がった。保護者が車で子どもを送迎する際、不審者・変質者や不審車両などを発見した
場合、警察にすぐ通報することによって、町内・地域の安全性を高めることが目的である。子どもの所属団体ごとに、
「保育所隊」「ふれあいスクール隊」「バスケット隊」など八隊を編成、隊員は合わせて二十七人となった。隊員には見
守り隊の名称を書き込んだプレートが交付され、車のダッシュボード上に張って監視中のアピールを行っている。

このほか、中央東町内会が一八年二月二〇日に子供防犯パトロー員を委嘱、町内の高齢者七人が小中学生の登下
校時に合わせて、通学路で不審者らに目を光らせている。市街地区ではこのほか駅前、筑紫、旭、中央西の四町内会
でも防犯パトロー員を委嘱し活動を始めたが、これら五町内に町老人クラブ連合会も参加して同年三月二三日に秩
父別町子供防犯パトロー隊を結成し、パトロー員の総勢は六二人に増加した。各パトロー員には深川地区防犯
協会連合会から、その身分を証明する腕章が寄贈された。

町の防犯啓発活動

町は全国的に多発する新しい犯罪について、パトロールや広報誌を通じた防犯啓発に努めている。違法な訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、かたり・催眠商法、悪質リフォーム業者勧誘、振り込め詐欺などの悪質な商法・犯罪の実例を示しながら、注意を呼びかけている。実際に秩父別町内でも、幾つもの事例が報告されている。被害に遭わないポイントとして、①セールスマンが来たら、まず名前と用件を聞く②いらないと思ったら、はっきり断る③よく考え、その場で返事をしない④契約書をじっくり読み、簡単に判を押さない⑤迷った時は、家族や知人に相談する⑥しつこい勧誘や被害に遭ったら警察か役場にすぐ連絡する―ことを挙げている。

防犯推進委員

防犯推進委員制度は、昭和六三年度に発足した。活動内容は、地域犯罪情勢の把握、犯罪防止の広報啓発、防犯活動行事・会議・研修会への参加、防犯診断など警察や町役場、防犯協会などに対する協力である。

秩父別町防犯協会

平成三年に発足した現行の防犯協会は、町内の組織、団体、企業などの代表者らによる地域住民による民間防犯組織である。安全で活力ある地域社会を実現するため、町民に危険を及ぼす犯罪、事故、災害の発生を未然に防止することを目的に、情報提供などの啓発やパトロール・巡察による環境整備促進など、地域の実情に応じた活動を展開している。地域住民、自治体、警察との連携を重視し合同で活動することも多く、警察からは地域安全情報や施設・資器材の提供、活動に対する指導・助言などを得ている。

深川地区暴力追放運動 秩父別支会は、深川地区暴力追放運動推進協議会発足と同時に昭和六三年に設立された。推進協議会秩父別支会 明るく住みよい地域づくりのため、関係機関・団体と連携し、個人・組織を問わず暴力の排除について、積極的な運動を推進している。街頭などにおける各種啓発活動、被害届出の促進、暴力追放強化月間の設定と活動など事業は広範にわたっている。構成団体は町役場、商工会、建設業協会、料飲店組合、農業協同組合、土地改良区、丸信運輸(株)会社で、事務局は役場内に置かれている。

第四節 交通安全

交通事故発生状況

平成七年以降では、発生件数で一年の一八件、死者で一〇年の五人、負傷者で一一年と一六年の七人である。死者ゼロは七年、一二年〜一五年、一七年〜二〇年の各年に記録している。重大事故では、一〇年七月二八日午後四時五十分ごろ、町内の国道233号で発生した乗用車とコンクリートミキサの正面衝突事故があった。乳児を含め三人が死亡、三人が重傷を負うという大参事となったが、その翌日、北海道警察の専従班が現場視察を行うなど秩父別としては異例の事態であった。

交通事故発生件数の推移
(秩父別駐在所調べ)

年	発生件数	死者数	負傷者
平7	7	0	8
8	16	2	31
9	13	2	15
10	14	5	16
11	18	2	28
12	8	0	13
13	14	0	21
14	13	0	21
15	8	0	14
16	14	1	28
17	7	0	9
18	6	0	8
19	7	0	9
20	7	0	7

交通事故死ゼロの記録

秩父別町では昭和六二年から平成三年にかけて交通事故死ゼロ一五三七日という記録を達成していた。その後一年七月七日から交通事故死ゼロが続ぎ、一五年八月一四日に二度目の一五〇〇日達成し、関係機関、町民が一丸となって「二〇〇〇日」を目指したが、一六年八月七日に町内二〇八六番地の国道233号で旭川市の会社員が運転する普通貨物車が、横断中であつた町内八〇歳の高齢者をはねて死亡させ、記録は一八五八日でストップした。それでも過去最長記録を更新した。その後、二一年一〇月三十一日に町内の道道において単独路外転落事故が発生一人が死亡し、一九一一日で記録がストップした。

交通安全条例の制定

町は平成一二年三月に、秩父別町交通安全条例を制定した。「交通安全の確保は町民の安全、快適な生活実現の基本である」「すべての者の役割分担のもとに自主的、積極的に行われなければならない」という基本理念を掲げ、町と町民の責務や交通安全対策協議会の設置、交通環境の整備、交通安全教育の推進、広報啓発活動の実施、交通安全資器材等の利用促進、近隣町村との協力などについて規定している。このうち交通安全対策協議会は、必要な場合に設置できることになっている。

交通安全運動

深川警察署、同秩父別駐在所の交通指導・取り締まりのほか、町、民間団体などが警察と連携しての取り組み 地域ぐるみの交通安全運動を繰り返している。事故多発期に設定されている全道一斉交通安全運動における街頭啓発キャンペーンをはじめ、町民交通安全集会やセミナー・講演会の開催、事業所巡回指導、高齢者世帯訪問啓発、学校・保育所での交通安全教室開設、交通安全祈願祭の挙行、優良運転者の表彰などさまざまな運動を展開している。日赤奉仕団や老人クラブ連合会、やまびこの会、ライオンズクラブ、商工会青年部・婦人部、ひまわ

り婦人学級、北垣建設工業など民間の団体や企業による各種交通安全ボランティア活動も活発である。

交通安全推進員

交通安全推進員は、町の規則（昭和五〇年制定）によって町長が任命する非常勤の特別職に位置付けされている。定数は一人（任期一年）で、その職務は交通安全運動の推進方策の調査・研究・企画立案と実践組織の育成を中心に、関係行政機関・団体との連絡調整、交通安全指導員の育成、交通安全運動の推進などである。

平成七年度以降の歴代指導員は、次の通りである。

藁口公夫（昭63・4・1～平8・3・31）、内田弘司（平8・4・1～13・3・31）、高井忠夫（13・4・1～18・7・31）、内田弘司（18・8・1～現在）

交通安全指導員

交通安全指導員制度は、町の規則（昭和四九年制定）によって定められている。町長が任命する非常勤の職員として、①歩行者に対する正しい歩行の指導②幼児、学童、老人などに対する交通指導③自転車通行の安全指導④交通安全思想の普及高揚⑤交通安全運動の促進⑥その他交通安全に必要なこと―を遂行する。定数は一六人で、任期は二年である。北空知一市六町で北空知交通安全指導員連絡協議会を結成し、研修事業などにも力を入れている。

平成7年度以降の歴代交通指導員

氏名	在任期間
上平勝次郎	昭45・3・30～平8・3・31
藪下 惇	昭49・4・1～平10・3・31
土井 誠司	平7・4・1～平9・3・31
佐崎 雅俊	平4・4・1～8・3・31
内山 淳	同
岡内 義明	昭56・4・1～平12・3・31
尾谷 重良	昭57・4・1～現在
西谷 章	昭61・4・1～平12・3・31
沼田 進	同
四十坊 尚	昭53・4・1～現在
須藤 悟	同
造田 聡	昭59・4・1～平18・3・31
北垣 修	昭60・4・1～現在
宇野 忠直	平4・4・1～現在
山崎 拓士	同
小山 誠	平6・4・1～17・3・31
佐々木武俊	平9・4・1～10・3・31
戸村 和広	平8・4・1～現在
中西 伴浩	同
水上 隆幸	平8・4・1～20・3・31
紺野 浩治	平10・4・1～18・10・31
小山 裕一	平10・4・1～現在
宮森 一弘	平12・4・1～現在
岡崎 丈司	同
大井 和範	同
砂川 純	平18・11・1～現在

交通安全推進委員会

交通安全推進関連団体の代表がメンバーとなって、さまざまな活動を展開している。昭和五〇年にスタートした社団法人北海道交通安全推進委員会・空知地区交通安全推進協議会の下部組織で、歴代町長が会長を務めている。

交通安全協会

自動車運転免許所有者や交通・運輸に関連する企業・団体関係者らで組織している交通安全協会は、市町村ごとに設けられている。上部団体は各警察署単位に設置されている地区交通安全協会、警察方面本部ごとに置かれている方面交通安全協会で、全道を財団法人北海道交通安全協会がまとめている。明るい車社会を実現するため、幅広い交通安全運動に取り組んでいるが、街頭における交通安全啓発、広報宣伝活動、子ども・

高齢者の保護活動、交通安全ビデオの貸出、会員サービス（ロードマップ・広報紙・免許証入れの贈呈、免許更新時の支援、優良運転者・交通功労者の表彰、交通事故相談の受け付け）などが、その中心的な活動である。

具体的には、交通安全指導員会なども協力しながら交通安全町民集会の開催、安全運転カードの作成・配布、交通安全ゲートボール大会の主催、無事故運転者の表彰、二四時間交通安全特別啓発の実施などが注目されている。平成七年度以降は原田森成、大西章允が会長を務めている。

交通傷害保険事業

「交通事故の補償は、住民の相互扶助」を合言葉に、北空知一市五町で昭和四二年八月から実施してきたが、その後保険を継続的に引き受けてくれる損保会社がなくなり、平成二〇年度をもって廃止された。

第二章 消防

第一節 消防法の変遷

消防法の大改正

消防法は昭和二三年七月に施行されたが、その後何度も改正された。平成一四年五月二八日の大幅改正では、火災の早期発見・報知対策の強化、違反是正の徹底、罰則の強化、防火管理の徹底などが定められ、一四年から一五年にかけて次々と施行された。この結果、ビルオーナーなどの管理権原者は、より大きな責任を負うこととなり、ビル火災防止、犠牲者抑制に大きな効果を上げた。しかし、その一方で住宅火災が増加の一途をたどっている。

住宅用火災警報器の設置義務化 住宅火災による死者数が急増していることから、平成一六年六月に消防法が改正され、全国一律すべての住宅に、住宅用火災報知機を設置することが義務付けされた。この法改正を受けて深川地区消防組合は火災予防条例を改正し、秩父別町においても一八年六月一日以降に完成する新築住宅のすべて、それ以外の既存住宅については二三年五月三一日までに設置するよう義務化した。火災警報器の設置については、町がこの設置費用の三分の一以内、住宅一戸につき二万円を限度に補助する制度を創設、町民に設置の徹底を呼びかけた。その結果、二〇年一二月現在で七五七世帯が設置している。

かけて行われ、壁・天井の塗装や床タイルカーペットの張り替え、和風から洋風へトイレの便器を取り替えた。
平成七年度以降の歴代支署長は、次の通りである。

内田弘司（平7）、菅野豪夫（8～9）、高田勝之（10～17）、武田義次（18～21）、今井晴生（21～現在）

第三節 秩父別消防団

消防団の変遷

昭和三二年七月、消防団令により町の単独の組織として発足した非常備の秩父別消防団は、組織機構や消防体制の変遷を重ねながら、新設された広域消防体制を確立する深川地区消防組合に所属することになった。これに伴い消防団も消防支署とともに、深川市に置かれている消防本部の管轄下に入った。その後三部制から二部制に変更されたが、平成六年から組織機構の一部改正により部制を廃止して二分団制に改編、団長などの役職者や団員数は変わらず現在に至っている。この間、平成九年八月に消防団創設八八周年記念式典、平成二一年八月に創設一〇〇周年記念式典を挙行し、先人たちの労苦に感謝するとともに、防火への新たな決意を誓い合った。

竿頭綬と表彰旗の榮譽

平成一〇年三月七日に消防庁長官竿頭綬、一八年三月二日に消防庁長官表彰旗をそれぞれ受章している。



秩父別消防団創立100周年記念式典



消防庁長官表彰報告

深川地区消防組合秩父別支署長が出席した。

竿頭綬は消防団旗に取り付けるもので、金具に記章と実績を記した長いリボンが付けられている。消防吏員や消防団員を対象に、毎年開催されている消防職団員ボンブ操法大会の優勝者や出場者、出場チームを対象に授与される。これに対し表彰旗は、防火思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施について顕著な成績を挙げ、他の模範と認められる消防機関に与えられるもので、最高の栄誉である。表彰式は東京都港区の日本消防会館で行われ、高崎警団長、須藤悟副団長、武田義次

消防団員

秩父別消防団の陣容は、深川地区消防組合の傘下に入ってから、五〇人体制を維持している。団長、副団長各一人、分団長、副分団長各一人、班長六人、団員三八人という配置も変わっていない。

平成7年度以降の団長・副団長

団長		副団長	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
安部 行男	平4・4・1～7・6・18	香川 光男	平4・4・1～7・6・30
香川 光男	7・7・1～12・3・31	高崎 馨	7・7・1～12・3・31
高崎 馨	12・4・1～現在	柴田 壹隆	12・4・1～16・3・31
		須藤 悟	16・4・1～20・3・31
		尾谷 重良	20・4・1～現在

第四節 火災と救急

秩父別町内の 平成七年以来火災がゼロであったのは一〇年、一四年、一六年、一九年の四回である。火災件数が火災発生状況 最も多かったのは一八年の五件で、損害額も九〇七万六〇〇〇円と最悪を記録した。一三年には一度に死者三人を出すという悲惨な火災も発生している。全体的にみると火災の原因は、タバコの火の不始末、石油バーナーによる野焼きなどの延焼、ガスレンジ・テーブルの火の不始末などが目立つ。

深川地区消防組合と秩父別支署管内火災発生状況の推移
(損害額の単位：千円)

年	発生件数		損害額		死者(負傷者)	
	深川地区	秩父別	深川地区	秩父別	深川地区	秩父別
平7	27	1	54,829	545	2 (3)	0 (0)
8	21	3	32,099	1,444	1 (3)	0 (0)
9	22	2	22,849	3,239	1 (1)	1 (0)
10	25	0	79,072	0	2 (1)	0 (0)
11	45	4	92,275	1,605	2 (6)	0 (0)
12	22	1	35,466	138	2 (5)	0 (0)
13	31	4	29,934	13,717	3 (2)	3 (0)
14	30	0	56,092	0	1 (2)	0 (0)
15	31	3	53,905	2,096	1 (4)	0 (?)
16	25	0	25,099	0	1 (1)	0 (0)
17	17	1	17,532	30	0 (0)	0 (0)
18	25	5	21,170	9,076	1 (4)	1 (?)
19	17	0	58,830	0	0 (3)	0 (0)
20	20	2	44,983	0	2 (4)	0 (0)

主要火災発生一覧

発生年月日	場所	被災物件	焼失程度	原因	損害額(千円)	死傷者
平7.2.6	南1条東2丁目	建物	全焼	廃油入りの缶を誤って倒し、廃油がストーブの熱で発火	545	
8.7.7	2条1丁目	々	ぼや	その他(電気コンロ)	165	
8.8.26	南2条東2丁目	々	々	ガスレンジの消し忘れにより、天ぷら油が加熱し天ぷら油に着火	133	
8.10.15	8条2丁目	々	部分焼	石油バーナーのふく射熱により、壁体の木ずりに着火	1,146	
9.10.6	3条2丁目	々	々	石油バーナーで雑草を燃やしていた際にダクトの通気口に火が入る	23	
9.12.3	字東山66番地4	々	全焼	タバコの不始末により布団などに着火(推定)	3,216	死者1
11.1.19	南1条東2丁目	々	ぼや	タバコの消し忘れによりガラス製灰皿内の吸い殻に引火、過熱により灰皿が破損し、火種が布団の上に飛んで燃え広がる	440	
11.5.5	2条4丁目	車両	—	交通事故により、燃料タンク配管などに亀裂が入り、燃料が漏れ排気管など的高温鉄製固体に接地し発火	1,158	
11.8.21	1条3丁目	その他	—	焼却炉で燃やしていたゴミが風により飛ばされて、はさ木に着火	7	
11.9.24	南1条東2丁目	々	—	雨により、廃車車両のバッテリーが短絡	—	
12.11.27	1条東2丁目	建物	ぼや	配電線の端末処理が不完全なため、流れていた電流がシンナーのスチール缶に接触し、シンナーに引火	138	
13.4.5	南1条東2丁目	々	全焼	調査中	13,330	死者3
13.5.14		々	半焼	電気溶接機の火花が、床下の板張りベニヤに着火	158	
13.7.21	2条5丁目	車両	—	電気配線が半断線により発熱し、配線被覆に着火	220	
13.9.16	4条1丁目	建物	ぼや	風呂釜の空焚き	9	
15.4.22	2条1丁目	々	全焼	コンセントの歯受け部に緩みが生じ、発熱して配線被覆に着火	2,063	
15.6.21	8条2丁目	々	部分焼	草焼きバーナーの余熱が廃材に着火して建物に延焼	13	

15. 7. 7	南2条 東2丁目	その他	—	枯れ草を焼却中、付近空き地の立て看板に延焼	20	
17. 6. 28	3条2丁目	々	—	石油バーナーで枯れ草を焼却中に延焼拡大し、はさ木に着火	30	
18. 3. 17	3条2丁目	建物	ばや	ガステーブル（グリル）で魚を焼いたまま消し忘れ、グリル内の油が加熱引火	52	
18. 3. 19	南2条 東2丁目	々	全焼	調査中	7,028	死者1、 負傷者2
18. 4. 20	字南山 4233-1	々	部分 焼	誤ってガステーブルのスイッチを入れたまま外出して、コンロ周辺の紙製品に着火	38	
18. 7. 12	3条2丁目	々	々	テーブルタップに差し込んだプラグのトラッキング現象により出火	38	
18. 7. 28	1条6丁目	その他	—	ゴミ焼きの拡大により、牧草ロールに着火	1,920	々

救急出動状況

秩父別町における救急出動は、全体として増加する傾向にある。平成七年に五六件であったのが、一一年以降は六、七〇件台に増え、一九年には過去最高の八四件を記録した。これは七年に比べ、ちょうど五〇％の増加となる。二〇年はやや減ったが、出動理由は急病、負傷、交通事故、自損行為、労働災害などさまざまである。

救急出動回数
(秩父別町分)

年度	回数
平7	56
8	68
9	57
10	58
11	70
12	70
13	74
14	69
15	69
16	66
17	78
18	79
19	84
20	77

第五節 防火施設と消防機械設備

防火水槽

秩父別町内における平成七年以降の消防水利施設設置状況

況は、防火水槽が一七年度に一基設置されたのに対し、水道消火栓一基（一九年度）、打ち込み防火栓五基（二〇、一一、四、一五、一九各年度）、その他一基（一七年度）の計七基が廃止された。その結果、二〇年度の総施設数は四三基となっている。

消防水利施設設置状況の推移
(平成19年12月末現在)

年度	打込 防火栓	水道 消火栓	防火 水槽	その 他
平7	13	15	18	3
8	13	15	18	3
9	13	15	18	3
10	12	15	18	3
11	11	15	18	3
12	11	15	18	3
13	11	15	18	3
14	10	15	18	3
15	9	15	18	3
16	9	15	18	3
17	9	15	19	2
18	9	15	19	2
19	8	14	19	2
20	8	14	19	2

消防機械設備

秩父別町の消防機械設備については、平成七年三月に水槽付消防ポンプ自動車（タンク車、六五〇リットル搭載）を更新したのをはじめ、一〇年度に消防用小型動力ポンプ（C-1級）一両を購入、三両を増車した。また、一九年度に消防ポンプ自動車一両を更新した。一四年度には広報連絡車の寄贈を受け、中古連絡車を更新したほか、一五年度に充電式油圧救助器具を購入した。一六年度には消防用無線（移動式携帯型）三基を更新し、機動力を高めた。一九年現在の機械設備保有状況は、小型ポンプ車三台のほか、積載車、ポンプ車、タンク車、連絡車、水槽車がそれぞれ一台ずつの合計八台である。

第六節 自然災害

秩父別町の自然災害

秩父別町は、地理的・気象的に比較的安全な地域とされているが、実は自然災害にたびたび襲われてきた。平成七年以前にも集中豪雨被害や風水害が町内全域で昭和四八年、四九年、

五六年、六三年の四回発生しており、その損害額合計は約一億五二〇〇万円を超えている。そのほか五八年と六二一年に地震にも見舞われ、農業施設や用水路に被害が出て、約二億円の損害を出している。

豪雨被害

秩父別町は、平成一年七月二八日午後五時から翌二九日午後九時にかけて記録的な豪雨に見舞われ、総雨量は一七八センチに達した。この影響で床下浸水一〇戸一〇世帯（公営住宅八世帯、個人住宅二世帯）と田畑に冠水六二畝の被害が及び、中山地区、南山地区では町道側面の崩壊、路面の砂利流出があり、昭和六三年以来の大雨被害となった。

竜巻被害

平成一三年六月二九日午後二時半ごろ、北竜町から秩父別町にかけて発生した竜巻は、当時では道内最大級のものと言われた。秩父別町では西菜、南町内地域を中心に大きな被害が出た。主な被害は一般住宅関係で半壊二戸、一部破損四戸、納屋全半壊二〇棟、プレハブ全壊一棟をはじめ、農業施設関係ではハウス全半壊三〇棟（約六七〇〇平方メートル）、水稲被害（約一〇二畝）、畑被害（約三三畝）、野菜被害（約三三畝）、農業機械被害（二一台）であった。このほか電柱も倒れ、一〇〇以上の世帯で六時間超の停電に見舞われ、電話も寸断された。そ

これらの被害総額は約二億三〇〇〇万円に上った。

町は発生一時間後に災害対策本部を設置、町職員と西栄、南町内会の住民総出で復旧作業に当たった。また、災害復旧について国や道に協力を要請するとともに、被害者に見舞金を支給したほか、町独自の「竜巻災害復興助成金」を交付するなど積極的に対応した。また、この苦い経験を教訓として同年八月、町防災計画を改定し、万一に備えた。地球温暖化などの影響とも考えられる竜巻は、国内・道内でもたびたび発生するようになったことから、気象庁は二〇〇三年三月二六日から竜巻情報の提供を始めている。

台風一八号被害

全国的に大きな被害をもたらした台風一八号は、平成一五年九月八日に北海道に上陸、秩父別町でも至るところに爪跡を残した。観測計は最大風速三七・九メートルを記録し、倒木や屋根の破損、ハウス倒壊などが相次いで発生した。町は直ちに災害対策本部を設置して住民の避難、被害実態の把握などに努めたが、住宅半壊二戸、同一部破損五四戸、農作物被害、営農施設被害など合わせて被害総額は約四億一八〇三万円に達した。その内訳は農業関係三億一四七八万円、住宅関係六〇五三万円、公共建物その他四二七二万円であった。これに対し、町は姉妹町綾南町からの寄付金、町有建物災害共済金、備荒資金組合納付金取崩金、単独災害復旧事業債を活用して約一九九一万円の災害復旧費を支出した。

地震被害

秩父別町では平成七年以降、大きな地震被害はないが、国内外で大地震が相次ぎ、予測できない場所でも発生している。そのため、町では地震対策ガイドを作成、広報誌などを通じて注意を呼びかけている。また、防災計画に基づいて、あらかじめ次の避難場所を指定し災害に備えている。

一時（緊急）避難場所（平成20年4月30日現在）

場 所	所在地	収納可能 人員	対象地区	対象地区 人口
町宮陸上競技場	2条1丁目	5,500人	日の出、筑紫 東	462人 34人
東コミュニティ 会館前庭	東山	2,500人		
協栄公園	5条1丁目	1,000人	協栄	142人
秩父別小学校 グラウンド	2条2丁目	6,100人	北部、中央西	928人
屯田公園	2条4丁目	1,000人	南、屯田	202人
フロンティア パーク	3条3丁目	1,000人	新盛	105人
百年記念西公園	3条8丁目	1,600人	西栄	135人
秩父別中学校 グラウンド	2条1丁目	8,800人	中央東、旭、 駅前	

※老人ホーム入所者は、中央西町内に含む

収容避難場所（平成20年4月30日現在）

施 設 名	所在地	収納可能 人員	対象地区	対象地区 人口
日の出コミュニ ティ会館	南1条東1 丁目	110人	日の出	190人
東コミュニティ 会館	東山	40人	東	34人
協栄コミュニ ティ会館	5条1丁目	60人	協栄	142人
南コミュニティ 会館	1条5丁目	60人	南	77人
屯田コミュニ ティ会館	2条4丁目	60人	屯田	125人
新盛コミュニ ティ会館	3条5丁目	60人	新盛	105人
北部コミュニ ティ会館	6条3丁目	80人	北部	174人
西栄コミュニ ティ会館	2条8丁目	60人	西栄	135人
筑紫コミュニ ティ会館	2条1丁目	30人	筑紫	272人
秩父別小学校	2条2丁目	640人	中央東、旭	725人
老人福祉センター	2条2丁目	190人	北部	174人
交流会館	2条1丁目	90人	新盛	105人
ファミリース ポーツセンター	2条1丁目	1,440人	全町内	

※必要に応じて青年会館、秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」を開放

災害対応型自動販売機の設置 秩父別町は平成二〇年三月一四日、民間企業の北海道コカ・コーラボトリングと協定し、役場内
コンからの遠隔操作によって、販売機内の飲料水がボタンを押すと無料で出てくる仕組みになっている。また、販売
機前面の電光掲示板にはニュース速報や災害情報が流れるので、緊急時には大いに役立つものと期待されている。

第七節 関係団体

秩父別町防火管理協会

消防法の改正（昭和三五年）に伴い、四八年五月に設立された秩父別町防火管理協会は、消防法令の研究、防火研修、関係機関の連絡協調に努め、春・秋の火災予防運動への参加、年末防火点検などを計画的に実施している。平成一九年四月一日現在の同協会会員は四一人で、設立当時の四四人より三人、平成六年の四八人より七人減っているが、防火対象物は逆に増加している。設立当時は五八施設、平成六年は六三施設であったのが、一九年には八六施設へと大幅に増え、設立当時との対比では四八・三割も増加、このうち特定防火対象物も一九施設から二四施設へと増加している。防火管理協会の会長は、平成七年に三代目の北垣和雄に代わり、一七年からは井上國弘が四代目会長に就任した。

秩父別町消防団後援会

消防団の後援組織として昭和三三年に発足した消防団後援会は、出初式・消防演習・防火活動を支援している。会員の対象は町内全世帯で、一戸当たりの負担金は平成六年以降八〇〇円である。

歴代後援会長は、次の通りである。

宇野幸助（昭62～平7年）、梨木重信（平8～10）、畑清人（11～14）、明瀬健一（15～16）、山森勝美（17）、得能敏幸（18）、森秀夫（19）、宮島敏（20）、谷田剛（21）

第八編 交通・運輸と通信

第一章 交通・運輸

第一節 鉄 道

留萌本線

昭和六二年に日本国有鉄道が民営化され、北海道内の鉄道路線は北海道旅客鉄道（JR北海道）に引き継がれた。それまで運行されていた貨物列車は廃止され、旅客列車のみとなった。秩父別町を通過する路線は、留萌本線だけであり、生活路線としてばかりでなく、北海道秩父別高等学校が存続していた当時はもちろん、閉校後も他の高等学校へ通う高校生にとって、重要な通学路線である。深川く留萌く増毛を結ぶ延長六六・八キロで、この間に始発・終着駅を含め二〇の駅がある。平成九年から本線名の留萌本線の一字が「萌」から「萌」へ変更された。留萌本線が話題となったのは、SL「すずらん号」の臨時運行である。平成一一年上半期に上映されたNHK朝の連続テレビ小説「すずらん」において、留萌本線沼田町の恵比島駅が劇中で「明日萌駅」として使用され、蒸気機関車が登場していた。その人気にあやかって、JR北海道がテレビ放映終了後、SL「すずらん号」を期間限定で運行を開始、SLファンや観光客に喜ばれたが、人気に陰りが生じて乗客が大幅に減少したため、一八年九月一日のラストランをもって廃止された。

秩父別駅と北秩父別駅

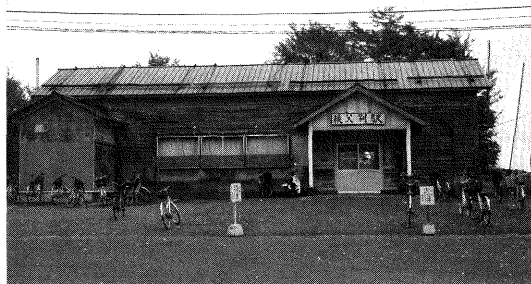
秩父別町内には秩父別駅と北秩父別駅があり、いずれも無人駅である。しかし、秩父別駅は無人化以前のままの駅舎が残っている。平成七年三月のダイヤ改正時、秩父別町を通過

する列車は留萌、増毛が始発、終着となるものを含め上り一〇本、下り七本が運行されていたが、二〇年三月の改正で期間限定列車を除き、上り八本、下り六本に減便されている。このうち北秩父別駅に停車するのは上下とも二本だけである。また、平成二年から運行されていた快速「るもい」一往復は、七年に廃止されて普通列車となった。JR北海道では「秩父別、北秩父別両駅は無人駅のため、具体的な乗降客の実態は把握していないが、地元の過疎化、秩父別高等学校の廃校などの影響によって減少傾向にあることは否めない」と分析している。

第二節 バスとハイヤー

バス

平成七年当時は、相互乗り入れの中央バス・沿岸バス（留萌↷秩父別↷深川↷札幌、一日五往復）のほか、北空知バス（深川↷秩父別↷沼田、一日六往復）、道北バス（留萌↷秩父別↷旭川、一日六往



秩父別駅



北秩父別駅

復)が運行されていた。このうち北空知バスは、平成二年に北海道中央バスが深川営業所を分社化、一〇〇割出資して新たに設立、深川地区の路線バスを引き継いだ。さらに一三年に北海道中央バスから滝川営業所の運行管理を受託して、一六年に本社を滝川市に移転した。同時に社名を空知中央バスに変更し、滝川地区の路線も継承した。

その後、妹背牛町営バスが一四年、秩父別町境の「山一〇線」まで運行していた路線バスを約三ヶ年延長して「秩父別役場前」を経由して「ゆう&ゆ前」の停留場まで運行することになった。元年に赤字を理由に中央バスが路線を廃止して以来、一三年ぶりにこの路線が復活したものである。また、中央バスと沿岸バスが相互乗り入れで運行していた留萌↷秩父別↷深川↷札幌の路線は、留萌↷秩父別↷深川↷旭川の路線に変わり、継続運行されている。現在の運行状況は、空知中央バスの沼田線(深川↷秩父別↷沼田)が一日一三往復、妹背牛町営バスの妹背牛線(秩父別↷妹背牛)が同四往復、道北バスの留萌・旭川線(留萌↷秩父別↷深川↷旭川)が同四往復、沿岸バスの同(同)が一日六往復、北海道中央バスの札幌・留萌線(札幌↷深川↷秩父別↷留萌)が一日七往復となっている。

観光バス

株式会社悠観光バス(横山悠紀雄社長)が南二条東二丁目に事務所を構え、平成七年から営業を開始している。観光バス一三台を保有し、一般団体観光のほか、スクールバスの受託、教育関係実習などの幅広いニーズに応えている。



北空知バス

ハイヤー

昭和六三年に深川ハイヤーから営業譲渡を受けた有限会社三共ハイヤー（本社・妹背牛町）秩父別営業所が、二台の車をフル稼働させ営業している。かつては営業所長を配置していたが、現在は本社が直轄管理している。

第三節 自動車

生活圏の広域化と モーターゼーションの普及と余暇時間の拡大は、一層生活圏に拍車をかけ、レジャーブームを巻き起こし、自治体間・地域間のボーダーレス化に拍車をかけ、レジャーブームを巻き起こし、広域交流の拡大をもたらしている。特に若者、女性、高齢者のドライバーの増加が目立つ。これに伴い公共機関の利用が減る一方、道路の交通量は増加し、高速道路網を中心に道路の整備が急がれている。

自動車の保有状況

町民の自動車保有総台数は、平成七年度と一七年度の比較でやや減っているものの、住民一人・一世帯・一事業所当たりの台数は増加しているものとみられている。特に燃費が良く、小回りの利く軽自動車の伸びが著しい。

平成七年度以降の自動車保有台数の推移

区分	総数	貨物車			乗合用		乗用	特種用途車	大型特殊車	小型二輪車	軽自動車
		普通車	小型車	被けん引車	普通車	小型車					
年度											
平7	2,647	124	286	1	4	14	1,136	27	324	20	711
12	2,586	121	247	3	7	14	1,221	43	60	35	835
17	2,583	123	203	3	10	10	1,158	42	57	31	946

※北海道運輸局調べ

第二章 道路

第一節 道路の概況

町内の道路状況

平成六年と二〇年の状況を比べると、町内の道路総延長は一五二・七キロから一六五・〇キロへ一・八キロ延びた。このうち道路延長が一〇・七キロで、橋梁延長が一・一キロであった。また国道、道道とも昭和年代に改良率、舗装率が一〇〇割を達成、町道の場合は、平成六年と二〇年の比較で改良率は八六・五割から九〇・一割へ三・六割、舗装率は四九・八割から八三・九割へ三四・一割それぞれ向上した。橋梁の数は八〇カ所と変わらないのは、道道、町道で減ったものの、国道は変わらず、平成一五年に高規格幹線自動車道が開通したのに伴い、一〇カ所に新しい橋梁が設けられたためである。

町内の道路状況の推移

区分 道路別	年	実延長	種類			現状別			路面別		
			道路延長	橋梁		改良済延長	未改良延長	改良率	舗装道延長	砂利道延長	舗装率
				数	延長						
総延長	6年	153.2	152.2	80	1.0	135.5	17.3	88.4	88.4	64.3	57.7
	20年	165.0	162.9	80	2.1	151.8	13.2	92.0	143.5	21.5	87.0
自動車道	6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20年	6.8	5.8	10	1.0	6.8	0	100.0	6.8	0	100.0
国道	6年	9.6	9.3	7	0.3	9.3	0	100.0	9.2	0	100.0
	20年	9.3	9.0	7	0.3	9.3	0	100.0	9.3	0	100.0
道道	6年	15.5	15.5	10	0.1	15.5	0	100.0	15.5	0	100.0
	20年	15.5	15.4	9	0.1	15.5	0	100.0	15.5	0	100.0
町道	6年	128.0	127.4	63	0.6	110.7	17.3	86.5	63.7	64.3	49.8
	20年	133.4	132.7	54	0.7	120.2	13.2	90.1	111.9	21.5	83.9

※延長はkm、率は%

第二節 町 道

町道の認定

町道の認定は、平成五年三月一五日現在で、別表の路線番号76の市街38号路線までであつ

たが、その後一〇路線が新たに認定されて二〇年三月現在八六路線になっている。このうち中ノ沢路線（二一三・三^ハ）と東2丁目西路線（四一〇・三^ハ）が平成八年に廃止されており、実質的には全体で八四路線が利用されている。これに伴い総延長距離も約一二八・七^キから約一三三・五^キに延びた。

町道一覧（単位・m）

路線番号	路線名	認定種別	延長	路線番号	路線名	認定種別	延長
1	東3丁目	2	622.9	45	市街10号	他	182.0
2	東山西	他	2,471.6	46	市街11号	他	158.9
3	東2丁目	1	4,479.7	47	市街12号	他	917.6
4	東1丁目	2	6,585.2	48	市街13号	他	265.8
5	1丁目	1・2	6,075.8	49	市街14号	2	544.3
6	2丁目	1	3,798.4	50	市街15号	他	157.3
7	3丁目	1	1,768.0	51	市街16号	他	262.3
8	4丁目	他	4,685.7	52	市街17号	他	246.8
9	5丁目	1	3,331.0	53	市街18号	1	100.6
10	6丁目	他	4,282.9	54	市廟19号	1	532.4
11	7丁目	2	2,722.0	55	市街20号	他	75.9
12	8丁目	他	473.4	56	市街21号	1	159.2

13	9丁目	2	2,331.8	57	市街22号	他	71.1
14	南2条	1・2	73,441	58	市街23号	他	77.1
15	1条	他	6,652.6	59	市街24号	1	183.4
16	南2条北	他	598.8	60	市街25号	他	261.2
17	南1条	他	6,910.2	61	市街26号	他	550.2
18	7条南	他	109.9	62	市街27号	1	307.4
19	3条	1・2	5,635.0	63	市街28号	他	60.3
20	4条	2	5,350.5	64	市街29号	他	100.7
21	5条	1・2	4,280.7	65	市街30号	他	77.2
22	6条	他	4,598.5	66	市街31号	他	286.5
23	7条	1	5,209.3	67	市街32号	他	111.6
24	8条南	他	524.5	68	市街33号	他	99.7
25	8条	2	3,549.2	69	市街34号	他	110.6
26	9条	2	1,055.5	70	市街35号	他	215.9
27	一己	他	1,342.5	71	市街36号	他	149.0
28	南山	他	3,930.7	72	東2丁目西		平成8年廃止
29	2条	1	3,317.8	73	市街37号	他	267.3
30	中山	2	2,511.7	74	1条北	他	302.4
31	中山北	他	1,430.3	75	旭ヶ丘	他	581.2
32	東山	2	3,800.5	76	市街38号	他	262.4
33	6条北	他	1,343.2	77	市街39号	他	159.6
34	中の沢		平成8年廃止	78	市街40号	他	107.9
35	滝の上	2	3,731.9	79	市街41号	他	279.4
36	市街1号	1	801.2	80	市街42号	他	194.8
37	市街2号	他	514.2	81	2条南	1	2,113.5
38	市街3号	他	75.6	82	2条中	他	192.5
39	市街4号	他	112.0	83	市街43号	他	210.3
40	市街5号	他	244.9	84	日の出	他	1,380.4
41	市街8号	他	236.3	85	市街44号	他	136.9
42	市街7号	他	98.1	86	南山南	他	1,675.1
43	市街8号	他	237.6				
44	市街9号	他	179.6	計			133,484.0

※認定種別は1が1級、2が2級、他はその他

町道改良舗装工事 町道の管理については毎年、夏期間に路側の草刈り、砂利道の路面補修、砂利補充、冬期間になどの実施状況 除雪を実施、工事としては路線の新設、改良、舗装などが毎年度計画的に行われている。平成七年度から年度別の主な工事は、次の通りである。

〔七年度〕南1条改良第一・第二・第三工区、1丁目改良第一工区、1条舗装、5条舗装、市街39号・40号新設、市街6号改良、南1条舗装、1丁目舗装・改良第二工区、4丁目舗装、2丁目段差改修

〔八年度〕1丁目改良・舗装、市外39号・40号改良、4丁目舗装、南1条改良・舗装、市街6号改良・舗装

〔一年度〕東1丁目改良・舗装、市街15号改良、市街19号改良・舗装、市街42号新設、4丁目改良、6丁目舗装、7丁目舗装、1丁目側溝改修、1条側溝改修、南2条側溝改修、市街13号側溝改修

〔二年度〕東1丁目改良・舗装、2条舗装、市街15号改良・舗装、4丁目改良、市街11号舗装、市街23号改良・舗装、南2条側溝改修、市街13号側溝改修、市街24号側溝冷害補修、3丁目側溝改修

〔三年度〕東1丁目改良・舗装、2条舗装、2丁目改良・舗装、9丁目改良・舗装、南2条緑化・側溝改修、市街33号交差点改修、1条側溝改修

〔四年度〕1丁目歩道新設、市街31号・32号改良・舗装、2条舗装、6丁目改良、東1丁目舗装、市街13号側溝整備、市街12号側溝整備、南1条側溝整備、1条段差改修、市街4号オーバーレイ、1条側溝整備、南2条緑化

〔五年度〕1丁目歩道新設、市街30号改良・舗装、東1丁目橋梁新設、3条改良、市街12号側溝整備、市街16号側溝整備、1条側溝整備、1丁目側溝整備

〔六年度〕1丁目歩道新設、東1丁目改良・橋梁新設、3条歩道新設・車道拡幅・植樹帯造成、市街30号歩道

新設、市街16号側溝整備、2条法面保護、市街25号歩道改修

〔一七年度〕 2条舗装・法面保護、市街44号道路新設、4丁目舗装、3丁目側溝整備、市街25号歩道改修

〔一八年度〕 2条舗装、4丁目舗装、市街25号歩道改修

〔一九年度〕 2丁目歩道拡幅、1丁目舗装、4丁目舗装

〔二〇年度〕 2丁目歩道拡幅、1丁目歩道整備、市街35号道路拡幅・排水路改修

第三節 道 道

道の現況

現在、秩父別町内を通過している道は四路線である。いずれも一般道道ですでに昭和六〇年度までに改良、舗装の計画工事が完了している。その後は通行の円滑化、交通安全確保などのため車道拡幅、急カーブ・急勾配の解消などの二次改良や舗装補修などの整備が進められ、平成七年度以降は新基準に合わせた歩道設置、歩道や車道の路盤・舗装改修、融雪溝の整備などの工事が行われた。

秩父別町に関連する道道一覧

路線	起点	終点	総延長 (m)	重用延長 (m)	実延長 (m)	歩道延べ 延長(m)	橋梁数	
							件数	総延長
一般道道 281号 深川多度 志線	深川市 西町	深川市 多度志町	13,719 (1,669)	50 (0)	13,669 (1,689)	10,595 (0)	11 (0)	295 (0)
一般道道 282号 沼田妹背 牛線	沼田市	妹背牛町 本通東3	14,406 (6,005)	604 (581)	13,802 (5,424)	12,721 (5,475)	3 (0)	414 (302)
一般道道 372号 秩父別停 車場線	秩父別町 秩父別停 車場	秩父別町 (一般国 道 233 号 交点)	1,005 (1,005)	8 (8)	997 (997)	1,802 (1,802)	1 (0)	6 (0)
一般道道 628号 小藤沼田 線	妹背牛町 字小藤	沼田町	9,891 (5,168)	72 (18)	9,819 (5,150)	7,003 (2,957)	5 (2)	287 (23)

※カッコ内は秩父別町内の分

道道281号 深川市西町(道道47号深川雨竜線交
深川多度志線 点)を起点とし、同市多度志町(国
道275号、道道旭川多度志線交点)を終点とする総
延長約一三・七^キの路線で、深川市から秩父別町を通
過して再び深川市に戻るルートである。途中一己町で
国道233号にも接続しており、また、深川南部を走
る国道12号から国道275号幌加内方面へのバイパス
として利用されることもある。昭和三年に道道に認
定され、平成六年から路線番号が281号になった。

道道282号 総延長約一四・四^キで、起点の沼田
沼田妹背牛線 町南一条三丁目(国道275号交点)、
終点の妹背牛町本通東(道道47号深川雨竜線交点)を
結んでいる。この間、秩父別町において国道275号、
道道372号秩父別停車場線をはじめ、沼田町内で国
道275号、道道628号小藤沼田線、妹背牛町内で
道道47号深川雨竜線にそれぞれ接続している。また、
秩父別町内で国道233号と重複している区間がある。

深川多度志線と同じく昭和三年に認定され、平成六年に230号から282号に路線番号が変更された。

道道372号 JR北海道留萌線秩父別駅前から国道233号と道道282号沼田妹背牛線交点までのわずか一

秩父別停車場線 ^キの短い路線である。昭和三年に認定された。平成九年から三年計画で凍上雪害防止の融雪

溝工事を実施、さらに、二〇年度には交通安全確保のため、二〇〇^リにわたり歩道幅員と路肩を拡幅した。このうち、融雪溝は、家屋が密集し堆雪のスペースもなく、冬期間の利便性・快適性・安全性を図る道路空間を確保することを目的に、地下水を利用した官民一体となった除排雪システムを構築するために設置されたものである。

道道628号 秩父別町をはさんで妹背牛町小藤（道道94号増毛稲田線交点）から沼田町南一条四丁目（道道28

小藤沼田線 2号沼田妹背牛線交点）へ至る路線で、総延長は約九・九^キである。路線認定は昭和四四年で秩父別関係では一番遅かった。平成一四年度から二年計画で延べ六三^リに及ぶ歩道を設置したほか、一七年度から二〇年度までに凍上による路盤の軟弱化と舗装面のでこぼこ解消のため、車道・歩道の路盤と舗装の改良工事を実施した。

第四節 国 道

一般国道233号

昭和二八年五月、二級国道233号線旭川留萌線（旭川市→留萌市）として開通、四〇年四月に一般国道へ昇格し、その後233号旭川留萌線と名称が変わった。路線延長距離は五〇・九^キに達する。従って所管も札幌、留萌両開発建設部にわたっている。区間中、深川市、秩父別町、北竜町、留萌市を

通過するが、この間、数多くの国道、道道、市町道と接続している。また、高規格幹線道路の深川留萌自動車道がほぼ並行して走っている。歩道、舗装、付帯、改良など本格的な計画工事は昭和六一年に終了しているが、平成一三年五月に秩父別市街地で国道地下に融雪溝を設置する工事に着手、一五年一月に国道両側延べ一七六㊦の融雪溝が完成した。この融雪溝は、市街地住民が歩車道を除雪した雪を投入し、地下水の熱エネルギーによって雪を解かして流す施設で、道路脇の雪山を解消して歩行者と運転者の安全確保や、除排雪作業の効率化を図るとともに、冬期間における地域経済の活性化を促す狙いがある。その他では、交通量増加に伴う路面の舗装改修や、安全柵の整備・改修のほか、矢羽根（路肩の位置を示す固定式視線誘導柱）など道路標識の設置など、道路の維持管理と交通安全に関する工事を毎年実施している。

高規格幹線道路 留萌・北空知地区と道央圏、旭川方面、留萌地方への高

深川留萌自動車道 速交通ネットワーク形成を目指す深川留萌自動車道は、

深川市、秩父別町、沼田町、北竜町を経て留萌市に至る延長約五〇キロの高規格幹線道路である。特に北空知地域の基幹産業である農業や観光をはじめとする各種経済活動の活性化、さらに救急医療の充実、交通安全の確保など安全・安心のゆとりある生活の実現と地域の振興に大きく貢献するものとして、全面開通が期待されている。建設大臣から昭和六二年度に路線認定を、平成元年度に事業認可をそれぞれ受け、札幌開発建設部管内では四年度から工事に着手した。

道央自動車道から分岐する深川ジャンクションから深川西インターチェンジ



一部開通した高規格幹線道路の深川留萌自動車道

までの約四・四キが一〇年四月に、そして深川西インターチェンジから秩父別インターチェンジ（秩父別町三条東二丁目）までの約七・二キが同年七月に開通した。これに引き続き秩父別インターチェンジから沼田インターチェンジまでの約八・四キが一五年七月に開通した。これと同時に秩父別パーキングエリアもオープンした。その後、一七年三月に沼田インターチェンジと北竜ひまわりインターチェンジ間約七・一キが延伸された。一方、留萌開発建設部側では北竜ひまわりインターチェンジから留萌幌糠インターチェンジまで約八・九キが一八年一月に開通し、深川ジャンクションと留萌幌糠インターチェンジ間約三五・六キがつながったことになる。当分暫定二車線だが、深川ジャンクションと深川西インターチェンジ間が有料、その他は無料で供用されている。

第五節 橋 梁

町道の架橋

平成一九年四月一日現在、現況台帳に記載されている町道にかかわる橋梁は、各路線合わせて六七カ所である。このうち平成二一年度に403号橋（4丁目路線）、501号橋（5丁目同）、601号橋（6丁目同）、41号橋（4条同）、51号橋（5条同）、53号橋（同同）、61号橋（6条同）、71号橋（7条同）、一三年度に103号橋（1丁目路線）、201号橋（2丁目同）、32号橋（3条同）、一四年度に31号橋（3条路線）、7号橋（滝の上同）がそれぞれ廃止され、結局、現在あるのは五四橋となっている。一方、平成七年度以降に架設された橋は、次の二五の橋である。

〔平成八年〕▽二月 南17号橋（南1条路線、橋長二一以）、63号橋（6条同、同五・四以）、81号橋（8条同、同三五・二以）▽二月 日の出橋（日の出路線、橋長二一以）

〔平成九年〕▽一月 東102号橋（東1丁目路線、橋長一七・六メートル）

〔平成一〇年〕▽四月 82号橋（8条路線、橋長一一・五メートル）、東103号橋（東1丁目同、同一六・四メートル）▽

九月 202号橋（2丁目路線、橋長四四・八メートル）

〔平成一二年〕▽二月 南14号橋（南1条路線、橋長五・六メートル）

〔平成一二年〕▽一〇月 11号橋（1条路線、橋長四・四メートル）▽十一月 38号橋（3条路線、橋長四・四メートル）、

9号橋（市街12号同、同四・四メートル）、2号橋（市街14号同、同四・四メートル）▽一二月 東101号橋（1丁目路線、橋長一四・四メートル）、102号橋（同、同三六・八メートル）

〔平成一三年〕▽三月 南25号橋（南2条路線、橋長三・七メートル）、12号橋（1条同、同四・四メートル）、42号橋（4条

同、同一五・五メートル）、52号橋（5条同、同一五・三メートル）▽四月 402号橋（4丁目路線、橋長

二三・六メートル）、502号橋（5丁目同、同一一・六メートル）、602号橋（6丁目同、同一四・七メートル）

〔平成一五年〕▽一二月 21号橋（2条路線、橋長四・三メートル）、34号橋（3条同、同一五・二メートル）

〔平成一七年〕▽七月 穂栄橋（東1丁目路線、橋長一八八・五メートル）

第六節 除排雪

除排雪の状況

町内における道路の除排雪は、北海道開発局が国道、北海道が道道、秩父別町が町道というように道路の管理者が主体となっていて行っている。平成一〇年の高規格幹線道路深川留萌自動車道の一部開通に伴って、これが開発局の除雪道路に加わった。開発局・北海道はおおむね三つに区分して除排雪の実施内容を決

めている。第一種は昼夜の別なく除雪して交通の安全を確保、第二種は二車線確保を原則に作業は昼間だけとし待避所を確保、第三種は一車線確保を原則とし作業は昼間だけで待避所を確保するというものである。秩父別町内の国道・道道は、このうちおおむね第一種除雪路線として除雪している。秩父別町もこれに準じ第二種、第三種の基準を設置して除排雪に対応している。ただし作業は直営と委託に分けて実施している。除雪率は国道、道道において平成七年度以前から一〇〇％を達成しているが、町道においては降雪の状況などによって七〇％台で上下している。

除雪機械の保有状況

平成七年当時は、タイヤドーザ、トラックグレーダー、小型ロータリー、ロータリー各二台の計八台を保有していた。その後、時代のニーズに合わせて一一年、二〇年ともグレーダー、タイヤショベル、除雪専用車各一台、ダンプトラック、ロータリー各二台の計七台の体制とし、全体として機動力をアップさせている。

融雪溝

道道秩父別停車場線において、住民からの要望により昭和四九年から五一年にかけて地下水を歩道表面に流す消雪施設を設置したが、歩行者が歩道を歩かなくなり交通安全上問題となった。住民から再

平成 7 年・20 年比較道路除雪状況の推移

区別	種別	町道	道道	国道	深川留明自動車道
		7	128.0	15.5	9.5
道路実延長 (km)	11	128.0	15.5	9.3	2.0
	20	133.4	15.5	9.3	6.8
	7	98.4	15.5	9.5	—
除雪延長 (km)	11	96.5	15.5	9.3	2.0
	20	94.3	15.5	9.3	6.8
	7	73.5	100.0	100.0	—
除雪率 (%)	11	75.1	100.0	100.0	100.0
	20	70.7	100.0	100.0	100.0

※ 7 年は 3 月 31 日、11 年は 4 月 1 日、20 年は 1 月 1 日現在

度要望があり、平成九年度から地下水の熱エネルギーを利用した流雪溝を設置すると同時に沿線住民により「駅前通り融雪施設利用者協議会」を設立し、冬期間の快適な生活環境保全のため除雪（投雪）作業を行うこととなった。除雪作業に当たり除雪（投雪）作業のバックアップ体制として、利用の手引き、バリケード、蓋開閉棒などを配付した。

全道で注目を浴びたのは、秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」の温泉廃湯を活用した消雪溝の設置である。国道233号に並行して南側を走る町道市街12号線の同温泉から道道沼田妹背牛線までの約八〇〇㊦の区間に消雪溝を設置、八年二月から温泉の廃湯を活用した消雪を開始した。下水道に排出される廃湯は一日当たり最大一三八立方㊦（午前九時～午後一〇時）で、温度は摂氏二三～三〇度である。この道路には公営住宅・一般住宅約七〇戸、図書館、婦人の家など公共施設五カ所が面しており、地下水より温度の高い廃湯の利用だけに、消雪効果も高く沿線住民に感謝された。また、国道233号でも平成一三度から融雪溝設置工事を実施して一五年一月から供用を開始した。一五年度から国道融雪施設利用者協議会を設置、沿線住民たちが融雪溝を積極的に活用し、除排雪の効率化に一役買っている。

秩父別町融雪整備 秩父別町が推進する融雪溝整備事業の円滑な推進を目的として、平成一三年三月に秩父別融雪事業推進協議会 溝整備事業推進協議会が設置された。具体的な目標は、①融雪溝整備事業の推進と街並み景観の構築②各事業の連絡調整と調査・研究③融雪溝の効率的利用と啓発・宣伝などである。協議会委員は札幌開発建設部、秩父別町の担当課長や所長で構成、その下に幹事会を置いて協議を進めた。この協議会設置に伴い、札幌開発建設部と秩父別町は「秩父別融雪溝の管理運営等に関する協定書」を締結し、秩父別町市街地に設置した融雪溝の公共的機能の維持・確保、適正管理について点検・清掃・修繕などを、それぞれの管理区分に従って協力して行うことを協定した。

第三章 通 信

第一節 郵 便

郵政民営化

かつて郵政省は、郵便・簡易保険・郵便貯金・郵便為替・郵便振替の各事業とともに、電気通信・放送行政を担っていた。平成一三年一月の中央省庁再編に伴い、郵便・簡易保険・郵便貯金などの各事業は郵政事業庁へ、そして情報通信部門は自治省と総務庁が統合して発足した総務省にそれぞれ分割・移管し、郵政省が廃止された。その後、一五年四月から郵政事業庁が国営の特殊法人である日本郵政公社となり、さらに一九年一〇月に郵政民営化が実現した。この民営化により郵政三事業（郵便・簡易保険・郵便貯金）を含むすべての業務が日本郵政グループとして持ち株式会社の日本郵政株式会社と、その傘下に入る郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんば生命保険の四つの事業会社へ移管・分割された。内務省以来一三〇年以上にわたって政府により運営されてきた国営の郵便事業に終止符が打たれたが、民営化後も原則的には従来と同様に、全国の郵便局で郵便、貯金、保険などのサービスが継続されている。

秩父別郵便局

秩父別郵便局は、郵政民営化によって郵便局株式会社の末端組織となった。郵便業務については郵政事業株式会社、郵便貯金業務は株式会社ゆうちょ銀行、簡易保険業務は株式会社かんば生命保険からそれぞれ窓口業務の委託を受け、従来とはば変わらない仕事を行っている。このうち郵便に関する仕事について

は郵便事業株式会社社の統括支店である旭川東支店の所轄となり、時間外の問い合わせなどは旭川東支店が受け付けている。郵便サービスについては、秩父別郵便局に旭川東支店の秩父別集配センターが併設され、郵便物の集配、印紙、ゆうパック、内容証明などの業務、貯金サービスは貯金、公共料金、国際送金、国債、為替、振替、国民年金などの業務、保険サービスは生命保険、バイク自賠責保険などの業務をそれぞれ取り扱っている。平日の業務は午前九時に開始、郵便関係が午後五時まで、貯金・保険は同四時までで、店内にATMを設置、現金の自動支払い・送金・預金などのサービスも行っている。

平成七年度以降の局長は、佐藤一美（三年～一九年）、瀬戸宣夫（二〇年～現在）である。

第二節 電気通信

携帯電話の普及

一般加入電話の設置状況については、資料が得られなかったが、携帯電話の世帯普及進度が著しい。全国的な普及率で平成七年三月末にわずか一〇・六割であったのが、一九年三月末には九五・〇割と九倍近くも伸びた。秩父別町内でも過疎の町だけにかえって携帯電話の必要性が高いものとみられ、一部の高齢者世帯以外はほとんど利用していると推定されている。

少年の携帯電話利用は、有害情報の垂れ流しやいじめの誘発などが社会問題化しているが、秩父別町の場合、携帯



民営化された秩父別郵便局

電話所有は小学生も中学生もまだほんの一部に過ぎず、中学三年生でも高校受験を終わってから初めて持つという生徒がよく見られる。携帯電話の学校持ち込みは二〇年一二月の時点で、秩父別小学校、秩父別中学校とも原則禁止となっている。

パソコンの普及

北海道のパソコンの普及率は、平成一六年のデータで六二・三割（全国平均六九・三割）とその五年前の三三・七割（同三七・七割）から大幅に伸びている。三年後の一九年三月末の全国普及率は八五・〇割まで急伸しているだけに、北海道の普及率も相当の伸びが予想される。

秩父別町内だけの資料はないが、単身者を含めると全国平均に近い普及率が推測される。一般世帯のパソコン普及率は平成七年前後から激増しており、個人的な利用にとどまらず、事業所ではほぼ一〇〇割導入している。また、パソコン所有者のほとんどがインターネット、電子メールを利用して情報の収集や通信のツールとして活用している。秩父別町内はまだ、最高速の光通信エリアには入っていないが、電話回線を使ってインターネットによる双方向の高速データ伝送が可能になるADSL（非対象デジタル加入者回線）が、平成一六年末から開通している。

地上デジタルテレビ

北海道の地上デジタル放送は、アナログ放送と並行して平成一八年六月一日から札幌市と周辺地域で放送が始まったが、翌一九年一月には道内主要都市とその周辺地域に視聴エリアが拡大し、道内の八〇割を超える世帯で視聴が可能になった。現行のアナログテレビは二三年七月二四日に終了し、デジタルテレビに完全移行する。秩父別町内では一九年一月の滝川中継局開局によって、一部地域でNHKを受信できるようになり、これに引き続き二〇年一二月には深川中継所が開局、ほとんどの世帯で各放送局の番組を楽しむ

ことができるようになった。双方向の通信機能が高まる地上デジタルテレビだが、対応テレビの普及は、まだあまり進んでいないのが実情のようである。

第九編
宗
教

第一章 神社と教会

第一節 神社

秩父神社

明治二八年創建し、あまてすのおおかみ天照大神・おこなむちのおおかみ大名己貴大神、すくなひなのおおかみ少彦名大神、おおくにたまのおおかみ大国魂大神の四神を奉祀している。氏子である全町民の心のよりどころとして崇敬され、年中行事の

秋の例大祭をはじめ厄払まつり、建国まつり、開町記念祭、招魂祭、敬老祭、七五三祝祭、新穀物感謝祭などには多くの町民が訪れている。宮司は昭和五二年から金山徳美が務めていたが、平成一一年に黒田卓夫に代わった。境内には開町記念碑が建立されているほか、神社に伝わるちくし神楽獅子舞は、昭和六三年に町の無形文化財に指定され、保存・伝承されている。秩父別神社の宮司は、以下の稲荷神社、相馬交通神社、滝の上神社、水天宮、金刀比羅宮、拓魂の杜の神職も兼ねている。

稲荷神社

明治三九年に屯田兵の子孫が京都伏見稲荷神社から御分霊を受け創建した。平成一九年八月一七日に一〇〇年祭を迎えた。元

旦と春秋二回の祭事を執行している。



秩父神社



相馬神社



水天宮



金刀比羅宮

相馬交通神社

ある。

明治三九年、相馬神社として創建され、すべての家畜の守護神として信仰を集めた。農業機械導入後は交通安全守護神のやちまたのこのおおかみ八衢彦大神を合祀し、相馬交通神社とした。例大祭は七月二一、二二日で

滝の上神社

明治末年の創建で、町の無形指定文化財である滝の上獅子舞ゆかりの神社として知られる。祭神は秩父別神社と同じ四神である。昭和一九年九月二五日、旧東小学校の場所から旧六区会館横に移転奉祀、

平成九年六月二二日に秩父神社に合祀された。

水天宮

水の守護神として大正七年に秩父別土功組合によって創建され、大地主大神、水波能賣大神、水分大神を祀っている。毎年通水式、断水式を兼ねて水天宮祭を執行している。

金刀比羅宮

明治三二年ごろ、金刀比羅神宮から御分霊を受け創建された。渡航者の守護神とされ、讃岐国（香川

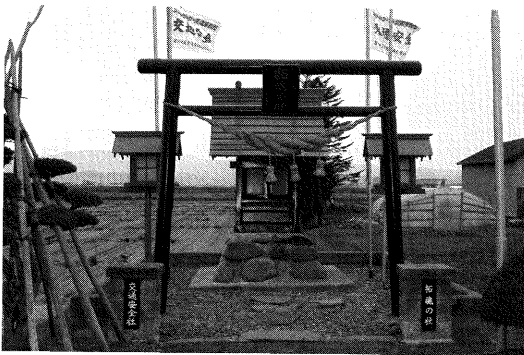
権現が祭神である。

拓魂の杜

屯田兵の守護神として入植時に鎮斎の神々である天照皇大神、大国主大神など一四神を合祀して創建、その後交通安全などの三神を加え一七神を祀っている。

地神宮

地神宮とは、五穀豊穣を祈り、収穫に感謝する地神で、台座に自然石を載せてしめ縄を飾



拓魂の杜



地神宮

るといふ石碑形態のものをいうが、現在は農業生産集団単位で祀られている。祭神は土地の神の大地主大神、はにやすみののおおかみ壇安姫大神、五穀を授ける神の豊受姫大神、とよけひのおおかみ国土を開いた神の大国主大神、おおくぬしのおおかみ少彦名大神といふ農業と深いゆかりのある五神である。いずれも「地神さん」と呼ばれて親しまれ、春秋の祭日を中心に生産者が集まり、自然の恵みを願い、感謝している。現在、地神を管理しているのは日の出、東光、東栄、東、北部、南・屯田、新盛、西栄、筑紫、協栄、中央西の各生産組合である。

第二節 教会

天理教筑志分教会

てんりおつのみこと天理王命を奉神とし、明治三六年に教会所を設立したのが始まりである。筑志宣教所となつたのは同四五年である。年中行事として月次祭、げつなみ春秋霊まつりのほか、希望者を募集して天理教本部参拝、全国ひのきしん参加などが行われている。現在の会長は山崎朝義である。

黒住教秩父別教会所

明治三九年に教会堂を建設、開所した。祭神は天照大御神、あまてらすおほみかみ八百萬神、やおよろずのかみ教祖宗忠神である。年中行事としては大祭、中祭、小祭、公祭などがあり、大祭は教祖、大祓、冬至、お日待などに分かれている。現在は教会所が取り壊され、閉鎖されている。

第二章 寺院と祠堂

第一節 寺院

真宗本願寺派 常楽寺は、明治三十一年に御堂を聞法の道場として開設されたのが始まりである。四〇年に寺号公称秩父山常楽寺 が許可となり、常楽寺が創設された。本尊は阿弥陀如来である。平成一〇年、蓮如上人五〇〇回遠忌に山本常信から山本徹浄に住職が代わり、開教百年法要と本堂落慶法要を盛大に行った。山本現住職はテノール歌手として知られ、本堂でコンサートなどを開催するお寺としても有名である。主な行事として毎月一五日の常例法座、三月と一〇月の永代経、八月一八日と三〇日の宗祖親鸞聖人報恩講などがある。所在地は二条二丁目である。

真宗興正派一秩 明治三〇年、屯田司令部の許可を得て説教所を設置したの山西勝院善性寺 が前身で、三九年に寺号公称が許可された。本尊は阿弥陀如来で木造の像が安置されている。平成一三年に本堂と庫裏を大改修し、同年六月には開教一〇〇年記念行事を盛大に開いた。主な行事は春秋の永代経、報恩講や毎月一七日の定例法座などで、毎月二回、小学生らによる土曜学校や宿



常楽寺

泊研修を行っている。反戦画家として知られる丸木俊の生家としても有名で、書院には夫の位里と合わせて多くの作品を展示している「丸木位里・俊美術館」が併設されている。平成七年以降の住職は赤松良海である。所在地は三条一丁目である。

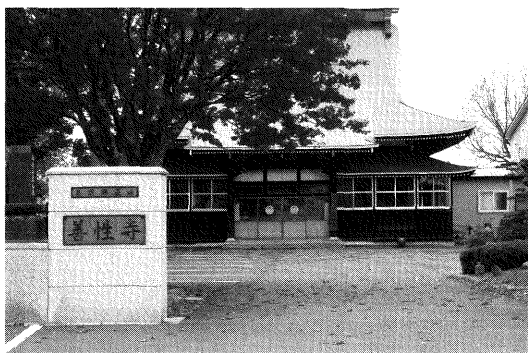
真宗大谷派 阿弥陀如来を本尊とし

雨竜山高徳寺 明治三十一年に現在地に

説教所を開設、寺号公称は三九年に許可

されている。平成九年の開基一〇〇年記

念事業として本堂修復、庫裏・会館を新築するなど内陣の大改修を実施、たまたまいを一新した。年中行事には報恩講、御正忌、春秋の彼岸会・永代経、同朋会、婦人会定例会、冬期間研修会などがあるが、「人とのふれあいを大切に」と毎年七月にライブコンサートやビールパーティーも開いている。境内には先代住職ら四歌人の顕彰碑が建立されている。住職は金倉泰賢で、所在地は二条二丁目である。



善性寺



高徳寺

曹洞宗開雲山大光寺

明治四〇年に現在地で説教所を開設し、四四年末に寺号公称を許されている。本尊は釈迦牟尼仏であるが、境内に小堂を建立、聖徳太子を祀っている。本山は福井県の永平寺と神奈川県の総持寺である。大正一四年に建てた本堂は平成八年に三度目の大改修を行い、庫裏も新築した。主な行事として花祭りや御開山忌、聖徳太子ボケ封じ祈禱会、大般若祈禱会、永代経などを実施している。境内には交通安全祈願の不動明王像、地藏菩薩像、ボケ防止で健康と長生きを祈願する観音様を建立している。現在の住職は梅澤大観で、所在地は二条二丁目である。

真言宗雨竜山大聖寺

明治四四年、墓地・火葬場がで

きたのを機に、現在地とその管理所を兼ねた説教所を開設した。本尊は大日如来（金剛界）で脇座に弘法大師と不動明王を祀っている。寺号公称が認可されたのは昭和二年で、本山は和歌山県の金剛嶺寺である。本堂と庫裏は平成一二年に大改築され、現在に至っている。主な年中行事には初大師・星祭、施飢鬼供養会、灯笼流しなどがある。四国八八カ所霊場



大光寺



大聖寺

のお砂や三三体の観世音像、西国三三カ所霊場の石仏が境内に安置されている。平成七年以降、山下圭司が住職を務めていたが、二〇年からは他寺との兼任住職となっている。所在地は二条東二丁目である。

秩父別町年表
(平成七年一月一日以降)

年 表

年 (西 曆)号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成 七年 (一九九五)	<ul style="list-style-type: none"> ▼1・1 印鑑証明事務の電算処理開始 ▼1・31 町21世紀農村ビジョン策定会議が「21世紀の農業農村の目指す姿」をまとめ町長に提言 ▼2・23 町長選、町議選とも無投票となり、後藤義博町長が三選 ▼3・1 秩父別町デイサービスセンターがオープン ▼3・31 町議会議長に大西章允を選出 ▼4・1 過疎地域活性化特別措置法に基づく町活性化計画スタート ▼4・1 小・中学校週五日制に向けて第二、第四土曜日休校に ▼4・6 秩父別商工会が中心商店街・一丁目商店街付近の整備基本計画発表 ▼4・10 町のシルバーボランティアが活動開始 ▼6・7 デイサービスセンターによる独居老人宅への宅配給食開始 ▼6・10 秩父別山川草木を育てる集い設立記念の「どろ 	<ul style="list-style-type: none"> ▼1・17 阪神淡路大震災発生、死者六四三二人、家屋全半壊約二〇万戸 ▼2・6 北炭(本社・東京)と子会社の空知炭礦、会社更生法を申請 ▼3・18 歌志内の空知炭礦、一〇五年の歴史に幕 ▼3・20 東京地下鉄でオウム真理教による有毒ガス・サリン事件発生 ▼4・9 道議選空知支庁選挙区で高橋由紀雄、川口常人、村井宣夫、釣部勲当選 ▼4・9 道知事に堀達也、東京都知事事に青島幸雄、大阪府知事に横山ノックら当選 ▼5・16 地下鉄サリン事件でオウム真理教の教団代表・教祖麻原彰晃逮捕 ▼7・11 米国とベトナムが終戦二〇年目にして国交回復 ▼7・23 参院選道選挙区で菅野久光、小川勝也当選 ▼8・1 北大医学部付属病院で国内初の遺伝子治療

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
	<p>亀先生を囲む記念植樹」を実施</p> <p>▼6・26 JAちっぷべつ婦人部・ヤングミセス役員が、農休日実施、婦人口座開設など決定</p> <p>▼7・7 秩父別農協で地域情報システム開通式</p> <p>▼7・9 野菜、果物、花きなどを販売する第一回朝市開催</p> <p>▼7・13 北空知遺族会連絡協議会主催の戦後五〇周年記念交流会を開催(秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」)</p> <p>▼7・15 第二三回全道青年祭が町ファミリースポーツセンターで開幕</p> <p>▼8・1 町の間人ドック開始</p> <p>▼8・31 秩父別町畜産組合主催の第一回サフォークの夕べ開催</p> <p>▼10・1 北空知圏振興協議会が圏域内公共温泉施設共通利用券を発行</p> <p>▼10・30 鈴木利博が秩父別として五一年ぶり二回目となる献上米を宮内庁に献納</p> <p>▼10・31 秩父別パークゴルフ協会第一回パークゴルフ大会開催</p> <p>▼12・15 秩父別農民協議会の農民組織運動五〇周年記念式典</p>	<p>開始</p> <p>▼9・3 JR深名線廃止</p> <p>▼11・30 道の公金不正支出が一〇億七千万円と判明</p>

<p>▼12・18 農産加工施設を備えた「秩父別町婦人の家」で落成式</p> <p>※人口 三五四四人</p>	<p>平成 八年 (一九九六)</p> <p>▼1・16 初の単身者住宅「恵明荘」が完成し、入居開始</p> <p>▼1・25 ちっぶべつスタンプ会設立</p> <p>▼3・4 秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」の入館者が開業六年目で一〇〇万人突破</p> <p>▼3・31 秩父別町史続巻発刊</p> <p>▼4・1 秩父別町立診療所に待望の専任診療所長として小田明医師が着任</p> <p>▼4・1 第四次秩父別町総合計画スタート</p> <p>▼4・1 秩父別町家族経営協定推進協議会を町農業委員会に設置</p> <p>▼6・1 町役場庁舎増改築工事が落成</p> <p>▼6・28 秩父別農協で農家の家族経営協定調印式</p> <p>▼9・19 JAちっぶべつ低温農業倉庫落成式</p> <p>▼10・15 秩父別町土地開発公社の青葉団地が完成、分譲宅地申し込み受け付け開始</p> <p>▼10・20 豊稜の秋を祝う町主催の「第一回収穫祭」開催</p> <p>▼10・27 秩父別町商工会青年部設立三〇周年記念式典</p> <p>▼12・3 秩父別農業委員会、農業者年金女性加入数日本一を達成、農林水産大臣賞受賞</p>
<p>▼1・11 橋本龍太郎内閣成立</p> <p>▼2・10 積丹半島古平町豊浜トンネルで岩盤崩落事故発生、二〇人生き埋め</p> <p>▼3・20 狂牛病疑惑で欧州各国、英国牛の輸入禁止</p> <p>▼3・22 道は職員が流用した公金不正使用裏金相当分総額約二億円を一括返還</p> <p>▼4・15 沖縄普天間飛行場返還で日米両国政府が合意</p> <p>▼5・31 国際サッカー連盟、二〇〇二年ワールドカップ日韓共同開催決定</p> <p>▼7・13 堺市の小学校で病原性大腸菌O-157による集団食中毒発生、全国に拡大</p> <p>▼11・15 北海道国際航空「エア・ドゥ」設立</p> <p>▼10・20 衆院選旧一〇区で小平忠正当選</p> <p>▼12・17 南米ペルー首都リマの日本大使公館を武装ゲリラ襲撃・占拠</p>	

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成 九年 (一九九七)	<p>▼12・1 秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」の廃湯を活用した消雪溝が国道233号沿線で供用開始</p> <p>▼1・29 秩父別町産業後継者育成推進協議会が初の産業後継者激励会を開催</p> <p>▼2・11 秩父別町体育協会創立三〇周年記念式典</p> <p>▼2・16 北空知青年団体協議会創立五〇周年記念式典</p> <p>▼3・10 省力化を図る秩父別町の野菜・花卉・果物共同育苗施設開設</p> <p>▼3・13 秩父別町地域活性化支援機構が「21世紀の農業農村の目指す姿の実現に向けたアクションプログラム」を後藤町長に提言</p> <p>▼4・1 「ちっぶ・すくすくプラン」(秩父別町母子保健計画) スタート</p> <p>▼4・1 深川市地域訪問看護ステーションが訪問看護サービス開始</p> <p>▼4・6 秩父別町商工会が中心商店街・一丁目商店街付近整備基本計画を発表</p> <p>▼4・8 「元気っ子倶楽部」が「幼児教育学級」「子ども読書会」と合同して新スタート</p> <p>▼6・20 町在宅支援センターを役場庁舎内に開設</p>	<p>▼2・19 一連の道庁不正経理問題で不正総額四億五三〇二万円と判明</p> <p>▼4・1 消費税が三割から五割に改定</p> <p>▼4・14 長崎県諫早湾で堤防閉鎖、国内最大級の干潟消滅</p> <p>▼5・8 道旧土人保護法を廃止、アイヌ新法成立</p> <p>▼7・1 英国が香港を中国に返還</p> <p>▼7・15 道、長期的に停滞している事業を見直す「時のアクセス」を六事業に適用すると発表</p> <p>▼8・31 ダイアナ元英国皇太子妃、自動車事故で死去</p> <p>▼9・5 「スラムの聖女」マザー・テレサ死去</p> <p>▼10・22 コンサドール札幌、J1昇格を決定</p> <p>▼11・17 拓銀が都市銀として初の経営破たん</p>

<p>▼6・21 秩父別町青年団創立五〇周年記念式典</p> <p>▼8・22 秩父別消防団創立八八周年記念式典</p> <p>▼9・13 町産業後継者育成推進協議会など主催の第一回農村青年花嫁対策交流事業開催</p> <p>▼11・2 秩父別中学校開校五〇周年記念式典</p> <p>▼11・19 秩父別農協創立五〇周年記念式典</p> <p>▼11・24 「子ども一日議会」開催</p> <p>▼12・6 町多目的研修施設「おおとり」(鵬) オープン</p>	<p>▼2・7 長野冬季五輪開幕</p> <p>▼4・5 神戸と淡路島を結ぶ世界最長の明石海峡大橋開通</p> <p>▼7・12 参院選道選挙区で峰崎直樹、中川義雄当選</p> <p>▼7・12 和歌山で毒入りカレー事件発生</p> <p>▼7・20 中央アジア・タジキスタンで国連監視団として派遣中の秋野豊(小樽市出身)ら邦人が銃で襲われ死亡</p> <p>▼7・30 小淵恵三内閣成立</p> <p>▼8・31 北朝鮮、日本海に向け新型弾道ミサイル発射</p> <p>▼9・2 道内ブロック新聞北海タイムス廃刊</p> <p>▼9・6 映画監督の黒澤明死去</p> <p>▼11・13 経営破たんの拓銀が営業終了</p>
<p>平成一〇年 (一九九八)</p> <p>▼1・30 「GENKI塾」発足</p> <p>▼3・7 秩父別消防団が消防庁長官から竿頭授受章</p> <p>▼3・27 臨時町議会で辞任した大西章允町議会議長の後に早川正剛を選出</p> <p>▼4・1 総合窓口班や高齢福祉課などを新設した機構改革を実施</p> <p>▼4・1 インターネット上に秩父別町のホームページを開設</p> <p>▼5・7 北空知衛生施設組合廃棄物最終処理場が完成し供用開始</p> <p>▼6・14 秩父別ライオンズクラブ認証三〇周年記念式典</p> <p>▼6・30 スポーツ公園内にストリートバスケットコート完成</p> <p>▼7・1 秩父別町パークゴルフ場オープン</p>	

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成一二年 (一九九九)	<p>▼7・23 深川・留萌自動車道の深川西IC(秩父別IC間が開通)</p> <p>▼7・28 町内の国道233号で乗用車とミキサー車が正面衝突、乗用車の三人が死亡、三人が重軽傷</p> <p>▼8・5 町立図書館に丸木位里・丸木俊コーナリ開設</p> <p>▼9・1 道教委が秩父別高等学校について、新年度から生徒募集停止と平成一二年三月廃校の方針を発表</p> <p>▼12・2 秩父別町水稲播種組合設立三〇周年記念式典</p> <p>▼12・8 改築工事が進められていた町立保育所の新園舎が完成し開所。子育て支援センターも併設、(一一年四月から開設)</p> <p>※スポーツ公園内のスケートリンクが今年度から閉鎖</p>	<p>▼2・17 臓器移植法制定後初の脳死者からの心臓と肝臓移植手術を大阪大と信州大で実施</p> <p>▼4・11 道議選空知支庁選挙区で稲津久、高橋由紀雄、川口常人、釣部勲、村井宣夫当選</p> <p>▼4・11 堀達也知事二選</p> <p>▼5・24 日米防衛協力のための新指針関連法案が参院で成立</p> <p>▼7・12 食料・農業・農村基本法成立</p>
	<p>▼1・29 反戦画家として有名な秩父別町出身の丸木俊に名誉市民の称号贈呈</p> <p>▼1・30 「北育ち元氣村」構想推進協議会発足</p> <p>▼2・23 町長選は無投票となり、新人の松本徳一が初当選</p> <p>▼3・1 秩父別町地域振興券を交付</p> <p>▼3・10 介護予防・生活支援事業条例が定例町議会で可決</p>	

	<p>▼ 3・31 後藤義博前町長が名誉町民に決定</p> <p>▼ 5・1 「SLすずらん号」深川く留萌間で運行開始</p> <p>▼ 6・14 秩父別ライオンズクラブ認証三〇周年記念式</p> <p>▼ 7・1 「ふるさとオーナー」事業のオーナー募集開始</p> <p>▼ 7・7 地域子育て支援センターで「子育てサロン」開設</p> <p>▼ 7・11 「ローズガーデンちっぷべつ」が開園</p> <p>▼ 7・29 豪雨により建物の床下浸水、水田・畑などの冠水の被害</p> <p>▼ 8・1 深川市ほか五町介護認定審査会が設置され、広域認定審査を開始</p> <p>▼ 11・11 ちっぷべつスタンプ会が、従来の「ゆめスタンプ」に代わる磁気性の「ちっぷべつポイントカード」を導入</p> <p>▼ 11・24 町担い手検討委員会が、担い手育成対策を町長に答申</p> <p>▼ 11・29 秩父別町高齢者グループハウス「らいふ」開所式</p> <p>※情報公開の一環として予算の内容や財政状況を知らせるパンフレット「なるほどなっとく今年の仕事」を全戸配布</p>
	<p>▼ 7・30 千歳川放水路計画の中止決定</p> <p>▼ 8・9 国旗国歌法が成立</p> <p>▼ 8・12 通信傍受法など組織犯罪対策三法と改正住民基本台帳法が成立</p> <p>▼ 9・30 東海村の核燃料加工会社で日本初の臨界事故発生、四九人が被爆</p> <p>▼ 10・12 『氷点』の作家、三浦綾子死去</p>

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成一二年 (二〇〇〇)	<ul style="list-style-type: none"> ▼1・13 「原爆の図」など反戦・平和をテーマに描き続けた日本を代表する画家で名誉町民の丸木俊が八七歳で死去 ▼2・28 誘致企業の婦人服縫製(株)ファッション赤坂が経営不振のため事業閉鎖 ▼4・1 過疎地域自立促進特別措置法に基づく新活性化計画スタート ▼4・1 「町長とのふれあいホットライン」開設 ▼4・1 秩父別農協の新組織「JAちっぷべつ&レディーネットワーク」が発足 ▼4・7 秩父別商工会婦人部が、女性部に名称変更 ▼4・10 少子化対策事業「ちっぷっ子ふれあいスクール」が町青年会館などを会場にスタート ▼4・29 「ローズガーデンちっぷべつ」内にバラの城「ふろーら」がオープン ▼6・23 女性起業団体育成のため、協栄町内女性を中心にローズガーデンにおいて直売所「母ちゃんの野菜畑」開設 ▼7・1 秩父別町でもビン、ペットボトルの分別収集実施 ▼7・20 「ローズガーデンちっぷべつ」駐車場に特産品 	<ul style="list-style-type: none"> ▼2・6 大阪府知事選で太田房江当選、全国初の女性知事誕生 ▼2・12 道庁土宙土の毛利衛ら搭乗の「エンデバー」打ち上げ成功 ▼3・26 ロシア大統領にプーチン首相当選 ▼3・31 二三年ぶりに有珠山爆発、人的被害ゼロ ▼4・5 森喜朗内閣成立 ▼5・17 北海道登山隊が世界最高峰エベレスト登頂に道内隊として初成功 ▼6・2 衆院選旧一〇区で小平忠正当選 ▼6・27 雪印乳業の集団食中毒発覚 ▼7・23 沖縄サミット共同宣言 ▼9・1 噴火活動続く三宅島の村長が島民に避難命令 ▼9・5 堀道知事、北電泊原発電計画同意意向を表明 ▼9・15 シドニー五輪開幕、女子マラソンで高橋尚子選手が金メダル獲得 ▼10・29 コンサドーレ札幌、J2で初優勝

<p>平成一三年 (二〇〇二)</p>	<p>直売所・食堂「ガーデンプラザ・ウエル花夢」オープン ▼7・25 秩父別土地改良区設立五〇周年・土功組合創立八八周年・優良土地改良区農林水産大臣表彰祝賀記念式典 ▼9・3 大雨により町内の水田・畑に冠水被害 ▼9・15 都市との交流を進める農村体験事業「週末体験ツアー」スタート ▼11・6 駅前団地が完成 ▼11・17 交通死亡事故ゼロ五〇〇日達成 ▼11・24 秩父別担い手検討委員会が町長に答申書提出 ▼12・8 21世紀まちづくり委員会が松本町長に「秩父別町21世紀への提言」を答申 ※町の補助事業による農家看板を設置 ※人口 三三六八人</p>	<p>▼1・6 行政改革で中央省庁一府二二省庁スタート 道、支庁再編で「八支庁案」提案 ▼2・12 米英軍、イラク初攻撃 ▼2・16 「家電リサイクル法」スタート ▼4・1 小泉純一郎内閣成立 ▼4・26 札幌ドームがオープン ▼6・2 参院選道選挙区で伊達忠一、小川勝也当選 ▼7・29 道がIT戦略本部設置 ▼8・13</p>
<p>平成一三年 (二〇〇二)</p>	<p>▼2・14 町と町農協が「秩父別農業を守る緊急集会」を開催、「秩父別農業を守る宣言」を採択 ▼3・2 滞在型市民農園利用計画策定協議会が最終報告書を松本町長に提出 ▼3・3 北海道秩父別高等学校で閉校記念式典、四二年の歴史に幕 ▼3・27 秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」の入館者が二〇〇万人突破</p>	

(西暦)年号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
<p>▼4・1 町情報公開条例施行</p> <p>▼4・1 廃棄物処理及び清掃に関する条例施行</p> <p>▼4・1 町民生活課、企画振興課、農業振興課、保険介護課を新設し、六課を四課にする機構改革実施</p> <p>▼4・20 町米穀乾燥調整貯蔵施設「いなほの鐘」から町内産米を初出荷</p> <p>▼4・25 町教委主催の「ブックスタート」事業開始</p> <p>▼5・2 町補助金等検討委員会発足</p> <p>▼6・6 管内初の町職員倫理規定を制定、利害関係者との旅行、ゴルフなど禁止</p> <p>▼6・20 定例町議会で北海道国際航空（エア・ドゥ）への出資五〇万円を決定</p> <p>▼6・26 大型ゴミの有料化と戸別収集を開始</p> <p>▼6・29 西米・南地域で竜巻が発生、住宅やビニールハウス、農業機械、農作物などに被害甚大。被害額は建物・施設設備約一億八六〇〇万円、農作物約四五〇六万円</p> <p>▼7・1 一〇年ぶりに町水道料金引き上げ</p> <p>▼7・10 ちっぶべつパークゴルフ場に九ホールのふれんどコース増設</p> <p>▼9・11 秩父別陸上競技場発着の北空知駅伝競走大会が四〇年の歴史に幕</p>	<p>▼9・11 米ニューヨークで同時多発テロ発生</p> <p>▼10・29 テロ対策特別措置法成立</p> <p>▼12・7 国内唯一の太平洋炭鉱閉山決定</p>	

平成一四年 (二〇〇二)	▼ 9・11 台風一五号被害に備え災害対策本部を設置。町道の一部決壊、秩父別川の一部決壊、田畑の冠水約五四畝など被害甚大 ▼ 9・28 秩父別山川草木を育てる集い第一回アキグミ収穫祭開催 ▼ 10・31 秩父別町農業支援センター創設準備委員会が報告書を町長に提出 ▼ 11・1 秩父別、妹背牛、沼田三農協が合併推進委員会を結成 ▼ 11・10 「ちっぷべつ農畜産物加工研究会」が発足、初の試食会を開催 ▼ 11・16 町補助金等検討委員会が一一八件のうち二〇件余りに「補助金交付不適」と提言 ▼ 12・1 秩父別農協青年部創立五〇周年記念式典 ▼ 12・13 町議・町特別職・職員の報酬・給与・手当ての一部改正を決定	▼ 1・1 秩父別町学校給食センターを廃止し、北空知学校給食組合に加盟 ▼ 1・9 町ラジコンヘリコプター研究会が、創立二〇周年記念祝賀会を開催 ▼ 2・1 町生涯学習センター「生き生き館」が秩父別高等学校跡でオープン
		▼ 1・29 小泉首相、田中真紀子外相を更迭 ▼ 5・28 経済四団体が統合し日本経団連が発足 ▼ 5・31 日韓共同開催のアジア初サッカーワールドカップがソウルで開幕 ▼ 7・29 日本郵政公社設立決定 ▼ 8・5 住民基本台帳ネットワークシステムが全国

(西暦)年号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
	<p>▼2・2 J A ちっぷべつ女性部創立五〇周年記念式典</p> <p>▼2・8 秩父別、妹背牛、北竜、沼田、幌加内五町が「北空知行政改革懇談会」を設立</p> <p>▼3・26 秩父別町身障者福祉協会創立四〇周年記念式典</p> <p>▼4・1 町の施策による補助金について公募制に変更</p> <p>▼4・1 町が情報公開条例施行</p> <p>▼4・1 秩父別町障害者等ホームヘルプサービス事業開始</p> <p>▼4・1 秩父別小・中学校で完全週五日制開始</p> <p>▼4・1 秩父別小・中学校で本格的に「総合的な学習」を導入</p> <p>▼4・2 秩父別町で交通事故死ゼロ一〇〇〇日達成</p> <p>▼4・5 妹背牛町営バスが秩父別町へ延長運行開始</p> <p>▼4・16 N P O 法人「べにばら」が管内で初の認知症高齢者グループホームを開設</p> <p>▼4・17 町産業後継者育成推進協議会が、本年度から農業体験実習生受け入れ事業開始を決定</p> <p>▼4・19 来道中の韓国の小学生が秩父別小学校を訪問、授業に参加するなど交流</p> <p>▼6・20 J A ちっぷべつの農産物等直売所が J A 前にオープン</p>	<p>一斉に運用開始</p> <p>▼9・17 小泉首相、歴代首相として初めて北朝鮮訪問、拉致問題で金正日総書記と会談</p> <p>▼11・12 道路公団民営化で基本方針確定</p>

	<p>▼ 7・16 農業支援事業推進協議会・農作業受委託幹旋調整委員会が発足</p> <p>▼ 7・24 過去に七〇〇万円、土地三五〇〇平方畝を寄付している原田森成原田建設工業代表取締役会長夫妻が、さらに「人材育成に」と町に一〇〇〇万円を寄付</p> <p>▼ 8・5 住民基本台帳システムが秩父別町でも運用開始</p> <p>▼ 9・1 社会福祉法人秩父別昭啓会の特別養護老人ホーム「和敬園」で開園二〇周年記念式典</p> <p>▼ 9・11 秩父別小学校の全面改築新校舎落成記念式典</p> <p>▼ 11・1 資源ごみについて容器、ダンボール、紙類、電池類などの新しい分別収集を開始</p> <p>▼ 11・20 国道233号市街地融雪溝供用開始</p> <p>※荒井山スキー場閉鎖</p>
<p>平成一五年 (二〇〇三)</p>	<p>▼ 2・1 秩父別、妹背牛、沼田の北空知三農協が合併、「北いぶき農協」が誕生</p> <p>▼ 2・23 町長選は無投票となり、松本徳一町長が再選</p> <p>▼ 2・28 町議選執行、定数が一減の一三となり、立候補は一四人</p> <p>▼ 3・28 北空知衛生センターの広域可燃ごみ中継施設・生ごみバイオガス化施設で竣工式</p> <p>▼ 3・31 秩父別町統計調査員協議会廃止</p> <p>▼ 4・1 秩父別町学校評議員設置要綱施行</p>
	<p>▼ 2・1 米国のスペースシャトル「コロンビア」打ち上げに失敗、炎上爆発</p> <p>▼ 3・6 札幌駅JRタワー開業</p> <p>▼ 3・20 米軍がイラク攻撃開始</p> <p>▼ 3・31 空知管内の住民基本台帳人口が初めて三八万人を切ったが、一〇〇歳以上が一〇〇〇人を突破</p> <p>▼ 4・13 道議選空知支庁選挙区で稲津久、棚田繁雄、釣部勲、高橋由紀雄当選</p> <p>▼ 4・13 北海道知事に高橋はるみ初当選。道政史上</p>

(西暦)年号	
秩父別町関連の主な出来事	<p>▼4・1 北空知バス「ちっぶ・ゆう&ゆ線」が運行廃止</p> <p>▼4・1 新山村振興等農林漁業特別対策事業計画スタート</p> <p>▼6・12 秩父別小学校が社団法人文教施設協会賞を受賞</p> <p>▼6・18 第一回秩父別町老人クラブ連合会パークゴルフ大会開催</p> <p>▼7・1 大型ごみ以外のゴミ処理も有料化スタート</p> <p>▼7・17 深川留萌自動車道秩父別IC～沼田IC間が供用開始し、秩父別パーキングエリアがオープン</p> <p>▼8・4 秩父別、妹背牛、北竜、沼田、幌加内五町町長会議で「合併研究会」の設立決定</p> <p>▼8・13 深川市を加えた一市五町で実質的な任意合併協議会となる「北空知地域づくり検討会」設置</p> <p>▼8・14 秩父別町で交通事故ゼロ一五〇〇日達成</p> <p>▼8・24 クリーン米生産を目指す第一回ハーブ植栽フェスタ開催</p> <p>▼8・25 住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働による住民サービスを開始</p> <p>▼10・9 交通事故死亡事故ゼロの過去最長記録を更新、一五五八日を達成</p> <p>▼10・25 初の「リサイクル・フェスティバル」開催</p>
北海道・国内外の主な出来事	<p>初の女性知事誕生</p> <p>▼5・22 三浦雄一郎、最高齢でエベレスト登頂成功</p> <p>▼6・5 有事関連法成立</p> <p>▼7・4 イラク特別措置法成立</p> <p>▼8・5 道民プロ野球球団「北海道日本ハムファイターズ」発足</p> <p>▼10・16 世界自然遺産に知床推薦</p> <p>▼11・9 衆院選一〇区で小平忠正、比例代表で山下貴文当選</p> <p>▼12・24 狂牛病で日本が米国産牛肉の輸入禁止</p>

<p>▼10・30 「ちつぶべつ農畜産物加工研究会」が、地元食材を使ったメニューによる本格的な「地場産試食ディナー」を開催</p> <p>▼11・3 秩父別文化連盟創立三〇周年記念式典</p> <p>▼12・25 収入役制度を廃止、出納室を設置する機構改革を実施</p>	<p>▼1・3 米探査機が火星着陸</p> <p>▼2・3 イラク人道支援で自衛隊本隊出発</p> <p>▼4・1 消費税の総額表示義務化</p> <p>▼5・28 小泉首相、道州制推進を明言</p> <p>▼6・14 国民保護法成立</p> <p>▼7・12 参院選道選挙区で中川義雄、峰崎直樹当選</p> <p>▼8・22 駒大苫小牧高野球部、夏の甲子園で道内勢として初優勝</p> <p>▼11・1 新紙幣発行</p>
<p>平成一六年 （二〇〇四）</p> <p>▼2・13 町ラジコンヘリコプター研究会が役割を終え解散</p> <p>▼2・23 町と町食生活改善協議会主催のヘルスサポーター事業「健康料理教室」が開講</p> <p>▼3・12 原田森成元町議会副議長が名誉町民に決定</p> <p>▼3・15 秩父別町の花・木・花木にバラ・桜・ツツジが決定</p> <p>▼3・29 翌年開園する市民農園利用の都市住民に、農作業などアドバイスするボランティア組織「町田舎の親戚」設立</p> <p>▼4・1 行財政改革の一環として特別職給与と町議会議員報酬の削減を断行</p> <p>▼4・2 姉妹都市綾南町五〇周年記念式典に秩父別町長、町議会議長ら出席</p> <p>▼4・18 誘致企業「アサノコンクリート」秩父別工場、経営悪化のため操業休止</p>	

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 4・22 沼田町が一市五町による法定合併協議会への不参加を正式表明 ▼ 4・26 町航空防除対策実施組合で農業用大型無人ヘリコプター導入(三機)セレモニー ▼ 5・10 北空知一市四町合併協議会が発足 ▼ 5・15 秩父別町開基一一〇年記念式典 ▼ 5・27 秩父別臨時町議会で北空知一市四町による法定合併協議会設置を可決 ▼ 6・1 北空知一市四町法定合併協議会が発足 ▼ 6・2 秩父別町行財政改革推進会議設置、第一回会議開催 ▼ 7・28 高橋はるみ知事が「ローズガーデンちっぷべつ」を初視察 ▼ 8・6 ファミリースポーツ公園に文芸碑を建立 ▼ 8・7 町内の交通事故死ゼロ記録が一八五八日でストップ ▼ 8・26 秩父別町行財政改革推進会議が、町に中間答申 ▼ 9・1 道内初の秩父別田園バトロール隊が発足 ▼ 9・8 台風一八号の被害(農業、建物、公共施設)、総額約四億五千万円 ▼ 11・6 秩父別小学校開校一一〇年・統合四〇周年記念 	<p>北海道・国内外の主な出来事</p>

<p>平成一七年 （二〇〇五）</p>	
<p>式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 11・19 北空知一市四町法定合併協議会の協議が終了、新市名は深川市と決定 ▼ 12・14 留萌地方南部を震源とする地震が発生、秩父別で震度4を観測 ▼ 12・21 移転新築した秩父別駐在所が業務開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 1・25 北空知一市四町法定合併協議会で秩父別、妹背牛、北竜、幌加内各町が自立の道を選ぶことを表明。事実上合併は破談となり、三月三日をもって協議会を解散 ▼ 2・21 住民基本台帳カードによる秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」など近隣温泉による「温泉めぐりポイントサーブিস」がスタート ▼ 3・1 町内にADSL（非対称デジタル加入者線）開通 ▼ 3・31 生涯学習奨励賞「生き生き賞」廃止 ▼ 4・1 次世代育成支援行動計画がスタート ▼ 4・1 町長部局六課を四課に集約する機構改革実施 ▼ 4・1 二カ所に分かれていた町教育委員会の事務局がファミリースポーツセンターに統合 ▼ 4・1 道立高校の空知地区通学区区域が従来の五学区から空知北、空知南の二学区に再編され、秩父別が含まれ
<ul style="list-style-type: none"> ▼ 3・25 愛知万博開幕 ▼ 4・25 尼崎のJR福知山線で脱線事故一〇七人死亡 ▼ 5・22 JR渡島大野駅で北海道新幹線新青森〜新函館間建設起工式 ▼ 7・14 知床世界自然遺産登録決定 ▼ 8・20 駒大苫小牧高野球部、夏の甲子園で二連覇 ▼ 9・1 北空知の高齢者率が二九・五割で四年連続圏域全道一に ▼ 9・11 衆院選一〇区で小平忠正、比例代表で飯島夕雁当選 ▼ 10・14 郵政民営化関連法案成立 ▼ 11・15 紀宮様が東京都職員黒田慶樹さんと結婚 ▼ 11・17 国土交通省が耐震強度構造計算書偽装問題を公表 	

年 (西 曆) 号		秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
		<p>る北空知学区は空知北学区に編入</p> <p>▼4・26 秩父別、北竜、幌加内三商工会が北空知三商工会広域連携協議会設立準備会結成</p> <p>▼4・29 滞在型の秩父別町交流体験農園「なつみの里」開園式</p> <p>▼5・16 秩父別町子供安全パトロール隊「ちっぶっ子見守り隊」発足</p> <p>▼8・11 秩父別町協栄と沼田町高穂をつなぐ穂栄橋（雨竜川）で開通式</p> <p>▼8・20 道内九〇番目・管内四番目となる道の駅「鐘のなるまち・ちっぶべつ」がオープン</p> <p>▼9・9 町議会は議員定数を一三から九に減らす条例改正案を可決</p> <p>▼10・15 第一回「なつみの里」収穫祭</p> <p>▼11・21 「秩父別町青少年育成ネットワーク推進会議」設置</p> <p>▼11・26 ボーイスカウト秩父別第一団発団五〇周年記念式典</p> <p>▼12・2 秩父別、妹背牛、北竜、沼田、幌加内の北空知五町の商工会が翌年四月からスタートする「北空知商工会広域連携協議会」設立に向け覚書に調印</p>	

<p>平成一八年 （二〇〇六）</p>	
<p>▼12・4 西栄コミュニティ会館落成式 ▼12・22 町の健康管理システム「ちっぷべつ生き生きネット」運用開始 ※人口三〇〇三人</p>	<p>▼2・20 中央東町内会子供防犯パトロール隊発足 ▼2・28 北空知五町で「北空知広域連携自治研究会」を結成、第一回会合開催 ▼3・2 秩父別消防団が消防庁長官から表彰旗を受章 ▼3・9 定例町議会は議員報酬を一律一〇割削減する議案を可決 ▼3・23 市街地五町内と老人クラブ連合会による秩父別町子供防犯パトロール隊発足 ▼3・24 北空知五町商工会が「広域連携協議会」を設立、四月から正式発足 ▼3・31 生涯学習推進協議会が生涯学習推進アドバイザーを廃止 ▼4・1 第五次秩父別町総合計画がスタート ▼4・1 秩父別町行財政集中改革プランがスタート ▼4・1 秩父別町役場温室ガス削減プランがスタート ▼4・1 町下水道料金引き上げ ▼5・1 秩父別土地改良区の灌の上揚水場で通水式 ▼5・11 前日からの豪雨により雨竜川がはんらん、秩父</p>
<p>▼1・23 ライブドア事件で堀江貴文社長ら逮捕 ▼2・23 トリノ冬季五輪フィギュアスケート女子で荒川静香選手がアジア人として初の金メダル ▼3・9 日銀、金融の量的緩和策の解除を決定 ▼3・18 野球第一回ワールドベースボールクラシックで日本が優勝 ▼4・1 農業改良普及センターの組織再編で旧空知北部と旧雨竜西部両センターが統合し北空知支所に ▼7・5 北朝鮮、長距離弾道ミサイル「テポドン2」など発射 ▼8・25 福岡市職員の飲酒事故で幼児三人死亡 ▼9・6 秋篠宮紀子さまが男児ご出産 ▼9・26 安倍晋三内閣発足 ▼10・26 北海道日本ハムファイターズが四四年ぶり日本一に ▼12・13 道州制特区推進法が成立</p>	

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成一九年 (二〇〇七)	<p>別でも約一〇畝の田畑が冠水</p> <p>▼6・24 世界の羊が観られる観光体験牧場「めえーめえーランド」オープン</p> <p>▼7・11 旧綾南町と旧綾上町とが合併して誕生した新生綾川町と秩父別町が改めて姉妹町締結に調印</p> <p>▼9・10 深川↷増毛間の「SLすずらん号」運行が終了しラストラン</p> <p>▼10・2 町職員の交通違反に対する処分基準を厳格化、酒酔い運転の処分を減給から懲戒免職に変更した新基準を施行</p> <p>▼10・20 秩父別町四国県人会が発足、第一回総会を開催</p> <p>▼10・27 「まちづくり協働隊」が発進式</p> <p>▼12・13 定例町議会で助役を副町長とし、収入役を廃止する条例を可決</p> <p>※一大イベントとして長く続いてきた町民運動会が今年度から中止</p> <p>※人口二九八六八</p>	<p>▼1・4 深川市官製談合事件で道警が河野順吉前市長を再逮捕</p> <p>▼1・9 防衛庁が昇格し防衛省スタート</p>

<p>▼2・28 定数が一三から九に削減され、一〇人立候補による町議選を執行</p> <p>▼3・2 「秩父別町国民保護計画」を策定</p> <p>▼3・2 秩父別消防団が消防庁長官表彰旗受章</p> <p>▼4・1 町特別職と町議会議員報酬削減</p> <p>▼4・1 定住促進住宅地取得奨励金制度スタート</p> <p>▼5・7 秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」がオープンから一七年目で入館者三〇〇万人達成</p> <p>▼5・9 J R留萌線秩父別駅で通学列車が二六人の乗客を残したまま発車、高校生のマナーや車両増結が問題に</p> <p>▼5・20 東京秩父別会で創立二〇周年記念式典</p> <p>▼6・18 役場各部署で八月三一日まで初のクールビズを実施</p> <p>▼7・1 町の憲法とも言うべき「秩父別町自治基本条例」施行</p> <p>▼7・28 開基百年記念塔展望室に「しあわせの鐘」設置</p> <p>▼8・19 第三〇回記念秩父別とんでんまつり開催</p> <p>▼11・5 綾南町が合併して新たな姉妹町となった綾川町から初の研修視察団が来町</p> <p>▼11・10 秩父別中学校開校六〇周年記念式典</p> <p>※品目的横断経営安定対策「農地・水・環境保全向上対策事業」スタート</p> <p>※この冬、高齢者らを対象に福祉灯油を支給</p>	
	<p>▼1・24 道教委調査で「今もいじめられている」と二万人以上の小・中学・高校生が回答していることが判明</p> <p>▼3・6 夕張市が財政再建団体に移行</p> <p>▼4・8 道知事選で高橋はるみ知事再選</p> <p>▼5・10 熊本市の病院で赤ちゃんポスト運用開始</p> <p>▼5・14 憲法改正手続きを定めた国民投票法が成立</p> <p>▼6・20 ミートホープ社の牛肉偽装発覚。以後、食品偽装問題続発</p> <p>▼9・25 福田康夫内閣発足</p> <p>▼9・29 プロ野球日本ハムがパ・リーグ連覇</p> <p>▼10・1 日本郵政公社が民営化</p> <p>▼12・1 サッカーJ2コンサドーレ札幌が優勝、J1昇格</p>

年 (西 曆) 号	秩父別町 関連の主な出来事
平成二〇年 (二〇〇八)	秩父別町体育協会創立四〇周年記念式典
▼ 1・19	秩父別町元気村花き生産組合設立一〇周年記念式典
▼ 1・23	北育ち元気村花き生産組合設立一〇周年記念式典
▼ 3・12	秩父別町生活安定条例制定
▼ 3・18	北海道コカ・コーラと提携、役場内に災害対応型自動販売機を設置
▼ 4・1	町特別職の給与を減額改定
▼ 4・1	社会福祉法人幸福会が、町デイサービスセンターの指定管理者として受託運営開始
▼ 5・7	町公用車貸出事業を施行
▼ 6・3	韓国ソウル市職員・研究者ら六人が来町、デイスポーザー(生ごみ粉碎機)を視察
▼ 6・11	町の結婚祝い金第一号の原田章弘・唯夫妻に二〇万円贈呈
▼ 6・15	秩父別ライオンズクラブ認証四〇周年記念式典
▼ 6・18	町が農業生産法人設立支援制度に基づき、農事組合法人に初の貸し出し
▼ 7・1	町建設業協会と町が災害時における応急対策業務等に関する協定を締結
▼ 8・1	秩父別町社会福祉協議会が車椅子等貸出事業を開始
北海道・国内外の主な出来事	<p>▼ 1・30 中国製ギョーザで中毒発覚</p> <p>▼ 2・3 上川管内東神楽町長選で川野恵子前町議会副議長が当選、道内初の女性町長誕生</p> <p>▼ 4・1 後期高齢者医療制度スタート</p> <p>▼ 4・21 高橋はるみ知事が「北海道環境宣言」を提唱</p> <p>▼ 6・6 「アイヌ民族は先住民族」と国会決議</p> <p>▼ 6・28 支庁制度改革条例を道議会が可決</p> <p>▼ 7・7 北海道洞爺湖サミット開会</p> <p>▼ 7・11 原油が市場最高値を記録。その後金融危機で急落</p> <p>▼ 8・8 北京五輪が厳戒の中で開幕</p> <p>▼ 9・15 米リーマン・ブラザーズ破たんが発端となり、世界同時経済危機に</p> <p>▼ 9・24 麻生太郎内閣発足</p> <p>▼ 10・7、8 ノーベル賞に日本人四人が決定</p> <p>▼ 11・4 米大統領にオバマ当選。初の黒人大統領誕生</p>

<p>平成二二年 （二〇〇九）</p>	<p>▼ 8・3 全道少年野球大会で秩父別タイガース野球スポーツ少年団がベスト8の快挙</p> <p>▼ 8・4 地域新エネルギー詳細ビジョン策定会議の第一回委員会開催</p> <p>▼ 8・7 原油等価格高騰対策及び道開発局存続空知総決起大会開催</p> <p>▼ 8・30 第二〇回北海道大学駅伝対校選手権大会兼第一五回北海道大学女子駅伝対校選手権大会を開催、この年からコースを変更、町内周回コース採用</p> <p>▼ 9・19 特別養護老人ホーム「和敬園」の入所者六人の百歳を祝う内閣総理大臣表彰を伝達</p> <p>▼ 10・3 秩父別町が、深川署と「公営住宅における暴力団排除に関する協定」を締結</p> <p>▼ 10・24 秩父別町観光施設連絡協議会発足</p> <p>▼ 10・26 日本詩吟学院岳風会深川支部秩父別道場で創立五〇周年記念式典</p> <p>▼ 12・10 テレビの地上デジタル放送開始</p>	<p>▼ 1・20 西松建設裏金をめぐる外為法違反容疑で同社前社長を逮捕</p> <p>▼ 1・20 第44代米大統領にオバマ就任</p> <p>▼ 2・29 丸井今井が民事再生法申請</p> <p>▼ 3・23 侍ジャパンがWBC（ワールド・ベースボール</p>
-------------------------	--	--

<p>初優勝</p> <p>▼ 8・8 秩父別中吹奏楽部25年ぶり空知地区吹奏楽コンクール金賞受賞</p> <p>▼ 8・9 町制施行五〇周年記念とんでんまつり、HBCラジオ公開録音「水森かおりコンサート」実施</p> <p>▼ 9・1 開基一十五年・町制施行五〇周年・綾川町姉妹町締結三〇周年記念式典挙行</p> <p>▼ 10・1 「子育て応援特別手当」支給決定(町独自事業)</p> <p>▼ 10・31 交通事故死ゼロ一九一一日でストップ</p> <p>▼ 11・4 名誉町民梅澤宗純が八五歳で死去</p> <p>▼ 12・10 秩父別温泉1階大浴場改修</p>	<p>ル・クラシック)で2連覇</p> <p>▼ 5・21 裁判員制度スタート</p> <p>▼ 8・30 第45回衆院選で民主党が圧勝、自民党が初めて第一党の座を民主党に明け渡し</p> <p>▼ 9・16 民主党、国民新党、社民党の三党連立による鳩山由紀夫内閣成立</p> <p>▼ 10・6 日本ハムがパ・リーグで2年ぶり5度目の優勝(日本シリーズでは巨人に惜敗)</p> <p>▼ 11・13 オバマ米大統領が初来日、鳩山首相と首脳会談</p>
---	--

主な参考文献

小学校社会科副読本秩父別（秩父別町教育委員会・平成一一年四月、平成二〇年四月）／秩父別町過疎地域自立促進市町村計画（秩父別町振興課・平成二二年度～平成二二年度）／第四次秩父別町総合計画（秩父別町振興課・平成八年六月）／第五次秩父別町総合計画（秩父別町・平成一八年三月）／秩父別町二〇〇〇年町勢要覧（秩父別町振興課・平成二二年）／秩父別町二〇〇一年町勢要覧（秩父別町振興課・平成二三年）／秩父別町二〇〇八年町勢要覧（秩父別町総務企画・平成二〇年）／空知の統計（北海道空知支庁・平成八年～平成一八年）／北海道新聞（北海道新聞社・平成七年～平成二二年）／読売新聞（読売新聞社・平成七年～平成二二年）／北空知新聞（北空知新聞社・平成七年～平成二二年）／年表でみる北海道の歴史（北海道新聞・平成一三年）／北海道勢要覧（北海道統計協会・平成一〇年、平成一九年）／日本の統計（総務省統計局・平成二二年、平成一八年）／戦後北海道開発の軌跡（北海道開発協会・平成一九年）／現代用語の基礎知識（自由国民社・平成二二年）／イミダス（集英社・平成一九年）／記者ハンドブック（共同通信社・平成二〇年）／北海道産業史（北海道大学図書刊行会・平成一六年）／読める年表日本史（自由国民社・平成二五年）／北海道2030年の未来像（日本経済新聞社・平成一八年）／秩父別町行政報告書（秩父別町・平成七年度～平成二〇年度）／秩父別町広報誌「広報ちっぷべつ」（秩父別町・平成七年～平成二二年）

あとがき

明治二八年・二九年の両年にわたり屯田兵が入植し、日々の辛苦に耐え、明日の繁栄を夢見て開墾した「秩父別」。一一五年の歳月は、昼なお暗い原始林を切り拓き、北海道屈指の良食味米の産地に築きあげました。

先人の労苦に敬仰感謝し、次世代への大いなる発展を願って平成二一年九月一日に「開基一一五年・町制施行五〇周年・香川県綾川町姉妹町締結三〇周年記念式典」を挙行いたしました。

この記念事業の一環として町史の編纂計画を立て、既に出版されている『秩父別町史続巻』を継承し、平成七年から二一年までの一五年間をまとめたものが、今般の『秩父別町史続二巻』であります。

発刊に至る経過を略記しますと、町総務課が担当し原案作成にあたり、各担当部局で資料の検討を加えた後、株式会社ようせいが執筆し編集いたしました。

最後に本町史編纂にあたり、多くの方々、関係機関及び各団体から資料の提供を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

平成二二年一月

秩父別町役場総務課総務企画グループ

秩父別町史 続二巻 校閲・担当者一覧

	校閲・資料補完	元町長	後藤義博	事務担当者	総務課長	澁谷信人
	副町長	岡崎稔		総務課主幹	畑伸明	
	教育長	伊藤廣		総務課主査	宮武幸充	
	総務課長	澁谷信人				
	住民課長	辻村成光				
	産業課長	藁口隆則				
	建設課長	竹内茂樹				
	教育課長	神田達広				
	議会事務局長	西田康二				
	農委事務局長	榎本信子				

秩父別町史 続二卷

平成三二年一月発行

編集者 秩父別町役場総務課

発行所 秩 父 別 町

北海道雨竜郡秩父別町四一〇一番地

印刷 (株) ちちのぼ

本社 東京都中央区銀座七丁目四番二号
北海道支社 札幌市中央区北五条西六丁目一十一
電話 〇一一二四一一九七一(代表)